

加古川市障がい者基本計画
第7期加古川市障害福祉計画
第3期加古川市障害児福祉計画
(令和6年度～令和 11 年度)

令和6年 2 月(最終案)

加 古 川 市

目 次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 策定の趣旨、背景	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の策定体制	3
4 計画期間	3
5 計画の対象	3
6 計画の理念	4
7 施策展開の基本姿勢	5
第2章 障がい者基本計画	6
1 施策の展開分野	6
2 現状と今後の方向性	7
3 施策の体系	8
4 分野別の施策の展開	9
(1)地域づくりの推進	9
(2)地域生活の充実	13
(3)教育・余暇の充実	19
(4)就労・経済的自立の支援	22
(5)快適に暮らせるまちづくりの推進	27
(6)安全安心の推進	30
第3章 障害福祉計画・障害児福祉計画	33
1 基本方針	33
2 成果目標	34
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	34
(2) 地域生活支援の充実	35
(3) 福祉施設から一般就労への移行等	36
(4) 障がい児支援の提供体制の整備等	37
(5) 相談支援体制の充実・強化等	38
(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	38
3 障害福祉サービスの活動指標（見込量）とその確保のための方策	39
(1) 訪問系（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）	39
(2) 日中活動系（生活介護、自立訓練（機能訓練、生活訓練）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、就労定着支援、療養介護、短期入所）	41
(3) 居宅支援・施設系（自立生活援助、共同生活援助、施設入所支援）	44
(4) 相談支援（計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援）	46
(5) 障害児通所支援等	47
(6) その他の活動指標	50
4 地域生活支援事業の活動指標（見込量）とその確保のための方策	54
(1)理解促進研修・啓発事業	54
(2)自発的活動支援事業	54
(3)相談支援事業	54

(4)成年後見制度利用支援事業	55
(5)成年後見制度法人後見支援事業	56
(6)意思疎通支援事業	56
(7)日常生活用具給付等事業	57
(8)手話奉仕員養成研修事業	58
(9)移動支援事業	59
(10)地域活動支援センター機能強化事業	60
(11)その他の事業	61
第4章 計画の推進	63
1 推進体制	63
2 進捗管理及び評価	64
資料編	65
1 基礎データ	65
2 アンケート調査	70
Ⅰ 調査の概要	70
Ⅱ 調査結果	71
【市民】	71
【事業所】	211
【自由意見】	231
3 加古川市障害者施策推進協議会委員名簿(令和5年度)	232
4 計画策定の過程	233
5 用語解説	234

第1章 計画の基本的な考え方

1 策定の趣旨、背景

本市では、平成29年3月に策定した「加古川市障がい者基本計画」において、「障がいのある人が、地域の人とともに生きがいを持っていきいきと安心して暮らすことができるまちづくり」を基本理念とし、サービスの提供体制の計画的な整備などを定めた「加古川市障害福祉計画」及び「加古川市障害児福祉計画」を策定するとともに、これらに基づき障がいのある人の地域での自立生活と共生社会の実現を図るため、これまで様々な施策を推進してきました。

障害福祉制度は、市がサービスの内容を決定する措置制度としての運用から、平成15年4月に自己決定によってサービスを利用する支援費制度へ移行し、さらに平成18年4月の「障害者自立支援法」の施行により、3障害(身体障害、知的障害、精神障害)を一元化した枠組みによる新たな制度へと移行しました。

国においては、平成19年の「障害者の権利に関する条約(以下「条約」という。)」署名以降、条約の批准に向けた障がい者施策の見直しが進められ、前計画の策定後も、平成30年の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)」の改正をはじめ、令和元年の「障害者の雇用の促進等に関する法律(以下「障害者雇用促進法」という。)」の改正、令和3年の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(以下「障害者差別解消法」という。)」の改正、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(以下「医療的ケア児支援法」という。)」の制定、令和4年の「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律(以下「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」という。)」の制定など、障がいのある人に関する様々な法律の整備が行われました。

また、2020年東京オリンピック・パラリンピックを契機に、共生社会の実現に向けた大きな柱として「心のバリアフリー」及び「ユニバーサルデザインの街づくり」が「ユニバーサルデザイン2020行動計画」として取りまとめられました。

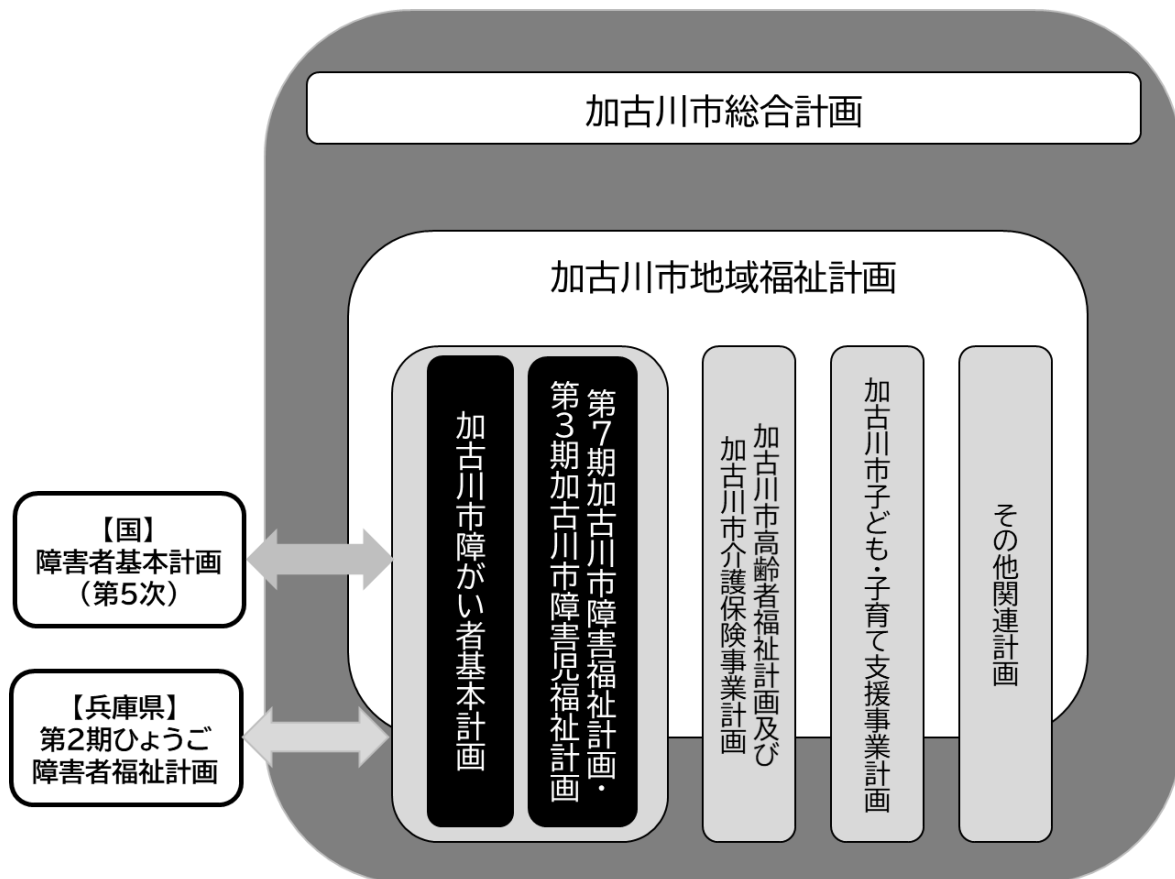
従来、「障害」は、障がいのある人の病気や外傷など心身における機能の障害のみに起因するという従来の「医学モデル」の考え方がとられていましたが、現在では、「障害」は心身の機能の障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁(事物、制度、慣行、観念その他一切のもの)(以下「社会的障壁」という。)と相対することにより生ずるという「社会モデル」の考え方へと変化しています。その考え方のもと、また、SDGs(持続可能な開発目標)の理念も踏まえながら「誰一人取り残さない共生社会」の実現に向け、障がいのある人の暮らしがより豊かになるよう、長期的な視点による障がい者施策を展開する必要があります。

本計画は、「条約」や「障害者基本法」その他関連法の趣旨に沿い、また、障がいのある人やその家族などの支援者の想いを受け、本市の障がいのある人にかかる施策をより推進するために策定しました。

2 計画の位置づけ

加古川市障がい者基本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」として位置づけられるものであり、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法第9条第1項の規定に基づき、同法の規定の趣旨を踏まえるとともに、「加古川市総合計画」を上位計画とし、「加古川市地域福祉計画」その他の関連する計画との整合性を図って策定しました。

また、障害者総合支援法第88条第1項及び児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村障害福祉計画」及び「市町村障害児福祉計画」である、「第7期加古川市障害福祉計画」及び「第3期加古川市障害児福祉計画」と一体的に策定し、障がいのある人への施策を推進します。



3 計画の策定体制

本計画を策定するにあたり、市民や事業者に対するアンケート調査、当事者団体などとの意見交換会、加古川市障害者自立支援協議会(以下「自立支援協議会」という。)からの意見聴取を行いました。そして、障がい者福祉に精通する学識経験者や当事者団体の代表者などで構成する加古川市障害者施策推進協議会(以下「施策推進協議会」という。)による審議を重ね策定しました。

4 計画期間

本計画は、令和6年度から令和11年度までの6年間を計画期間とします。

なお、本計画では「加古川市障がい者基本計画」、「加古川市障害福祉計画」及び「加古川市障害児福祉計画」を一体的に策定し、3つの計画の一元管理のもと、障がい者施策のさらなる推進を図ることとしています。

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
加古川市 障がい者基本計画	前期計画						本計画					
加古川市 障害福祉計画	第5期		第6期		第7期							
									中間年 見直し			
加古川市 障害児福祉計画	第1期		第2期		第3期							
									中間年 見直し			

5 計画の対象

障害者基本法第2条に定義されている「障害者」であり、「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」です。いわゆる障害者手帳の所持者に限られるものではありません。

『障がいのある人が、地域の人とともに生きがいを持って
いきいきと安心して暮らすことができるまちづくり』

本市は、平成 12 年に「ウェルネス都市 加古川」を宣言しました。

「ウェルネス都市」とは、すべての市民が、良好な環境のもとでいきいきと毎日を過ごすことができるまちを表しています。

障害の有無にかかわらず、人間としての尊厳が尊重され、権利が保障され、自分らしい生き方ができることが、生きがいのある暮らしの基礎となります。

また、障害を理由とするあらゆる障壁を取り除き、障がいのある人が、住み慣れた地域や自ら選択した住まいで、その地域の人とともに生きがいを持っていきいきと安心して暮らしていくことが、真の成熟した共生社会といえます。

理念に掲げるまちづくりを目指し、様々な取組を進めていきます。

7 施策展開の基本姿勢

- (1)人権を尊重し、社会に残る障壁を取り除く
- (2)その人らしく生きられるよう、適切な意思決定支援を行うとともに、一人一人に合った支援を充実する
- (3)自助、互助、共助、公助の連携と当事者の参画による福祉施策を展開する

本計画に掲げる理念の実現に向けて、計画の策定や事業の展開を行ううえで、常に持つべき基本的な姿勢を掲げます。

(1)人権を尊重し、社会に残る障壁を取り除く

すべての人が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有する個人として尊重され、障害の有無によって分け隔てられることがないよう、社会における様々な障壁を取り除き、「心のバリアフリー」の推進を図るとともに、ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを進めます。

(2)その人らしく生きられるよう、適切な意思決定支援を行うとともに、一人一人に合った支援を充実する

自分らしい生き方のためには、必要に応じた適切な意思決定支援のもと、自らの決定が最大限尊重される必要があります。

障がいのある人といっても、障害の特性や生活環境など、一人一人の状況は異なるため、周囲にいる人が、障害の特性を理解することを基本とし、さらに、その特性だけに目を向けて支援するのではなく、一人一人の生きづらさや困っていることに目を向けたきめ細やかな支援を充実します。

(3)自助、互助、共助、公助の連携と当事者の参画による福祉施策を展開する

だれもが住み慣れた地域で、心豊かに暮らし続けることができるまちづくりを推進するために、自助(自ら行うこと)、互助(地域での見守りや支えあい)、共助(社会保険制度など費用負担が制度的に裏付けられたもの)、公助(公的な福祉サービス)の連携による取組を進めるとともに、障がいのある人本人や支援者の意見を十分に聞き、施策を展開します。

第2章 障がい者基本計画

1 施策の展開分野

理念や施策展開の基本姿勢を常に意識し、次の6つの分野において施策を展開します。

(1) 地域づくりの推進

障がいのある人が、住み慣れた地域でいきいきと暮らすことができるよう、『心のバリアフリー』を推進するための取組を進めます。さらに、障がいのある人を支援する人の活動をより充実させるとともに、障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し、ともに支えあい生きる地域づくりを推進します。

(2) 地域生活の充実

障がいのある人が、自らの決定による自立した日常生活を送ることができるよう、また、ヤングケアラーを始めとする障がい者の家族支援を含め、いつでも相談ができる体制や、希望するサービスが使える環境を整備するとともに、子育て、保健、医療、住まい、移動、コミュニケーション手段の確保など、生活をするうえでの基盤を充実させる取組を推進します。

(3) 教育・余暇の充実

特別な支援や配慮を要する子どもに対して、就学前から卒業後にわたる切れ目のない支援を行う体制を整備するとともに、障害の有無にかかわらず、ともに学ぶことができるインクルーシブ教育システムの構築を目指します。

また、障がいのある人にとって、生きがいとなるような文化芸術・スポーツなどの余暇活動を行える環境の整備を図ります。

(4) 就労・経済的自立の支援

障がいのある人の特性や能力に応じて一般就労や福祉的就労により生きがいを持って働くことができるよう、就労相談や就労訓練、関係機関との連携など、就労に関わる体制の整備を図るとともに、障害年金や各種手当などの経済的自立を支える公的支援制度をわかりやすく案内するなど、利用しやすい環境の整備を図ります。

(5) 快適に暮らせるまちづくりの推進

道路や建物、公共交通機関などのユニバーサルデザインによる整備を推進するとともに、情報アクセシビリティの向上を図ることにより、すべての人が安全で快適に暮らせるまちづくりを推進します。

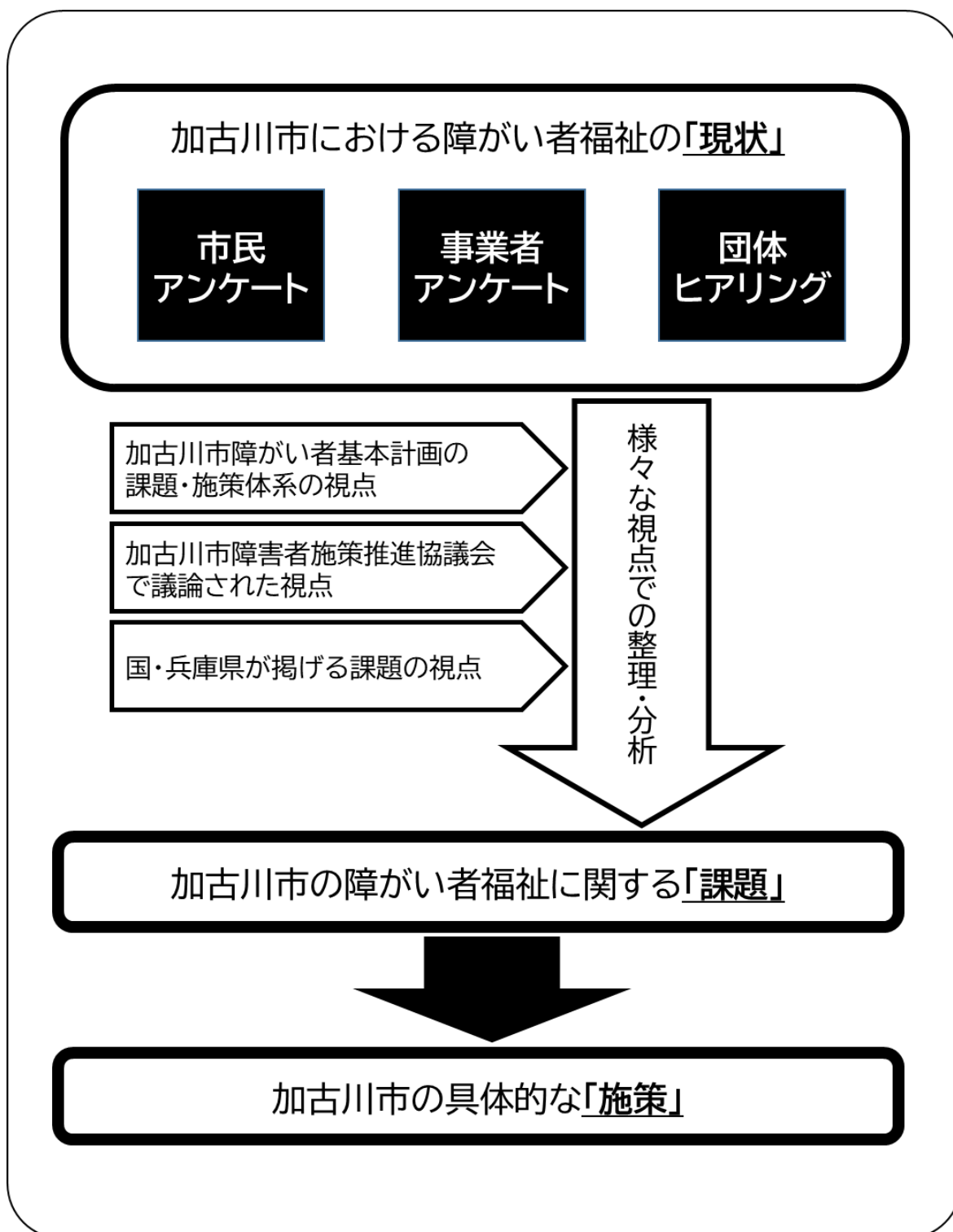
(6) 安全安心の推進

平常時だけでなく、地震をはじめとする災害時や緊急時においても、情報アクセシビリティの向上と障がいのある人の特性や状況に応じた支援ができる体制の整備を図るとともに、成年後見制度の活用支援や虐待の防止などの権利擁護の推進に努め、障がいのある人の安全安心の推進を図ります。

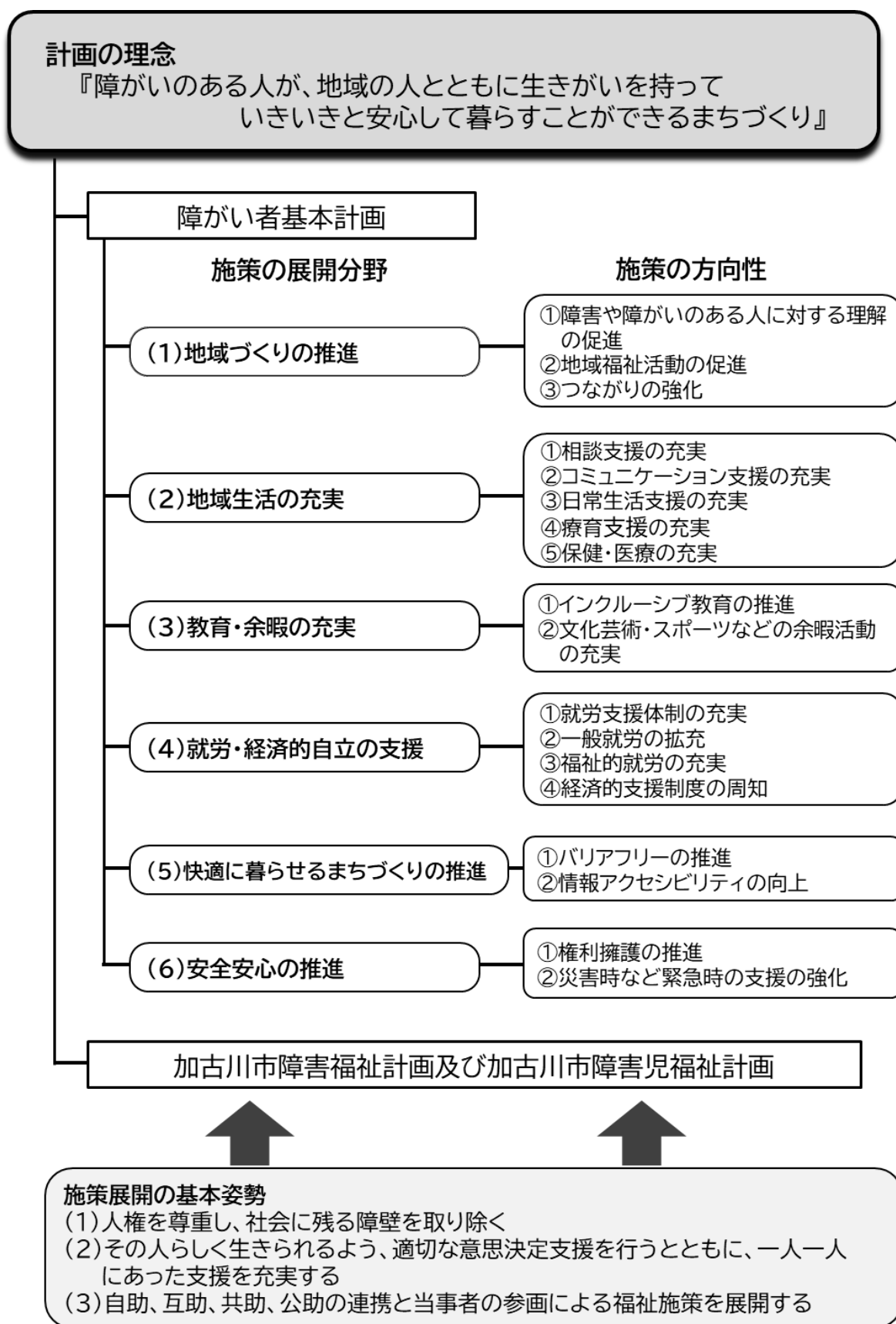
2 現状と今後の方向性

各分野における施策を展開するにあたっては、これまでに取り組んできた結果としての現状を認識し、課題を整理する必要があります。

本章では、各分野において「現状と課題」を整理し、具体的な「施策」を列記します。



3 施策の体系



4 分野別の施策の展開

(1) 地域づくりの推進

障がいのある人が、地域で暮らしていくためには、単に物理的な環境を整備することだけでなく、「心のバリアフリー」を築くことも欠かせません。心のバリアとは、理解不足、偏見、孤立感など、障害の有無にかかわらず、誰もが抱える可能性のある障壁です。

「障害者差別解消法」は、行政機関や事業者による不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供などを定め、日常生活のあらゆる場面で社会的障壁を取り除く土台となっています。令和3年6月には「改正障害者差別解消法」が公布され、令和6年4月1日から事業者による合理的配慮の提供が義務付けられるほか、障がい者差別の解消のための支援措置が強化されました。

しかし、法の理念である共生社会を実現するためには、行政機関や事業者の取組に加え、市民一人一人の理解と行動が重要であり、そのための意識啓発が必要です。

本市では、平成28年12月に「加古川市手話言語及び障害者コミュニケーション促進条例」を制定し、だれもが相互にコミュニケーションを図ることができる地域づくりに向けて取り組んできました。

また、国においては2020年東京オリンピック・パラリンピックを契機として、共生社会の実現に向け、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合う『心のバリアフリー』が推進されてきました。音声言語以外の手話や要約筆記、点字その他の障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段が社会に浸透するために、その必要性についての市民の理解を促進しなければなりません。

差別や偏見は、相手のことを知らないことから生まれてきます。障がい者差別を解消するためには、地域の人々が、学校や地域での福祉学習・人権学習や、障害福祉施設の地域での活動への参加などを通じて、障害や障がいのある人に対する理解を深めることが重要です。

地域で活動をしている人の中には、障がいのある人に関わるボランティア活動に取り組んでいる人がいます。このようなボランティア活動は、単に障がいのある人の暮らしの支えや活動をする人の生きがいづくりにとどまらず、地域の人々の障がいのある人に対する理解を促し、地域で支えあう福祉意識の醸成へとつながります。ボランティア活動の果たす役割は非常に大きく、そこに参画する人が増えていくことが大切です。

障がいのある人への支援は、近隣住民との日頃からのつながりによるものや、本人を支える支援者や支援者同士の連携によるもの、関係する団体や機関によるもの、同じ立場にある人同士による支えあいによるものなど、様々な人の関わりによって行われています。そうした中で、障がいのある人を中心にして人のつながりが生まれ、支援の輪の広がりとして一人一人に合ったきめ細かい支援を実現することができます。

このような地域をつくるために、本計画においては「①障害や障がいのある人に対する理解の促進」、「②地域福祉活動の促進」、「③つながりの強化」に分類し、それぞれ具体的な施策に取り組んでいきます。

① 障害や障がいのある人に対する理解の促進

【現状と課題】

- 市民アンケート結果では、障害があることで差別や嫌な思いをする(した)ことが「ある」「少しある」と回答した人が51.9%いました。
- 「障害者差別解消法」に規定される社会的障壁は、利用しにくい施設や制度、障がいのある人を意識していない慣習や文化、障がいのある人への偏見など、まだ多く存在するため、その除去に向けた意識啓発や取組が必要です。
- 障がい者差別を解消するためには、民間事業者による取組も重要です。令和6年4月1日に「改正障害者差別解消法」が施行され、民間事業者による合理的配慮の提供が義務化されます。障がいのある人が日常生活を送るうえで、店舗や施設などがより利用しやすくなる必要があります。
- 手話や要約筆記、点字その他のコミュニケーション手段については、より一層の理解と普及が必要です。また、その使用の機会が十分に確保されていないため、障がいのある人が日常生活や社会生活を営むうえで、不安を感じている現実があります。

【施策】

取組とその内容

○「心のバリアフリー」の推進

「心のバリアフリー」を推進するため、地域において人権啓発推進員などの関わりの中で行われる人権に関する研修や、障害者週間に実施する啓発活動、学校で行われる福祉教育などをさらに充実させ、様々な場・機会で障害の特性や必要な配慮について周知を図ります。

また、地域における交流を促進するため、社会教育推進員・福祉教育推進員などと連携して交流の場を設けるとともに、障害福祉施設の催しの広報や市庁舎における障害福祉施設の授産製品販売フェアの開催などを行います。

○合理的配慮などの推進

市役所においては、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する加古川市職員対応要領」により「障害者差別解消法」の趣旨や内容をより一層周知します。

また、障害者差別解消法第17条に規定する協議会でもある自立支援協議会において、差別事例の共有・分析や対応の適否について意見交換を行うなど、関係機関と連携して障がい者差別解消のための取組を推進します。

さらに、令和6年4月1日に施行される「改正障害者差別解消法」により、事業者による合理的配慮の提供が義務化されることを受け、事業者に向けて周知を図ります。

○多様なコミュニケーションに対する理解の促進

手話が言語であることの理解の促進に努めるとともに、障害の特性に応じたコミュニケーションについての理解を促進するため、手話や要約筆記、コミュニケーションボードの利用その他の音声言語以外による障害の特性に応じた多様なコミュニケーションについて周知を図ります。

②地域福祉活動の促進

【現状と課題】

- 加古川市ボランティアセンター(以下「ボランティアセンター」という。)への登録者数は減少傾向にあり、加古川市社会福祉協議会(以下「社会福祉協議会」という。)と連携して、ボランティア活動の活性化を図る必要があります。
- 登録ボランティアの固定化と高齢化が進んでおり、新たなボランティア活動の担い手の確保が必要です。
- 市民アンケート結果では、5.2%の人が外出時にボランティアなどを利用していることが分かります。また、21.8%の人が、地域で生活するために、外出に関する支援があればよいと回答している一方、6.6%の人が外出する際に介助者が確保できずに困ると回答しています。
- 市民アンケート結果及び事業者アンケート結果ともに、「学校などでの子どもの頃からの障害理解の教育が必要である」という声が寄せられています。

【施策】

取組とその内容
○ボランティア活動の広報 ボランティアセンターと協力し、障がいのある人の日常生活に関わっている点訳や朗読、手話、要約筆記、施設訪問その他の各種ボランティア活動について、その活動内容を周知することで、地域住民の地域福祉活動に参加する意識の醸成を図ります。
○ボランティア活動への支援 ボランティア活動の場を提供するとともに、ボランティアセンターに対し補助金を交付するなど、ボランティア活動の活性化を図ります。
○子どもの頃からの福祉教育による福祉意識の向上 学校での福祉学習などにおいて、社会福祉協議会や関係機関と連携しながら、児童・生徒が事前に学習を深め、その上で様々な体験を行うなど、子どもの頃からの福祉教育による福祉意識の更なる向上を図ります。

③つながりの強化

【現状と課題】

- 社会福祉協議会や障がい者団体へ補助金を交付し、団体活動の活性化を図っています。
- 社会福祉協議会の見守り事業や、町内会・自治会、民生委員・児童委員などとの連携による住民主体の見守り活動の中で、高齢者だけでなく障がいのある人に対する理解をより促進する必要があります。
- 高齢者だけでなく、子どもや障がいのある人を含め、地域で暮らすすべての人が、住み慣れた地域で自立した日常生活を営むために、住まい、医療、介護など、あらゆる分野との連携強化による地域包括ケアシステムのさらなる深化と推進が必要です。
- 平成21年度に設置した自立支援協議会では、障がいのある人の暮らしや就労に関する地域の課題についても検討し、福祉や保健、医療、教育、就労などの関係者の連携強化を図っています。
- 事業者アンケート結果では、事業を運営する上で、18.0%の事業者が「他のサービス事業所との連携」が、また、10.0%の事業者が「医療機関との連携」が課題であると回答しています。また、行政に望むこととして、23.0%の事業者が「支援困難者への対応」と回答しています。

【施策】

取組とその内容
○集いの場づくりと障がい者団体の活性化 地域住民とのつながりを強化するため、公民館やスポーツ施設で実施している各種講座やイベントなどへの参加を促進し、関係性を築くきっかけづくりを行います。 また、障がい者団体や障がいのある人を支援する団体の概要や活動状況などの広報や、活動に対する補助金の交付を行い、各団体の活動の活性化を図ります。
○見守り活動の推進 地域の支援者となつながら環境を整備するため、社会福祉協議会や民生委員・児童委員と連携し、地域での見守り活動を推進します。
○チーム支援の推進 行政、相談支援専門員、サービス提供事業者、教育機関などの各支援者がそれぞれの役割を確認しあい、障がいのある人へ効果的に支援が行われるよう、個別の支援会議を重ねるなどして支援者が一体となった「チーム」による支援を推進します。 また、自立支援協議会の専門部会を活用し、各事業所のネットワークづくりを積極的に進め、関係機関の連携強化を図ります。 さらに、ライフステージの変化などによって支援者が変わった場合にも一貫した支援が行われるよう、サポートファイルの活用などにより継続した支援を推進します。
○圏域の障害者自立支援協議会との連携強化 自立支援協議会において、地域における社会資源を最大限に活用し、諸課題の解決をより効果的・効率的にするため、近隣市町の障害者自立支援協議会との連携を強化し、情報共有を行います。

(2)地域生活の充実

地域での暮らしにおいて、人付き合いや心身の健康など、心配なことや不自由に感じる場合があります。また、障がいのある家族の世話を日常的に行っているヤングケアラーの人は、支援が必要であっても本人や家族に自覚がない場合や、家族のことを話すのに抵抗を持つ人もいます。そのような生活上の問題に直面しても自分から周囲に相談しない・できない人や、誰かに相談したくても、相談できる相手が近くにいないこと、相談内容が社会制度など専門的な知識を要するものであるため相談相手が限られる場合があります。一方で、行政や相談機関ではなく、同じような立場にある人への相談が効果的な場合もあります。そこで、ヤングケアラーを始めとする家族支援も含め、様々な状況にも対応できる相談体制を地域に充実させ、家庭内のサポート体制も強化することで、障がいのある人やその家族は地域で安心して生活できるようになります。

人との関わりの中で、自らの意思を伝え、共通認識を図るためには、相互のコミュニケーションが必要です。障害の特性により音声言語以外のコミュニケーション手段が必要である場合、手話通訳者や要約筆記者の派遣、コミュニケーションボードの使用など多様なコミュニケーション支援を行うことで、障害の有無にかかわらず、相互のコミュニケーションを円滑にすることができます。

障がいのある人の日常生活や社会生活を支える障害福祉サービス等は、制度改革などにより、充実が図られています。障がいのある人が地域で安心して暮らすためには、在宅生活に必要な支援を受けられることが重要です。そのため、家事の援助や身体介護を伴う居宅介護、外出するときの付き添い、自立した共同生活を営むグループホームでの生活支援などの様々な福祉サービスのほか、車いすや補聴器の購入費支援などが、利用者の状況に合わせて適切に使うことができること、また、その内容も質の高いものとなることが望まれています。

障がいのある子どもに対しては、健やかな成長を促す療育支援を充実させる必要があります。療育支援は、身体の運動機能や言葉の発達の遅れ、落ち着きがないなどの子どもの特性がしっかりと理解され、家庭における良好な人間関係が築かれた中で、支援する施設や地域社会との連携のもと切れ目なく行われることが大切です。適切な療育支援を受けることは、子ども自身の日常生活の質を高め、社会参加の機会を増やし、それぞれの幸せをつかむ力を育むことにつながります。

障がいのある人が、地域において医療を受け、地域で安心した生活を営むためには、保健・医療サービス等の提供体制の充実が必要です。また、精神障がいのある人の地域生活への移行を促進し、切れ目のない退院後の支援も重要です。そのため、医療費の助成や、精神障がいのある人の地域での生活支援が欠かせません。

このように、障がいのある人の地域での生活をより豊かなものとするために、本計画においては「①相談支援の充実」、「②コミュニケーション支援の充実」、「③日常生活支援の充実」、「④療育支援の充実」、「⑤保健・医療の充実」に分類し、それぞれ具体的な施策に取り組んでいきます。

①相談支援の充実

【現状と課題】

- 平成29年度に加古川市障がい者基幹相談支援センター(以下「基幹相談支援センター」という。)を設置し、悩みごとや困りごとをいつでも相談できる体制を確保しました。しかし、市民アンケート結果では、約55%の人が「相談したこともなく、名前も知らない」と回答しており、令和2年度のアンケート結果と比較して、大きな変化はみられないことから、より一層の周知が必要です。
- ヤングケアラーを始めとする障がい者の家族支援について、相談や障害福祉サービス等に関する情報提供を実施して、必要な支援につなぐ必要があります。
- 令和3年9月に「医療的ケア児支援法」が施行され、医療的ケア児の心身の状況などに応じた適切な支援が受けられるよう、体制の整備が必要です。
- 障がいのある人を必要な障害福祉サービスにつなぎ、個別ケースに応じた柔軟な対応を行うとともに、適正なモニタリングが実施されるよう、相談支援専門員の確保と専門性の向上が必要です。

【施策】

取組とその内容

○ヤングケアラーを始めとする障がい者の家族支援を含めた、相談支援体制の充実

障がいのある人の家族支援を含め、障害福祉に関する総合的・専門的な相談窓口として、基幹相談支援センターを設置しています。基幹相談支援センターの周知を図るとともに、基幹相談支援センターに寄せられる相談内容から、ヤングケアラーなどの実態を把握し、障害福祉サービス等に関する情報提供を実施して必要な支援につなげます。また、様々な立場からの助言が得られるよう、基幹相談支援センターなどの相談支援機関のほか、障害者相談員やピアサポーターなど、様々な立場からの相談が受けられる体制を充実させます。

また、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげます。

○本人の意向に沿った相談支援の充実

障がいのある人が地域で希望する生活を実現できるよう、計画相談支援におけるモニタリング及びアセスメントを充実させ、相談支援専門員が障がいのある人自身の意向を尊重した、本人中心の支援のサービス等利用計画を策定し、障がいのある人が地域で暮らしやすくなるための相談支援を推進します。

○相談支援専門員の確保と専門性の向上

障がいのある人に対する意思決定支援を踏まえた自己決定を尊重する観点から、相談者が相談したい内容を正確に把握し、また、相談者が効果的な助言を得られるよう、相談支援専門員が行う支援への指導の強化や情報交換会の開催、研修会の開催情報の周知などを行い、相談支援専門員の確保と専門性の向上を図ります。

②コミュニケーション支援の充実

【現状と課題】

- 「加古川市手話言語及び障害者コミュニケーション促進条例」を平成28年12月に制定し、平成29年4月から施行しています。今後も引き続き条例の理念に沿って当事者の意見を聞き、障害の特性に応じたコミュニケーションに関する具体的な施策を展開していく必要があります。
- 手話通訳や要約筆記のニーズが高まる一方、手話通訳者や要約筆記者などの支援者の登録者数が限られているため、担い手となる人材の養成が必要です。
- 市民アンケート結果では、知的障がいのある人の45.4%が、また、発達障がいのある人の41.3%が、「まわりの人と意思疎通が十分にできない」と答えています。

【施策】

取組とその内容
○「加古川市手話言語及び障害者コミュニケーション促進条例」にかかる取組の推進 手話が言語であることの普及と、障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段を促進するという条例の理念を実現するため、具体的な取組について当事者とともに検討します。
○コミュニケーション支援体制の整備 聴覚障がいのある人のコミュニケーションを支援するため、市に常勤の手話通訳者を複数名配置し、窓口通訳や派遣調整を行います。 また、市が主催する行事などにおいて、手話通訳者や要約筆記者の配置を推進するなど、聴覚障がいのある人の情報保障に努めます。
○コミュニケーションを支援する人材の育成 手話奉仕員や点訳奉仕員、朗読奉仕員の養成講座を実施し、手話で日常会話を行うために必要な語彙や表現技術を習得した人、点訳・朗読技術を習得した人を養成します。 また、手話通訳や要約筆記に関する研修会の開催にかかる周知を通じて手話通訳者や要約筆記者の養成を図り、聴覚障がいのある人のコミュニケーションを支援する人材の確保を図ります。
○コミュニケーションツールの普及啓発 多様なコミュニケーションを促進するため、コミュニケーションを行ううえでの本人の特性などが記入できる「ヘルプカード」や、発音による会話が難しい人とのコミュニケーションを支援するコミュニケーションボードなどのコミュニケーションツールの普及啓発を行います。

③日常生活支援の充実

【現状と課題】

- 居宅介護などの在宅支援サービスの利用量は、年々増加傾向にあります。また、障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行にかかる問題(いわゆる「65歳問題」)への対応のため、障害福祉制度と介護保険制度のさらなる連携が必要です。
- 移動支援事業の利用量は、年々増加傾向にあります。また、障がいのある人の社会参加を促進するには、外出にかかる費用負担の軽減が必要です。
- 市民アンケート結果では、これからの生活について、74.4%の人が「自宅で暮らしたい」と回答しています。
- 事業者アンケート結果では、事業を運営するうえで、75%の事業者が「スタッフの確保」が、また、72%の事業者が「スタッフの人材育成」が課題であると回答しています。

【施策】

取組とその内容
○在宅支援の充実 地域で必要な支援を受けながら自立した生活を営むことができるよう、介護や住宅、衛生面に関する福祉サービスの支給や各種機器の購入費の助成など、児童や介護の分野とも連携して個人の状況に合わせた支援を充実させます。
○外出支援の充実 障がいのある人の外出を支援し、社会参加を促進するため、移動にかかる費用に対する補助や移動に関する福祉サービスにおける支給量の調整、公共施設の使用料の減免などの様々な支援を検討します。
○サービス提供基盤の確保 不足するサービスへの事業者の参入を促すため、地域生活支援拠点等の整備のための補助制度を実施し、サービスの提供体制を充実させます。
○情報提供の充実 利用者本位の福祉サービスの利用や用具・機器の利用を推進するため、事業の概要や事業所の特色、用具・機器の特徴や開発情報など利用者に有益となる情報提供を充実します。

④療育支援の充実

【現状と課題】

- 平成16年に制定された「発達障害者支援法」の浸透が進み、発達障害に対する相談や発達訓練のニーズが高まり、療育支援体制の充実が求められています。また、平成28年に「改正発達障害者支援法」が施行され、切れ目のない支援が特に重要であるとされました。
- 就学までの子育て期において、乳幼児健康診査や就学相談での障害の早期発見や健康診査後のフォローアップ、保健指導や相談対応を行って医療機関につなぐなど関係機関との連携を図り、体制の充実に努めています。また、切れ目のない支援を行うため、子育て世代包括支援センターによる妊娠期から子育て期までの相談支援の充実を図っています。

【施策】

取組とその内容
○子育て世代包括支援センターの充実 子育ての情報の不足や発達の問題の受容のしづらさから、保護者が適切な時期に相談する機会を逃さないよう、子育てや乳幼児の発達に関する情報提供や保護者からの相談を受け入れるなど、切れ目のない支援を行うため、子育て世代包括支援センターの充実を図ります。
○早期発見・早期療育の推進 乳幼児健康診査や就学相談に加え、保健師による相談、乳幼児発達相談事業、子育て相談センターでの臨床心理士などによる相談などできる限りの機会を捉え、疾病や運動機能、精神発達に関する児童の状態を保護者に早期に知ってもらうことで、それぞれの児童の発育・発達特性に応じた療育支援に早期につなげる体制整備を推進します。
○こども療育センターを中心とした療育支援の推進 障がいのある子どもが、心身の発達に応じて健全な社会生活を営むことができるよう、こども療育センターを中心に関係機関と連携を図りながら療育支援を推進します。 また、こども療育センターについては、地域の療育支援における中核施設としての機能を充実させ、関係機関への職員の派遣や療育相談、研修などを行います。
○保育所などにおける支援の充実 すべての子どもが地域とともに成長できる環境を整えるため、保育所や幼稚園、認定こども園などにおいて障がいのある子どもに適切な支援が行えるよう受け入れ体制の整備を行うとともに、私立認可保育所などに補助金を交付することなどにより、障がいのある子どもの受入れの円滑化を図ります。 また、障がいのある子どもが保育所などでの集団生活に適應することができるよう保育所等訪問支援の充実を図ります。
○放課後等デイサービスの支給量調整 子どもの生活能力の向上と社会との交流を促進するため、家庭の状況を考慮したうえで放課後等デイサービスの支給量を調整します。

⑤保健・医療の充実

【現状と課題】

- 夜間救急や休日診療、障がい者(児)歯科受診制度などの受け入れ体制を維持するとともに、障害に対応した医療機関の充実が必要です。
- 入院や通院の機会が多くなる、障がいのある人やその家族にとって、障害者医療費助成制度や自立支援医療制度などは、経済的負担を軽減するものとなっています。
- 相談支援専門員や障害福祉サービス等を提供する支援者は、支援の対象となる、障がいのある人の医療に関する情報を把握したうえで、支援を実施する必要があります。
- 精神障がいのある人の地域移行・地域定着を推進するため、関係機関の連携をより強化する必要があります。

【施策】

取組とその内容
○医療体制の充実 加古川中央市民病院を中心とした医療機関の連携を強化し、障害に応じた多様な医療の充実を図ります。 また、加古川歯科保健センターでは、引き続き、一般の歯科診療所で治療や予防が困難な、障がいのある人の歯科診療を行います。
○費用負担の軽減 障がいのある人の経済的負担を軽減するため、引き続き障害者医療費助成制度や自立支援医療制度などの実施により、医療費の一部助成を行います。
○医療と福祉サービスの連携 障がいのある人が福祉サービスを円滑に利用し、地域において自立した生活を営むことができるよう、医療機関や相談支援事業所、障害福祉サービス等事業所、健康福祉事務所などと連携して、支援の対象となる、障がいのある人の必要な医療情報の共有を図ります。 また、医療に対する知識の向上を図るため、事業者に対して各種研修会を実施します。
○精神障がいのある人の地域移行の促進 医療機関や障害福祉サービス等事業所、健康福祉事務所、ボランティア、同じ立場の当事者などとの連携強化と、精神障がいのある人の地域生活への移行を促進し、精神障がいのある人とその家族が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、体制の整備や、個別の支援を行います。

(3)教育・余暇の充実

「教育基本法」に基づく「教育振興基本計画」として、本市においては令和3年度を初年度とする「第3期かこがわ教育ビジョン」を策定し、「ともに生きるこころ豊かな人づくり」を教育の基本理念に掲げ、本市教育の一層の充実を図っているところです。学校教育においては、障害の有無にかかわらず、同じ場でともに学ぶことを追求するインクルーシブ教育システムの構築が進められています。そこでは、障がいのある子どもが一般的な教育制度から排除されずに、義務教育の機会が与えられることや、障害の特性に応じた合理的配慮が提供されることが必要とされています。

学校教育現場では、医療的ケアが必要であることや、集団での行動が苦手であること、また、学習障害などにより授業に集中することが難しいなど、特別な支援や配慮を要する子どもは多くいます。そのような子どもに対しては、通級による指導や特別支援学級、特別支援学校など適正な学習の場の選択ができるように環境の整備を進め、一人一人の状態に応じて適切に指導することが大切です。平成28年に改正された「発達障害者支援法」においても、進学していく過程の中で、切れ目のないきめ細かな支援を行うために、本人の特性や教育方針などを的確かつ効果的に引き継ぐことが必要とされています。

生涯にわたっていきいきと生活していくために、自分の自由な時間を使って興味のあることを学び、いつでも身近にスポーツに親しみ、芸術や文化活動に取り組むことができる場が必要です。地域には、公民館や文化施設で行われている講座など、だれでも身近に学ぶことができる場があります。そして、2020年東京オリンピック・パラリンピックにおいて障がい者スポーツがより注目されるようになり、障がいのある人のスポーツ・文化芸術活動を取り巻く環境が大きく変わる中、障がいのあるすべての人が、身近な地域で様々な活動を行うことができる環境の整備がより必要となっています。

このような教育や余暇活動を充実させるために、本計画においては「①インクルーシブ教育の推進」、「②文化芸術・スポーツなどの余暇活動の充実」に分類し、それぞれ具体的な施策に取り組んでいきます。

①インクルーシブ教育の推進

【現状と課題】

- 障がいのある子どもの自立を支えるために、就学前から教育、就労、社会生活までのライフステージごとのつながりを深め、切れ目のない支援体制を構築することが必要です。
- 幼稚園・認定こども園の特別支援ルームにおいて、必要に応じて職員を加配するなど、体制の充実を図っています。また、特別な支援や配慮を要する子どもへの支援を充実させるため、各学校園に特別支援教育コーディネーターの配置や教育相談などの支援体制の構築を図っています。
- インクルーシブ教育の理念が広まる中、各学校へ配置しているスクールアシスタントや補助指導員などの人的支援を含めた教育環境の整備が必要です。
- 市民アンケート結果及び事業者アンケート結果ともに、「学校などでの子どもの頃からの障害理解の教育が必要である」という声が寄せられています。

【施策】

取組とその内容
○連携した教育支援の推進 校種間の連携を進める「学校園連携ユニット」を活用し、地域の保育所・幼稚園・認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校が相互に連携し、家庭、地域とも連携を図りながら、子どもたちの連続した学びや育ちを支援します。 また、一人一人に合った教育を包括的・継続的に実施するため、個別の教育支援計画・個別の指導計画やサポートファイルなどの活用を推進し、関係機関との共有や引継ぎを行います。
○インクルーシブ教育体制の整備 地域の学校や特別支援学校での教育をより充実させるために、障害についての理解を図り、通級による指導や特別支援学級での教育をさらに推進するとともに、スクールアシスタントや補助指導員などの適切な配置を行います。
○教員の特別支援教育に関する専門性の向上 特別な支援や配慮の必要な児童生徒の障害の特性などに配慮した指導を充実させるため、教職経験豊かな教員を中心とした教員間の学びあいや支えあいを推進するとともに、現場での研修などを通じて専門的な知識・技能などを身に付ける研修体制を整備します。

②文化芸術・スポーツなどの余暇活動の充実

【現状と課題】

- 2020年東京オリンピック・パラリンピックにおいて障がい者スポーツがより注目されるようになり、障がい者スポーツを楽しむことができる機会の提供や環境の整備が求められています。
- 障がい者スポーツを実施する団体や実施できる場が不足しており、指導者の指導方法の習得や障害の特性の理解などを含め、障がい者スポーツの普及に取り組む必要があります。
- 障がいのある人が創作した作品を展示する「ふれあい作品展」や健康増進を図るための「スポーツ教室」を毎年実施するなど、様々な活動や体験ができる機会を創出します。
- 児童クラブにおいて、障がいのある児童を受け入れる際に職員を適切に配置するための人員を確保するなど、体制の整備を進めています。

【施策】

取組とその内容
○作品展やスポーツ教室の開催 文化芸術活動の推進と生きがいの高揚のため、障がいのある人が日頃の趣味・学習活動の中から創作した作品を展示する「ふれあい作品展」を開催するなど、発表する機会の充実を図ります。 また、障がいのある人の健康増進を図るため、障がいのある人も楽しめる種目の「スポーツ教室」の実施により、様々な体験ができる機会を充実させます。
○障がい者スポーツの振興 障がいのある人もない人も一緒にスポーツを楽しむことができる環境を整備し、障がい者スポーツの振興とスポーツを通じた交流の促進のため、様々なスポーツイベントを実施します。 また、地域で身近にスポーツができる環境を整備するため、活動の場づくりや機会を増やすとともに、障がい者スポーツの団体の育成・活性化を図っていきます。 加えて、障害の特性に応じた適切な支援ができる指導者の養成を目指し、指導者に対する研修会などにおいて、障害や障がいのある人に対する理解促進を図ります。
○活動しやすい環境の整備 障がいのある人の余暇活動を充実させるため、公共施設の利用料金の減免や、障がい者団体による福祉バスの利用など、活動しやすい環境の提供に努めます。
○放課後活動の場の充実 障がいのある子どもが、児童クラブや放課後子ども教室などにおいて、障がいのない子どもと地域でともに健やかに成長できる体制を整備します。

(4) 就労・経済的自立の支援

障害の有無にかかわらず、誰もがいきいきと生きがいを持って自立した生活を営むうえで、働くことや収入を得ることはとても重要です。また、令和2年1月以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大では、多くの人の生活に大きな影響を及ぼしました。新たな感染症の発生時などにおいては、社会から孤立しないためにも、継続的な就労支援は重要な取組の1つです。

障がいのある人の就労においては、障害の特性や本人の状態、状況に応じた働き方ができ、周囲からの支援を受けながら自ら働き方を選択できる環境が整っている必要があります。

障がいのある人の働き方には、一般就労のほかに福祉的就労があります。それぞれの枠組みの中で、障がいのある人の働く環境を改善する取組を進めていくことはもちろんのことですが、さらには、一般就労と福祉的就労とのつながりがスムーズになることで、より本人に適した働き方が実現できるものとなります。一般就労を希望する人に対しては、働く力をつける訓練や働く能力の評価、また、それに応じた就職先へのつなぎ、職場定着できるよう就職後のサポートが必要です。一方で、一般就労が難しい場合には、福祉的就労の中で働く力を養い、一般就労へ向けてステップアップを図るための支援が必要となります。また、一般就労を継続することが難しくなった場合には、再就職に向けての支援や福祉的就労へ移行するなど、働き続けることができる環境が必要です。

本市においては、就労機会の拡大のため、令和5年度より雇用施策との連携による「重度障害者等就労支援特別事業」を開始しました。また、令和4年12月に改正された「障害者総合支援法」により、就労先や働き方についてよりよい選択ができるよう「就労選択支援事業」も今後開始する予定です。

就労における支援は、学生が卒業後の進路を選択する場合、学校の進路指導担当や実習先事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、相談支援事業所、ハローワーク、市などが連携して行っています。また、すでに就労している人やこれから就労しようとする人に対しては、障害者就業・生活支援センターや職業能力開発施設、相談支援事業所、ハローワーク、健康福祉事務所、市などの関係機関による相談や働くための評価、職場定着、訓練、職場実習体験などの支援があります。このように、障がいのある人の就労の支援は、就職するときだけでなく、働く前の準備や働き出した後のフォローなど、様々な人や機関の関わりによって行われています。

自立した生活には、経済的な支援も重要です。働いて得る収入が不十分な場合や働くことができない場合は、生活を支える各種手当の支給やその他公的な経済的支援が充実することで、障がいのある人の生活を保障することができます。また、障害年金や各種手当を受給することができる人誰もが制度を知り、受給できていることが大切です。

このような就労や経済的自立の支援をより充実させるために、本計画においては「①就労支援体制の充実」、「②一般就労の拡充」、「③福祉的就労の充実」、「④経済的支援制度の周知」に分類し、それぞれ具体的な施策に取り組んでいきます。

①就労支援体制の充実

【現状と課題】

- 就労に関する相談は、生活全般の相談に比べより専門的となるため、就労に関する相談体制の充実が必要です。
- 市民アンケート結果では、「気軽に就労に関する相談ができる窓口がほしい」という声が多くなっています。
- ハローワークや加古川障害者就業・生活支援センターと連携し、市内の就労に関する支援のための取組を強化する必要があります。

【施策】

取組とその内容
○就労相談の充実 ハローワークが主催し、市が共催する障がい者合同就職面接会を行うなど、障がいのある人の就職促進のための機会を提供します。
○就労支援ネットワークの強化 ハローワークや障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、事業者、医療機関などとの連携を強化し、一般就労につなげられる就労支援や、体力の低下などに伴う一般就労から福祉的就労への移行の支援を行います。
○職場定着までの一貫した支援の推進 ハローワークや障害者就業・生活支援センターなどと連携し適職開拓を行うとともに、職場適応援助者(ジョブコーチ)制度や障害者就業・生活支援センターの職場定着支援を周知し、生活面を含む就職後の不安を軽減します。

②一般就労の拡充

【現状と課題】

- 平成28年4月に改正された「障害者雇用促進法」では、就労の面における障がいのある人に対する差別の禁止や合理的配慮の提供が義務付けられ、平成30年4月からは精神障がいのある人が障がい者雇用率の算定に含まれました。さらに、令和5年4月からは障がい者である労働者の「職業能力の開発・向上に関する措置を行うこと」が事業主の責務として法律に明記されました。障がいのある人が企業の成長、発展にとってなくてはならない人材として活躍し続けることができる環境づくりを一層進める必要があります。
- 市民アンケート結果では、「職場での障害に対する理解が深まってほしい」、「就業時間や作業内容など、障害の状況にあった就労ができるようにしてほしい」という声や、精神障がいのある人で「一般就労をしたい」という声が多くなっています。
- 障がい者雇用率を高めるために、関係機関と連携した啓発が必要です。
- 市役所における障がいのある人の雇用については別枠採用を実施しており、令和2年度からは、身体障害者手帳の所持者に加え、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の所持者についても応募できるよう受験資格を拡大しました。また、事務職のほか、技術職の募集や、任期付短時間勤務職員及び会計年度任用職員としての募集も別枠で実施しており、職務内容や勤務形態の多様化に努めています。

【施策】

取組とその内容
○職場における理解促進 「障害者雇用促進法」の趣旨を周知し、障害や障がいのある人に対する職場の人の理解を促進し、障がいのある人が働きやすい職場環境づくりを推進します。
○障がい者雇用の推進 ハローワークや障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、事業者、医療機関などとの連携を強化し、障がい者雇用率達成企業の拡充を図ります。
○職域や勤務体系の拡充 ハローワークなどと連携して障害の特性や必要な配慮について周知し、職域の拡大や障害の状況に応じた短時間勤務や在宅就労などの多様な働きを推進します。
○助成制度の周知 特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース、発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース)やトライアル雇用助成金(障害者トライアルコース、障害者短時間トライアルコース)などの助成制度をハローワークと連携して周知することで、障がいのある人が働きやすい職場環境づくりを推進します。
○市役所における障がい者雇用の推進 「障害者雇用促進法」の趣旨を踏まえ、多職種、多様な就労形態における雇用を推進します。

③福祉的就労の充実

【現状と課題】

- 障害福祉サービスの就労継続支援事業所(A型、B型)が増えており、福祉的就労をしている人が増えていますが、利用者への工賃が十分でない部分もあります。
- 本市では、市庁舎内での就労訓練や障害福祉施設などからの優先調達に取り組んでおり、今後も引き続き取組を推進していく必要があります。

【施策】

取組とその内容
○職業能力の向上 「精神障害者社会適応訓練事業」など訓練事業の周知を行い、就労に対する訓練の意識啓発を行うとともに、事業所で行われる福祉的就労の内容を情報共有するなど、労働の質の向上を図ります。 また、市の関係部署や兵庫県と連携して、農業分野をはじめ様々な分野における就労を開拓し、障がいのある人へ就労の機会を提供することで職業能力の向上を図ります。
○工賃の向上 「加古川市障害者就労施設等からの物品等の調達推進を図るための方針」に基づく庁内の優先調達の拡大を図るとともに、市庁舎での授産製品販売フェアの開催や民間施設での授産製品販売フェアの開催支援などにより、授産製品のPRを行い、販売機会の拡大に努めます。

④経済的支援制度の周知

【現状と課題】

- 心身機能の維持向上にかかる医療費の負担が大きい場合や、就労困難により安定した収入が不十分な場合など、経済的に困難を抱える障がいのある人が多くいます。
- 市民アンケート結果では、「生活の安定のため、年金・手当の充実」を望む声が多くなっています。

【施策】

取組とその内容
○各種経済的給付制度の周知 対象となる人が制度を知らないために支援を受けられないことがないよう、各種手当や年金、給付金制度、資金の貸付制度などを周知します。
○各種負担軽減制度などの周知 障がいのある人の経済的負担を軽減するため、公営住宅の優先選考や、税金、NHK放送受信料、公共施設の利用料金の減免制度などの周知に努めます。

(5)快適に暮らせるまちづくりの推進

日常の中で、自分の周りにあるものに目を向けると、例えば文房具や机、椅子、日用品などの様々な道具、道路や公園、公衆トイレ、お店などの多くの人が使う施設、また、案内板やホームページ、紙面などに書かれてある内容や文字の大きさ、色使いなどの情報など、多種多様なものが存在し、そして、それらを多くの人が共用していることに気づきます。そのため、多様な人が暮らす社会においては、すべての人にとってあらゆるものが使いやすいものとなっていることが大切です。

近年、ユニバーサルデザインやバリアフリーのまちづくりが進んでいます。ユニバーサルデザインとは、1980年代にアメリカで提唱され、1990年代に日本にも入ってきた考え方であり、障害の有無だけでなく、言語や国籍、年齢などにかかわらず、できるだけ多くの人が利用しやすいよう、施設や商品、情報を設計(デザイン)すること、またそれを作り出すプロセスのことであり、あらゆるものの製造、創作においてその考え方が取り入れられています。一方、バリアフリーにおいては、障がいのある人や高齢の人など、社会的な障壁により使いづらさが生じることを解消するため、利用しやすい建物の建築を促進する「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(ハートビル法)」(平成6年)や、電車やバス、駅、その周辺道路を移動しやすくする「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(交通バリアフリー法)」(平成12年)が順次制定され、そして、平成18年には、総合的にバリアフリーを進めるために、2つの法律を統合した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)」が制定されるなど、物理的な障壁を取り除く環境の整備が進められてきました。さらに、2020年東京オリンピック・パラリンピックを契機として、共生社会の実現を図り、全国におけるバリアフリー化を一層推進するために総合的な措置を講ずることを目的として、平成30年及び令和2年の2度にわたり「バリアフリー法」が改正されました。このような取組により、少しずつ日常生活が過ごしやすくなってきている部分も多くあるものの、まちの中にはまだまだ段差や使いにくい施設、分かりづらい案内表示などがあります。これから新たに作るものは、ユニバーサルデザインによる設計とし、また、すでにあるものを改修するときには、バリアフリー化を図ることが必要です。

情報社会と言われるように、社会との関わりをより深めていくためには、様々な情報を取得することができる必要があります。しかし、障害の特性によっては、広報紙やホームページを読むことができない、音声での案内を聞くことができない、難しい表現は理解しづらいことがあり、情報を発信する側と受け取る側の手段が違えば、必要な情報は全く伝わらない場合があります。コミュニケーションの手段は多様であることから、だれでも必要な情報を取得できることが必要です。

このように、障害の有無にかかわらず、すべての人が快適に暮らせるまちをめざしていくために、本計画においては「①バリアフリーの推進」、「②情報アクセシビリティの向上」に分類し、それぞれ具体的な施策に取り組んでいきます。

①バリアフリーの推進

【現状と課題】

- 市の公共施設の整備については、施設の改修時期に合わせてバリアフリー化を進めています。
- 公共施設や道路などを整備する際は、「兵庫県福祉のまちづくり条例」の基準に適した整備を進めることを基本とし、さらに障がいのある人の意見を聞いたうえで、暮らしやすいまちづくりを推進する必要があります。
- 平成29年度を始期とする「加古川市地域公共交通プラン」に基づき、地域生活の中でタクシーがより利用しやすいものとなる取組を進めるなど、公共交通をより充実させる必要があります。
- 社会参加を促すためには、外出時にトイレが使用できる必要がありますが、公共施設において車いす対応のバリアフリーなトイレの整備は進んでいる一方で、大人を介護するための設備の整備は進んでいません。

【施策】

取組とその内容
○ユニバーサルデザインの普及啓発 事業者などのユニバーサル社会づくりの意識を醸成し、すべての人にとって暮らしやすいまちづくりを推進するため、すべての人にとって使いやすい・見やすい・わかりやすいというユニバーサルデザインの普及啓発を行います。
○「兵庫県福祉のまちづくり条例」に沿ったまちづくりの推進 利用者目線で暮らしやすいまちづくりを推進するため、「兵庫県福祉のまちづくり条例」の趣旨や内容を周知し、地域住民とともに暮らしやすいまちづくりを推進します。
○外出しやすい環境づくり 「かこバス」や「かこバスミニ」などのコミュニティ交通について、障がいのある人が利用しやすいよう車輛のノンステップ化などを推進します。 また、「兵庫ゆずりあい駐車場制度」などの普及啓発を行い、障がいのある人の外出を支援します。
○公共施設のバリアフリー化の推進 すべての人にとって利用しやすい施設整備を行うため、公共施設の建設や改修を行う際は、車いすで利用できるエレベーターやスロープの設置をはじめ、大人用ベッド付トイレの設置やドアを引き戸にするなど、バリアフリー化を推進します。
○道路のバリアフリー化の推進 障がいのある人が外出しやすい環境を整備するため、道路を新設・改修する際は、歩道の段差や傾斜などのバリアフリー化を推進します。

②情報アクセシビリティの向上

【現状と課題】

- 障害の有無にかかわらず、すべての人が情報を得やすい環境を整備する必要があります。
- 障害福祉サービスやその他様々な情報を得ることができるよう、分かりやすく情報を提供することや、情報へのアクセス性をより高める必要があります。
- 市民アンケート結果では、生活するうえでの情報の取得は、「テレビ」や「新聞」、「広報紙」、「インターネット」が多く、発達障がいのある人や精神障がいのある人は、「インターネット」で情報を取得している人の割合が高くなっています。また、令和2年度のアンケート結果と比較すると、「インターネット」で情報を取得している人の割合が増加しています。

【施策】

取組とその内容
○情報提供媒体の充実 視覚障がいのある人が情報を得やすくなるよう、朗読奉仕員や点訳奉仕員との連携を強化し、音声コードや点字書類による情報提供の充実を図ります。 また、ソーシャルネットワーキングサービスの活用による情報発信を進めます。
○市ホームページの充実 市ホームページから情報が得やすくなるよう、テキストファイルの掲載(音声読上げ対応)や図・イラストの掲載などをして、ホームページにおける多様な情報提供を推進します。

(6)安全安心の推進

障がいのある人の中には、判断能力が十分でないことから、日常生活や社会生活の様々な場面で支援が必要になる人がいます。また、家族の高齢化による介護力の低下などのため、将来の生活における財産や健康の管理などに不安を抱えている人もいます。そのような状況において、障がいのある人が地域で安心して自立した生活を送るために、成年後見制度などの権利を擁護する制度の必要性が高まっています。

障がいのある人が自立して社会参加していくうえで、虐待は大きな妨げになっています。「障害者虐待防止法」が平成24年に施行され、これまで虐待防止に関する理解促進や虐待が発生した場合の対応方法の整備を進めてきました。虐待は家庭内に限らず、福祉施設や職場でも起こるため、誰もが自分の周りでも起こりうる身近な問題として認識しておく必要があります。障がいのある人の中には、虐待を受けている自覚がない人や、被害を訴えることができない人もいるため、事態が深刻化していくことがないように、近くにいる一人一人が虐待の芽に早めに気づき、ためらわずに連絡・通報することが重要です。

東日本大震災(平成23年)や熊本地震(平成28年)などの大地震や台風による集中豪雨、局地的な大雨など、これまで多くの自然災害が発生してきました。そして、今後も南海トラフ巨大地震や山崎断層帯地震の発生、豪雨による水害の発生の危険性が指摘されており、自然災害により被災するリスクは高まっています。災害による被害をできるだけ少なくするために大切なことは、日頃からの備えであり、障害の特性に応じた非常食や水などの蓄え、避難先の確認、家具などの固定、ヘルプカードの携帯など、一人一人が防災に関する意識を高め、自らの状況に応じて必要な対策をしておくことが大切です。

障がいのある人が地域において安全に安心して生活するために、災害発生時や災害が発生するおそれがある場合に、障がいのある人にも適切に情報が伝わるのが大切です。避難所が開設された場合には、障がいのある人を含めた多様な人が同じ場所で過ごすことになります。しかし、多くの人がいる中では落ち着くことができない、音声による情報発信のみでは情報を得ることができないなど、合理的な配慮を必要とする人は必ずいるため、障害の特性に配慮した適切な情報保障や支援が重要です。

このように、障がいのある人が地域での生活を安全に安心して暮らすことができるよう、本計画においては「①権利擁護の推進」、「②災害時など緊急時の支援の強化」に分類し、それぞれ具体的な施策に取り組んでいきます。

①権利擁護の推進

【現状と課題】

- 市民アンケート結果では、約7割の人が成年後見制度について「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」もしくは「名前も内容も知らない」と答えています。令和2年10月に加古川市成年後見支援センター（以下「成年後見支援センター」という。）を設置し、周知を図ってきましたが、未だ認知度が低いことが分かります。
- 障がいのある人への虐待やその疑いがある事例は、市内において依然として発生していることから、平成24年度に設置した加古川市障がい者虐待防止センター（以下「障がい者虐待防止センター」という。）を中心とした虐待の防止をさらに推進する必要があります。
- 虐待防止のさらなる推進のため、令和4年度に事業者の運営基準に従業員への研修実施の義務化や虐待防止委員会の設置義務化、虐待防止等のための責任者の設置義務化が盛り込まれました。
- 罪を犯した障がいのある人の社会復帰においては、障害の特性に配慮した本人への支援に加えて、家族や地域の人々の理解と協力が必要です。また、社会復帰後の地域での暮らしでは、再犯を防止し、社会の一員として安定した生活を送れるよう支援が必要です。

【施策】

取組とその内容
○成年後見制度の周知 判断能力が十分でない人の親亡き後などの生活に対する不安を解消するため、成年後見支援センターと連携して制度の周知を行い、利用を促進します。
○障害者虐待防止法の周知 虐待を未然に防止するため、市民や事業所などに対して「障害者虐待防止法」の趣旨や内容を周知します。 また、同法に基づき設置している障がい者虐待防止センターの周知や、関係機関との連携による緊急時には一時保護先の確保に努めます。
○支援機関の周知 兵庫県障害者権利擁護センターや成年後見支援センター、障がい者虐待防止センターなど、障がいのある人の権利擁護に関する支援機関を周知し、障がいのある人の権利擁護に関する相談支援を推進します。
○触法障がい者に対する支援 触法障がい者の社会復帰と地域生活の定着を図るため、市の福祉分野をはじめとする関係部署や関係機関と連携して早期からの支援体制を整えることで社会復帰を促進し、その後の地域での暮らしの中でも再犯の防止に努める支援などを行います。

②災害時など緊急時の支援の強化

【現状と課題】

- 災害発生時に特別な配慮を必要とする人を受け入れるため、現在、33施設と福祉避難所の指定に関する協定を締結しています。
- 令和3年5月に「災害対策基本法」が改正され、避難行動要支援者ごとに、一人一人の状況や避難先などの情報を記載した「個別避難計画」の作成が努力義務化されました。
- 「加古川市防災ポータル」や災害時の避難情報等を音声で届ける「自動音声配信電話」、「自動応答電話」、さらに地上デジタル放送に防災情報などのデータを載せて配信できる情報伝達手段を導入し、災害時における迅速な情報伝達を進めています。
- 避難所でのコミュニケーションの円滑化のため、各避難所で使用する運営資機材にコミュニケーションボードを追加しました。
- 市民アンケート結果から、家に一人にいるときに近所に支援者がいる人は22.5%にとどまっています。

【施策】

取組とその内容
○地域における支えあいの促進 災害をはじめとする緊急時に、地域住民による相互の助けあいを促進するため、日頃から地域住民間の交流の必要性を周知するとともに、「ヘルプカード」や「避難行動要支援者支援制度」などの活用を促進し、地域におけるつながりの強化を図ります。
○災害時の避難生活における配慮の推進 避難所での生活において、「ヘルプカード」の活用を促進します。 また、災害時に一般の避難所では生活が困難な要支援者を受け入れるための福祉避難所の拡充に努めます。
○災害に対する日頃からの備えの意識啓発 自主防災組織等や福祉専門職とも連携し、日頃からの防災意識の向上を図ります。また、「避難行動要支援者支援制度」の周知と普及を図るとともに、避難行動要支援者の個別避難計画の策定を進めます。
○緊急通報手段の周知 音声による119番通報が困難な人が、文字によって救急車や消防車を緊急要請することができる「NET119」や「聴覚障がい者FAX通報」などの制度を周知します。
○緊急時の情報アクセシビリティ向上 地震や台風などの災害情報や、避難指示などの緊急情報を速やかに確実に得ることができるよう「加古川防災ポータル」の周知や、「防災ネットかこがわ」への登録を促進します。 また、避難所での生活において、文字、図、イラストによる案内の充実や、コミュニケーションボードの活用などにより、避難生活に不安や困難を抱える人に対する支援を行います。

第3章 障害福祉計画・障害児福祉計画

1 基本方針

本計画の基本理念である「障がいのある人が、地域の人とともに生きがいを持っていきいきと安心して暮らすことができるまちづくり」のもと、厚生労働省が示す基本的な指針を踏まえ、次の3つを基本方針に掲げます。

(1)個人としての尊重と意思決定支援による共生社会の実現

本市において、障がいのある人の日常生活または社会生活を支援するために必要な障害福祉サービス等を提供するにあたっては、個人として尊重し、意思決定の支援に配慮することで、障がいのある人が自らの生き方を主体的に決定し、地域の人とともにいきいきと暮らすことができる社会の実現を目指します。

(2)地域生活を支える障害福祉サービス等の提供体制の整備

福祉施設や病院からの地域生活への移行を促進し、障がいのある人が地域において安心した生活を継続することや経済的自立を実現するため、生活支援や就労支援などを行う事業所や関係機関の連携による支援体制の構築を目指すとともに、地域生活において障がいのある人が必要とする障害福祉サービス等の提供体制の整備を図ります。

(3)障がいのある児童の健やかな成長のための支援体制の整備

障がいのある児童の健やかな成長を支援するため、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関の連携を図り、乳幼児期から学校卒業まで切れ目のない一貫した効果的な支援体制の構築を目指すとともに、特別な支援が必要な障がいのある児童に対する支援体制の充実を図ります。

これらの基本方針に基づき、障害福祉サービス等の提供体制の確保にかかる目標として「成果目標」を設定し、また、目標を達成するために障害福祉サービス等の必要な量等を「活動指標」として見込み、その確保のための方策を定めます。

2 成果目標

(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、福祉施設に入所している障がいのある人(以下「施設入所者」という。)のうち、グループホーム、一般住宅などに移行する者の数を見込み、令和 11 年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定します。

①福祉施設から地域生活への移行者数

令和 3 年 4 月から令和 5 年 8 月までに、11 人が地域生活へ移行しています。

令和 4 年度末時点の施設入所者数 212 人(基準値)に対し、令和 8 年度末までに 13 人(6.0%)を、令和 11 年度末までに 23 人(10.5%)を地域生活へ移行します。

現状	令和 3 年度 移行者数	令和 4 年度 移行者数	令和 5 年度 移行者数 (8月末時点)	合計
	1 人	9 人	1 人	11 人

目標	基準値 (令和 4 年度末)	移行者数 (令和 8 年度末)	基本指針【参考】
	212 人	13 人(6.0%)	6.0%以上
	基準値 (令和 4 年度末)	移行者数 (令和 11 年度末)	基本指針【参考】
	212 人	23 人(10.5%)	-

②施設入所者の削減

令和 4 年度末時点の施設入所者数は 212 人です。

令和 4 年度末時点の施設入所者数 212 人(基準値)に対し、令和 8 年度末までに 11 人(5.0%)、令和 11 年度末までに 14 人(6.6%)の施設入所者を削減します。

現状	令和 3 年度末 施設入所者数	令和 4 年度末 施設入所者数	令和 5 年度 施設入所者数 ※8 月末時点
	217 人	212 人	214 人

目標	基準値 (令和 4 年度末)	目標値 (令和 8 年度末)	削減者数 (令和 8 年度末)	基本指針【参考】
	212 人	201 人	11 人(5.0%)	5.0%以上
	基準値 (令和 4 年度末)	目標値 (令和 11 年度末)	削減者数 (令和 11 年度末)	基本指針【参考】
	212 人	198 人	14 人(6.6%)	-

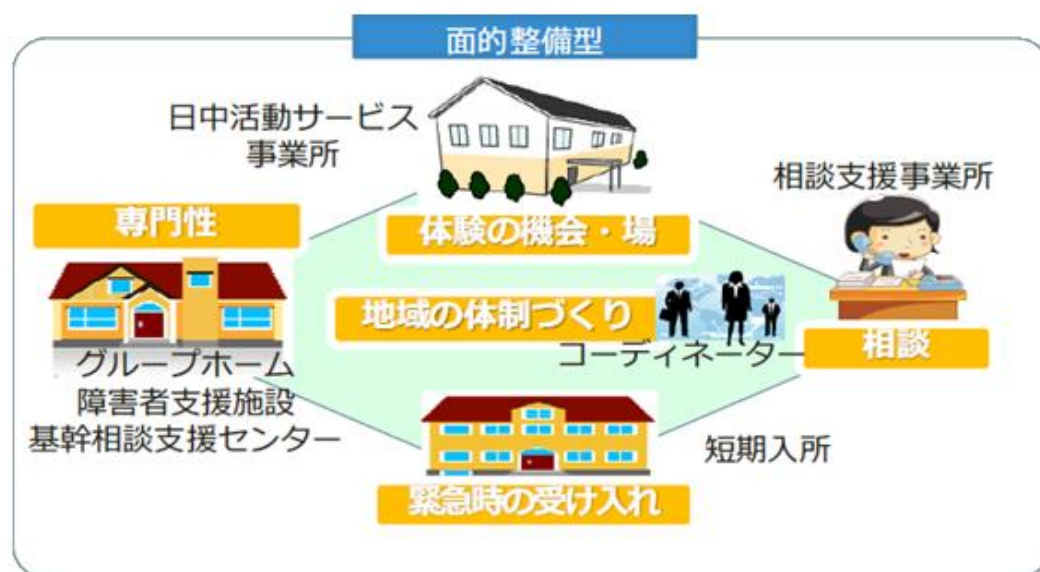
(2) 地域生活支援の充実

障がいのある人の地域生活への移行の支援及び地域生活支援の充実を図るため、地域生活支援拠点等の機能を充実させることが重要です。また、強度行動障がいのある人の支援体制の充実を図るために、支援ニーズの把握を行い、ニーズに基づく支援体制の整備を図ることについて以下の目標を定めます。

①地域生活支援拠点等の機能の充実

地域生活支援拠点等の整備として、重症心身障がい者や医療的ケアが必要な身体障がいのある人を支援する医療支援型グループホームが開設されています。また、地域生活支援拠点等施設整備事業補助金の活用を促し、ニーズを踏まえたハード面の整備を進めています。地域生活支援拠点の機能の充実のため、年1回、運用状況の評価を受けています。

今後は、市と基幹相談支援センターが連携し、面的に整備した地域生活支援拠点等の機能の充実を図ります。また、機能の充実にあたっては、地域の中核的な総合相談支援機関の役割を担う基幹相談支援センターが中心となり地域生活を支えるための体制整備のコーディネートを行います。地域生活支援拠点の機能の充実のため、引き続き、年1回以上、運用状況の評価を受けます。



(出典)厚生労働省 資料

② 強度行動障がいのある人の支援体制の整備

強度行動障がいのある人に関して、支援ニーズの把握ができていません。

強度行動障がいのある人にかかる支援では、高い専門性に加え多職種間のネットワークが必要であり、地域の体制づくりを一体的に進めていくことが求められることから、市と基幹相談支援センターが連携してニーズ把握、支援体制の整備に取り組みます。

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。)を通じて、令和 11 年度中に一般就労へ移行する者等の目標値を定めます。

①福祉施設からの一般就労移行者数

令和 3 年 4 月から令和 5 年 8 月までに、79 人が福祉施設から一般就労へ移行しています。

令和 4 年度末時点の一般就労移行者数 34 人に対し、令和 8 年度末までに年間 44 人(1.28 倍)を福祉施設から一般就労へ移行します。内訳として、就労移行支援から 24 人(1.31 倍)、就労継続支援 A 型から 8 人(1.29 倍)、就労継続支援 B 型から 12 人(1.28 倍)とします。なお、令和 11 年度についても同様の目標値を定めます。

現状	区分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度 (8 月末時点)	合計
	移行者数	38 人	34 人	7 人	79 人

目標	区分	就労移行者数 (令和 4 年度末)	目標値※ (令和 11 年度末)	比率	基本指針 【参考】
	就労移行支援事業等	34 人／年	44 人／年	1.28 倍	1.28 倍以上
	就労移行支援	18 人／年	24 人／年	1.31 倍	1.31 倍以上
	就労継続支援 A 型	6 人／年	8 人／年	1.29 倍	1.29 倍以上
	就労継続支援 B 型	9 人／年	12 人／年	1.28 倍	1.28 倍以上

②就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合

令和 5 年 8 月末時点で市内に就労移行支援事業所は 3 箇所です。

令和 8 年度末時点で就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の事業所を全体の 5 割以上とします。なお、令和 11 年度についても同様の目標値を定めます。

③就労定着支援事業の利用者数

令和 4 年度末の就労定着支援事業の利用者は 21 人です。

令和 4 年度末時点の就労定着支援事業利用者数 21 人(基準値)に対し、令和 8 年度末に年間 30 人(1.41 倍)が就労定着支援事業を利用することを目指します。また、令和 11 年度末については基準値に対し、年間 32 人(1.50 倍)が就労定着支援事業を利用することを目指します。

④就労定着率 7 割以上の就労定着支援事業所の割合

令和 5 年 8 月末時点で市内に就労定着支援事業所が 2 箇所あり、令和 4 年度末時点の就労定着率が 7 割以上の事業所はありません。

令和 8 年度の就労定着支援事業所のうち、就労定着率が 7 割以上の事業所を全体の 5 割以上とします。なお、令和 11 年度についても同様の目標値を定めます。

(4) 障がい児支援の提供体制の整備等

障がいのある児童においては、保健、医療、障害福祉、保育、教育などの関係機関が連携を図ったうえで、切れ目のない一貫した支援を提供する体制を構築し、障害の疑いがある段階から身近な場所で支援できるようにすることが重要です。そのため、子ども・子育て支援事業計画との整合性を図りながら、地域における支援体制の構築などについて目標を定めます。

①児童発達支援センターの設置

「加古川市立こども療育センター」が児童発達支援センターとして、多様な障がいのある子どもなどに対し、早期の療育支援を進めるために関係機関と連携した支援に努めるなど、地域における障がい児支援の中核的役割を担います。

②障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制の構築

令和 5 年 8 月時点では、保育所等訪問支援事業所が 7 箇所となっています。

障がいのある児童の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進するため、保育所等訪問支援事業所と関係機関との連携を図るとともに、地域の障害児通所支援事業所などに保育所等訪問支援事業所の活用を促すことで、障がいのある児童の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進します。

③医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

自立支援協議会内の「くらし・こども専門部会」を協議の場として設置しています。

引き続き、医療的ケア児に対する支援のための課題共有に努め、連携した支援を行います。

④重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所や放課後等デイサービスの確保

令和 5 年 8 月時点では、児童発達支援事業所が3箇所、放課後等デイサービス事業所が 7 箇所となっています。令和 8 年度末、令和 11 年度末においても、十分な支給量を供給できる事業所数を確保します。

⑤医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置

令和5年 8 月時点で、コーディネーターの配置はできていません。

令和 8 年度末までに、医療的ケア児等と支援者とを繋ぐコーディネーターの配置に向けて取り組みます。また、配置された医療的ケア児等コーディネーターが医療的ケア児等の家族や支援者からの相談をワンストップで受け止め、医療的ケア児等支援の情報の集約点として、関係機関と連携した対応を行います。

⑥居宅訪問型児童発達支援事業所の確保 兵庫県独自指標

令和 5 年 8 月時点で、居宅訪問型児童発達支援事業所が1箇所となっています。

令和 8 年度末、令和 11 年度末においても、十分な支給量を供給できる事業所数を確保します。

(5) 相談支援体制の充実・強化等

障がいのある人が地域において自立した日常生活または社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保だけでなく、当事者が抱える複合的な課題やニーズを把握し、適切な保健、医療、福祉サービスにつなげるなど、関係機関との連携を行うことができる相談支援体制の構築が不可欠です。そのために、総合的な相談支援体制、専門的な指導・助言及び人材育成など各種機能のさらなる充実・強化に向けた目標を定めます。

①基幹相談支援センターなどの総合的・専門的な相談支援実施機関の設置

基幹相談支援センターで総合的・専門的な相談支援を実施しており、引き続き相談支援体制の充実、課題の抽出、支援関係者へのフィードバック、課題解決のサイクルを充実させます。さらに、自立支援協議会において個別事例の検討を通じた地域におけるサービスに関する課題を抽出し、改善などの取組につなげるとともに、これらの取組を行うために必要な自立支援協議会の体制を確保します。

(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等の多様化に伴い、多くの事業者が参入しています。その中で、利用者が真に必要なとする障害福祉サービス等を提供していくため、障害福祉サービス等の質の向上を図る体制の構築について、目標を定めます。

①サービスの質の向上を図るための体制確保

障害福祉サービス等にかかる研修へ市職員が参加して得た知識を基に、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の分析及び活用を行い、障害福祉サービス等の質を向上させるために事業者への説明会を実施するとともに、県市合同の実地指導や指導監査の適正な実施に努めています。

令和 8 年度末まで、引き続き障害福祉サービス等にかかる研修へ市職員が参加し、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の分析及び活用を行うとともに、事業者のニーズに沿った事業者への説明会を実施します。

3 障害福祉サービスの活動指標（見込量）とその確保のための方策

(1) 訪問系（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）

○サービスの内容

名称	説明
居宅介護	障がいのある人に、居宅において、入浴、排泄、食事の介護、調理・洗濯などの家事、生活などに関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者及び重度の知的・精神障がいのある人で常時介護を必要とする人に、自宅や病院などで入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著しく困難のある人が外出するときに、必要な視覚的情報の支援、外出先での排泄、食事などの必要な支援を行います。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動に著しく困難のある人が外出するときに、危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排泄、食事の介護など、必要な支援を行います。
重度障害者等包括支援	常時介護を必要とする、障がいのある人に、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所などのサービスを包括的にを行います。

○訪問系サービスの利用状況及び見込量

区分		第 6 期・第 2 期計画			第 7 期・第 3 期計画					
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度※	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
居宅介護	実績 (人/月)	353	359	384	412	441	472	506	542	580
	見込量 (人/月)	364	385	409						
	実績 (時間/月)	6,247	6,363	6,808	7,285	7,795	8,341	8,925	9,550	10,219
	見込量 (時間/月)	6,328	6,677	7,078						
重度訪問 介護	実績 (人/月)	15	14	12	13	14	15	16	17	18
	見込量 (人/月)	14	15	16						
	実績 (時間/月)	4,377	3,999	3,399	3,714	4,000	4,286	4,572	4,858	5,144
	見込量 (時間/月)	3,168	3,485	3,834						
同行援護	実績 (人/月)	47	48	48	50	52	54	56	58	60
	見込量 (人/月)	52	54	56						
	実績 (時間/月)	852	973	973	1,014	1,055	1,096	1,137	1,178	1,219
	見込量 (時間/月)	910	947	966						
行動援護	実績 (人/月)	2	2	2	3	4	5	6	8	10
	見込量 (人/月)	1	1	1						
	実績 (時間/月)	68	45	53	62	73	86	101	119	140
	見込量 (時間/月)	40	40	40						
重度障害者 等包括支援 ※県内事業者 数ゼロ	実績 (人/月)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	見込量 (人/月)	0	0	0						
	実績 (時間/月)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	見込量 (時間/月)	0	0	0						

※令和 5 年度は見込(者)数

【実施に関する考え方】

本市の近年の実績などを考慮し見込んでいます。

【訪問系サービスの見込量確保のための方策】

○福祉施設から地域生活への移行や障がいのある人の地域生活を支えるうえで、訪問系サービスが中心的役割を担うと考えられます。そのため、適切な支給量となるように努めていきます。

(2) 日中活動系(生活介護、自立訓練(機能訓練、生活訓練)、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援(A型・B型)、就労定着支援、療養介護、短期入所)

○サービスの内容

名称	説明
生活介護	常時介護を必要とする、障がいのある人に、昼間、入浴、排泄、食事の介護などを行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練)	身体障がいのある人や難病患者に対して、リハビリテーションやコミュニケーションなどの実践的なトレーニングや生活などへの相談・助言を行います。
自立訓練 (生活訓練)	知的障がいのある人や精神障がいのある人に対して、自立した日常生活を営むために必要な訓練、相談や助言などを行います。
就労選択支援 ※令和7年12月15日 までに開始	就労を希望する障がいのある人または就労の継続を希望する障がいのある人に対して、就労移行支援、就労継続支援A型・B型の利用または一般就労をする前に、就労アセスメントを行うことで、本人の希望、就労能力や適性などに合った適切な選択ができるようサポートを行います。
就労移行支援	就労を希望する障がいのある人で、通常の事業所に雇用されることが可能な人に、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練、求職活動への支援などを行います。
就労継続支援 A型・B型	通常の事業所に雇用されることが難しい障がいのある人に、生産活動などの機会の提供、就労に必要な知識や能力の向上のための支援などを行います。雇用契約に基づき最低賃金が保証されるA型と、雇用契約を結ばないB型があります。
就労定着支援	通常の事業所に雇用された障がいのある人の就労の継続を図るため、雇用により生じる問題などへの相談、指導及び助言などを行います。
療養介護	病院において、常時介護を必要とする、障がいのある人に、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理のもとに介護及び日常生活上の世話をを行います。
短期入所	居宅で介護を行っている人の疾病などにより、介護を行うことができないときに、障がいのある人を施設に短期間入所させて、入浴、排泄及び食事の介護などの必要な支援を行います。

○日中活動系サービスの利用状況及び見込量

区分		第 6 期・第 2 期計画			第 7 期・第 3 期計画					
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度※	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
生活介護	実績 (人/月)	500	491	491	496	501	507	513	519	525
	見込量 (人/月)	485	490	495						
	実績 (日/月)	9,651	10,067	10,067	10,168	10,270	10,373	10,477	10,582	10,688
	見込量 (日/月)	8,925	9,015	9,106						
	(内)重度 障がい者	実績 (人/月)	455	454	459	464	469	474	479	484
		見込量 (人/月)	-	-						
自立訓練 (機能訓練)	実績 (人/月)	8	9	11	13	16	20	24	29	35
	見込量 (人/月)	9	9	9						
	実績 (日/月)	155	188	224	267	318	379	452	538	641
	見込量 (日/月)	170	170	170						
自立訓練 (生活訓練)	実績 (人/月)	15	8	6	11	11	11	11	11	11
	見込量 (人/月)	11	11	11						
	実績 (日/月)	322	161	121	227	227	227	227	227	227
	見込量 (日/月)	227	227	227						
	(内)精神 障がい者	実績 (人/月)	9	5	4	4	4	4	4	4
		見込量 (人/月)	-	-						
就労選択支援	実績 (人/月)	-	-	-	0	5	10	20	30	40
	見込量 (人/月)	-	-	-						
就労移行支援	実績 (人/月)	53	49	47	48	49	50	51	52	53
	見込量 (人/月)	62	63	64						
	実績 (日/月)	1,036	858	827	841	859	877	895	913	931
	見込量 (日/月)	1,066	1,077	1,088						

区分		第 6 期・第 2 期計画			第 7 期・第 3 期計画					
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度※	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
就労継続 支援 A 型	実績 (人/月)	182	223	281	302	323	344	365	386	407
	見込量 (人/月)	191	207	224						
	実績 (日/月)	3,589	4,573	5,762	6,258	6,753	7,249	7,744	8,240	8,735
	見込量 (日/月)	3,812	4,117	4,447						
就労継続 支援 B 型	実績 (人/月)	774	863	941	1,023	1,105	1,187	1,269	1,351	1,433
	見込量 (人/月)	725	754	770						
	実績 (日/月)	13,638	15,442	16,832	18,169	19,405	20,642	21,878	23,115	24,351
	見込量 (日/月)	12,465	12,964	13,224						
就労定着支援	実績 (人/月)	21	21	21	24	27	30	31	32	32
	見込量 (人/月)	22	27	33						
療養介護	実績 (人/月)	39	37	35	33	32	31	30	29	28
	見込量 (人/月)	41	42	43						
短期 入所	福祉型	実績 (人/月)	97	124	181	208	236	263	291	318
		見込量 (人/月)	82	91						
		実績 (日/月)	404	502	713	808	904	999	1,095	1,190
		見込量 (日/月)	320	352						
	(内)重度 障がい者	実績 (人/月)	56	72	105	121	137	153	169	185
		見込量 (人/月)	-	-						
	医療型	実績 (人/月)	3	6	10	13	16	19	22	25
		見込量 (人/月)	17	19						
		実績 (日/月)	16	25	40	49	58	67	76	85
		見込量 (日/月)	88	97						
	(内)重度 障がい者	実績 (人/月)	2	3	5	6	7	8	9	10
		見込量 (人/月)	-	-						

※令和 5 年度は見込(者)数

【実施に関する考え方】

本市の近年の実績などを考慮し見込んでいます。

【日中活動系サービスの見込量確保のための方策】

- 自立支援協議会の活用や各障害福祉サービス事業所との連携のもと、特に必要とされる短期入所の提供体制を整えます。
また、就労系サービスについては、本人の希望や就労能力、適性などに合った選択を支援するため、新たなサービス(就労選択支援)を提供する体制の整備や活用などを促していきます。
- 地域生活支援拠点等を活用し、緊急時における短期入所、医療的ケアが必要な人や行動障がいのある人の短期入所の利用の円滑化を図ります。
また、地域生活支援拠点等のコーディネーター(基幹相談支援センター)や設置予定の医療的ケア児等コーディネーターを中心に、事業所及び関係機関との連携を図り、サービスの提供体制の整備に努めます。
- 一般就労への定着が持続できるように就労定着支援の積極的な利用の促しやサービス提供事業者などと連携した支援体制の構築を進めていきます。

(3) 居宅支援・施設系(自立生活援助、共同生活援助、施設入所支援)**○サービスの内容**

名称	説明
自立生活援助	障害者支援施設や共同生活援助(グループホーム)などを利用していた障がいのある人で、ひとり暮らしを希望する人に対し、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、ひとり暮らしに必要な理解力や生活力を補うために必要な助言や医療機関などとの連絡調整など、適時のタイミングで適切な支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	地域で共同生活を希望する、障がいのある人に、夜間や休日に共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排泄、食事の介護などの必要がある人には、介護サービスも行います。
施設入所支援	障害者支援施設に入所する人に、夜間や休日における、入浴、排泄、食事の介護などを行います。

○居住支援・施設系サービスの利用状況及び見込量

区分		第 6 期・第 2 期計画			第 7 期・第 3 期計画					
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度※	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
自立生活援助	実績 (人/月)	0	0	0	2	3	4	5	5	5
	見込量 (人/月)	1	1	1						
	(内)精神 障がい者	0	0	0	1	2	2	3	3	3
	見込量 (人/月)	0	0	0						
共同生活援助 (グループホーム)	実績 (人/月)	166	198	226	260	294	328	362	396	430
	見込量 (人/月)	143	165	190						
	(内)精神 障がい者	48	59	67	78	89	100	111	122	133
	見込量 (人/月)	48	56	65						
	(内)重度 障がい者	58	69	79	90	101	112	123	134	145
	見込量 (人/月)	-	-	-						
施設入所支援	実績 (人/月)	217	212	210	207	204	201	200	199	198
	見込量 (人/月)	211	210	209						

※令和 5 年度は見込(者)数

【実施に関する考え方】

近年の実績などを考慮し見込んでいます。

【居宅支援・施設系サービスの見込量確保のための方策】

- 精神科病院や入所施設との連携を図るとともに、障害福祉サービスの利用などにより、病院・施設からグループホームなど地域生活への移行を促します。
- 地域生活支援拠点等を活用し、障がいのある人の地域での生活の継続や病院などからの地域移行を進めることができるような体制を構築します。
- 地域生活支援拠点等における専門的な人材の養成、関係機関との調整を図ります。
- 地域生活への移行後などは変化していく生活に合わせた柔軟性の高い支援体制が必要であることから、自立生活援助の活用を促していきます。

(4) 相談支援(計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援)

○サービスの内容

名称	説明
計画相談支援	障害福祉サービス等を利用する際に、サービス等利用計画などを作成し、サービス提供事業者との連絡・調整、モニタリングを行います。
地域移行支援	障害者支援施設などに入所している人または精神科病院に入院をしている人に対して、住居の確保や、地域生活への移行などについて、相談などの必要な支援を行います。
地域定着支援	居宅でひとり暮らしをしている障がいのある人や、家庭の状況などにより同居している家族による支援を受けられない障がいのある人に対して、常時の連絡体制を確保し、緊急時における連絡・相談などの支援を行います。

○相談支援の利用状況及び見込量

区分		第 6 期・第 2 期計画			第 7 期・第 3 期計画					
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度※	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
計画相談支援	実績 (人/月)	483	565	565	611	660	713	771	833	900
	見込量 (人/月)	509	533	557						
地域移行支援	実績 (人/月)	1	0	0	1	2	3	4	5	6
	見込量 (人/月)	2	3	4						
(内)精神 障がい者	実績 (人/月)	0	0	0	1	2	3	4	5	6
	見込量 (人/月)	1	2	3						
地域定着支援	実績 (人/月)	2	1	1	2	3	4	5	6	7
	見込量 (人/月)	6	7	8						
(内)精神 障がい者	実績 (人/月)	0	0	0	1	2	3	4	5	6
	見込量 (人/月)	3	4	5						

※令和 5 年度は見込(者)数

【実施に関する考え方】

本市の近年の実績などを考慮し見込んでいます。

【相談支援サービスの見込量確保のための方策】

- 計画相談支援の提供体制の整備のため、引き続き相談支援事業者などに対して、相談支援従事者初任者研修の受講を促します。
- 自立支援協議会(相談支援専門部会)を中心に、関係機関との連携強化や相談支援の質の向上、経営基盤強化に向けた取組を行います。
- 相談支援専門員の確保のために必要な策を講じるよう、国に対して求めています。

(5) 障害児通所支援等

①障害児通所支援

○サービスの内容

名称	説明
児童発達支援	障がいのある未就学児に対して、日常生活における基本動作の指導や、知識技能の付与、集団生活への適応のための訓練などを行います。
放課後等 デイサービス	就学している障がいのある児童に、学校終了後または休業日において、創作活動や生活能力向上に必要な訓練などを行います。
保育所等訪問支援	障がいのある児童が通う保育所等を訪問し、子どもや職員に対して集団生活に適応するために必要とする専門的な支援、助言などを行います。
居宅訪問型 児童発達支援	重度障がいのある児童で、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な場合に、居宅を訪問して発達の支援を行います。

○障害児通所支援の利用状況及び見込量

区分		第 6 期・第 2 期計画			第 7 期・第 3 期計画					
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度※	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
児童発達支援	実績 (人/月)	264	273	314	362	417	480	552	635	731
	見込量 (人/月)	209	222	236						
	実績 (日/月)	2,530	2,632	3,027	3,481	4,004	4,605	5,296	6,091	7,005
	見込量 (日/月)	2,047	2,170	2,301						
放課後等 デイサービス	実績 (人/月)	683	723	766	813	862	914	969	1,028	1,090
	見込量 (人/月)	633	671	712						
	実績 (日/月)	7,145	7,556	8,009	8,490	9,000	9,540	10,113	10,720	11,364
	見込量 (日/月)	6,686	7,088	7,514						
保育所等 訪問支援	実績 (人/月)	17	7	8	9	10	12	14	16	18
	見込量 (人/月)	11	13	15						
	実績 (日/月)	24	11	12	14	16	18	20	23	26
	見込量 (日/月)	11	13	15						
居宅訪問型 児童発達支援	実績 (人/月)	0	0	1	1	1	1	2	2	2
	見込量 (人/月)	0	0	2						
	実績 (日/月)	0	0	4	15	20	20	35	35	40
	見込量 (日/月)	0	0	2						

※令和 5 年度は見込(者)数

②障害児相談支援

○サービス内容

障害児通所支援を利用する際に、サービス等利用計画などを作成し、サービス提供事業者との連絡・調整、モニタリングを行います。

○障害児相談支援の利用状況及び見込量

区分		第 6 期・第 2 期計画			第 7 期・第 3 期計画					
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度※	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
障害児 相談支援	実績 (人/月)	220	276	306	341	379	421	486	520	578
	見込量 (人/月)	244	265	286						

※令和 5 年度は見込者数

③医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置

○内容

保健、医療、障害福祉、保育、教育など様々な分野に及ぶ支援を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、医療的ケア児支援についての協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発などを行いながら、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進する役割を担います。

○配置状況及び見込量

区分			第 6 期・第 2 期計画			第 7 期・第 3 期計画					
			令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度※	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	実績 (人)		0	0	0	1	1	1	1	1	1
	見込量 (人)		4	5	6						

※令和 5 年度は見込者数

④教育と福祉の協議の場の設置

○内容

教育と福祉の協議の場として、教育関係職員と福祉関係職員の相互理解を深め、障がい児支援を効果的かつ総合的に行うための方策を探り、さらなる連携を推進するために設置するものです。

○設置状況及び見込量

区分			第 6 期・第 2 期計画			第 7 期・第 3 期計画					
			令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度※	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
教育と福祉の協議の場の設置	設置 有無	実績	有	有	有	有	有	有	有	有	有
		見込量	有	有	有						

※令和 5 年度は見込

⑤障がい児の相談窓口の設置

○内容

障がいのある児童(の家族)にかかる相談は、保健、医療、障害福祉、保育、教育など様々な分野に及ぶため、総合的な見地から適切な分野につなぐために設置するものです。

○設置状況及び見込量

区分			第 6 期・第 2 期計画			第 7 期・第 3 期計画					
			令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度※	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
障がい児の 相談窓口の 設置	設置 有無	実績	有	有	有	有	有	有	有	有	有
		見込量	有	有	有						

※令和 5 年度は見込

【実施に関する考え方】

国の指針、本市の近年の実績などを考慮し見込んでいます。

【障害児通所支援等の見込量確保のための方策】

- 障害児通所支援は、発達障がいの早期発見などにより障がいのある児童が増加していることに加え、保護者からの利用ニーズも様々であるため、学校などと連携を図り、引き続き利用量、支援の質の確保に努めます。
- 相談支援については、自立支援協議会(相談支援専門部会)を中心に、関係機関との連携強化や相談支援の質の向上に向けた取組を行います。
- 医療的ケア児支援の協議の場を活用し、医療的ケア児等に関するコーディネーターを中心とした保健、医療、障害福祉、保育、教育などの連携体制の構築に努めます。
- 今後、医療的ケア児支援に携わる専門的な人材の養成を図ります。

(6) その他の活動指標

①発達障がい者等に対する支援

○内容

ペアレントトレーニングなどの支援プログラムを実施することで、保護者が身近なところで子育て支援を受けることができるような体制づくりを行うものです。

○実績及び見込量

区分		第 6 期・第 2 期計画			第 7 期・第 3 期計画					
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度※	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
支援プログラム等 の受講者数	実績 (人)	104	141	111	208	208	208	208	208	208
	見込量 (人)	192	192	192						

※令和 5 年度は見込者数

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

○内容

保健、医療及び福祉関係者による協議の場を活用することで、精神障がいのある人が地域定着し、安心して自分らしい暮らしができる地域のあり方を検討します。

○実績及び見込量

区分		第 6 期・第 2 期計画			第 7 期・第 3 期計画					
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度※	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	実績 (回)	1	4	6	6	6	6	6	6	6
	見込量 (回)	6	6	6						
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	実績 (人)	9	12	14	14	14	14	14	14	14
	見込量 (人)	13	13	13						
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	実績 (回)	0	0	0	1	1	1	1	1	1
	見込量 (回)	1	1	1						

※令和 5 年度は見込(者)数

③相談支援体制の充実・強化のための取組

○内容

総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関などの連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保を行うものです。

また、地域づくりに向け、自立支援協議会の機能をより実効性のあるものとするため、自立支援協議会において個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善などを行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な自立支援協議会の体制の確保に取り組みます。

○実施状況及び見込量

区分			第 6 期・第 2 期計画			第 7 期・第 3 期計画					
			令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度※	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
基幹相談支援センター	基幹相談支援センターの設置	設置 有無	有	有	有	有	有	有	有	有	有
	総合的・専門的な 相談支援の実施	実績 (件)	45	109	110	110	110	110	110	110	110
		見込量 (件)	70	80	90						
	地域の相談支援 事業者に対する 訪問等による専 門的な指導・助言	実績 (件)	0	16	16	16	16	16	16	16	16
		見込量 (件)	20	20	20						
	地域の相談支援 事業者の人材育 成の支援	実績 (件)	12	9	10	12	12	12	12	12	12
		見込量 (件)	12	12	12						
	地域の相談機関 との連携強化の 取組の実施	実績 (回)	1	2	2	2	2	2	2	2	2
		見込量 (回)	1	1	1						
	個別事例の支 援内容の検証	実績 (回)	0	0	0	12	12	12	12	12	12
		見込量 (回)	-	-	-						
	主任相談支援 専門員の配置	実績 (人)	1	2	1	1	1	1	1	1	1
		見込量 (人)	-	-	-						
協議会	相談支援事業所 の参画による事 例検討会(頻度)	実績 (回)	13	19	20	20	20	20	20	20	20
		見込量 (回)	-	-	-						
	事例検討会への 参加事業・機関数	実績 (件)	10	12	12	12	12	12	12	12	12
		見込量 (件)	-	-	-						
	専門部会の 設置数	実績 (件)	3	3	3	3	3	3	3	3	3
		見込量 (件)	-	-	-						
	専門部会の実 施回数(頻度)	実績 (回)	16	31	27	27	27	27	27	27	27
		見込量 (回)	-	-	-						

※令和 5 年度は見込(者)数

④障害福祉サービスの質を向上させるための取組

○内容

障害福祉サービス等の多様化やサービス事業所の増加に伴い、より一層事業者が利用者に対して、真に必要とするサービスを適切に提供できるよう取り組みます。

○実績及び見込量

区分		第 6 期・第 2 期計画			第 7 期・第 3 期計画					
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度※	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
県が実施する研修の 参加人数	実績 (人)	9	8	8	8	8	8	8	8	8
	見込量 (人)	2	2	2						
障害者自立支援審査 支払等システム等を 活用した、事業者や 関係自治体等との共 有回数	実績 (回)	1	1	2	1	1	1	1	1	1
	見込量 (回)	1	1	1						

※令和 5 年度は見込(者)数

【実施に関する考え方】

国の指針、本市の近年の実績などを考慮し見込んでいます。

【その他の活動指標の見込量確保のための方策】

- 本市や基幹相談支援センターが中心となり、関係機関と連携を図ることで、各体制の充実に努めます。
- 障害福祉サービスの質を向上させるため、事業者に対して、本市主催の研修会への参加を促します。
- 基幹相談支援センターを中心とした自立支援協議会(相談支援専門部会)の活用や研修などを通じて相談支援専門員の質の向上を図り、地域全体の相談支援体制を強化していきます。

4 地域生活支援事業の活動指標(見込量)とその確保のための方策

(1)理解促進研修・啓発事業

○内容

「障害者週間」啓発のための福祉サービス事業所の授産製品販売や、障害福祉に関する講演会、講座などの実施により、障がいのある人への理解の向上を図ります。

○実績及び見込量

区分		第6期・第2期計画			第7期・第3期計画					
		令和3年度	令和4年度	令和5年度※	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
理解促進研修・啓発事業	実績 (実施有無)	有	有	有	有	有	有	有	有	有
	見込量 (実施有無)	有	有	有						

※令和5年度は見込

(2)自発的活動支援事業

○内容

障がい者団体やボランティア団体の活動など、自発的な取組に対し支援を行います。

○実績及び見込量

区分		第6期・第2期計画			第7期・第3期計画					
		令和3年度	令和4年度	令和5年度※	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
自発的活動支援事業	実績 (実施有無)	有	有	有	有	有	有	有	有	有
	見込量 (実施有無)	有	有	有						

※令和5年度は見込

(3)相談支援事業

○内容

障がいのある人などからの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援など、障がいのある人の権利擁護のために必要な援助を行い、障がいのある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるように支援します。

○実績及び見込量

区分		第 6 期・第 2 期計画			第 7 期・第 3 期計画					
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度※	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
障害者相談 支援事業 (ピアカウンセリング)	実績 (障害種別)	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	見込量 (障害種別)	3	3	3						
障害者相談 支援事業 (基幹相談支援 センター)	実績 (設置有無)	有	有	有	有	有	有	有	有	有
	見込量 (設置有無)	有	有	有						

※令和 5 年度は見込数

【実施に関する考え方】

本市の近年の実績などを考慮し見込んでいます。

【見込量確保のための方策】

○ピアカウンセリングの周知・普及啓発の推進に努めるとともに、利用しやすい実施方法の再検討を行います。

○総合的な相談支援、専門的な相談支援、困難事例などの相談支援を適正かつ円滑に実施するため、基幹相談支援センターの相談支援機能の強化を図ります。

(4)成年後見制度利用支援事業

○内容

自己の判断において障害福祉サービスを利用することが困難な知的障がいのある人または精神障がいのある人に対し、申し立てに要する経費や後見人の報酬の一部助成により、成年後見制度の利用を支援することで障がいのある人の権利擁護を図ります。

○実績及び見込量

区分		第 6 期・第 2 期計画			第 7 期・第 3 期計画					
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度※	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
成年後見制度 利用支援事業	実績 (人)	9	8	10	12	13	14	15	16	17
	見込量 (人)	9	10	11						

※令和 5 年度は見込者数

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

○内容

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がいのある人の権利擁護を図ります。

○実績及び見込量

区分		第 6 期・第 2 期計画			第 7 期・第 3 期計画					
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度※	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
成年後見制度	実績 (実施有無)	無	無	無	無	有	有	有	有	有
法人後見支援事業	見込量 (実施有無)	無	有	有						

※令和 5 年度は見込

【実施に関する考え方】

本市の近年の実績や障がいのある人のニーズなどを基に見込んでいます。

【見込量確保のための方策】

○成年後見支援センターと連携することで、成年後見制度の適切な利用を促します。

(6) 意思疎通支援事業

○内容

加古川市手話言語及び障害者コミュニケーション促進条例に基づき、手話通訳者及び要約筆記者の派遣、市の窓口への手話通訳者の設置などの事業を実施し、意思疎通の円滑化を図ります。

○実績及び見込量

区分		第 6 期・第 2 期計画			第 7 期・第 3 期計画					
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度※	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
手話通訳者派遣事業 (派遣件数)	実績	753	678	705	712	712	712	712	712	712
	見込量	745	745	745						
要約筆記者派遣事業 (派遣件数)	実績	36	48	48	32	32	32	32	32	32
	見込量	28	28	28						
手話通訳者設置事業 (設置人数)	実績	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	見込量	1	1	1						

※令和 5 年度は見込(者)数

【実施に関する考え方】

本市の近年の実績や加古川市手話言語及び障害者コミュニケーション促進条例、障がいのある人のニーズなどを基に見込んでいます。

【見込量確保のための方策】

○手話通訳者・要約筆記者の派遣体制の充実に努めるとともに、引き続き手話通訳者を窓口を設置し、市役所での手続きにおける意思疎通の支援に努めます。

○市が主催する行事などにおいて、手話通訳者や要約筆記者の配置を推進するとともに、市民に向けた動画を作成する際には手話通訳者のワイプや字幕を挿入するなど、聴覚障がいのある人の情報保障に努めます。

(7)日常生活用具給付等事業

○内容

日常生活用具の給付を行うことにより、日常生活の便宜を図ります。

○実績及び見込量

区分		第 6 期・第 2 期計画			第 7 期・第 3 期計画					
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度※	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
介護訓練 支援用具	実績 (件)	46	32	41	42	44	45	46	47	48
	見込量 (件)	27	28	30						
自立生活 支援用具	実績 (件)	47	32	48	50	51	52	53	55	56
	見込量 (件)	48	50	52						
在宅療養等 支援用具	実績 (件)	95	78	83	85	87	89	92	94	97
	見込量 (件)	62	64	66						
情報・意思 疎通支援用具	実績 (件)	50	44	55	57	58	60	61	63	64
	見込量 (件)	62	64	66						
排せつ管理 支援用具	実績 (件)	6,616	6,517	6,661	6,834	7,012	7,195	7,382	7,574	7,771
	見込量 (件)	6,658	6,905	7,161						
住宅改修費	実績 (件)	5	6	7	7	7	7	8	8	8
	見込量 (件)	7	7	7						

※令和 5 年度は見込数

【実施に関する考え方】

本市の近年の実績や障がいのある人のニーズなどを基に見込んでいます。

【見込量確保のための方策】

○日常生活用具の情報収集や利用者のニーズを把握し、必要に応じ給付対象品目に追加するなど事業のさらなる充実に努めます。

(8)手話奉仕員養成研修事業

○内容

手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙や手話表現技術を習得した人を養成します。

○実績及び見込量

区分		第 6 期・第 2 期計画			第 7 期・第 3 期計画					
		令和 3 年度※ ₁	令和 4 年度	令和 5 年度※ ₂	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
手話奉仕員 養成研修事業	実績 (修了人数)	-	8	18	18	18	18	18	18	18
	見込量 (修了人数)	20	20	20						

※₁ 令和 3 年度は前期、令和 4 年度は後期として実施のため、令和 3 年度は修了者なし

※₂ 令和 5 年度は見込者数

【実施に関する考え方】

本市の近年の実績や加古川市手話言語及び障害者コミュニケーション促進条例、障がいのある人のニーズなどを基に見込んでいます。

【見込量確保のための方策】

○手話奉仕員養成研修事業を実施し、手話奉仕員の増員に努め、不足している手話通訳者の確保に繋がります。

(9)移動支援事業

○内容

社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動などの社会参加に必要な外出時の移動を支援し、地域における自立生活及び社会参加を促します。

○実績及び見込量

区分		第 6 期・第 2 期計画			第 7 期・第 3 期計画					
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度※	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
移動支援	実績 (実利用人数)	227	248	260	272	285	299	313	328	344
	見込量 (実利用人数)	241	246	251						
	実績 (利用時間)	18,054	20,636	22,677	24,920	27,385	30,093	33,069	36,340	39,934
	見込量 (利用時間)	18,405	20,613	22,262						

※令和 5 年度は見込(者)数

【実施に関する考え方】

本市の近年の実績や障がいのある人のニーズなどを基に見込んでいます。

【見込量確保のための方策】

○利用実績の把握とともに、事業者の新規参入の促進を図りながら、社会参加の機会確保に向けた体制整備に努めます。

(10)地域活動支援センター機能強化事業

○内容

地域活動支援センターでは、利用者へ創作的活動または生産活動の提供、社会との交流促進など地域の実情に応じた事業(基礎的事業)を実施するとともに、以下に示す機能強化事業のいずれかを実施します。

○実績及び見込量

区分		第 6 期・第 2 期計画			第 7 期・第 3 期計画					
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度※	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
地域活動支援センター機能強化事業	実績 (箇所)	8	6	6	6	6	6	6	6	6
	見込量 (箇所)	9	9	9						
	実績 (利用者数)	87	81	81	81	81	81	81	81	81
	見込量 (利用者数)	95	95	95						
	Ⅰ 型	実績 (箇所)	1	1	1	1	1	1	1	1
		見込量 (箇所)	1	1						
		実績 (利用者数)	20	20	20	20	20	20	20	20
		見込量 (利用者数)	21	21						
	Ⅱ 型	実績 (箇所)	3	3	3	3	3	3	3	3
		見込量 (箇所)	4	4						
		実績 (利用者数)	41	46	46	46	46	46	46	46
		見込量 (利用者数)	57	57						
	Ⅲ 型	実績 (箇所)	4	2	2	2	2	2	2	2
		見込量 (箇所)	4	4						
		実績 (利用者数)	26	15	15	15	15	15	15	15
		見込量 (利用者数)	17	17						

※令和 5 年度は見込(者)数

【実施に関する考え方】

本市の近年の実績や障がいのある人のニーズなどを基に見込んでいます。

【見込量確保のための方策】

○創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などを図るため、地域活動支援センターの機能の充実強化に努め、障がいのある人への地域生活支援を促進します。

(11)その他の事業

○内容

名称	説明
福祉ホーム事業	住居を求めている障がいのある人(児童)に、居室その他の設備の利用を提供することにより、障がいのある人(児童)の地域生活を支援します。
訪問入浴事業	家庭において自力で、または家族の協力があっても、入浴が困難な障がいのある人(児童)に対し、入浴車を派遣し、入浴サービスを行います。
日中一時支援事業	障がいのある人(児童)の日中における活動の場を確保し、また、障がいのある人(児童)を日常的に介護している家族の一時的な休息(レスパイト)等のために支援を行います。
スポーツ・レクリエーション事業	スポーツ教室等の開催により、障がいのある人(児童)がスポーツに触れる機会を提供するとともに、障害者施設が実施する施設外レクリエーション活動を支援します。
芸術文化活動振興事業	障がいのある人(児童)の芸術文化活動の振興を目的とした作品展を開催します。
点字広報等発行事業	文字による情報入手が困難な障がいのある人(児童)のために、点字による市広報紙など、地域生活を送るうえで必要な情報を定期的に提供します。
点訳奉仕員養成研修事業	点訳奉仕員としての心構えと基礎的技術を習得し、視覚障がいのある人を支援する人材を養成します。
朗読奉仕員養成研修事業	朗読奉仕員としての心構えと基礎的技術を習得し、視覚障がいのある人を支援する人材を養成します。
自動車運転免許取得費助成事業	身体障がいのある人に対し、自動車免許取得に要した費用の一部を助成します。
自動車改造費助成事業	身体障がいのある人に対し、本人が運転する自動車の改造に要した費用の一部を助成します。
虐待防止対策事業	障害者虐待防止センターを中心として、制度の普及啓発など虐待防止に関する取組の充実を図ります。
緊急時短期入所事業	介護者の急な疾病等により在宅介護を受けることが困難となった障がいのある人が、緊急的な短期入所を利用した場合に、受け入れた事業者に対し介護職員等の加算費を支給します。
重度障害者等就労支援特別事業	重度障がい者等に対する就労支援として、雇用施策と福祉施策が連携し、職場等における介助や通勤支援を行います。

○実績及び見込量

区分		第 6 期・第 2 期計画			第 7 期・第 3 期計画					
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度※	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
福祉ホーム事業	実績 (人)	1	2	2	2	2	2	2	2	2
	見込量 (人)	3	3	3						
訪問入浴事業	実績 (回)	661	645	680	768	768	768	768	768	768
	見込量 (回)	672	672	672						
日中一時支援事業	実績 (回)	6,087	6,619	7,000	7,402	7,828	8,278	8,753	9,257	9,789
	見込量 (回)	7,679	8,370	8,705						
スポーツ・レクリエーション事業	実績 (人)	30	427	600	600	600	600	600	600	600
	見込量 (人)	600	600	600						
文化芸術活動振興事業	実績 (作品数)	1,146	1,306	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
	見込量 (作品数)	1,000	1,000	1,000						
点字広報等発行事業	実績 (発行部数)	1,235	1,177	1,170	1,170	1,170	1,170	1,170	1,170	1,170
	見込量 (発行部数)	1,060	1,060	1,060						
点訳奉仕員養成研修事業	実績 (受講者数)	12	3	5	10	10	10	10	10	10
	見込量 (受講者数)	10	10	10						
朗読奉仕員養成研修事業	実績 (受講者数)	22	14	20	20	20	20	20	20	20
	見込量 (受講者数)	20	20	20						
自動車運転免許取得費助成事業	実績 (件)	3	2	2	2	2	2	2	2	2
	見込量 (件)	4	4	4						
自動車改造費助成事業	実績 (件)	11	5	8	8	8	8	8	8	8
	見込量 (件)	6	6	6						
虐待防止対策事業	実績 (箇所)	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	見込量 (箇所)	1	1	1						
緊急時短期入所事業	実績 (人)	0	1	0	2	2	2	2	2	2
	見込量 (人)	2	2	2						
重度障害者等就労支援特別事業	実績 (人)	-	-	1	1	1	2	2	2	3
	見込量 (人)	-	-	-						

※令和 5 年度は見込数

【実施に関する考え方】

本市の近年の実績や障がいのある人のニーズなどを基に見込んでいます。

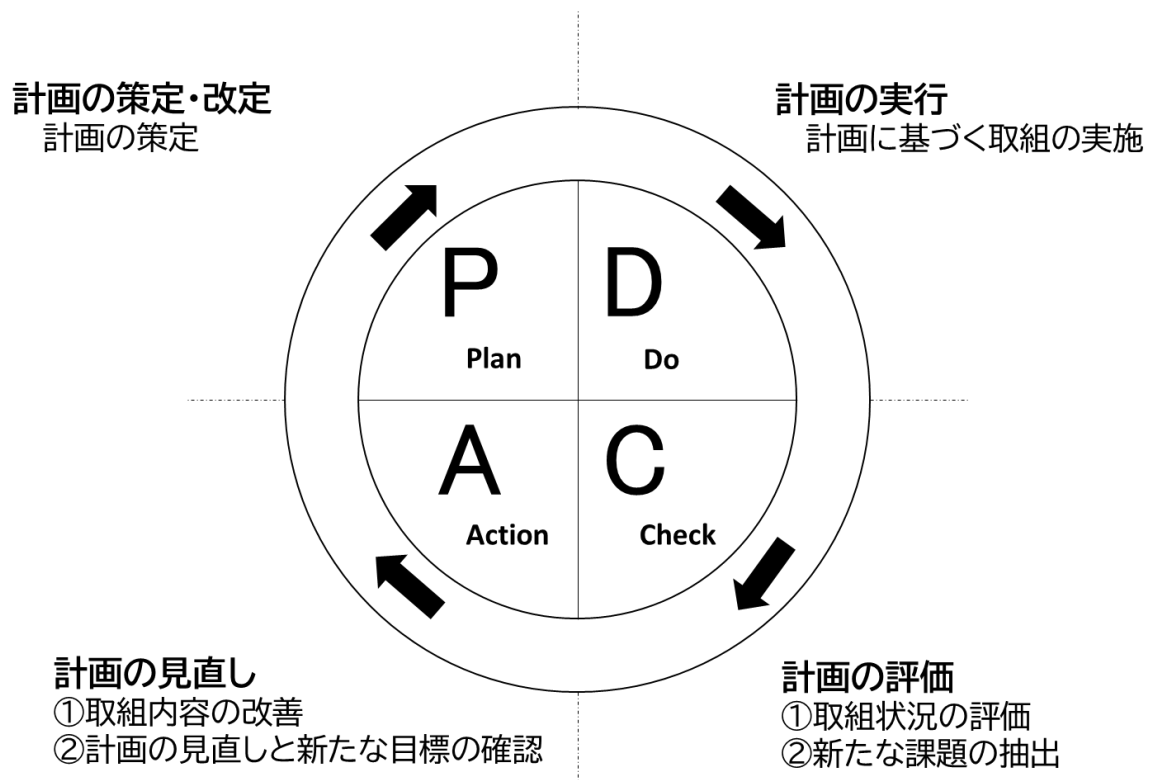
【見込量確保のための方策】

○利用者のニーズを的確に把握し、適正な事業実施に努めます。

第4章 計画の推進

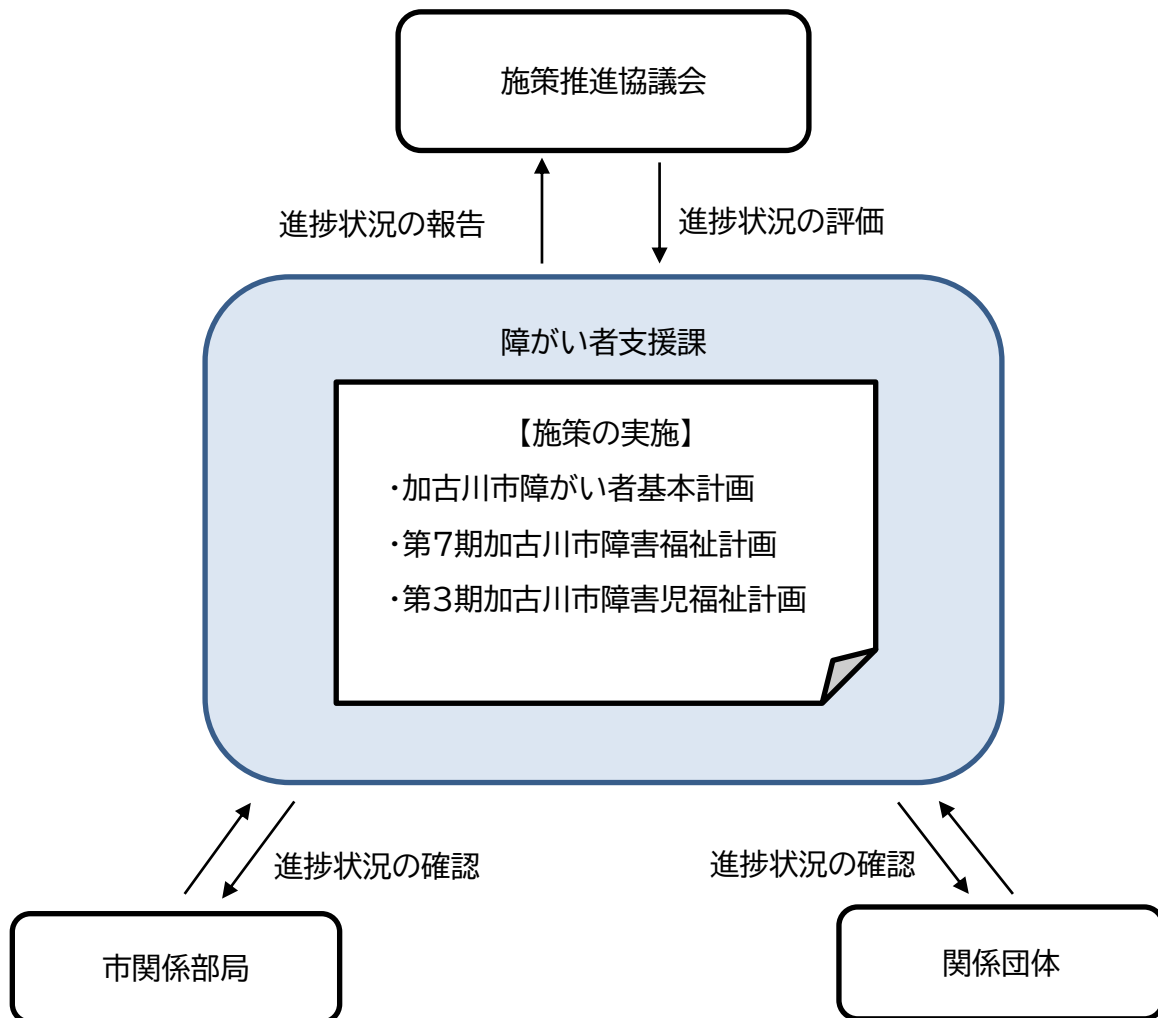
1 推進体制

PDCAサイクルに基づく計画内容の評価や見直しを推進し、各分野における施策の実施や計画に掲げた成果目標の達成、活動指標の見込量を確保するための方策をより確実なものとするため、毎年施策推進協議会に施策の実施状況を報告し、意見を求めることとします。また、障がい者団体や関係団体との意見交換を実施することにより、計画に照らし合せた現状の把握に努めるものとします。



2 進捗管理及び評価

施策等を主体的に取り組む市関係部局や関係団体に対し、毎年進捗状況を照会し、計画に基づく施策の実施状況の確認を行ったうえで、計画の達成状況の点検、評価について、施策推進協議会に報告します。また、計画の達成状況の点検、評価に対する協議会の意見を踏まえ、次年度以降の施策を展開します。



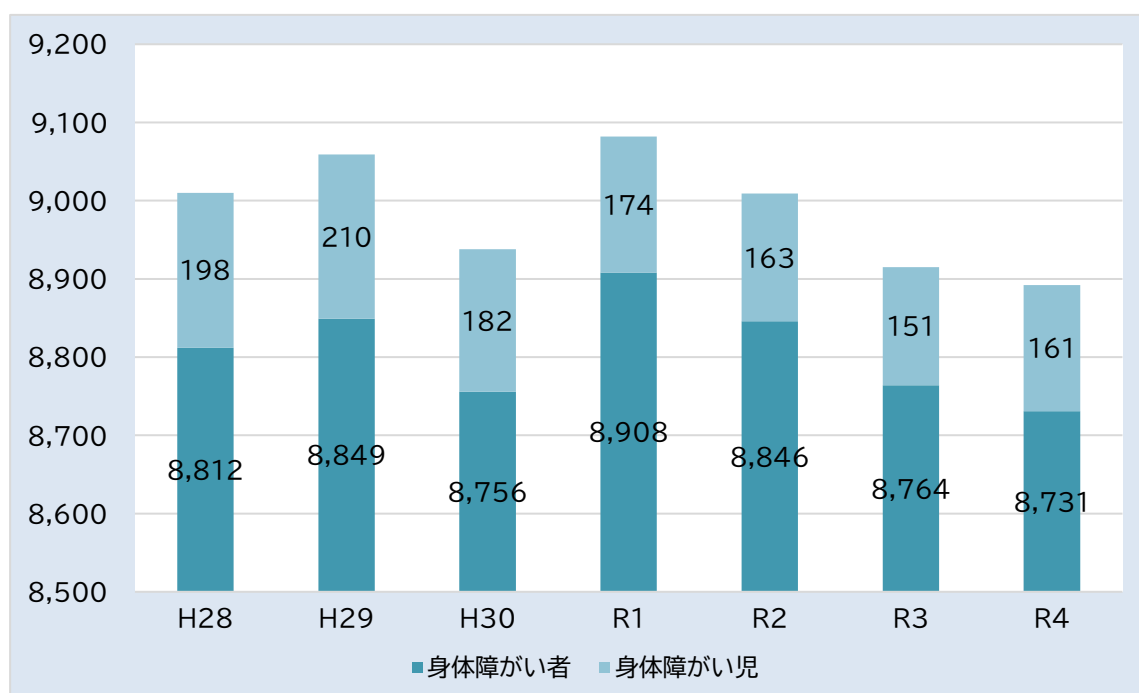
資料編

1 基礎データ

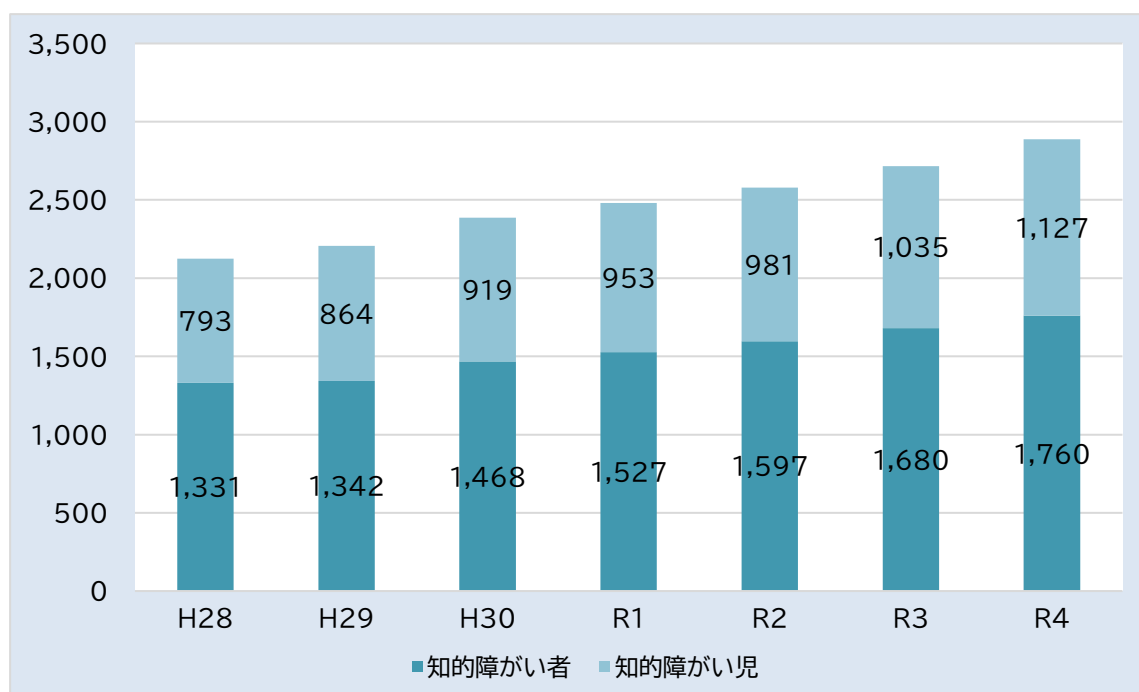
(1)障害者手帳等の所持者数の推移(各年度末の人数)

	平成 28	平成 29	平成 30	令和 元	令和 2	令和 3	令和 4
障害者手帳所持者数	12,724	12,950	13,267	13,613	13,650	13,792	14,052
身体障害者手帳	9,010	9,059	8,938	9,082	9,009	8,915	8,892
身体障がい者	8,812	8,849	8,756	8,908	8,846	8,764	8,731
身体障がい児	198	210	182	174	163	151	161
療育手帳	2,124	2,206	2,387	2,480	2,578	2,715	2,887
知的障がい者	1,331	1,342	1,468	1,527	1,597	1,680	1,760
知的障がい児	793	864	919	953	981	1,035	1,127
精神障害者 保健福祉手帳	1,590	1,685	1,942	2,051	2,063	2,162	2,273
精神障がい者	1,580	1,674	1,930	2,040	2,056	2,157	2,267
精神障がい児	10	11	12	11	7	5	6

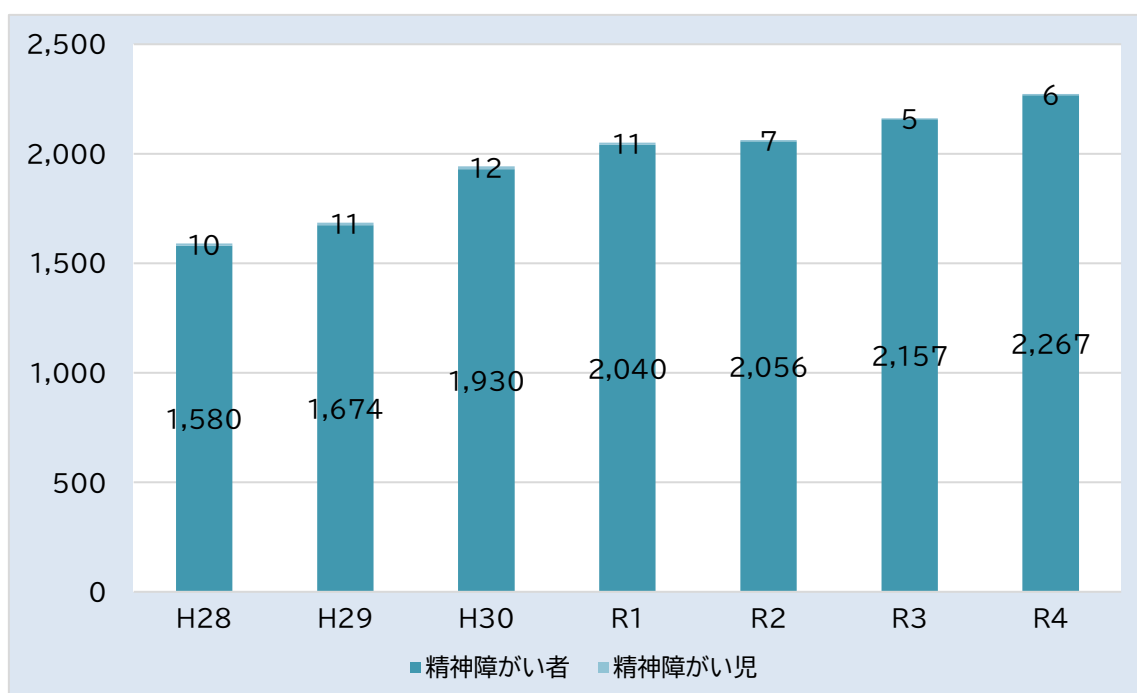
(2)身体障害者手帳所持者数の推移(各年度末の人数)



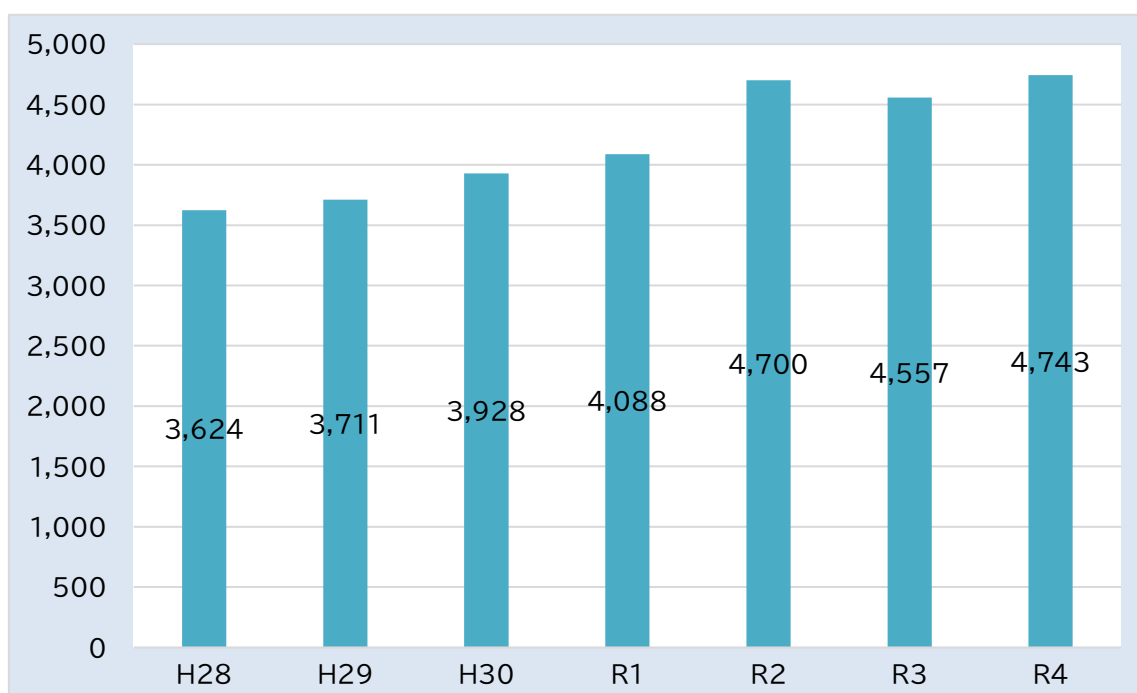
(3)療育手帳所持者数の推移(各年度末の人数)



(4)精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移(各年度末の人数)

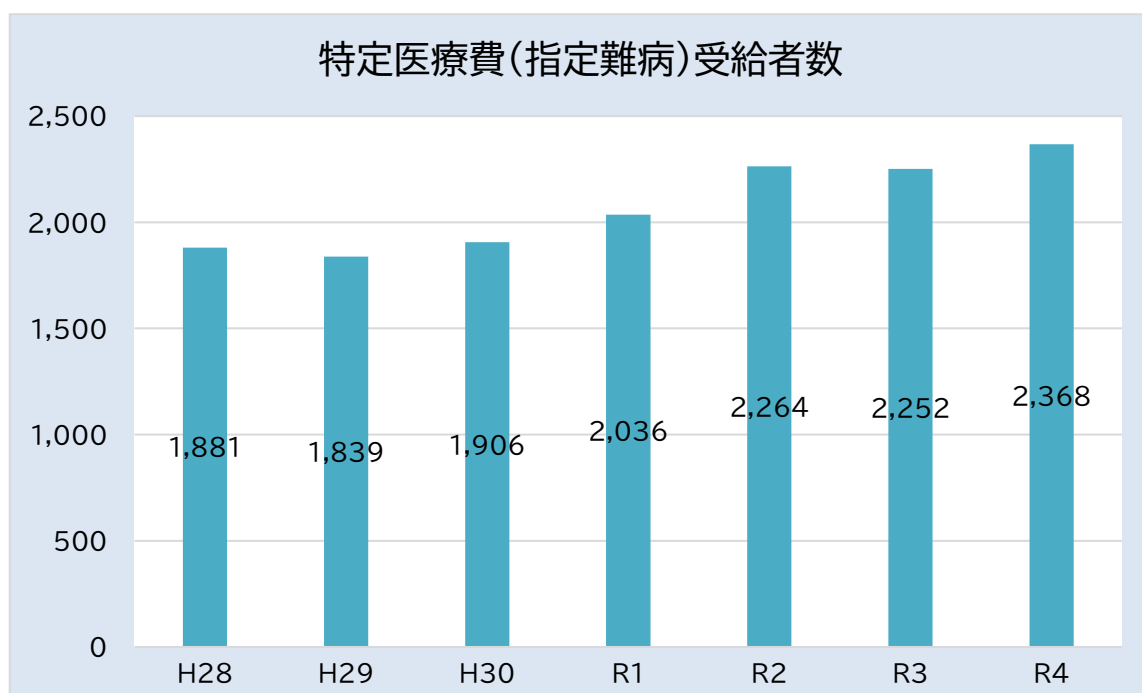


(5)自立支援医療(精神通院)受給者証所持者の状況(各年度末の人数)



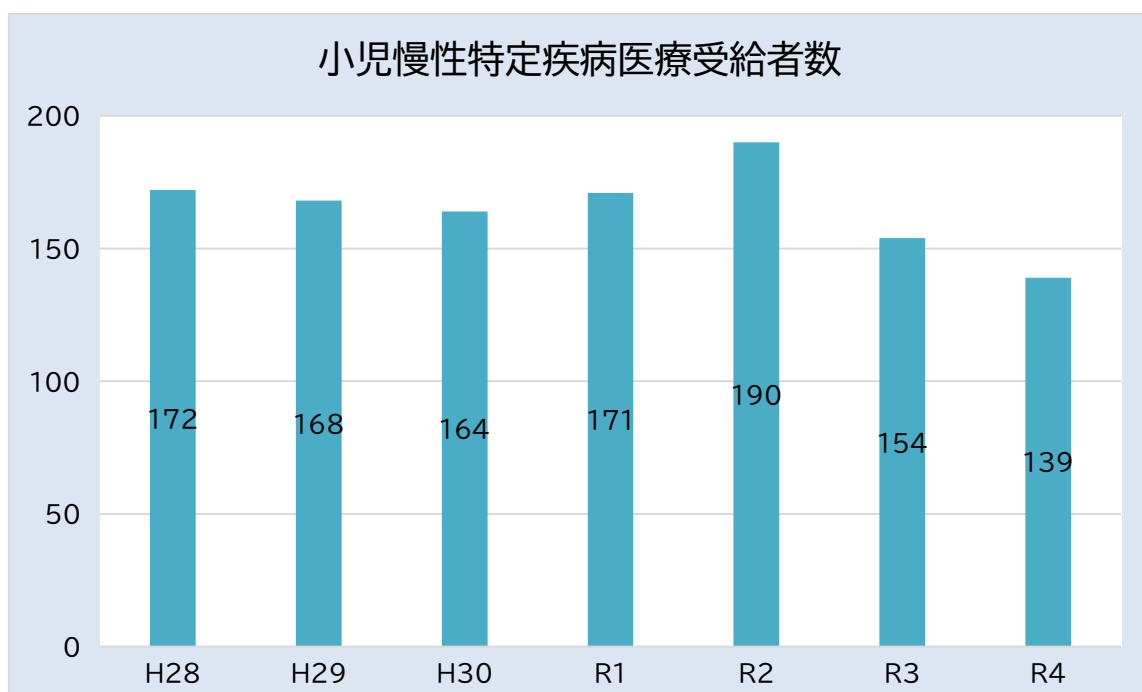
(6) 難治性疾患患者の状況

① 特定医療費(指定難病)受給者数の推移



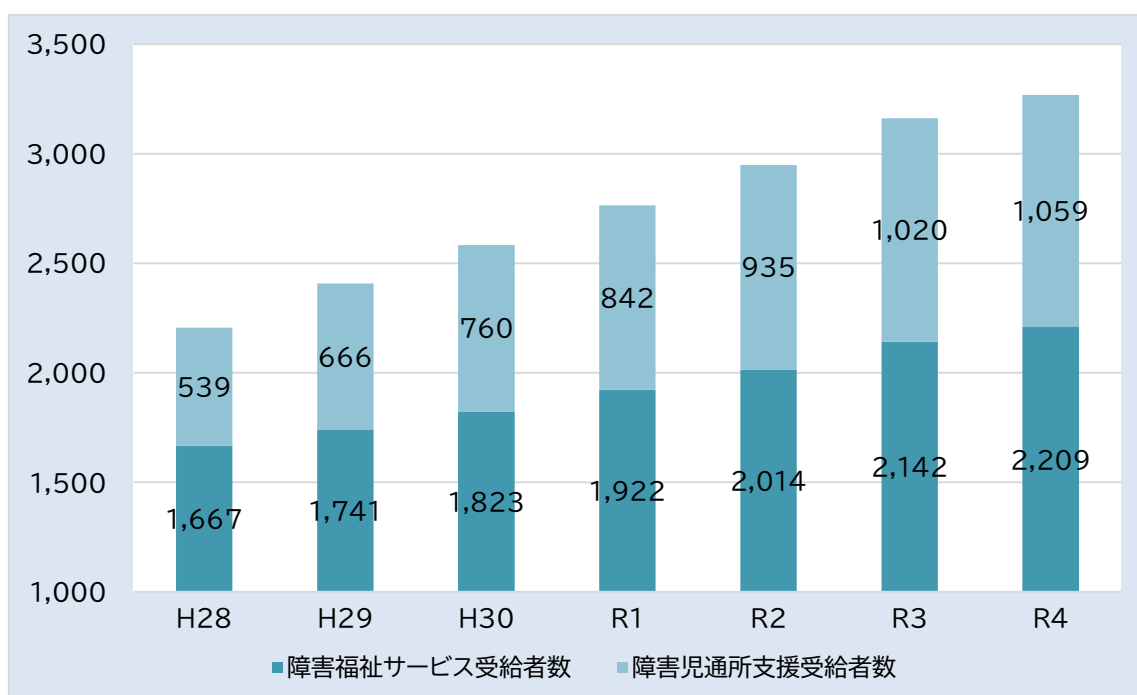
情報提供:加古川健康福祉事務所

② 小児慢性特定疾病医療受給者数の推移



情報提供:加古川健康福祉事務所

(7)障害福祉サービス等受給者数の推移(各年度末の人数)



2 アンケート調査

I 調査の概要

1 調査の目的

加古川市障がい者基本計画、第7期加古川市障害福祉計画及び第3期加古川市障害児福祉計画策定等の基礎資料とするため、アンケート調査を実施しました。

2 調査対象

市 民	加古川市在住の障害福祉サービス受給者もしくは障害者手帳所持者から無作為抽出(令和2年度調査:加古川市在住の障害福祉サービス受給者もしくは障害者手帳所持者から無作為抽出)
事業所	市内の関係機関及び障害福祉サービス事業所等

3 調査期間と方法

実施期間	令和5年7月22日～令和5年8月14日
実施方法	郵送配付・郵送回収方式

4 回収状況

	配布数	有効回答数	有効回答率
障害福祉サービス受給者 もしくは障害者手帳所持者	2,000 通	893 通	44.7%
事業所	166 通	100 通	60.2%

5 調査結果の表示方法

- ・回答は各質問の回答者数（N）を基数とした百分率（％）で示してあります。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。
- ・複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が100.0%を超える場合があります。
- ・クロス集計の場合、無回答を排除しているため、クロス集計の有効回答数の合計と単純集計（全体）の有効回答数が合致しないことがあります。なお、クロス集計とは、複数項目の組み合わせで分類した集計のことで、複数の質問項目を交差して並べ、表やグラフを作成することにより、その相互の関係を明らかにするための集計方法です。
- ・回答者数が1桁の場合、回答件数による表記としています。また、クロス集計において回答者数が1桁の場合は、コメントを差し控えています。

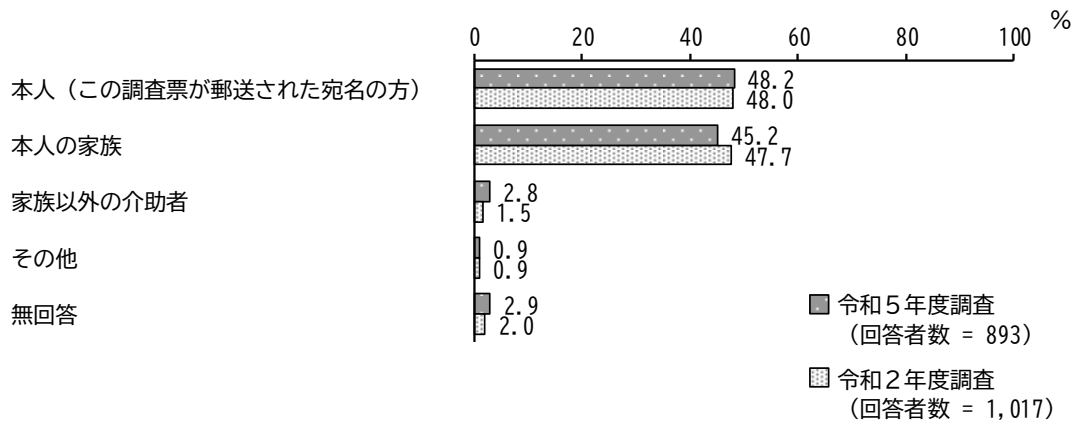
Ⅱ 調査結果

【市民】

問1 お答えいただくのは、どなたですか。(○は1つだけ)

「本人（この調査票が郵送された宛名の方）」の割合が48.2%と最も高く、次いで「本人の家族」の割合が45.2%となっています。

令和2年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



【障害種別】

障害種別にみると、発達障害で「本人の家族」の割合が高くなっています。

単位：%

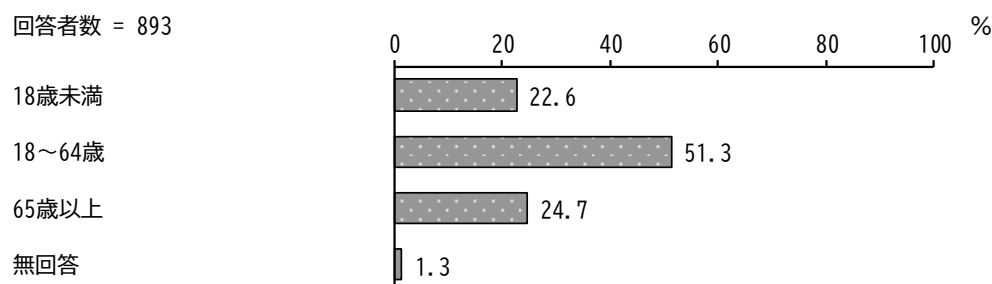
区分	回答者数 (件)	本人（この調査票 が郵送された宛名 の方）	本人の家族	家族以外の介助者	その他	無回答
全 体	893	48.2	45.2	2.8	0.9	2.9
身体障害	330	68.2	27.3	2.1	0.3	2.1
知的障害	346	17.9	71.4	5.8	2.0	2.9
精神障害	171	69.0	25.1	1.8	—	4.1
発達障害	230	20.4	75.7	0.9	1.7	1.3
難病	57	45.6	49.1	1.8	—	3.5
高次脳機能障害	27	37.0	55.6	—	—	7.4
強度行動障害	129	13.2	73.6	9.3	2.3	1.6

(1) 回答者属性

問2 あなたの年齢をお答えください。(令和5年7月1日現在)

「18～64 歳」の割合が 51.3%と最も高く、次いで「65 歳以上」の割合が 24.7%、「18 歳未満」の割合が 22.6%となっています。

回答者数 = 893



【障害種別】

障害種別にみると、発達障害で「18 歳未満」の割合が高くなっています。

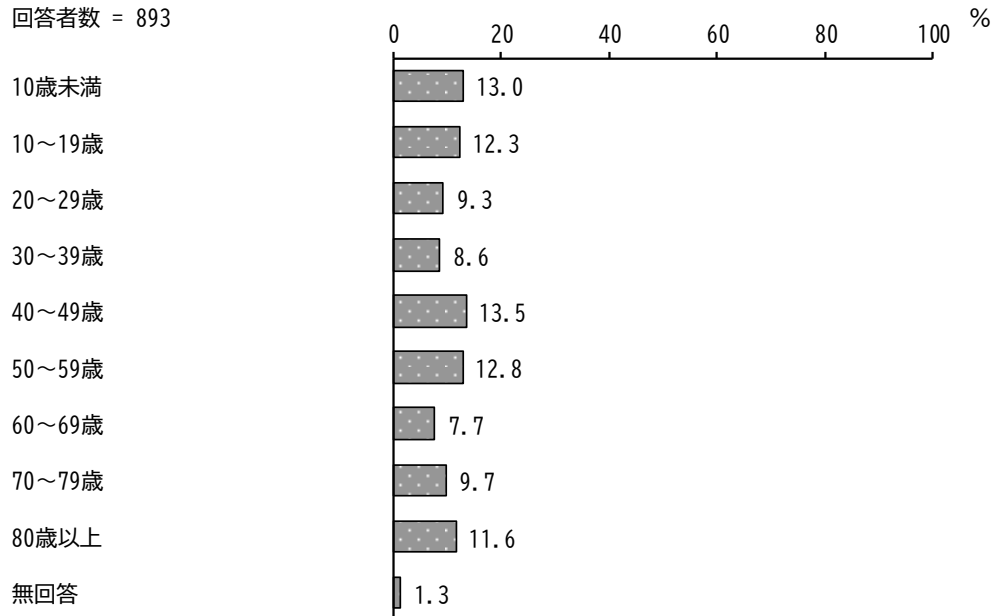
単位：%

区分	回答者数 (件)	18 歳 未 満	18 ～ 64 歳	65 歳 以 上	無 回 答
全 体	893	22.6	51.3	24.7	1.3
身体障害	330	4.2	39.1	55.5	1.2
知的障害	346	34.7	63.6	1.4	0.3
精神障害	171	7.0	81.9	8.8	2.3
発達障害	230	65.2	33.9	0.4	0.4
難病	57	21.1	40.4	36.8	1.8
高次脳機能障害	27	7.4	51.9	33.3	7.4
強度行動障害	129	31.8	55.0	10.9	2.3

・年齢別

「40～49 歳」の割合が 13.5%と最も高く、次いで「10 歳未満」の割合が 13.0%、「50～59 歳」の割合が 12.8%となっています。

回答者数 = 893



【障害種別】

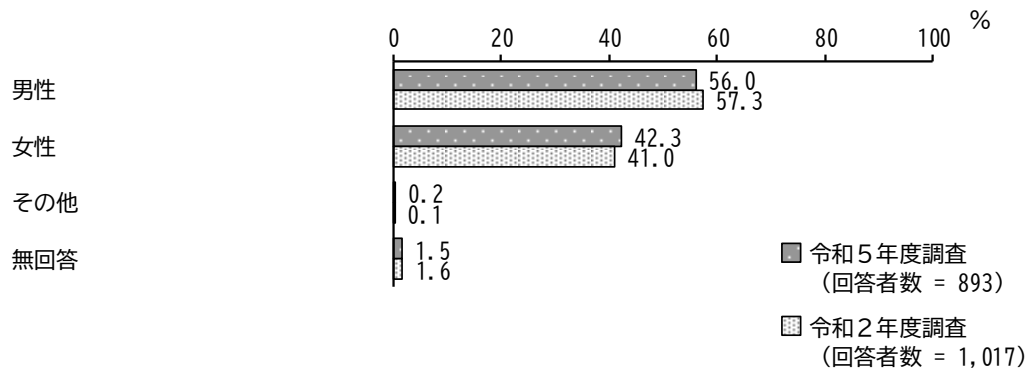
障害種別にみると、発達障害で「10 歳未満」の割合が高くなっています。

単位：%

区分	回答者数 (件)	10 歳 未 満	10 ～ 19 歳	20 ～ 29 歳	30 ～ 39 歳	40 ～ 49 歳	50 ～ 59 歳	60 ～ 69 歳	70 ～ 79 歳	80 歳 以 上	無 回 答
全 体	893	13.0	12.3	9.3	8.6	13.5	12.8	7.7	9.7	11.6	1.3
身体障害	330	1.8	3.3	6.7	6.4	7.3	12.1	12.1	22.4	26.7	1.2
知的障害	346	17.6	21.1	17.9	13.6	16.2	9.8	2.3	0.9	0.3	0.3
精神障害	171	3.5	4.7	4.1	12.3	28.1	29.2	11.1	3.5	1.2	2.3
発達障害	230	39.6	30.4	10.9	5.7	6.1	5.7	0.9	0.4	–	0.4
難病	57	14.0	10.5	10.5	7.0	8.8	7.0	12.3	21.1	7.0	1.8
高次脳機能障害	27	3.7	3.7	–	11.1	14.8	14.8	14.8	22.2	7.4	7.4
強度行動障害	129	14.7	20.2	7.8	14.7	17.1	10.1	4.7	4.7	3.9	2.3

問3 あなたの性別をお答えください。(○は1つだけ)

「男性」の割合が56.0%、「女性」の割合が42.3%となっています。
令和2年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



【障害種別】

障害種別にみると、発達障害で「男性」の割合が高くなっています。

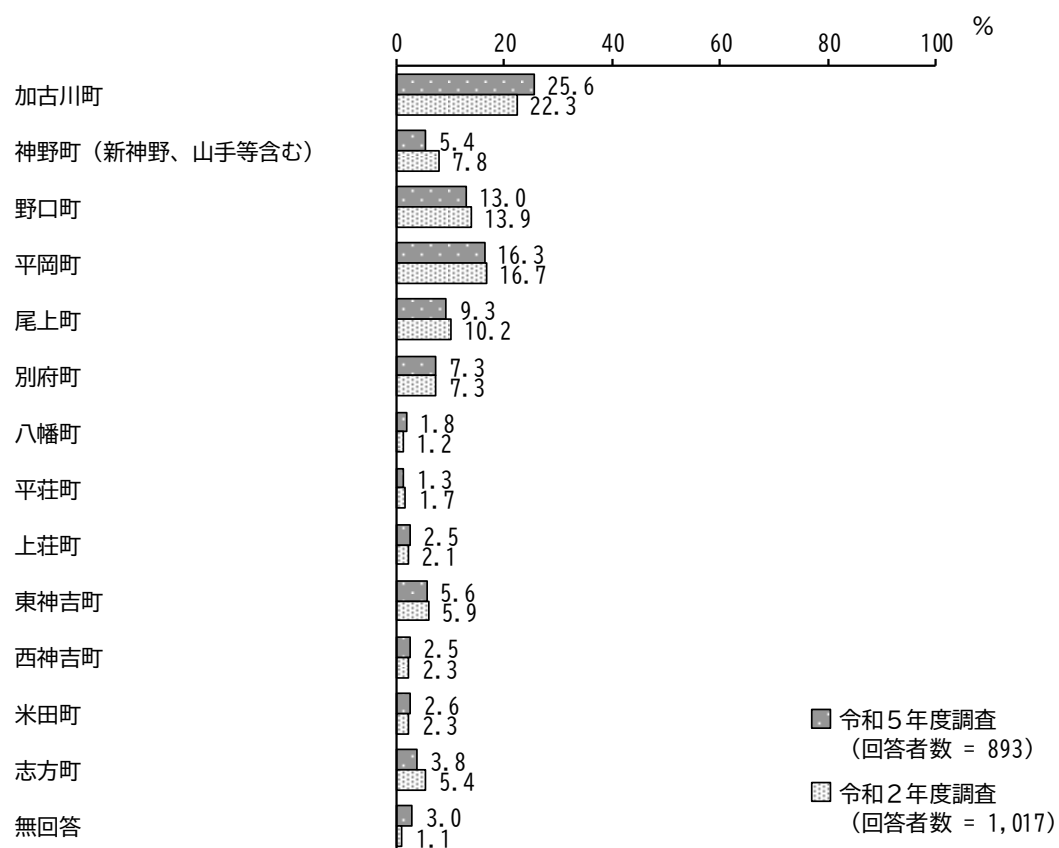
単位：％

区分	回答者数 (件)	男性	女性	その他	無回答
全 体	893	56.0	42.3	0.2	1.5
身体障害	330	47.0	51.2	—	1.8
知的障害	346	62.7	35.8	0.3	1.2
精神障害	171	48.5	49.7	0.6	1.2
発達障害	230	68.7	30.0	0.4	0.9
難病	57	50.9	45.6	—	3.5
高次脳機能障害	27	55.6	40.7	—	3.7
強度行動障害	129	61.2	37.2	—	1.6

問4 あなたがお住まいの地域はどこですか。(○は1つだけ)

「加古川町」の割合が25.6%と最も高く、次いで「平岡町」の割合が16.3%、「野口町」の割合が13.0%となっています。

令和2年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



【障害種別】

障害種別にみると、高次脳機能障害で「加古川町」の割合が高くなっています。

単位：％

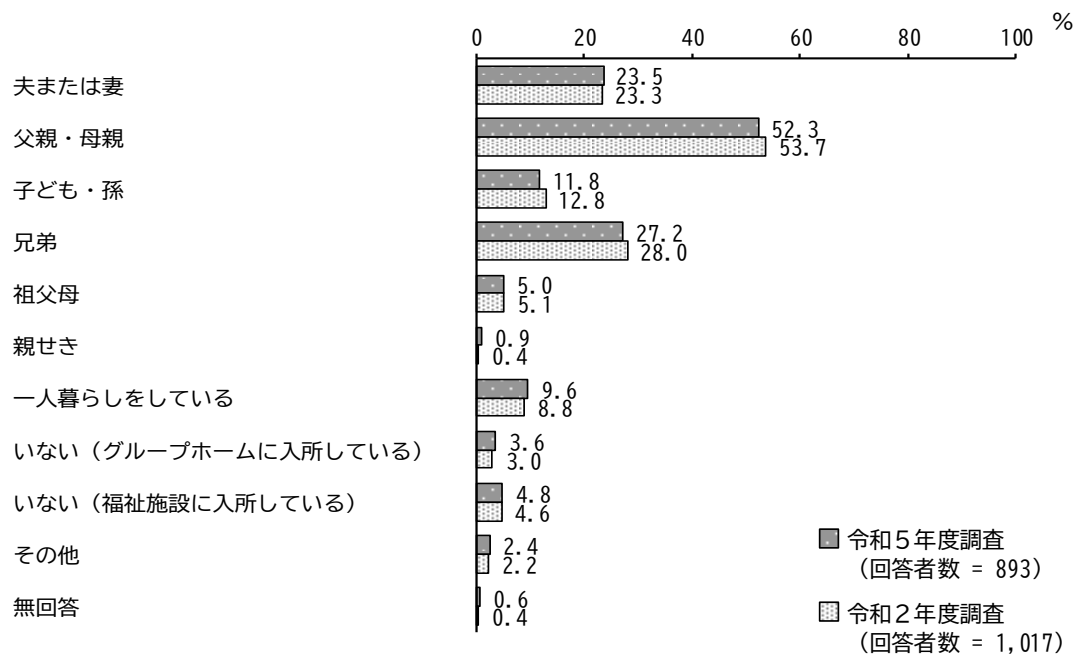
区分	回答者数 (件)	加古川町	山手等 含む 神野町 (新神野、	野口町	平岡町	尾上町	別府町	八幡町
全 体	893	25.6	5.4	13.0	16.3	9.3	7.3	1.8
身体障害	330	27.0	5.5	13.0	16.7	5.2	6.7	3.9
知的障害	346	25.4	6.1	9.8	13.9	11.3	8.1	1.2
精神障害	171	24.6	5.8	12.3	18.7	11.7	5.8	0.6
発達障害	230	28.3	3.9	13.0	19.1	10.0	11.3	0.9
難病	57	24.6	8.8	15.8	19.3	8.8	8.8	—
高次脳機能障害	27	37.0	3.7	11.1	7.4	11.1	—	3.7
強度行動障害	129	17.1	4.7	6.2	16.3	10.9	10.9	0.8

区分	平荘町	上荘町	東神吉町	西神吉町	米田町	志方町	無回答
全 体	1.3	2.5	5.6	2.5	2.6	3.8	3.0
身体障害	0.9	1.8	6.4	3.0	3.3	5.2	1.5
知的障害	2.6	2.6	6.9	1.7	2.0	4.3	4.0
精神障害	1.2	3.5	4.1	2.3	1.8	2.9	4.7
発達障害	0.4	1.7	4.8	1.3	1.7	1.3	2.2
難病	—	1.8	7.0	1.8	—	1.8	1.8
高次脳機能障害	3.7	7.4	3.7	3.7	—	3.7	3.7
強度行動障害	3.9	5.4	6.2	3.1	1.6	7.0	6.2

問5 現在、あなたが一緒に暮らしている人は、どなたですか。
(あてはまるものすべてに○)

「父親・母親」の割合が52.3%と最も高く、次いで「兄弟」の割合が27.2%、「夫または妻」の割合が23.5%となっています。

令和2年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



【障害種別】

障害種別にみると、発達障害で「父親・母親」の割合が高くなっています。

単位：％

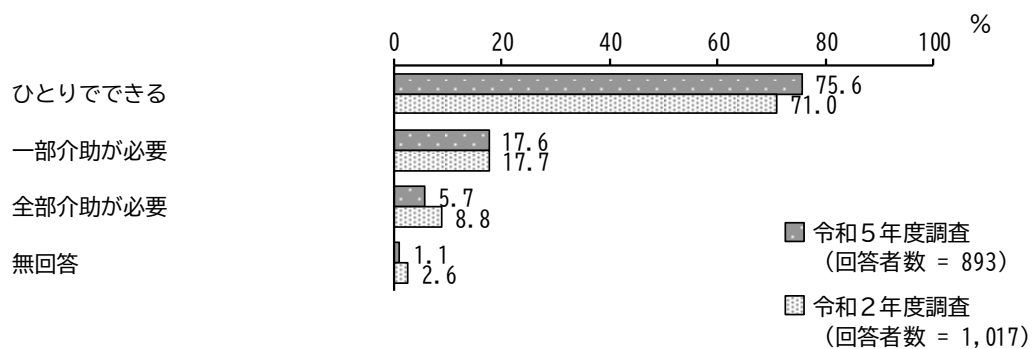
区分	回答者数 (件)	夫または妻	父親・母親	子ども・孫	兄弟	祖父母	親せき	一人暮らしをしている	いない(グループホームに入所している)	いない(福祉施設に入所している)	その他	無回答
全 体	893	23.5	52.3	11.8	27.2	5.0	0.9	9.6	3.6	4.8	2.4	0.6
身体障害	330	47.9	22.4	23.9	9.1	1.5	—	13.6	1.8	4.5	2.7	0.6
知的障害	346	2.9	78.9	1.4	40.8	9.2	1.4	3.2	4.0	9.0	2.3	—
精神障害	171	17.0	51.5	7.6	16.4	2.3	0.6	15.2	7.0	1.8	4.7	0.6
発達障害	230	3.9	91.3	3.0	60.9	10.9	1.3	1.7	—	2.2	0.4	—
難病	57	40.4	47.4	14.0	35.1	3.5	—	7.0	—	1.8	3.5	1.8
高次脳機能障害	27	37.0	25.9	18.5	7.4	—	3.7	14.8	7.4	3.7	3.7	3.7
強度行動障害	129	13.2	63.6	6.2	31.8	8.5	0.8	3.1	1.6	14.0	3.1	1.6

問6 日常生活で、次のことをどのようにしていますか。①から⑩のそれぞれにお答えください。(①から⑩それぞれに○を1つ)

①食事

「ひとりでできる」の割合が75.6%と最も高く、次いで「一部介助が必要」の割合が17.6%となっています。

令和2年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



【障害種別】

障害種別にみると、強度行動障害で「一部介助が必要」の割合が高くなっています。

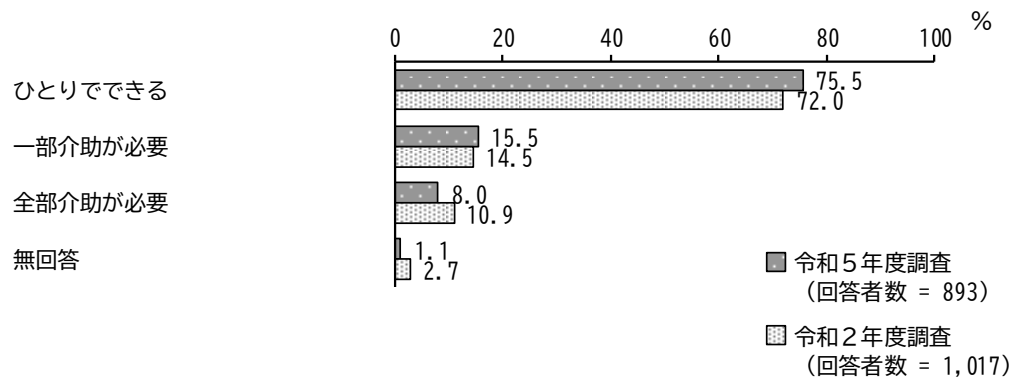
単位：％

区分	回答者数 (件)	ひとりでできる	一部介助が必要	全部介助が必要	無回答
全 体	893	75.6	17.6	5.7	1.1
身体障害	330	73.9	13.0	11.8	1.2
知的障害	346	59.2	30.1	10.4	0.3
精神障害	171	81.3	14.0	2.9	1.8
発達障害	230	74.8	21.3	3.9	—
難病	57	59.6	15.8	22.8	1.8
高次脳機能障害	27	66.7	18.5	11.1	3.7
強度行動障害	129	45.7	41.1	11.6	1.6

②トイレ

「ひとりでできる」の割合が75.5%と最も高く、次いで「一部介助が必要」の割合が15.5%となっています。

令和2年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



【障害種別】

障害種別にみると、強度行動障害で「一部介助が必要」の割合が高くなっています。

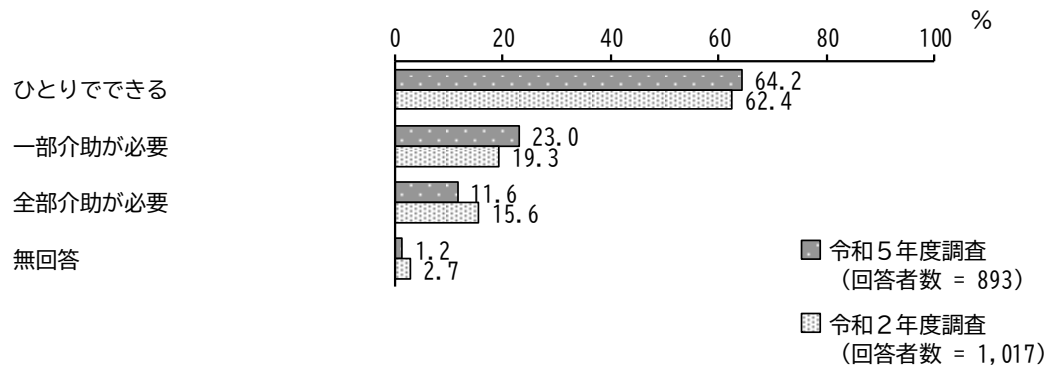
単位：％

区分	回答者数 (件)	ひとりで できる	一部 介助が 必要	全部 介助が 必要	無 回 答
全 体	893	75.5	15.5	8.0	1.1
身体障害	330	73.9	11.2	13.6	1.2
知的障害	346	58.4	27.5	13.6	0.6
精神障害	171	88.3	5.8	4.7	1.2
発達障害	230	70.4	23.0	6.1	0.4
難病	57	59.6	14.0	24.6	1.8
高次脳機能障害	27	66.7	11.1	18.5	3.7
強度行動障害	129	47.3	35.7	14.7	2.3

③入浴

「ひとりでできる」の割合が64.2%と最も高く、次いで「一部介助が必要」の割合が23.0%、「全部介助が必要」の割合が11.6%となっています。

令和2年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



【障害種別】

障害種別にみると、強度行動障害で「一部介助が必要」の割合が高くなっています。

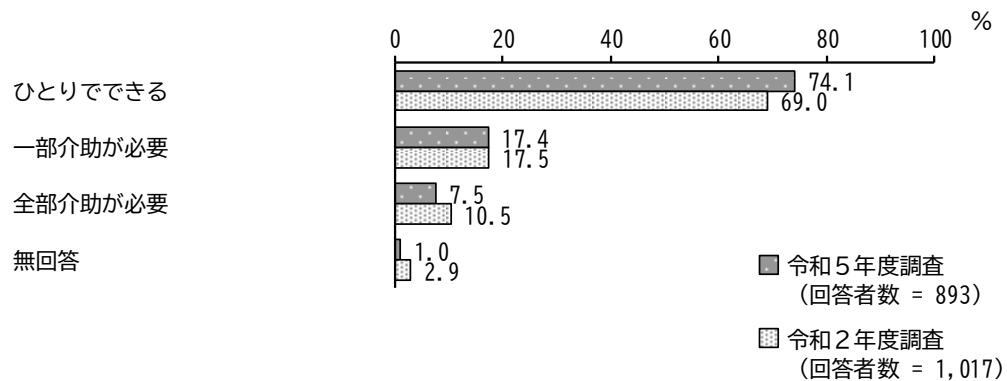
単位：％

区分	回答者数 (件)	ひとりで できる	一部介助が 必要	全部介助が 必要	無回 答
全 体	893	64.2	23.0	11.6	1.2
身体障害	330	64.8	16.1	17.6	1.5
知的障害	346	44.8	35.3	19.7	0.3
精神障害	171	77.2	14.6	7.0	1.2
発達障害	230	55.2	37.0	7.8	—
難病	57	52.6	17.5	28.1	1.8
高次脳機能障害	27	51.9	11.1	33.3	3.7
強度行動障害	129	27.9	46.5	24.0	1.6

④衣服の着脱

「ひとりでできる」の割合が74.1%と最も高く、次いで「一部介助が必要」の割合が17.4%となっています。

令和2年度調査と比較すると、「ひとりでできる」の割合が増加しています。



【障害種別】

障害種別にみると、強度行動障害で「一部介助が必要」の割合が高くなっています。

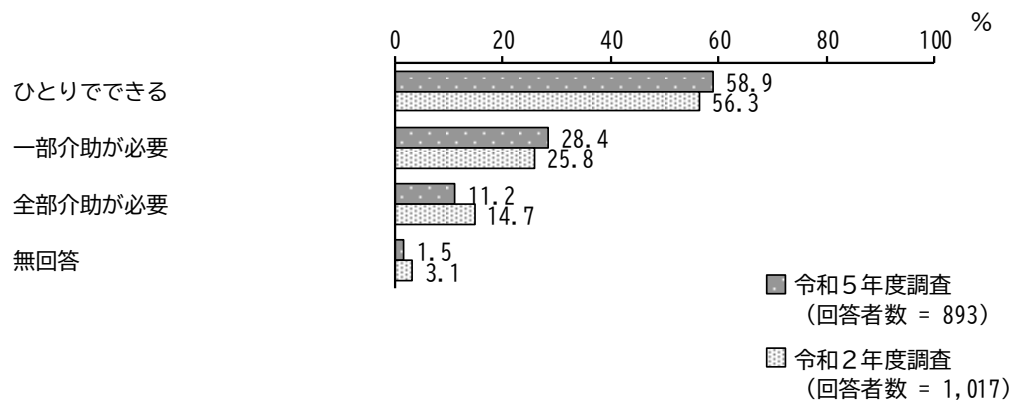
単位：％

区分	回答者数 (件)	ひとりで できる	一部 介助が 必要	全部 介助が 必要	無 回答
全 体	893	74.1	17.4	7.5	1.0
身体障害	330	68.5	16.7	13.9	0.9
知的障害	346	60.1	27.5	12.1	0.3
精神障害	171	82.5	11.7	4.7	1.2
発達障害	230	73.9	22.2	3.9	—
難病	57	54.4	19.3	24.6	1.8
高次脳機能障害	27	55.6	25.9	14.8	3.7
強度行動障害	129	46.5	38.8	13.2	1.6

⑤身だしなみ

「ひとりでできる」の割合が 58.9%と最も高く、次いで「一部介助が必要」の割合が 28.4%、「全部介助が必要」の割合が 11.2%となっています。

令和２年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



【障害種別】

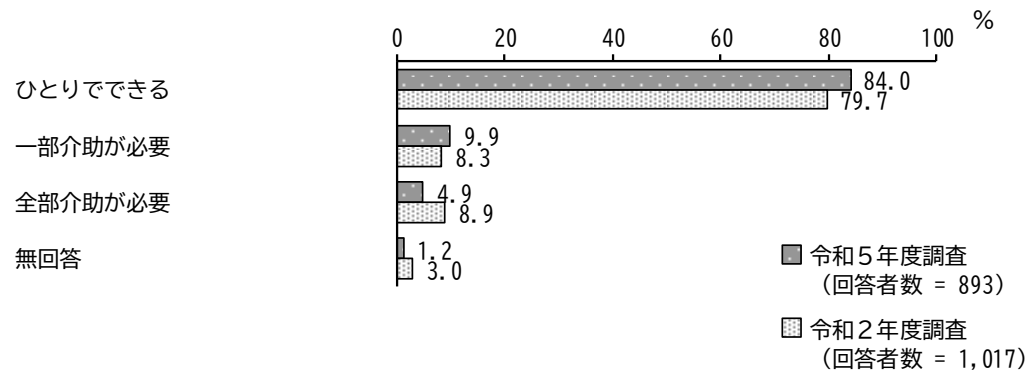
障害種別にみると、強度行動障害で「一部介助が必要」の割合が高くなっています。

単位：％

区分	回答者数 (件)	ひとりでできる	一部介助が必要	全部介助が必要	無回答
全 体	893	58.9	28.4	11.2	1.5
身体障害	330	66.7	17.0	14.5	1.8
知的障害	346	31.2	47.1	21.1	0.6
精神障害	171	74.9	15.8	7.6	1.8
発達障害	230	46.1	43.5	10.4	—
難病	57	49.1	21.1	26.3	3.5
高次脳機能障害	27	48.1	22.2	25.9	3.7
強度行動障害	129	27.1	49.6	20.9	2.3

⑥家の中の移動

「ひとりでできる」の割合が84.0%と最も高くなっています。
令和2年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



【障害種別】

障害種別にみると、精神障害で「ひとりでできる」の割合が高くなっています。

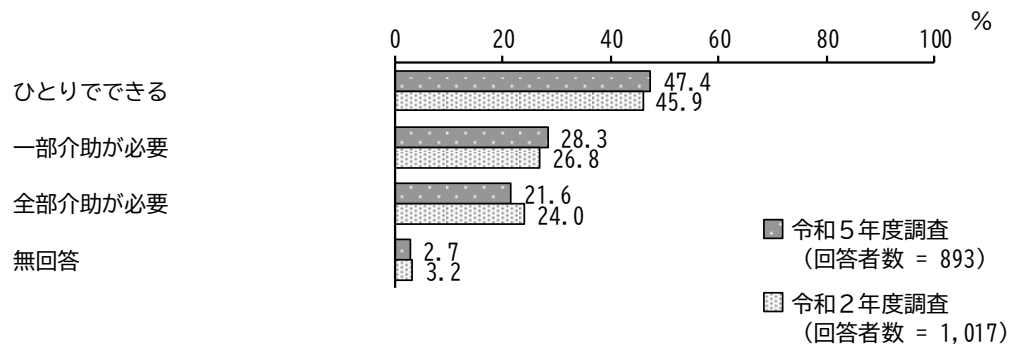
単位：％

区分	回答者数 (件)	ひとりでできる	一部介助が必要	全部介助が必要	無回答
全 体	893	84.0	9.9	4.9	1.2
身体障害	330	72.4	14.5	11.8	1.2
知的障害	346	79.2	13.3	6.9	0.6
精神障害	171	91.8	5.8	1.2	1.2
発達障害	230	90.9	8.3	0.9	—
難病	57	59.6	26.3	12.3	1.8
高次脳機能障害	27	74.1	7.4	11.1	7.4
強度行動障害	129	74.4	18.6	5.4	1.6

⑦外出

「ひとりでできる」の割合が47.4%と最も高く、次いで「一部介助が必要」の割合が28.3%、「全部介助が必要」の割合が21.6%となっています。

令和2年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



【障害種別】

障害種別にみると、強度行動障害で「全部介助が必要」の割合が高くなっています。

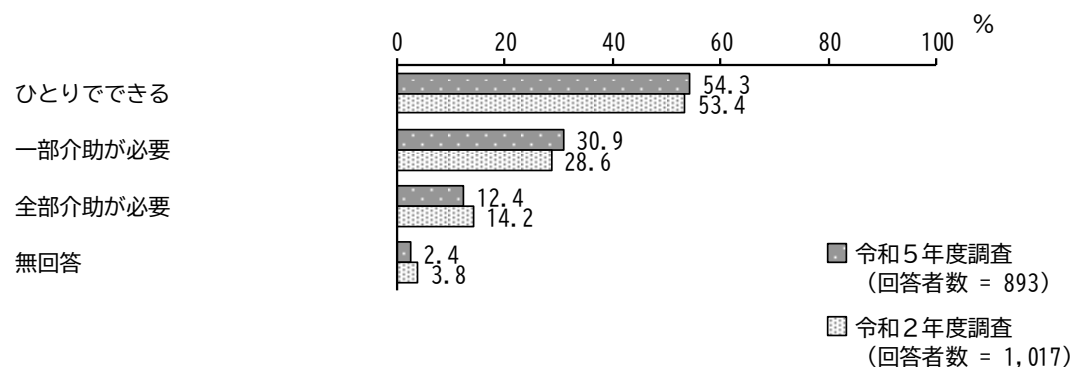
単位：％

区分	回答者数 (件)	ひとりでできる	一部介助が必要	全部介助が必要	無回答
全 体	893	47.4	28.3	21.6	2.7
身体障害	330	48.8	23.3	24.8	3.0
知的障害	346	27.7	34.4	36.4	1.4
精神障害	171	66.1	20.5	11.1	2.3
発達障害	230	39.1	36.5	23.0	1.3
難病	57	31.6	24.6	40.4	3.5
高次脳機能障害	27	25.9	33.3	25.9	14.8
強度行動障害	129	17.1	34.1	45.0	3.9

⑧家族以外の人との意思疎通

「ひとりでできる」の割合が 54.3%と最も高く、次いで「一部介助が必要」の割合が 30.9%、「全部介助が必要」の割合が 12.4%となっています。

令和２年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



【障害種別】

障害種別にみると、強度行動障害で「全部介助が必要」の割合が高くなっています。

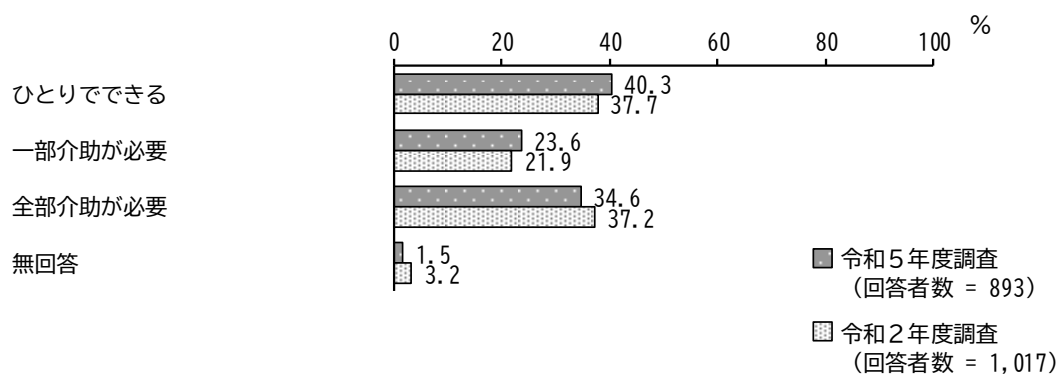
単位：％

区分	回答者数 (件)	ひとりで できる	一部 介助が 必要	全部 介助が 必要	無 回 答
全 体	893	54.3	30.9	12.4	2.4
身体障害	330	65.8	18.2	12.7	3.3
知的障害	346	23.4	50.0	25.4	1.2
精神障害	171	63.2	25.1	9.4	2.3
発達障害	230	41.3	45.7	12.6	0.4
難病	57	50.9	21.1	26.3	1.8
高次脳機能障害	27	44.4	29.6	22.2	3.7
強度行動障害	129	20.2	42.6	34.9	2.3

⑨お金の管理

「ひとりでできる」の割合が40.3%と最も高く、次いで「全部介助が必要」の割合が34.6%、「一部介助が必要」の割合が23.6%となっています。

令和2年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



【障害種別】

障害種別にみると、強度行動障害で「全部介助が必要」の割合が高くなっています。

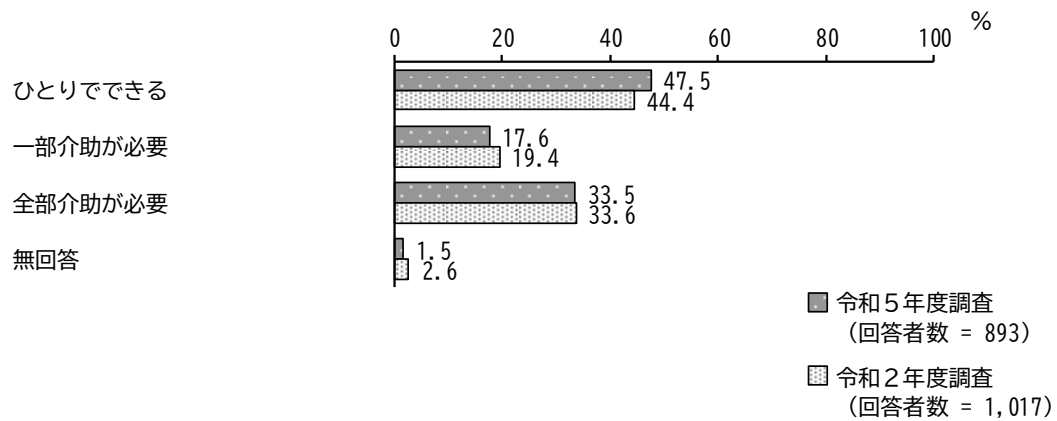
単位：％

区分	回答者数 (件)	ひとりで できる	一部 介助が 必要	全部 介助が 必要	無 回答
全 体	893	40.3	23.6	34.6	1.5
身体障害	330	59.4	15.5	23.6	1.5
知的障害	346	11.3	24.9	63.3	0.6
精神障害	171	51.5	29.8	16.4	2.3
発達障害	230	17.0	29.6	52.6	0.9
難病	57	43.9	15.8	38.6	1.8
高次脳機能障害	27	22.2	37.0	37.0	3.7
強度行動障害	129	11.6	17.8	68.2	2.3

⑩薬の管理

「ひとりでできる」の割合が47.5%と最も高く、次いで「全部介助が必要」の割合が33.5%、「一部介助が必要」の割合が17.6%となっています。

令和2年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



【障害種別】

障害種別にみると、強度行動障害で「全部介助が必要」の割合が高くなっています。

単位：％

区分	回答者数 (件)	ひとりで できる	一部 介助が 必要	全部 介助が 必要	無 回 答
全 体	893	47.5	17.6	33.5	1.5
身体障害	330	66.1	9.4	22.7	1.8
知的障害	346	19.7	19.1	60.7	0.6
精神障害	171	62.6	21.1	15.2	1.2
発達障害	230	20.4	24.3	54.3	0.9
難病	57	47.4	17.5	33.3	1.8
高次脳機能障害	27	37.0	33.3	25.9	3.7
強度行動障害	129	15.5	12.4	69.8	2.3

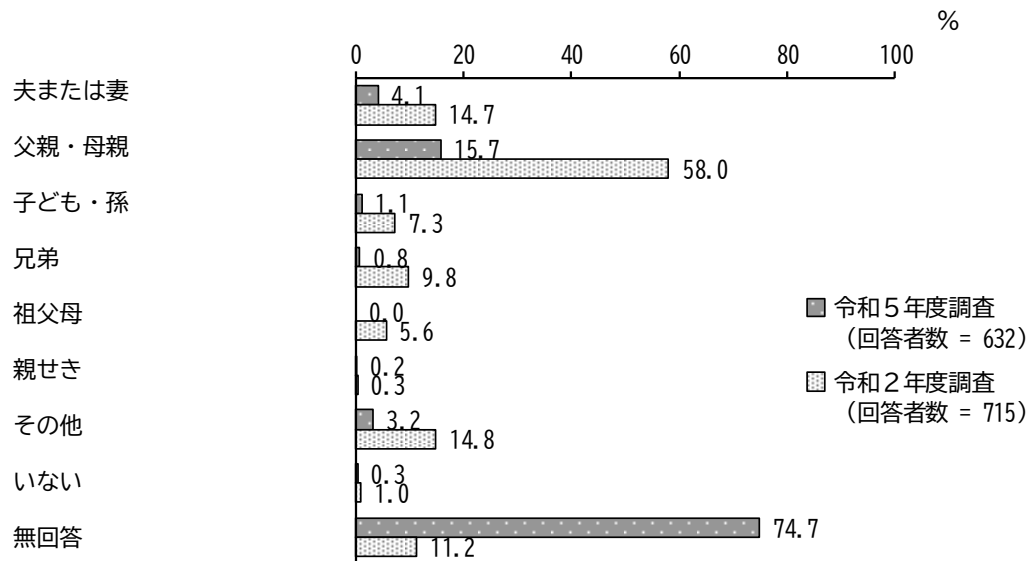
【問6で「一部介助が必要」または「全部介助が必要」と答えた方にお聞きします。】

問7 あなたを介助してくれる方は主に誰ですか。（複数いる場合は主な介護者に◎を、その他の協力者に○をつけてください。）

主な介護者

「父親・母親」の割合が15.7%と最も高くなっています。

令和2年度調査と比較すると、「夫または妻」「父親・母親」「子ども・孫」「兄弟」「祖父母」の割合が減少しています。



【障害種別】

障害種別にみると、発達障害で「父親・母親」の割合が高くなっています。

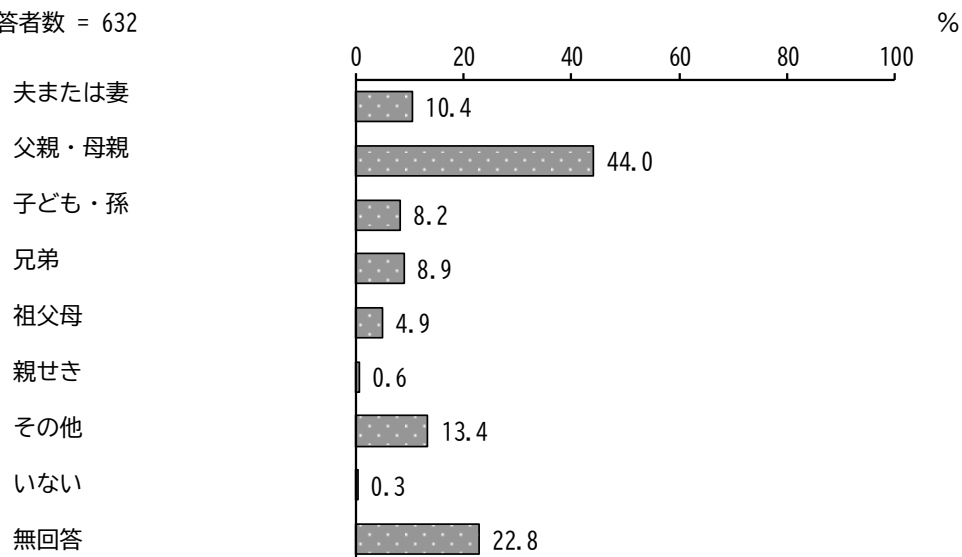
単位：％

区分	回答者数(件)	夫または妻	父親・母親	子ども・孫	兄弟	祖父母	親せき	その他	いない	無回答
全 体	632	4.1	15.7	1.1	0.8	－	0.2	3.2	0.3	74.7
身体障害	193	10.4	5.7	3.6	0.5	－	－	4.1	－	75.6
知的障害	318	0.3	21.1	－	0.6	－	0.3	3.5	－	74.2
精神障害	107	5.6	12.1	－	1.9	－	－	1.9	0.9	77.6
発達障害	203	－	22.7	－	－	－	－	1.0	0.5	75.9
難病	44	9.1	18.2	2.3	－	－	－	－	－	70.5
高次脳機能障害	25	8.0	4.0	－	4.0	－	－	8.0	－	76.0
強度行動障害	121	3.3	14.0	－	－	－	－	5.0	－	77.7

その他の協力者

「父親・母親」の割合が44.0%と最も高くなっています。

回答者数 = 632



【障害種別】

障害種別にみると、発達障害で「父親・母親」の割合が高くなっています。

単位：%

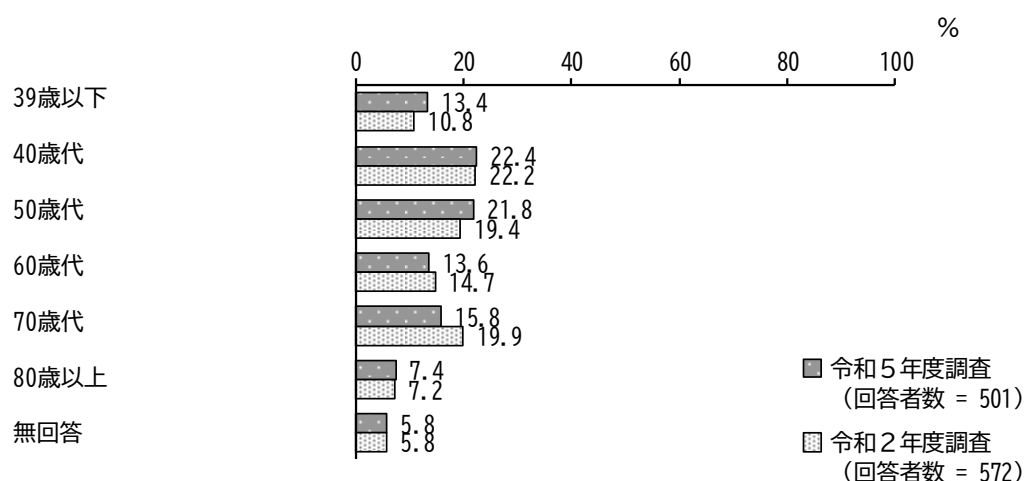
区分	回答者数 (件)	夫 または 妻	父 親・ 母 親	子 ども・ 孫	兄 弟	祖 父 母	親 せ き	そ の 他	い な い	無 回 答
全 体	632	10.4	44.0	8.2	8.9	4.9	0.6	13.4	0.3	22.8
身体障害	193	26.4	26.4	23.8	4.1	1.6	0.5	17.1	0.5	15.0
知的障害	318	0.9	56.9	0.6	13.2	8.5	0.9	13.5	-	22.6
精神障害	107	11.2	42.1	2.8	6.5	-	0.9	16.8	0.9	25.2
発達障害	203	1.5	60.6	0.5	9.9	7.9	0.5	3.9	0.5	27.1
難病	44	20.5	45.5	9.1	6.8	9.1	2.3	15.9	2.3	15.9
高次脳機能障害	25	24.0	24.0	16.0	4.0	-	4.0	16.0	-	24.0
強度行動障害	121	7.4	47.1	5.0	4.1	4.1	-	13.2	-	28.9

【問7で「1」から「6」と答えた方にお聞きします。】

問8 主な介護者の方についてお答えください。

①年代(令和5年7月1日現在)

「40歳代」の割合が22.4%と最も高くなっています。
令和2年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



【障害種別】

障害種別にみると、発達障害で「40歳代」の割合が高くなっています。

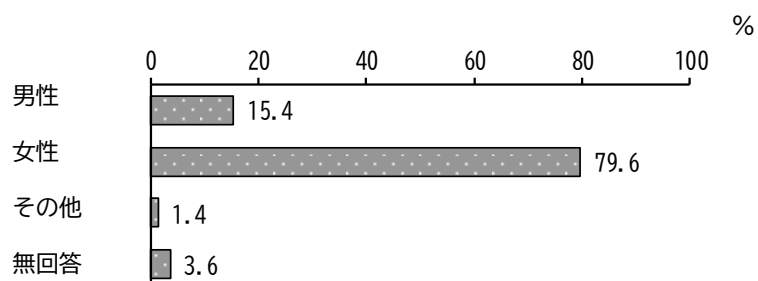
単位：%

区分	回答者数 (件)	39歳以下	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上	無回答
全 体	501	13.4	22.4	21.8	13.6	15.8	7.4	5.8
身体障害	157	5.1	10.8	22.3	17.8	24.2	14.0	5.7
知的障害	256	15.2	22.3	25.0	13.7	14.1	3.9	5.9
精神障害	81	6.2	13.6	21.0	12.3	22.2	16.0	8.6
発達障害	170	24.7	38.8	20.6	5.3	4.7	0.6	5.3
難病	39	15.4	15.4	12.8	25.6	15.4	2.6	12.8
高次脳機能障害	18	11.1	11.1	11.1	16.7	16.7	16.7	16.7
強度行動障害	90	15.6	22.2	21.1	12.2	16.7	5.6	6.7

性別(○は1つだけ)

「女性」の割合が 79.6%と最も高くなっています。

回答者数 = 501



【障害種別】

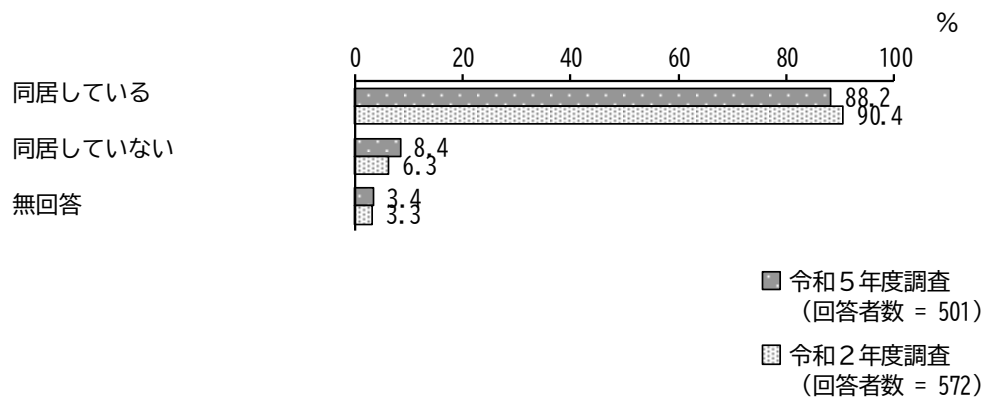
障害種別にみると、高次脳機能障害で「男性」の割合が高くなっています。

単位：%

区分	回答者数 (件)	男性	女性	その他	無回答
全 体	501	15.4	79.6	1.4	3.6
身体障害	157	24.8	71.3	1.3	2.5
知的障害	256	9.4	85.5	1.2	3.9
精神障害	81	23.5	69.1	3.7	3.7
発達障害	170	5.3	88.8	1.2	4.7
難病	39	10.3	76.9	5.1	7.7
高次脳機能障害	18	27.8	55.6	-	16.7
強度行動障害	90	11.1	82.2	2.2	4.4

③主な介護者はあなたと同居していますか(○は1つだけ)

「同居している」の割合が88.2%と最も高くなっています。
令和2年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



【障害種別】

障害種別にみると、発達障害で「同居している」の割合が高くなっています。

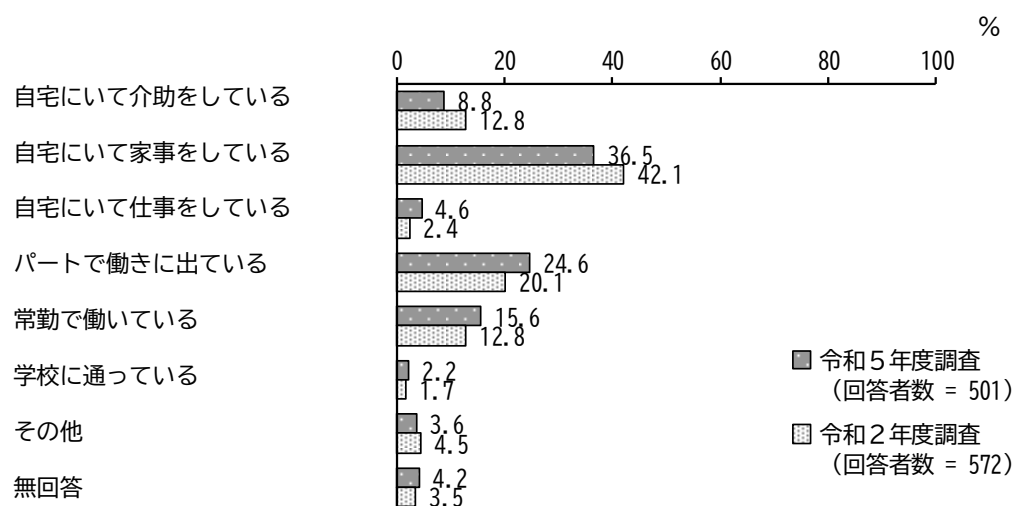
単位：％

区分	回答者数 (件)	同居 している	同居 していない	無 回 答
全 体	501	88.2	8.4	3.4
身体障害	157	86.0	11.5	2.5
知的障害	256	87.9	7.4	4.7
精神障害	81	86.4	9.9	3.7
発達障害	170	93.5	1.8	4.7
難病	39	92.3	-	7.7
高次脳機能障害	18	88.9	11.1	-
強度行動障害	90	91.1	5.6	3.3

④主な介護者の昼間の生活状況は、次のうちどれに当てはまりますか。(○は1つだけ)

「自宅にいて家事をしている」の割合が36.5%と最も高くなっています。

令和2年度調査と比較すると、「自宅にいて家事をしている」の割合が減少しています。



【障害種別】

障害種別にみると、精神障害で「自宅にいて家事をしている」の割合が高くなっています。

単位：％

区分	回答者数(件)	自宅にいて介助をしている	自宅にいて家事をしている	自宅にいて仕事をしている	パートで働きに出ている	常勤で働いている	学校に通っている	その他	無回答
全 体	501	8.8	36.5	4.6	24.6	15.6	2.2	3.6	4.2
身体障害	157	15.9	37.6	4.5	21.0	16.6	0.6	0.6	3.2
知的障害	256	7.0	41.0	4.7	23.8	12.5	3.5	3.9	3.5
精神障害	81	8.6	43.2	2.5	13.6	18.5	3.7	8.6	1.2
発達障害	170	5.3	34.7	4.7	31.2	12.4	4.1	2.9	4.7
難病	39	15.4	30.8	2.6	20.5	20.5	-	2.6	7.7
高次脳機能障害	18	22.2	22.2	5.6	11.1	22.2	5.6	5.6	5.6

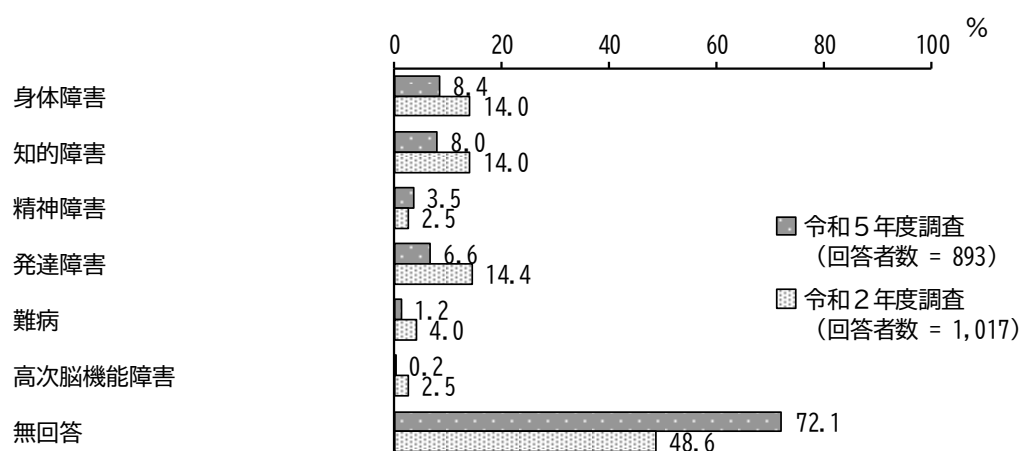
(2) あなたの障害の状況について

問9 あなたの障害は何ですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。重複障害の場合は、主な障害に◎をつけ、その他の障害に○をつけてください。

主な障害

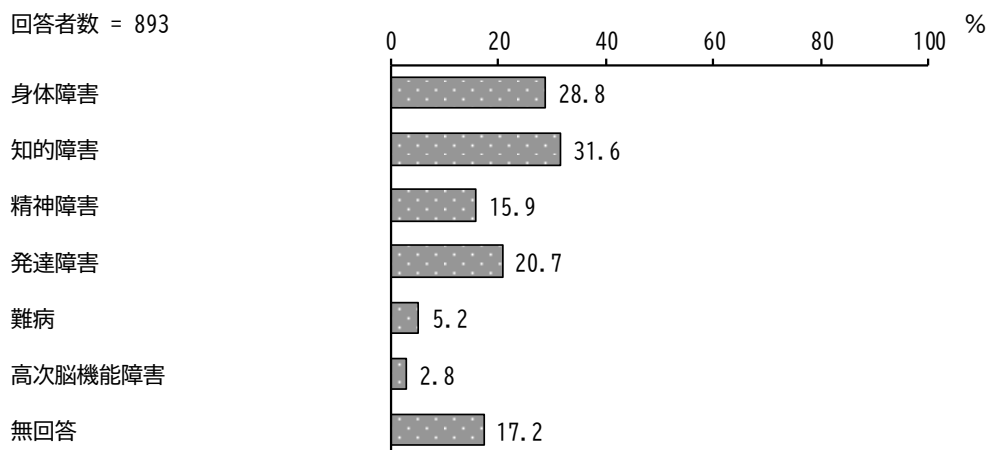
「身体障害」の割合が8.4%と最も高くなっています。

令和2年度調査と比較すると、「身体障害」「知的障害」「発達障害」の割合が減少しています。



その他の障害

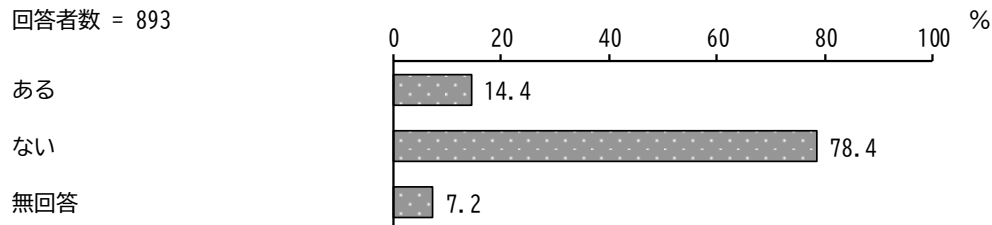
「知的障害」の割合が31.6%と最も高く、次いで「身体障害」の割合が28.8%、「発達障害」の割合が20.7%となっています。



問 10 あなたは強度行動障害となる行動（症状）はありますか。（○は1つだけ）

「ある」の割合が 14.4%、「ない」の割合が 78.4%となっています。

回答者数 = 893



【障害種別】

障害種別にみると、知的障害で「ある」の割合が高くなっています。

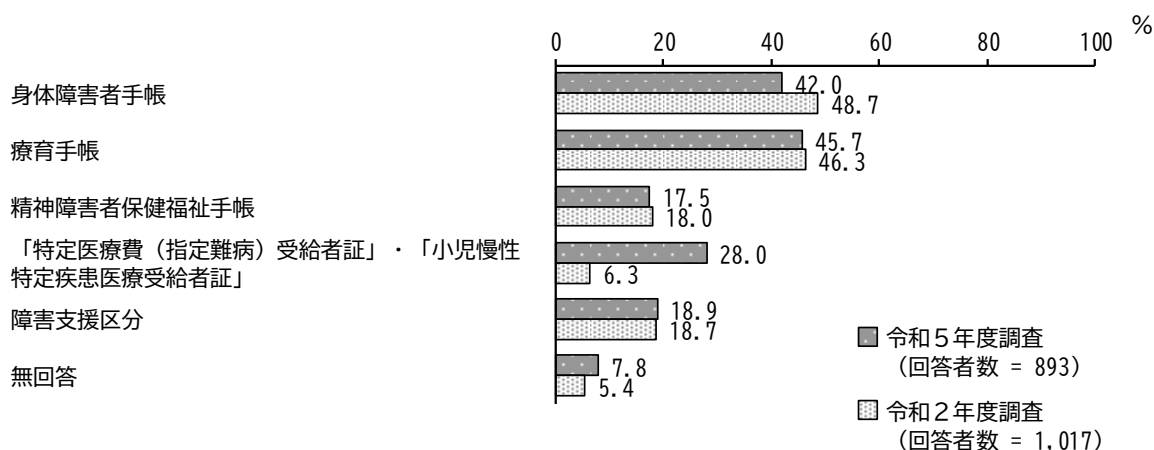
単位：％

区分	回答者数 (件)	ある	ない	無回答
全 体	893	14.4	78.4	7.2
身体障害	330	7.6	85.5	7.0
知的障害	346	26.3	70.5	3.2
精神障害	171	12.9	79.5	7.6
発達障害	230	23.5	73.9	2.6
難病	57	15.8	78.9	5.3
高次脳機能障害	27	18.5	70.4	11.1
強度行動障害	129	100.0	—	—

問 11 あなたがお持ちの障害者手帳などについてお答えください。

「療育手帳」の割合が 36.7%と最も高く、次いで「身体障害者手帳」の割合が 32.1%、「特定医療費（指定難病）受給者証」・「小児慢性特定疾患医療受給者証」の割合が 18.6%となっています。

令和 2 年度調査と比較すると、「特定医療費（指定難病）受給者証」・「小児慢性特定疾患医療受給者証」の割合が増加しています。一方、「身体障害者手帳」「療育手帳」の割合が減少しています。



【障害種別】

障害種別にみると、精神障害で「精神障害者保健福祉手帳」の割合が高くなっています。

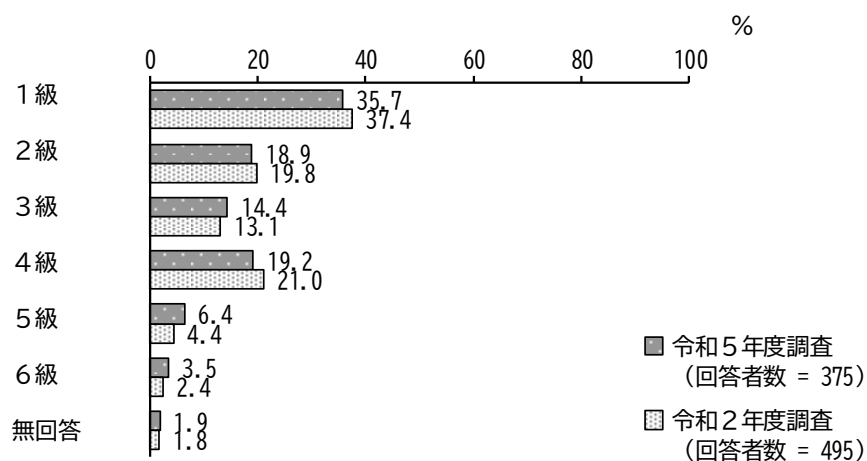
単位：％

区分	回答者数 (件)	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	「特定医療費（指定難病） 受給者証」・「小児慢性特 定疾患医療受給者証」	障害支援区分	無回答
全 体	893	42.0	45.7	17.5	28.0	18.9	7.8
身体障害	330	96.7	18.5	7.6	32.1	15.5	0.9
知的障害	346	18.8	94.2	4.9	36.1	36.1	2.0
精神障害	171	19.3	21.1	73.7	33.9	16.4	4.1
発達障害	230	5.7	73.9	9.6	24.8	13.0	17.8
難病	57	78.9	45.6	8.8	64.9	22.8	-
高次脳機能障害	27	74.1	14.8	25.9	33.3	25.9	7.4
強度行動障害	129	24.8	80.6	10.1	34.9	38.0	1.6

1. 身体障害者手帳

(1) 等級は何級ですか。(○は1つだけ)

「1級」の割合が35.7%と最も高くなっています。
令和2年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



【障害種別】

障害種別にみると、精神障害で「2級」の割合が高くなっています。

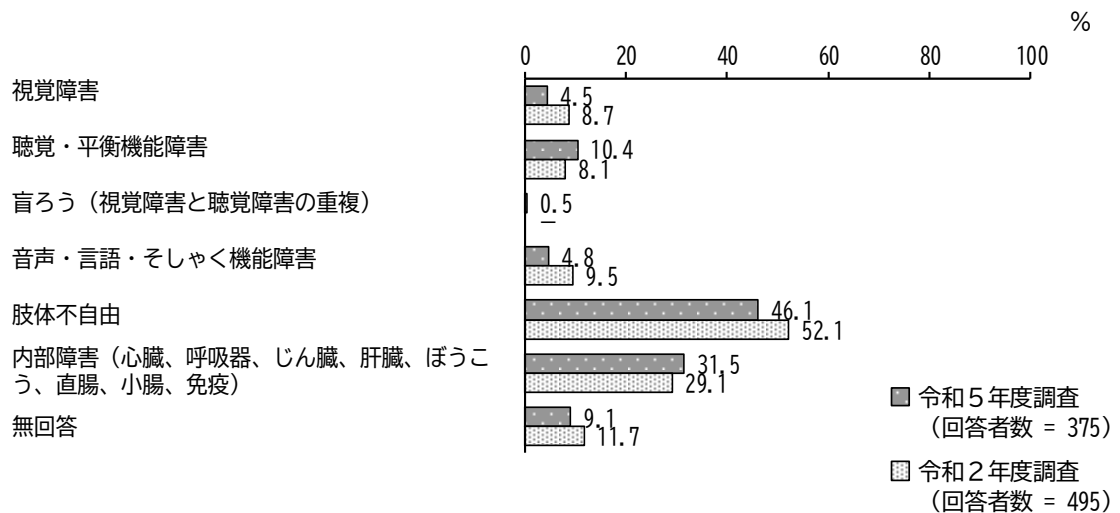
単位：％

区分	回答者数 (件)	1級	2級	3級	4級	5級	6級	無回答
全 体	375	35.7	18.9	14.4	19.2	6.4	3.5	1.9
身体障害	319	37.3	15.0	14.1	20.1	7.2	4.1	2.2
知的障害	65	49.2	21.5	13.8	7.7	1.5	6.2	-
精神障害	33	15.2	48.5	9.1	18.2	3.0	3.0	3.0
発達障害	13	30.8	46.2	15.4	-	-	7.7	-
難病	45	48.9	20.0	15.6	6.7	4.4	4.4	-
高次脳機能障害	20	50.0	20.0	5.0	25.0	-	-	-
強度行動障害	32	28.1	43.8	18.8	6.3	-	-	3.1

(2)障害は何ですか。(あてはまるものすべてに○)

「肢体不自由」の割合が46.1%と最も高く、次いで「内部障害（心臓、呼吸器、じん臓、肝臓、ぼうこう、直腸、小腸、免疫）」の割合が31.5%となっています。

令和2年度調査と比較すると、「肢体不自由」の割合が減少しています。



【障害種別】

障害種別にみると、高次脳機能障害で「肢体不自由」の割合が高くなっています。

単位：％

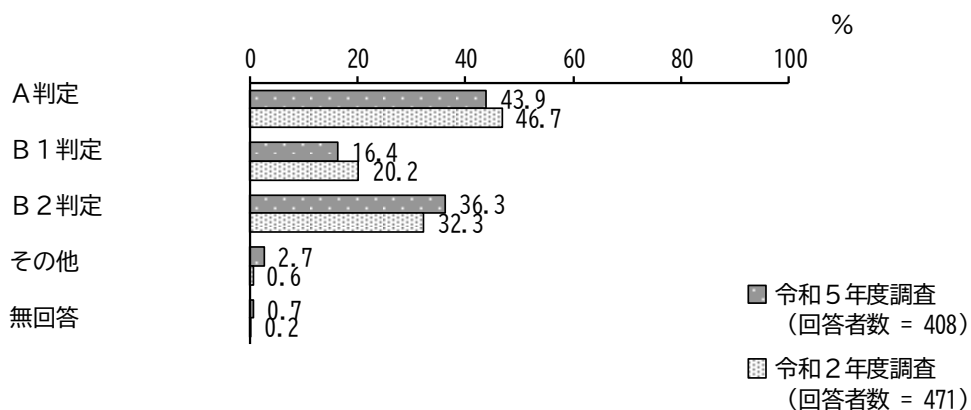
区分	回答者数（件）	視覚障害	聴覚・平衡機能障害	盲ろう（視覚障害と聴覚障害の重複）	音声・言語・そしゃく機能障害	肢体不自由	内部障害（心臓、呼吸器、じん臓、肝臓、ぼうこう、直腸、小腸、免疫）	無回答
全 体	375	4.5	10.4	0.5	4.8	46.1	31.5	9.1
身体障害	319	4.4	11.0	0.3	3.1	52.0	32.0	4.1
知的障害	65	3.1	9.2	-	13.8	63.1	9.2	13.8
精神障害	33	3.0	12.1	3.0	12.1	39.4	6.1	42.4
発達障害	13	-	-	-	38.5	46.2	7.7	15.4
難病	45	11.1	2.2	-	6.7	55.6	31.1	2.2
高次脳機能障害	20	-	5.0	-	30.0	70.0	25.0	5.0
強度行動障害	32	3.1	12.5	3.1	12.5	43.8	18.8	21.9

2. 療育手帳

判定は何判定ですか。(○は1つだけ)

「A判定」の割合が43.9%と最も高く、次いで「B2判定」の割合が36.3%となっています。

令和2年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



【障害種別】

障害種別にみると、身体障害で「A判定」の割合が高くなっています。

単位：％

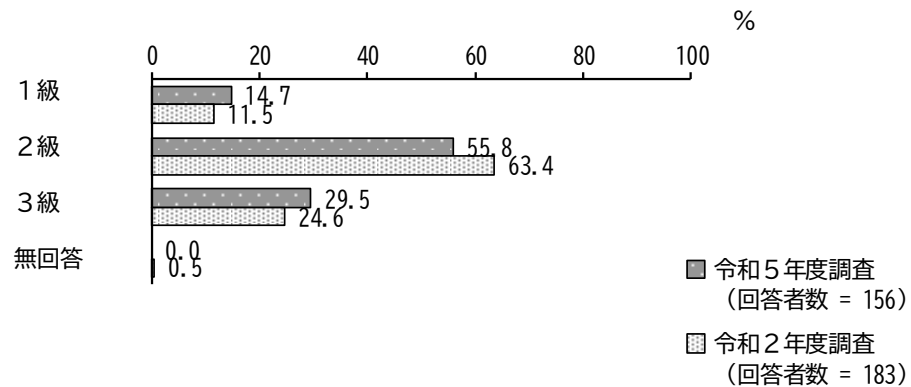
区分	回答者数 (件)	A判定	B1判定	B2判定	その他	無回答
全 体	408	43.9	16.4	36.3	2.7	0.7
身体障害	61	72.1	6.6	11.5	9.8	-
知的障害	326	51.8	19.3	27.3	0.6	0.9
精神障害	36	27.8	13.9	44.4	13.9	-
発達障害	170	25.3	12.9	60.0	1.2	0.6
難病	26	69.2	11.5	15.4	3.8	-
高次脳機能障害	4	75.0	-	25.0	-	-
強度行動障害	104	66.3	10.6	20.2	1.9	1.0

3. 精神障害者保健福祉手帳

等級は何級ですか。(○は1つだけ)

「2級」の割合が55.8%と最も高くなっています。

令和2年度調査と比較すると、「2級」の割合が減少しています。



【障害種別】

障害種別にみると、身体障害で「1級」の割合が高くなっています。

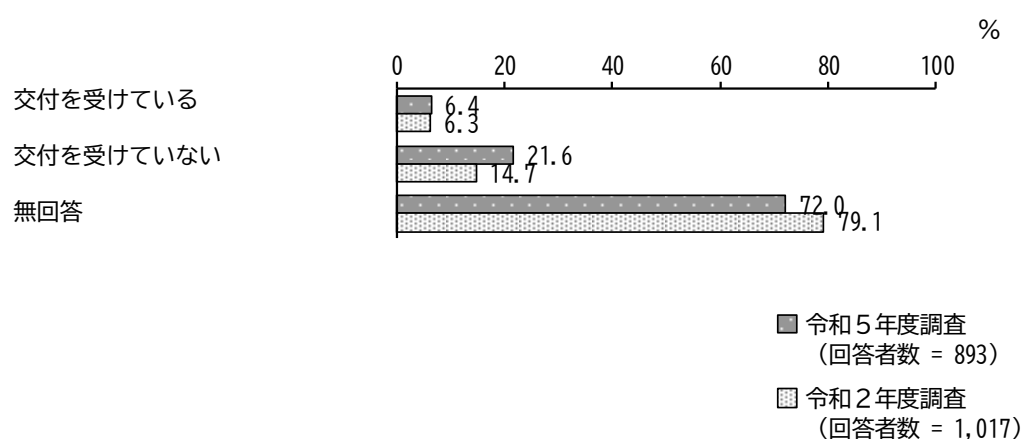
単位：％

区分	回答者数 (件)	1級	2級	3級	無回答
全 体	156	14.7	55.8	29.5	-
身体障害	25	48.0	36.0	16.0	-
知的障害	17	35.3	35.3	29.4	-
精神障害	126	7.1	62.7	30.2	-
発達障害	22	13.6	40.9	45.5	-
難病	5	-	60.0	40.0	-
高次脳機能障害	7	28.6	57.1	14.3	-
強度行動障害	13	15.4	76.9	7.7	-

4.「特定医療費(指定難病)受給者証」・「小児慢性特定疾患医療受給者証」

「交付を受けている」の割合が 6.4%、「交付を受けていない」の割合が 21.6%となっています。

令和2年度調査と比較すると、「交付を受けていない」の割合が増加しています。



【障害種別】

障害種別にみると、難病で「交付を受けている」の割合が高くなっています。

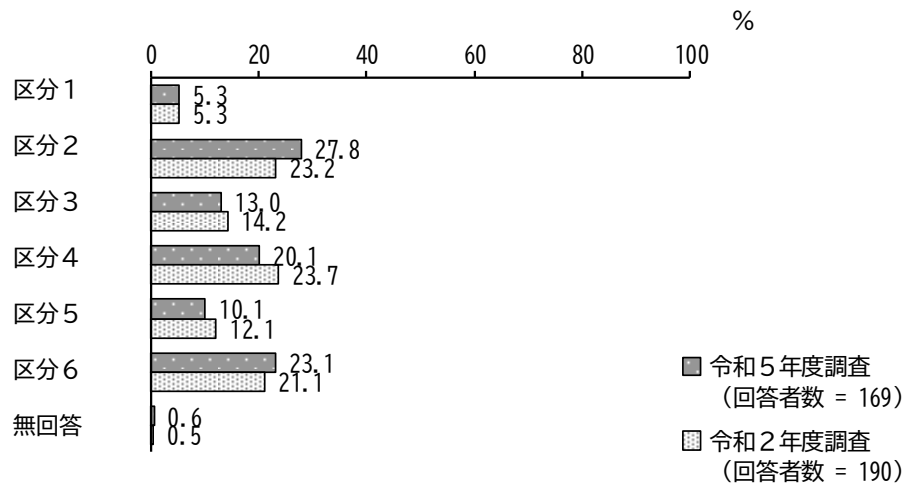
単位：％

区分	回答者数(件)	交付を受けている	交付を受けていない	無回答
全 体	250	22.8	77.2	-
身体障害	106	33.0	67.0	-
知的障害	125	13.6	86.4	-
精神障害	58	24.1	75.9	-
発達障害	57	5.3	94.7	-
難病	37	56.8	43.2	-
高次脳機能障害	9	33.3	66.7	-
強度行動障害	45	22.2	77.8	-

5. 障害支援区分

受けている区分はどれですか。(○は1つだけ)

「区分2」の割合が27.8%と最も高くなっています。
令和2年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



【障害種別】

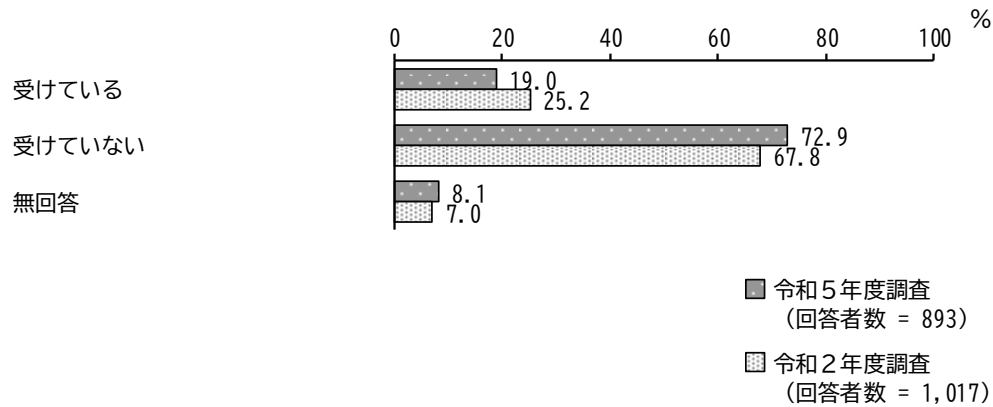
障害種別にみると、精神障害で「区分2」の割合が高くなっています。

単位：％

区分	回答者数 (件)	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	無回答
全 体	169	5.3	27.8	13.0	20.1	10.1	23.1	0.6
身体障害	51	13.7	15.7	13.7	15.7	7.8	31.4	2.0
知的障害	125	0.8	23.2	11.2	24.8	12.8	27.2	-
精神障害	28	7.1	50.0	17.9	17.9	7.1	-	-
発達障害	30	3.3	20.0	16.7	30.0	10.0	20.0	-
難病	13	7.7	30.8	15.4	7.7	7.7	30.8	-
高次脳機能障害	7	-	42.9	14.3	28.6	-	14.3	-
強度行動障害	49	-	8.2	10.2	20.4	18.4	40.8	2.0

問 12 あなたは、医療的ケアを受けていますか。(○は1つだけ)

「受けている」の割合が 19.0%、「受けていない」の割合が 72.9%となっています。
令和2年度調査と比較すると、「受けていない」の割合が増加しています。一方、
「受けている」の割合が減少しています。



【障害種別】

障害種別にみると、難病で「受けている」の割合が高くなっています。

単位：％

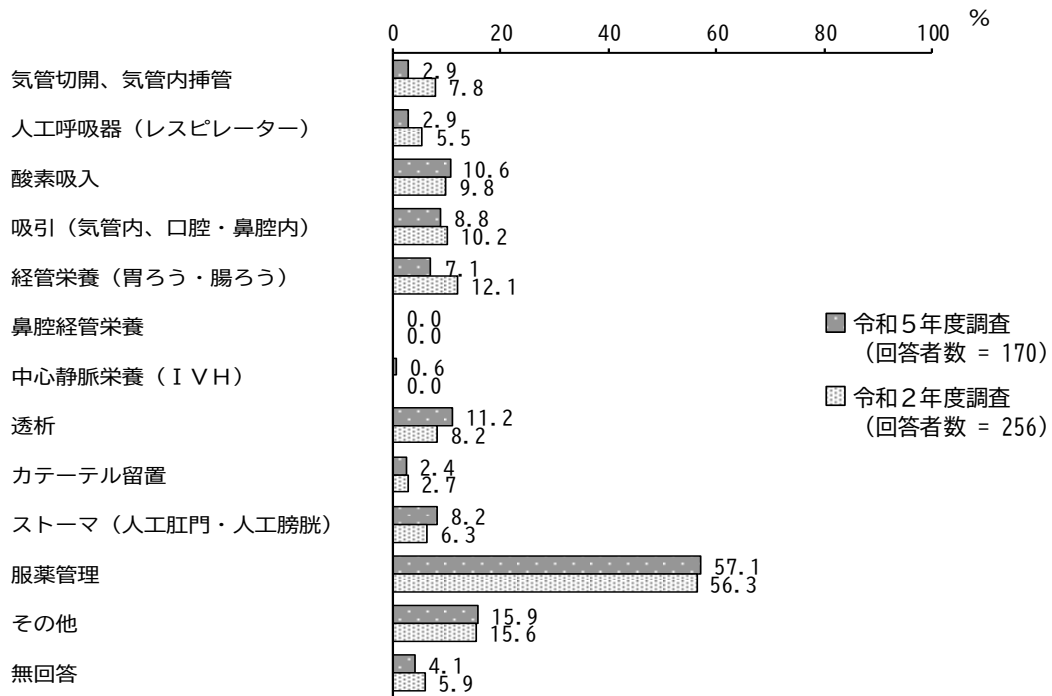
区分	回答者数 (件)	受けている	受けていない	無回答
全 体	893	19.0	72.9	8.1
身体障害	330	27.3	63.0	9.7
知的障害	346	14.2	81.5	4.3
精神障害	171	26.3	63.2	10.5
発達障害	230	10.9	85.2	3.9
難病	57	50.9	45.6	3.5
高次脳機能障害	27	37.0	51.9	11.1
強度行動障害	129	24.8	65.1	10.1

【問 12 で、「1. 受けている」と答えた方にお聞きします。】

問 13 あなたが現在受けている医療的ケアをお答えください。
(あてはまるものすべてに○)

「服薬管理」の割合が 57.1%と最も高く、次いで「透析」の割合が 11.2%、「酸素吸入」の割合が 10.6%となっています。

令和 2 年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



【障害種別】

障害種別にみると、発達障害で「服薬管理」の割合が高くなっています。

単位：％

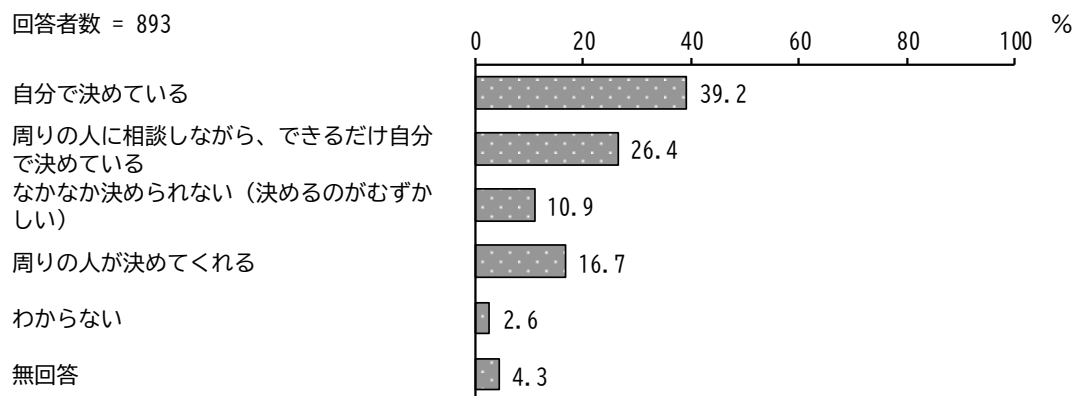
区分	回答者数 (件)	挿管 気管切開、気管 スปีレーター	人工呼吸器 (レ スปีレーター)	酸素吸入	吸引(気管内、 口腔・鼻腔内)	経管栄養(胃ろ う・腸ろう)	鼻腔経管栄養	中心静脈栄養 (IVH)	透析	カテーテル留置	ストーマ(人工 肛門・人工膀胱)	服薬管理	その他	無回答
全 体	170	2.9	2.9	10.6	8.8	7.1	－	0.6	11.2	2.4	8.2	57.1	15.9	4.1
身体障害	90	4.4	5.6	20.0	13.3	12.2	－	1.1	14.4	4.4	15.6	43.3	16.7	2.2
知的障害	49	10.2	8.2	8.2	22.4	20.4	－	－	－	－	－	85.7	14.3	－
精神障害	45	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	80.0	17.8	8.9
発達障害	25	4.0	4.0	4.0	16.0	12.0	－	－	－	－	－	88.0	12.0	－
難病	29	6.9	10.3	27.6	20.7	24.1	－	3.4	13.8	－	6.9	55.2	6.9	3.4
高次脳機能 障害	10	－	－	10.0	－	－	－	－	10.0	10.0	－	60.0	20.0	－
強度行動障 害	32	3.1	－	3.1	3.1	3.1	－	－	3.1	－	－	81.3	9.4	3.1

問 14 あなたは、自分のことは自分で決めていますか。

①食事、衣服の選択、外出、参加したい余暇活動などの日常生活に関すること。(○は1つだけ)

「自分で決めている」の割合が 39.2%と最も高く、次いで「周りの人に相談しながら、できるだけ自分で決めている」の割合が 26.4%、「周りの人が決めてくれる」の割合が 16.7%となっています。

回答者数 = 893



【障害種別】

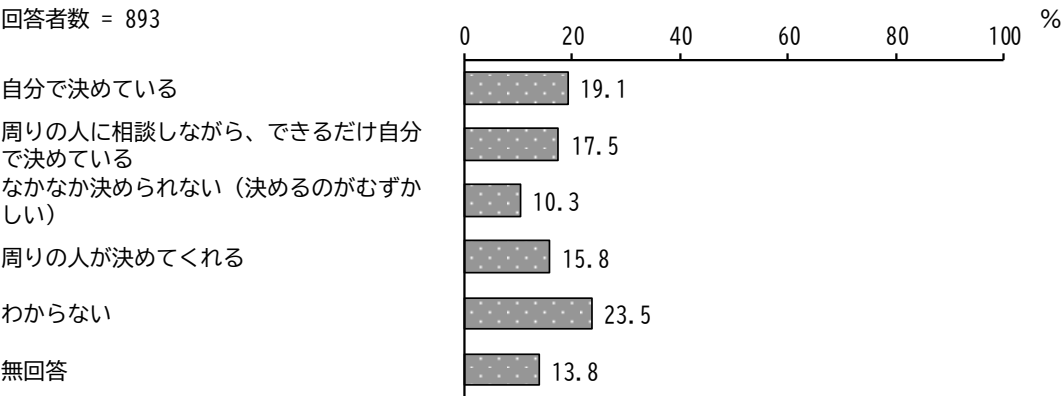
障害種別にみると、強度行動障害で「周りの人が決めてくれる」の割合が高くなっています。

単位：％

区分	回答者数 (件)	自分で決めている	周りの人に相談しながら、できるだけ自分で決めている	なかなか決められない (決めるのがむずかしい)	周りの人が決めてくれる	わからない	無回答
全 体	893	39.2	26.4	10.9	16.7	2.6	4.3
身体障害	330	57.3	18.8	5.8	12.1	2.1	3.9
知的障害	346	13.6	26.6	20.5	30.9	4.9	3.5
精神障害	171	48.5	27.5	10.5	10.5	1.2	1.8
発達障害	230	17.8	38.3	17.4	19.6	2.2	4.8
難病	57	35.1	19.3	5.3	29.8	3.5	7.0
高次脳機能障害	27	40.7	18.5	3.7	22.2	11.1	3.7
強度行動障害	129	11.6	20.2	21.7	34.9	7.0	4.7

②自宅からグループホームに移ることや、一人暮らしを始めるなど社会生活に関すること。(○は1つだけ)

「わからない」の割合が23.5%と最も高く、次いで「自分で決めている」の割合が19.1%、「周りの人に相談しながら、できるだけ自分で決めている」の割合が17.5%となっています。



【障害種別】

障害種別にみると、発達障害で「わからない」の割合が高くなっています。

単位：%

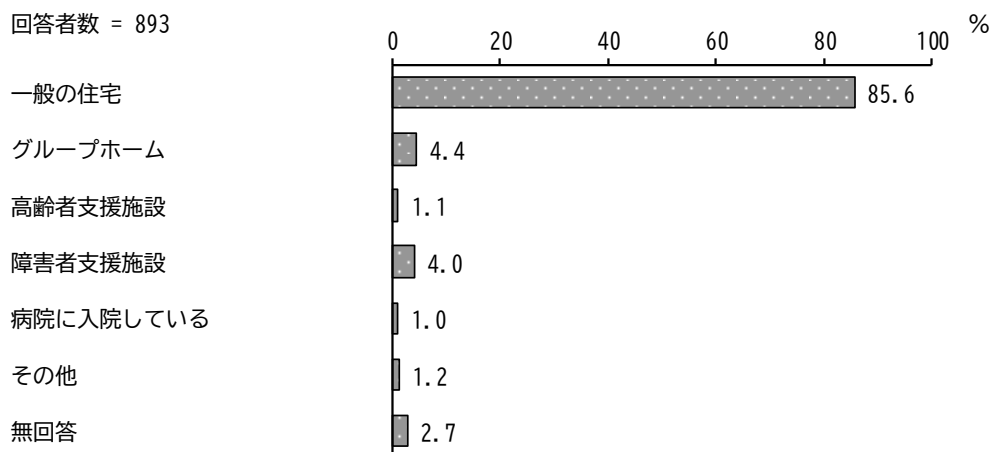
区分	回答者数(件)	自分で決めている	周りの人に相談しながら、できるだけ自分で決めている	なかなか決められない(決めるのがむずかしい)	周りの人が決めてくれる	わからない	無回答
全 体	893	19.1	17.5	10.3	15.8	23.5	13.8
身体障害	330	34.2	20.0	6.1	11.2	13.9	14.5
知的障害	346	2.6	11.6	15.0	30.9	31.5	8.4
精神障害	171	22.8	19.3	16.4	11.1	19.9	10.5
発達障害	230	2.6	13.5	10.9	17.8	41.7	13.5
難病	57	22.8	14.0	5.3	24.6	21.1	12.3
高次脳機能障害	27	25.9	22.2	3.7	14.8	18.5	14.8
強度行動障害	129	4.7	9.3	13.2	32.6	32.6	7.8

(3) 住まいや暮らしについて

問 15 あなたが現在暮らしている場所はどこですか。(○は1つだけ)

「一般の住宅」の割合が 85.6%と最も高くなっています。

回答者数 = 893



【障害種別】

障害種別にみると、発達障害で「一般の住宅」の割合が高くなっています。

単位：％

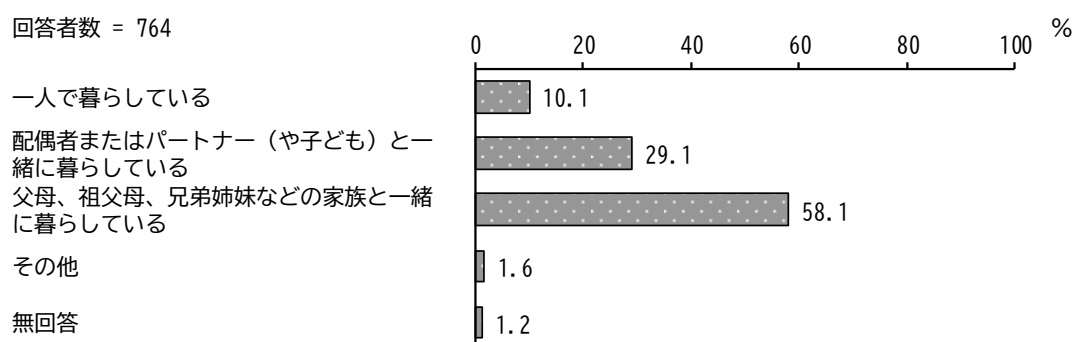
区分	回答者数(件)	一般の住宅	グループホーム	高齢者支援施設	障害者支援施設	病院に入院している	その他	無回答
全 体	893	85.6	4.4	1.1	4.0	1.0	1.2	2.7
身体障害	330	86.1	1.8	1.8	3.3	1.2	2.1	3.6
知的障害	346	82.1	6.1	0.3	8.1	—	1.2	2.3
精神障害	171	81.3	8.8	0.6	1.8	4.1	1.8	1.8
発達障害	230	93.9	0.9	—	2.2	—	0.4	2.6
難病	57	89.5	—	—	1.8	1.8	3.5	3.5
高次脳機能障害	27	70.4	7.4	7.4	7.4	—	3.7	3.7
強度行動障害	129	76.7	2.3	—	14.0	2.3	0.8	3.9

【問 15 で「1」と答えた方にお聞きします。】

問 16 一緒に暮らしている人はいますか。(○は1つだけ)

「父母、祖父母、兄弟姉妹などの家族と一緒に暮らしている」の割合が 58.1%と最も高く、次いで「配偶者またはパートナー（や子ども）と一緒に暮らしている」の割合が 29.1%、「一人で暮らしている」の割合が 10.1%となっています。

回答者数 = 764



【障害種別】

障害種別にみると、発達障害で「父母、祖父母、兄弟姉妹などの家族と一緒に暮らしている」の割合が高くなっています。

単位：％

区分	回答者数 (件)	一人で暮らしている	配偶者またはパートナー（や子ども）と一緒に暮らしている	父母、祖父母、兄弟姉妹などの家族と一緒に暮らしている	その他	無回答
全 体	764	10.1	29.1	58.1	1.6	1.2
身体障害	284	14.8	59.2	23.6	1.4	1.1
知的障害	284	3.9	2.8	92.6	—	0.7
精神障害	139	14.4	22.3	58.3	4.3	0.7
発達障害	216	1.9	4.2	93.1	—	0.9
難病	51	7.8	43.1	45.1	2.0	2.0
高次脳機能障害	19	21.1	36.8	31.6	10.5	—
強度行動障害	99	5.1	15.2	79.8	—	—

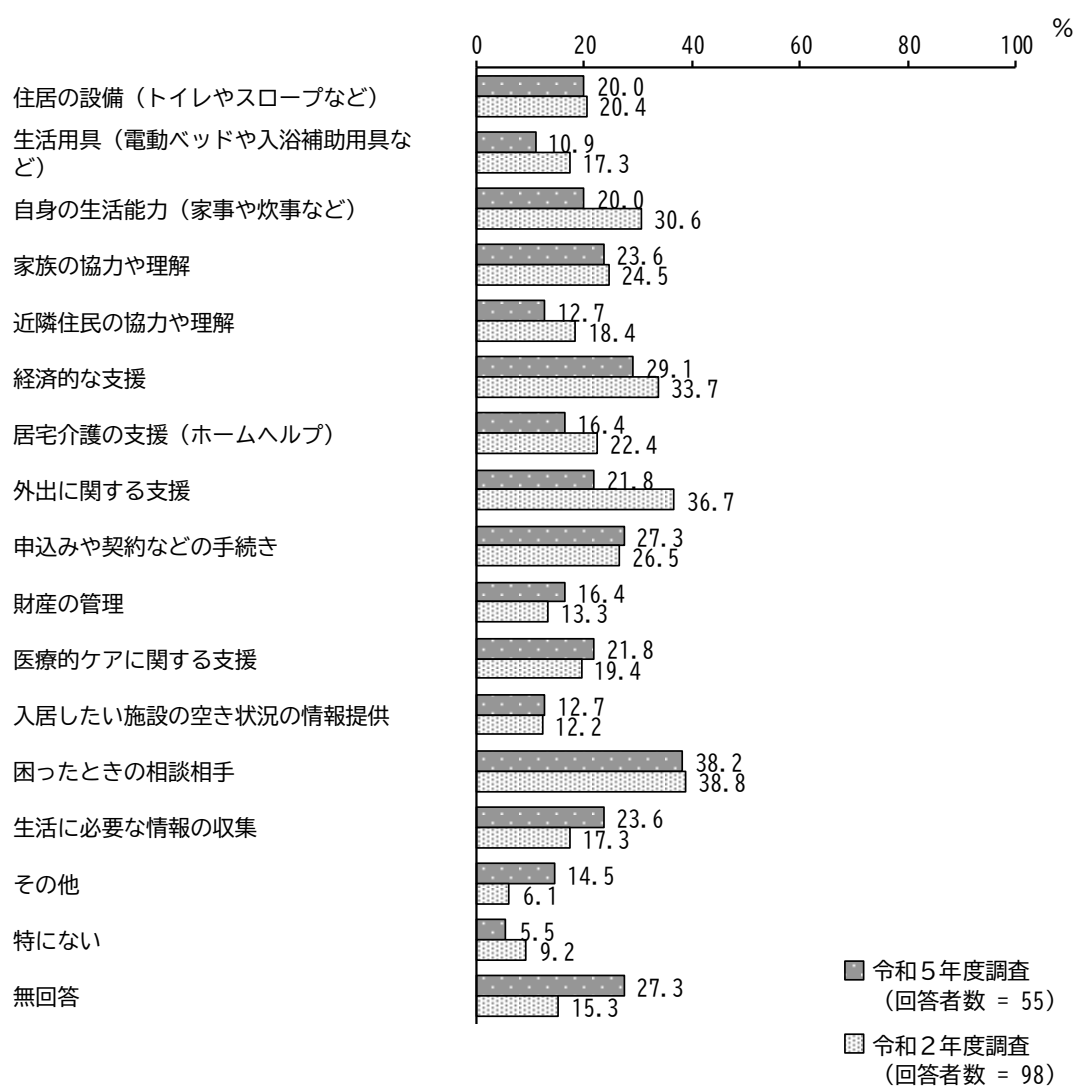
【問15で「3」から「5」と答えた方にお聞きします。】

問17 あなたが地域で生活するためには、どのような支援があればよいと思いますか。

(あてはまるものすべてに○)

「困ったときの相談相手」の割合が38.2%と最も高く、次いで「経済的な支援」の割合が29.1%、「申込みや契約などの手続き」の割合が27.3%となっています。

令和2年度調査と比較すると、「生活に必要な情報の収集」の割合が増加しています。一方、「生活用具（電動ベッドや入浴補助用具など）」「自身の生活能力（家事や炊事など）」「近隣住民の協力や理解」「居宅介護の支援（ホームヘルプ）」「外出に関する支援」の割合が減少しています。



【障害種別】

障害種別にみると、精神障害で「経済的な支援」の割合が高くなっています。

単位：％

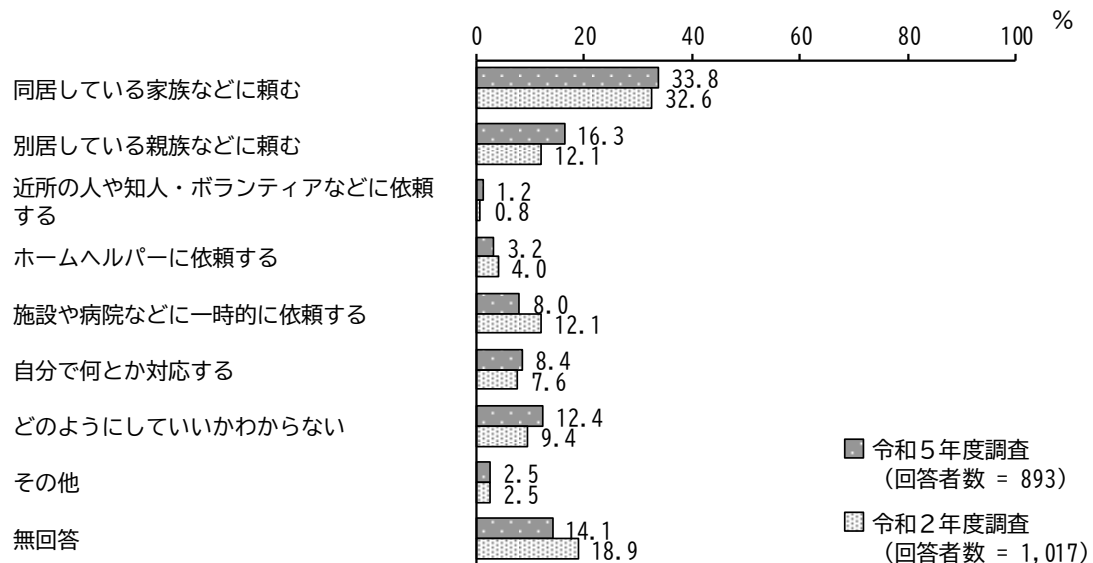
区分	回答者数 (件)	住居の設備 (トイレやスロ ープなど)	生活用具(電動ベッドや入 浴補助用具など)	自身の生活能力(家事や炊 事など)	家族の協力や理解	近隣住民の協力や理解	経済的な支援	居宅介護の支援(ホームヘルプ)	外出に関する支援
全 体	55	20.0	10.9	20.0	23.6	12.7	29.1	16.4	21.8
身体障害	21	28.6	19.0	23.8	23.8	9.5	38.1	14.3	28.6
知的障害	29	20.7	6.9	20.7	27.6	17.2	24.1	24.1	24.1
精神障害	11	9.1	9.1	18.2	18.2	18.2	54.5	—	18.2
発達障害	5	60.0	20.0	60.0	60.0	60.0	40.0	60.0	60.0
難病	2	—	—	—	—	—	—	—	—
高次脳機能障害	4	—	—	—	25.0	—	25.0	25.0	25.0
強度行動障害	21	19.0	4.8	19.0	19.0	19.0	23.8	19.0	28.6

区分	申込みや契約などの手続き	財産の管理	医療的ケアに関する支援	入居したい施設の空き状況の 情報提供	困ったときの相談相手	生活に必要な情報の収集	その他	特にな い	無回 答
全 体	27.3	16.4	21.8	12.7	38.2	23.6	14.5	5.5	27.3
身体障害	28.6	9.5	19.0	9.5	42.9	19.0	4.8	9.5	23.8
知的障害	27.6	31.0	17.2	10.3	37.9	27.6	24.1	6.9	27.6
精神障害	27.3	—	36.4	27.3	54.5	27.3	—	—	36.4
発達障害	60.0	40.0	40.0	40.0	60.0	60.0	—	—	40.0
難病	—	—	—	—	—	—	—	50.0	50.0
高次脳機能障害	25.0	—	—	—	—	25.0	—	—	50.0
強度行動障害	23.8	19.0	19.0	19.0	42.9	33.3	19.0	—	38.1

問 18 主な介助・支援者が、万一急病や事故、用事などのために一時的に介助や支援ができなくなった場合、どのようにしますか。(○は1つだけ)

「同居している家族などに頼む」の割合が 33.8%と最も高く、次いで「別居している親族などに頼む」の割合が 16.3%、「どのようにしていいかわからない」の割合が 12.4%となっています。

令和2年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



【障害種別】

障害種別にみると、発達障害で「同居している家族などに頼む」の割合が高くなっています。

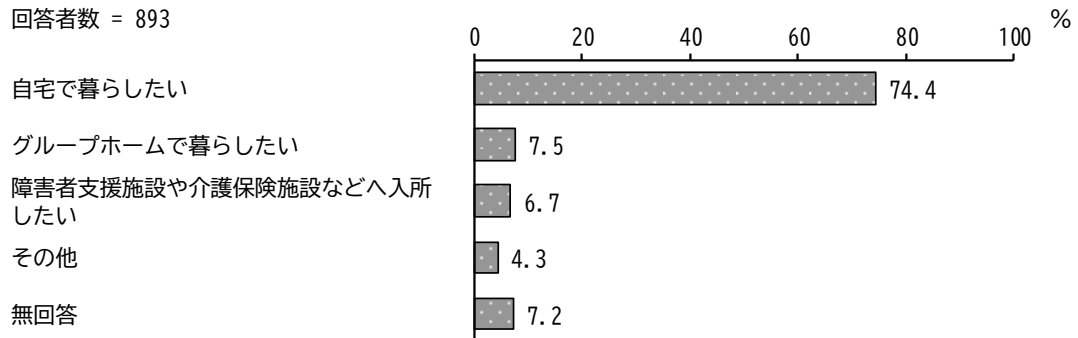
単位：％

区分	回答者数(件)	同居している家族などに頼む	別居している親族などに頼む	近所の人や知人・ボランティアなどに依頼する	ホームヘルパーに依頼する	施設や病院などに一時的に依頼する	自分で何とか対応する	どのようにしていいかわからない	その他	無回答
全 体	893	33.8	16.3	1.2	3.2	8.0	8.4	12.4	2.5	14.1
身体障害	330	29.7	16.1	2.1	5.2	8.8	9.7	10.3	2.1	16.1
知的障害	346	36.4	16.2	0.3	1.4	9.8	3.5	15.6	4.6	12.1
精神障害	171	18.7	13.5	0.6	5.3	11.1	15.2	21.6	1.8	12.3
発達障害	230	50.4	17.8	0.4	0.9	3.0	3.5	10.9	1.7	11.3
難病	57	36.8	12.3	1.8	5.3	5.3	14.0	10.5	1.8	12.3
高次脳機能障害	27	14.8	18.5	3.7	11.1	7.4	11.1	7.4	—	25.9
強度行動障害	129	36.4	11.6	0.8	1.6	12.4	1.6	16.3	4.7	14.7

問 19 これからの生活をどこで暮らしたいと思いますか。(○は1つだけ)

「自宅で暮らしたい」の割合が74.4%と最も高くなっています。

回答者数 = 893



【障害種別】

障害種別にみると、発達障害で「自宅で暮らしたい」の割合が高くなっています。

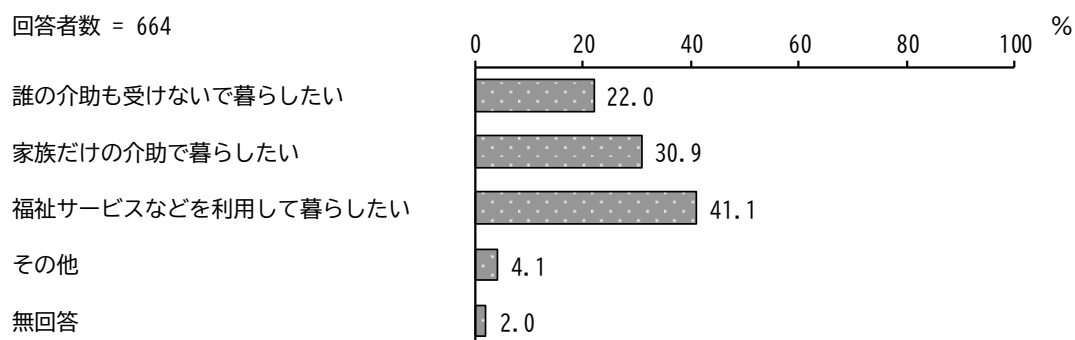
単位：％

区分	回答者数 (件)	自宅で暮らしたい	グループホームで暮らしたい	障害者支援施設や介護保険施設などへ入所したい	その他	無回答
全 体	893	74.4	7.5	6.7	4.3	7.2
身体障害	330	77.6	3.9	6.7	2.4	9.4
知的障害	346	63.6	12.7	12.4	5.2	6.1
精神障害	171	69.6	9.4	8.2	9.4	3.5
発達障害	230	86.5	3.5	1.7	3.9	4.3
難病	57	84.2	1.8	8.8	—	5.3
高次脳機能障害	27	66.7	7.4	7.4	3.7	14.8
強度行動障害	129	58.9	10.1	17.8	4.7	8.5

【問 19 で「1」と答えた方にお聞きします。】

問 20 これからの生活をどのように暮らしたいと思いますか。(○は1つだけ)

「福祉サービスなどを利用して暮らしたい」の割合が 41.1%と最も高く、次いで「家族だけの介助で暮らしたい」の割合が 30.9%、「誰の介助も受けないで暮らしたい」の割合が 22.0%となっています。



【障害種別】

障害種別にみると、高次脳機能障害で「福祉サービスなどを利用して暮らしたい」の割合が高くなっています。

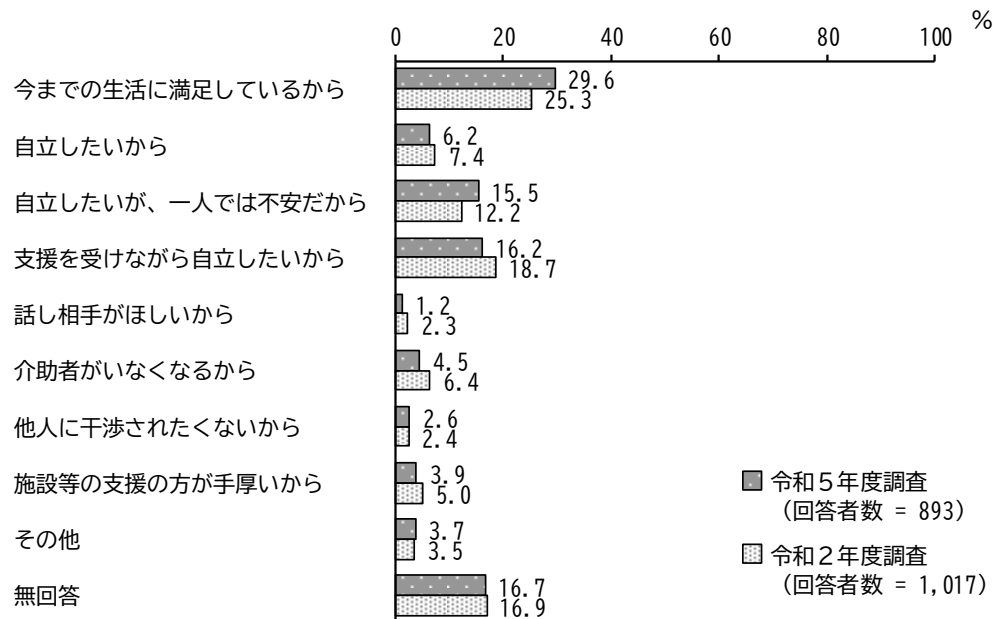
単位：％

区分	回答者数 (件)	誰の介助も受け ないで暮らした い	家族だけの介助 で暮らしたい	福祉サービ スなど を利用し て暮ら したい	その他	無 回 答
全 体	664	22.0	30.9	41.1	4.1	2.0
身体障害	256	21.9	27.3	44.1	3.5	3.1
知的障害	220	11.8	32.7	48.6	6.4	0.5
精神障害	119	24.4	27.7	42.9	5.0	—
発達障害	199	22.1	35.2	35.7	6.0	1.0
難病	48	14.6	18.8	56.3	6.3	4.2
高次脳機能障害	18	16.7	11.1	61.1	5.6	5.6
強度行動障害	76	9.2	30.3	50.0	7.9	2.6

問 21 問 19 と 20 で回答した内容の理由は何ですか。(○は1 つだけ)

「今までの生活に満足しているから」の割合が 29.6%と最も高く、次いで「支援を受けながら自立したいから」の割合が 16.2%、「自立したいが、一人では不安だから」の割合が 15.5%となっています。

令和 2 年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



【障害種別】

障害種別にみると、難病で「支援を受けながら自立したいから」の割合が高くなっています。

単位：％

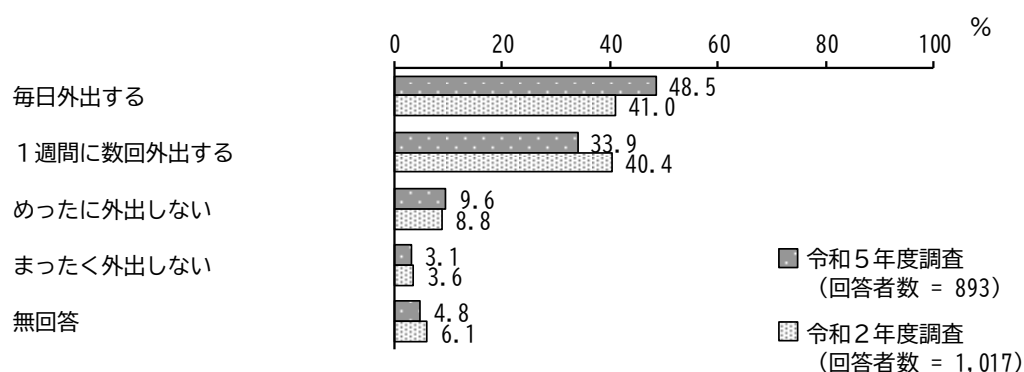
区分	回答者数（件）	今までの生活に満足しているから	自立したいから	自立したいが、一人では不安だから	支援を受けながら自立したいから	話し相手がほしいから	介助者がいなくなるから	他人に干渉されたくないから	施設等の支援の方が手厚いから	その他	無回答
全 体	893	29.6	6.2	15.5	16.2	1.2	4.5	2.6	3.9	3.7	16.7
身体障害	330	36.7	6.1	10.6	14.8	1.5	3.6	2.4	5.5	2.1	16.7
知的障害	346	23.4	2.6	14.2	16.5	0.9	8.7	1.7	6.1	6.1	19.9
精神障害	171	18.1	8.2	23.4	18.7	2.3	3.5	4.7	3.5	2.9	14.6
発達障害	230	28.3	7.8	15.7	22.2	0.9	2.6	2.6	2.6	5.7	11.7
難病	57	35.1	1.8	8.8	26.3	－	3.5	1.8	3.5	8.8	10.5
高次脳機能障害	27	25.9	11.1	7.4	14.8	－	14.8	3.7	－	－	22.2
強度行動障害	129	14.0	3.9	14.0	17.1	－	10.1	1.6	5.4	7.8	26.4

(4) 日中活動や就労について

問 22 あなたは、1 週間にどの程度外出しますか。(○は1 つだけ)

「毎日外出する」の割合が 48.5%と最も高く、次いで「1 週間に数回外出する」の割合が 33.9%となっています。

令和2年度調査と比較すると、「毎日外出する」の割合が増加しています。一方、「1 週間に数回外出する」の割合が減少しています。



【障害種別】

障害種別にみると、発達障害で「毎日外出する」の割合が高くなっています。

単位：％

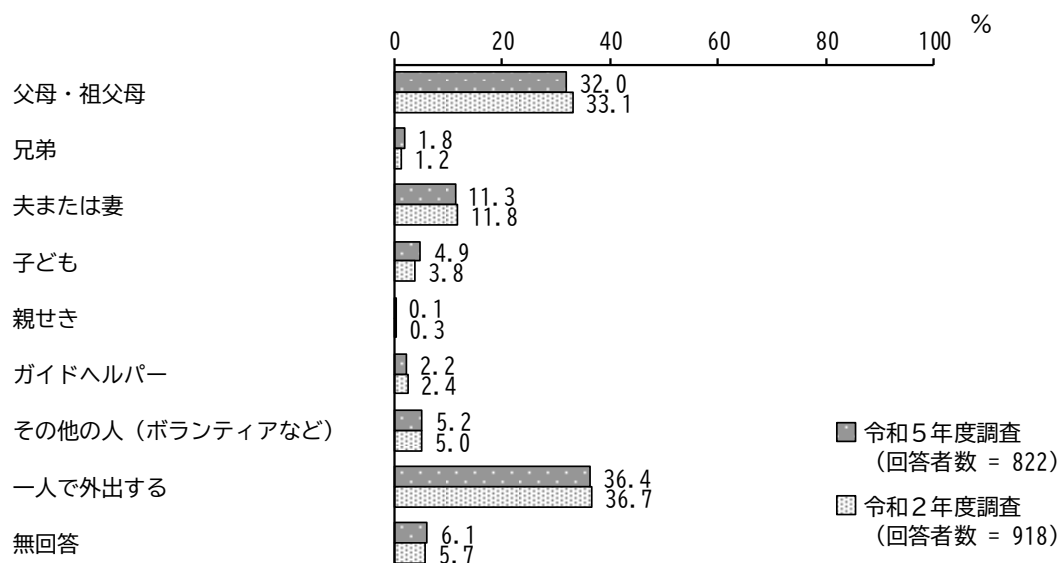
区分	回答者数 (件)	毎日外出する	1 週間に数回外出する	めったに外出しない	まったく外出しない	無回答
全 体	893	48.5	33.9	9.6	3.1	4.8
身体障害	330	31.5	42.7	13.9	4.8	7.0
知的障害	346	54.9	31.2	8.4	1.7	3.8
精神障害	171	48.5	33.9	9.9	4.1	3.5
発達障害	230	69.1	24.8	4.3	1.3	0.4
難病	57	38.6	43.9	12.3	1.8	3.5
高次脳機能障害	27	44.4	14.8	14.8	7.4	18.5
強度行動障害	129	41.1	34.1	14.7	3.9	6.2

【問 23 から問 25 は、問 22 で、「1」から「3」と答えた方にお聞きします。】

問 23 あなたが外出する際の主な同伴者は誰ですか。(○は1つだけ)

「一人で外出する」の割合が 36.4%と最も高く、次いで「父母・祖父母」の割合が 32.0%、「夫または妻」の割合が 11.3%となっています。

令和2年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



【障害種別】

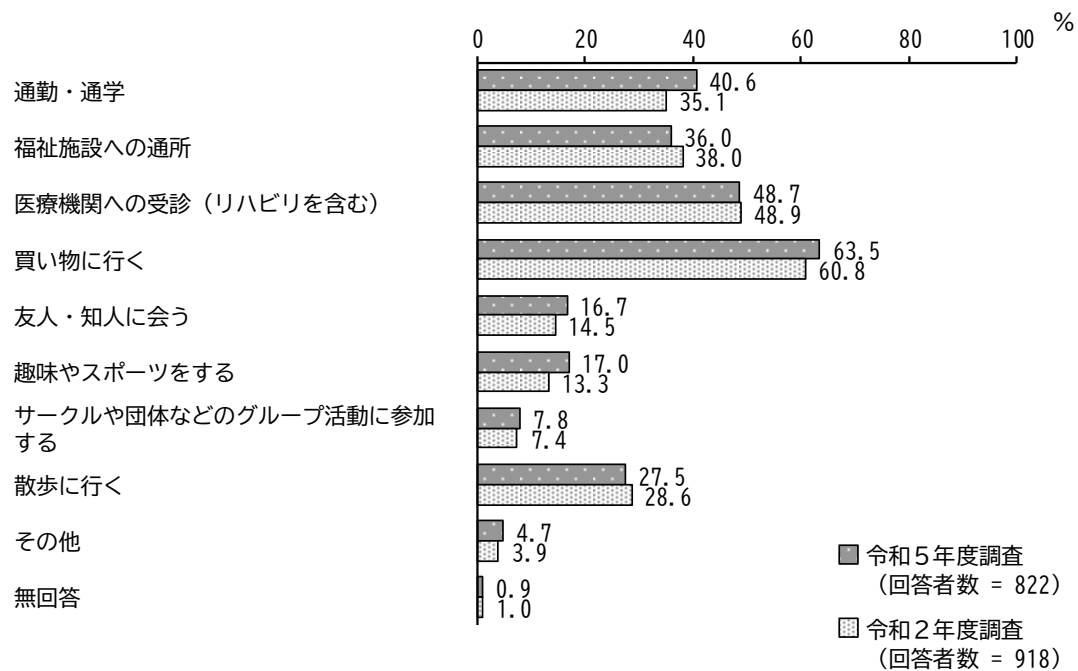
障害種別にみると、発達障害で「父母・祖父母」の割合が高くなっています。

単位：％

区分	回答者数 (件)	父母・祖父母	兄弟	夫または妻	子ども	親せき	ガイドヘルパー	その他の人 (ボランティアなど)	一人で外出する	無回答
全 体	822	32.0	1.8	11.3	4.9	0.1	2.2	5.2	36.4	6.1
身体障害	291	13.1	1.7	23.7	10.7	0.3	3.1	4.5	36.4	6.5
知的障害	327	54.7	1.5	1.8	0.6	—	2.4	10.4	21.7	6.7
精神障害	158	20.9	1.9	7.0	2.5	—	3.2	1.3	59.5	3.8
発達障害	226	58.8	2.2	2.7	0.9	—	1.3	3.1	25.7	5.3
難病	54	33.3	—	25.9	5.6	—	5.6	—	18.5	11.1
高次脳機能障害	20	15.0	5.0	20.0	5.0	—	—	10.0	40.0	5.0
強度行動障害	116	53.4	0.9	5.2	4.3	—	3.4	13.8	12.1	6.9

問 24 あなたは、どのような目的で外出することが多いですか。
(あてはまるものすべてに○)

「買い物に行く」の割合が 63.5%と最も高く、次いで「医療機関への受診（リハビリを含む）」の割合が 48.7%、「通勤・通学」の割合が 40.6%となっています。
令和2年度調査と比較すると、「通勤・通学」の割合が増加しています。



【障害種別】

障害種別にみると、発達障害で「通勤・通学」の割合が高くなっています。

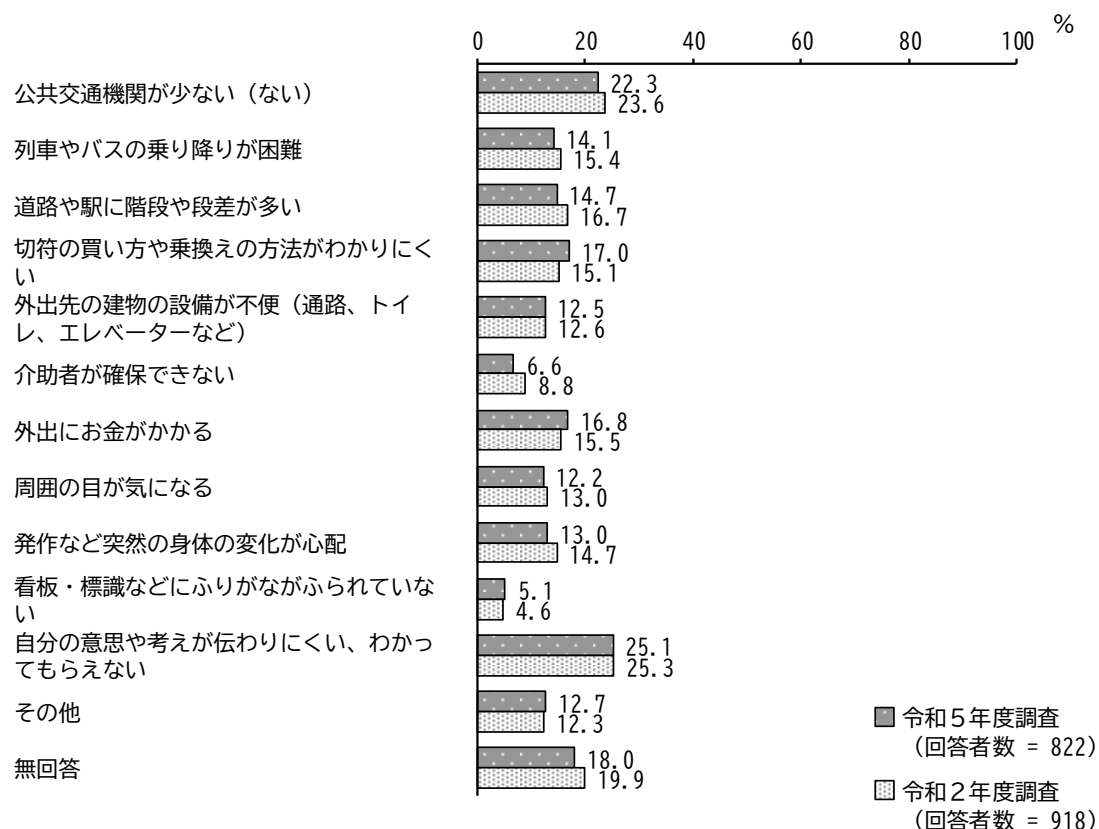
単位：％

区分	回答者数(件)	通勤・通学	福祉施設への通所	医療機関への受診（リハビリを含む）	買い物に行く	友人・知人に会う	趣味やスポーツをする	サークルや団体などのグループ活動に参加する	散歩に行く	その他	無回答
全 体	822	40.6	36.0	48.7	63.5	16.7	17.0	7.8	27.5	4.7	0.9
身体障害	291	22.7	21.3	64.9	63.6	15.5	14.4	10.0	26.1	5.8	1.7
知的障害	327	49.2	53.5	37.6	58.4	10.4	12.8	9.2	31.5	4.9	—
精神障害	158	36.1	37.3	56.3	65.2	19.0	17.7	1.9	22.2	3.8	0.6
発達障害	226	72.6	49.1	34.1	62.4	19.5	18.1	6.2	28.3	5.3	0.4
難病	54	27.8	42.6	68.5	63.0	5.6	7.4	3.7	31.5	3.7	1.9
高次脳機能障害	20	35.0	35.0	50.0	70.0	30.0	25.0	15.0	15.0	10.0	5.0
強度行動障害	116	36.2	55.2	43.1	56.9	9.5	14.7	5.2	37.9	5.2	0.9

問 25 外出する際に困ることは何ですか。(あてはまるものすべてに○)

「自分の意思や考えが伝わりにくい、わかってもらえない」の割合が25.1%と最も高く、次いで「公共交通機関が少ない(ない)」の割合が22.3%、「切符の買い方や乗換えの方法がわかりにくい」の割合が17.0%となっています。

令和2年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



【障害種別】

障害種別にみると、強度行動障害で「自分の意思や考えが伝わりにくい、わかってもらえない」の割合が高くなっています。

単位：％

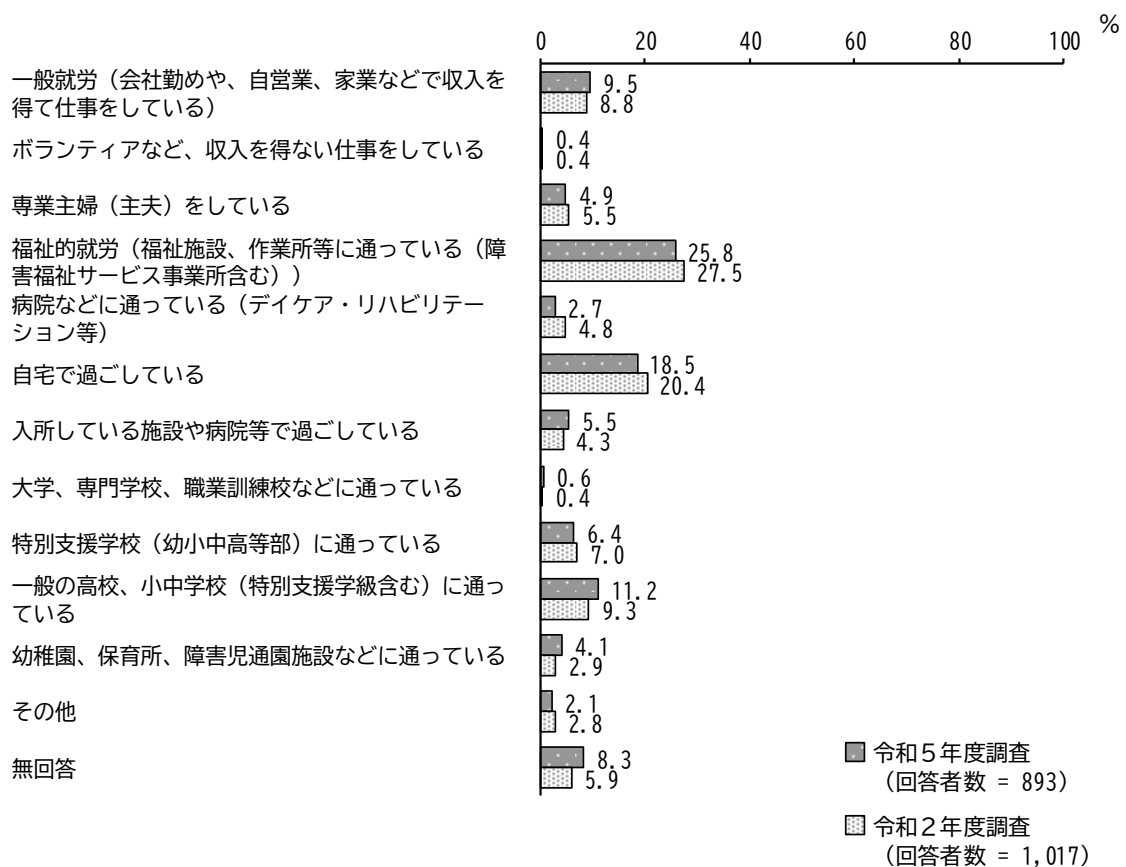
区分	回答者数（件）	公共交通機関が少ない（ない）	列車やバスの乗り降りが困難	道路や駅に階段や段差が多い	切符の買い方や乗換えの方法がわかりにくい	外出先の建物の設備が不便（通路、トイレ、エレベーターなど）	介助者が確保できない
全 体	822	22.3	14.1	14.7	17.0	12.5	6.6
身体障害	291	27.5	21.0	29.6	7.6	23.0	7.9
知的障害	327	17.7	16.5	11.6	31.2	12.5	10.7
精神障害	158	31.6	7.6	10.1	15.2	8.2	6.3
発達障害	226	14.6	11.1	4.9	23.9	7.5	5.8
難病	54	16.7	27.8	35.2	5.6	22.2	9.3
高次脳機能障害	20	30.0	30.0	35.0	10.0	25.0	－
強度行動障害	116	14.7	15.5	12.9	27.6	17.2	19.8

区分	外出にお金がかかる	周囲の目が気になる	発作など突然の身体の変化が心配	看板・標識などにふりがながふられていない	自分の意思や考えが伝わりにくい、わかってもらえない	その他	無回答
全 体	16.8	12.2	13.0	5.1	25.1	12.7	18.0
身体障害	11.7	6.2	18.2	2.4	11.0	13.1	18.6
知的障害	18.3	15.6	12.5	9.2	43.1	13.1	12.2
精神障害	27.8	20.9	24.1	2.5	20.3	9.5	14.6
発達障害	22.1	23.9	9.3	7.5	42.5	12.8	17.3
難病	20.4	9.3	22.2	5.6	20.4	11.1	13.0
高次脳機能障害	15.0	5.0	15.0	5.0	35.0	15.0	10.0
強度行動障害	18.1	23.3	19.0	7.8	50.0	13.8	11.2

問 26 あなたは、平日の日中を主にどのように過ごしていますか。(○は1つだけ)

「福祉的就労(福祉施設、作業所等に通っている(障害福祉サービス事業所含む))」の割合が 25.8%と最も高く、次いで「自宅で過ごしている」の割合が 18.5%、「一般の高校、小中学校(特別支援学級含む)に通っている」の割合が 11.2%となっています。

令和2年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



【障害種別】

障害種別にみると、発達障害で「一般の高校、小中学校（特別支援学級含む）に通っている」の割合が高くなっています。

単位：％

区分	回答者数（件）	一般就労（会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている）	ボランティアなど、収入を得ない仕事をしている	専業主婦（主夫）をしている	福祉的就労（福祉施設、作業所等に通っている（障害福祉サービス事業所含む））	病院などに通っている（デイケア・リハビリテーション等）	自宅で過ごしている
全 体	893	9.5	0.4	4.9	25.8	2.7	18.5
身体障害	330	12.7	0.9	9.7	13.6	5.5	33.6
知的障害	346	6.1	—	0.3	36.1	0.9	5.8
精神障害	171	11.1	0.6	4.1	45.6	2.3	16.4
発達障害	230	5.2	—	0.4	18.7	—	4.8
難病	57	8.8	—	10.5	19.3	5.3	26.3
高次脳機能障害	27	18.5	—	3.7	22.2	—	22.2
強度行動障害	129	—	—	3.1	31.8	0.8	8.5

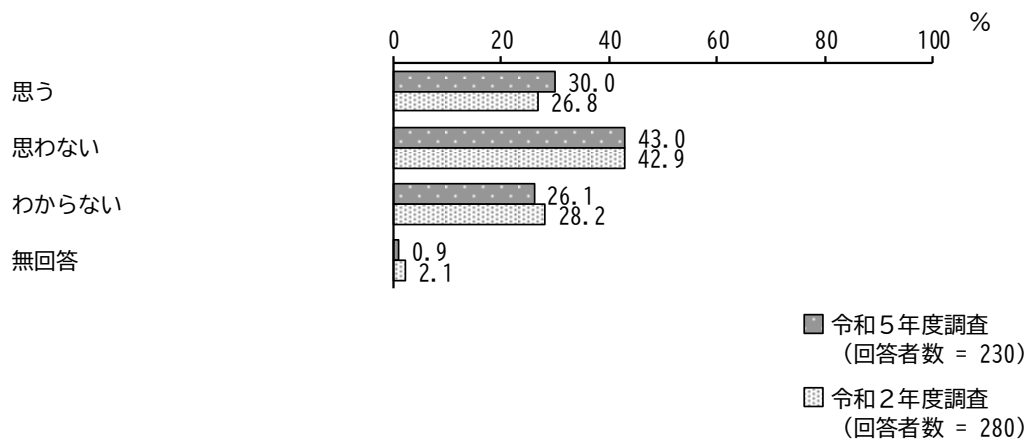
区分	入所している施設や病院等で過ごしている	大学、専門学校、職業訓練校などに通っている	特別支援学校（幼小中高等部）に通っている	一般の高校、小中学校（特別支援学級含む）に通っている	幼稚園、保育所、障害児通園施設などに通っている	その他	無回答
全 体	5.5	0.6	6.4	11.2	4.1	2.1	8.3
身体障害	5.5	0.3	2.7	0.9	0.3	3.3	10.9
知的障害	8.1	0.9	14.5	13.6	5.2	2.3	6.4
精神障害	5.3	0.6	2.3	2.9	1.2	2.9	4.7
発達障害	1.3	0.9	13.9	34.3	13.0	0.4	7.0
難病	3.5	—	8.8	5.3	3.5	1.8	7.0
高次脳機能障害	11.1	—	3.7	3.7	—	7.4	7.4
強度行動障害	12.4	—	14.0	10.9	3.1	3.9	11.6

【問 26 で、「4. 福祉的就労」と答えた方にお聞きします。】

問 27 あなたは、一般就労（一般企業などでの雇用契約に基づいた就労）をしたいと思いますか。（○は1 つだけ）

「思わない」の割合が 43.0%と最も高く、次いで「思う」の割合が 30.0%、「わからない」の割合が 26.1%となっています。

令和2年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



【障害種別】

障害種別にみると、精神障害で「思う」の割合が高くなっています。

単位：％

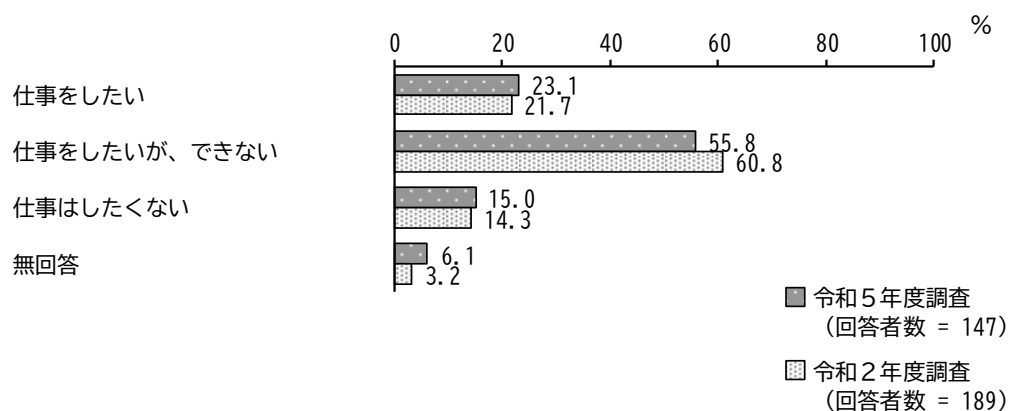
区分	回答者数 (件)	思う	思わない	わからない	無回答
全 体	230	30.0	43.0	26.1	0.9
身体障害	45	26.7	44.4	24.4	4.4
知的障害	125	17.6	55.2	26.4	0.8
精神障害	78	43.6	29.5	26.9	—
発達障害	43	30.2	34.9	34.9	—
難病	11	9.1	54.5	27.3	9.1
高次脳機能障害	6	16.7	33.3	50.0	—
強度行動障害	41	4.9	56.1	36.6	2.4

【問 27 で、「2. 思わない」「3. わからない」と答えた 18～64 歳の方にお聞きします。】

問 28 あなたは今後、収入を得る仕事をしたいと思いますか。(○は1つだけ)

「仕事をしたいが、できない」の割合が 55.8%と最も高く、次いで「仕事をしたい」の割合が 23.1%、「仕事はしたくない」の割合が 15.0%となっています。

令和2年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



【障害種別】

障害種別にみると、強度行動障害で「仕事をしたいが、できない」の割合が高くなっています。

単位：％

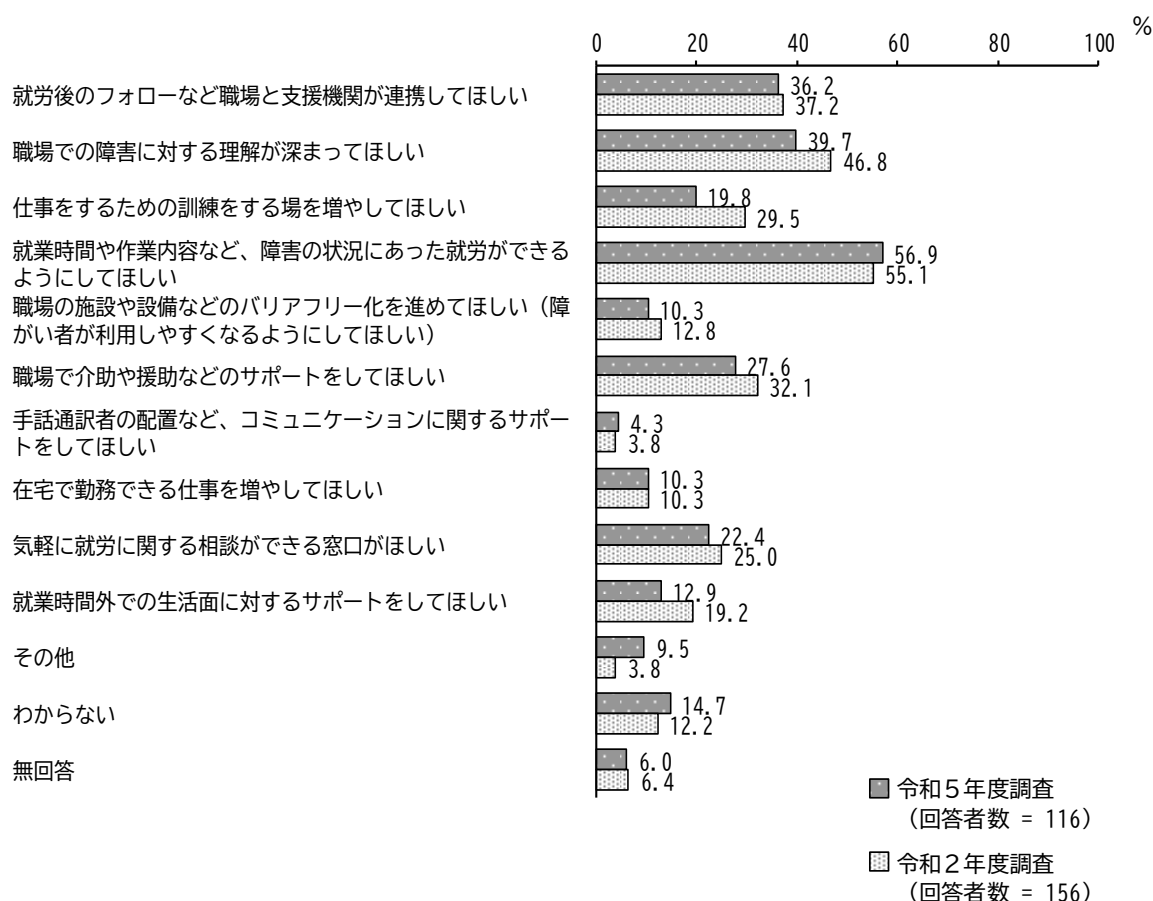
区分	回答者数(件)	仕事をしたい	仕事をしたいが、できない	仕事はしたくない	無回答
全 体	147	23.1	55.8	15.0	6.1
身体障害	27	11.1	66.7	11.1	11.1
知的障害	98	20.4	57.1	16.3	6.1
精神障害	41	26.8	56.1	12.2	4.9
発達障害	29	37.9	44.8	13.8	3.4
難病	8	12.5	62.5	25.0	—
高次脳機能障害	4	25.0	75.0	—	—
強度行動障害	33	9.1	72.7	15.2	3.0

【問 28 で、「1. 仕事をしたい」「2. 仕事をしたいが、できない」と答えた方にお聞きします。】

問 29 あなたは、就労について、どのようなことを望みますか。
(あてはまるものすべてに○)

「就業時間や作業内容など、障害の状況にあった就労ができるようにしてほしい」の割合が 56.9%と最も高く、次いで「職場での障害に対する理解が深まってほしい」の割合が 39.7%、「就労後のフォローなど職場と支援機関が連携してほしい」の割合が 36.2%となっています。

令和2年度調査と比較すると、「職場での障害に対する理解が深まってほしい」「仕事をするための訓練をする場を増やしてほしい」「就業時間外での生活面に対するサポートをしてほしい」の割合が減少しています。



【障害種別】

障害種別にみると、身体障害で「職場の施設や設備などのバリアフリー化を進めてほしい（障がい者が利用しやすくなるようにしてほしい）」の割合が高くなっています。

単位：％

区分	回答者数（件）	就労後のフォローなど職場と支援機関が連携してほしい	職場での障害に対する理解が深まってほしい	仕事をするための訓練をする場を増やしてほしい	就業時間や作業内容など、障害の状況にあった就労ができるようにしてほしい	職場の施設や設備などのバリアフリー化を進めてほしい（障がい者が利用しやすくなるようにしてほしい）	職場で介助や援助などのサポートをしてほしい
全 体	116	36.2	39.7	19.8	56.9	10.3	27.6
身体障害	21	38.1	38.1	14.3	42.9	28.6	28.6
知的障害	76	34.2	40.8	23.7	56.6	10.5	35.5
精神障害	34	29.4	41.2	14.7	58.8	2.9	17.6
発達障害	24	54.2	45.8	16.7	66.7	4.2	33.3
難病	6	33.3	50.0	－	66.7	－	16.7
高次脳機能障害	4	25.0	－	－	25.0	25.0	－
強度行動障害	27	22.2	29.6	18.5	40.7	7.4	40.7

区分	手話通訳者の配置など、コミュニケーションに関するサポートをしてほしい	在宅で勤務できる仕事を増やしてほしい	気軽に就労に関する相談ができる窓口がほしい	就業時間外での生活面に対するサポートをしてほしい	その他	わからない	無回答
全 体	4.3	10.3	22.4	12.9	9.5	14.7	6.0
身体障害	4.8	14.3	28.6	19.0	9.5	19.0	9.5
知的障害	6.6	3.9	15.8	11.8	10.5	17.1	5.3
精神障害	－	20.6	29.4	14.7	8.8	11.8	2.9
発達障害	12.5	8.3	20.8	8.3	－	12.5	8.3
難病	－	16.7	－	－	－	16.7	－
高次脳機能障害	－	－	25.0	25.0	25.0	50.0	25.0
強度行動障害	3.7	3.7	11.1	11.1	11.1	14.8	11.1

【一般就労の意向別】

一般就労の意向別にみると、思わないで「就業時間や作業内容など、障害の状況にあった就労ができるようにしてほしい」の割合が高くなっています。

単位：％

区分	回答者数（件）	就労後のフォローなど職場と支援機関が連携してほしい	職場での障害に対する理解が深まってほしい	仕事をするための訓練をする場を増やしてほしい	就業時間や作業内容など、障害の状況にあった就労ができるようにしてほしい	職場の施設や設備などのバリアフリー化を進めてほしい（障がい者が利用しやすいくなるようにしてほしい）	職場で介助や援助などのサポートをしてほしい
全 体	116	36.2	39.7	19.8	56.9	10.3	27.6
思う	—	—	—	—	—	—	—
思わない	69	36.2	44.9	21.7	62.3	11.6	29.0
わからない	47	36.2	31.9	17.0	48.9	8.5	25.5

区分	手話通訳者の配置など、コミュニケーションに関するサポートをしてほしい	在宅で勤務できる仕事を増やしてほしい	気軽に就労に関する相談ができる窓口がほしい	就業時間外での生活面に対するサポートをしてほしい	その他	わからない	無回答
全 体	4.3	10.3	22.4	12.9	9.5	14.7	6.0
思う	—	—	—	—	—	—	—
思わない	2.9	8.7	23.2	13.0	8.7	13.0	5.8
わからない	6.4	12.8	21.3	12.8	10.6	17.0	6.4

【収入希望別】

収入希望別にみると、仕事をしたいで「就労後のフォローなど職場と支援機関が連携してほしい」の割合が高くなっています。

単位：％

区分	回答者数（件）	就労後のフォローなど職場と支援機関が連携してほしい	職場での障害に対する理解が深まってほしい	仕事をするための訓練をする場を増やしてほしい	就業時間や作業内容など、障害の状況にあった就労ができるようにしてほしい	職場の施設や設備などのバリアフリー化を進めてほしい（障がい者が利用しやすいようになるようにしてほしい）	職場で介助や援助などのサポートをしてほしい
全 体	116	36.2	39.7	19.8	56.9	10.3	27.6
仕事をしたい	34	58.8	38.2	26.5	61.8	14.7	29.4
仕事をしたいが、できない	82	26.8	40.2	17.1	54.9	8.5	26.8
仕事はしたくない	－	－	－	－	－	－	－

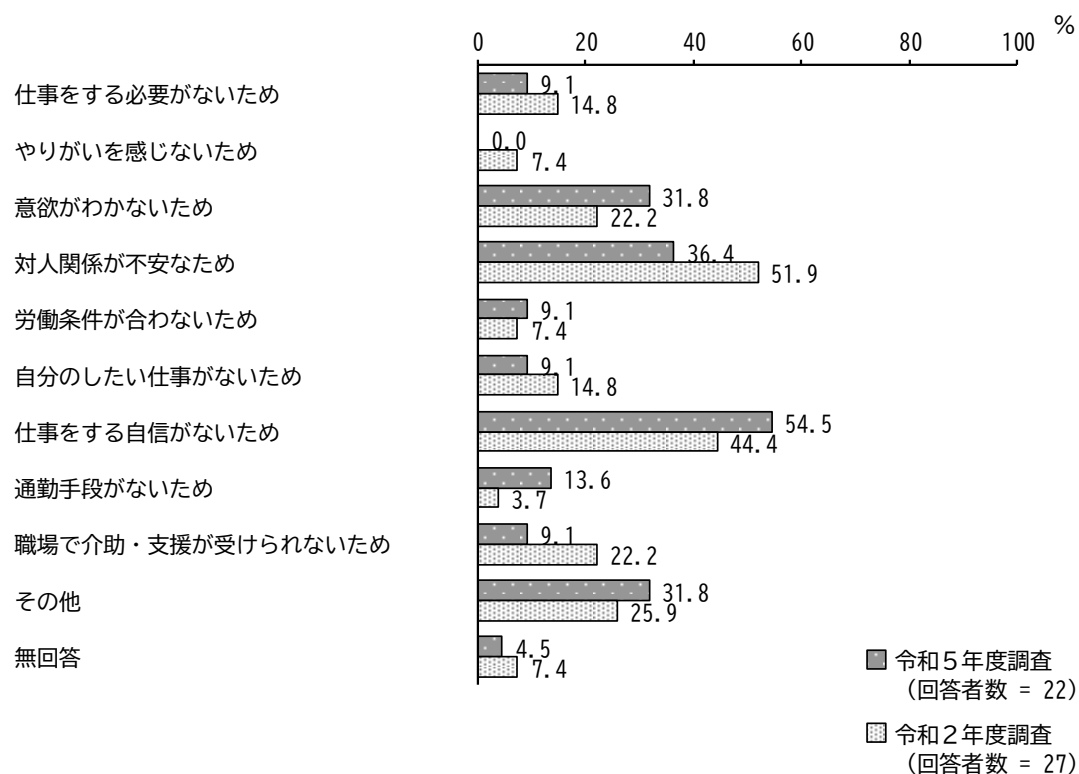
区分	手話通訳者の配置など、コミュニケーションに関するサポートをしてほしい	在宅で勤務できる仕事を増やしてほしい	気軽に就労に関する相談ができる窓口がほしい	就業時間外での生活面に対するサポートをしてほしい	その他	わからない	無回答
全 体	4.3	10.3	22.4	12.9	9.5	14.7	6.0
仕事をしたい	5.9	11.8	32.4	14.7	8.8	5.9	5.9
仕事をしたいが、できない	3.7	9.8	18.3	12.2	9.8	18.3	6.1
仕事はしたくない	－	－	－	－	－	－	－

【問 28 で、「3. 仕事はしたくない」と答えた方にお聞きします。】

問 30 あなたが仕事をしたくない主な理由を教えてください。
(あてはまるものすべてに○)

「仕事をする自信がないため」の割合が 54.5%と最も高く、次いで「対人関係が不安なため」の割合が 36.4%、「意欲がわからないため」の割合が 31.8%となっています。

令和2年度調査と比較すると、「意欲がわからないため」「仕事をする自信がないため」「通勤手段がないため」の割合が増加しています。一方、「仕事をする必要がないため」「やりがいを感じないため」「対人関係が不安なため」「自分のしたい仕事がないため」「職場で介助・支援が受けられないため」の割合が減少しています。



【障害種別】

障害種別にみると、大きな差はみられません。

単位：％

区分	回答者数 (件)	仕事を する必要が ないため	やりがい を感じない ため	意欲がわ かないため	対人関係 が不安な ため	労働条件 が合わない ため	自分のし たい仕事 がないため	仕事を する自信 がないため	通勤手 段がない ため	職場で 介助・支 援が受け られない ため	その他	無回 答
全 体	22	9.1	－	31.8	36.4	9.1	9.1	54.5	13.6	9.1	31.8	4.5
身体障害	3	－	－	33.3	33.3	33.3	－	33.3	33.3	33.3	33.3	－
知的障害	16	6.3	－	31.3	25.0	6.3	6.3	50.0	12.5	6.3	37.5	－
精神障害	5	20.0	－	40.0	80.0	－	－	80.0	40.0	40.0	20.0	－
発達障害	4	－	－	50.0	25.0	25.0	25.0	75.0	25.0	－	25.0	25.0
難病	2	－	－	－	－	50.0	－	－	－	－	50.0	－
高次脳機能障害	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
強度行動障害	5	－	－	20.0	20.0	－	－	40.0	20.0	－	60.0	－

(5) 障害福祉サービス等の利用について

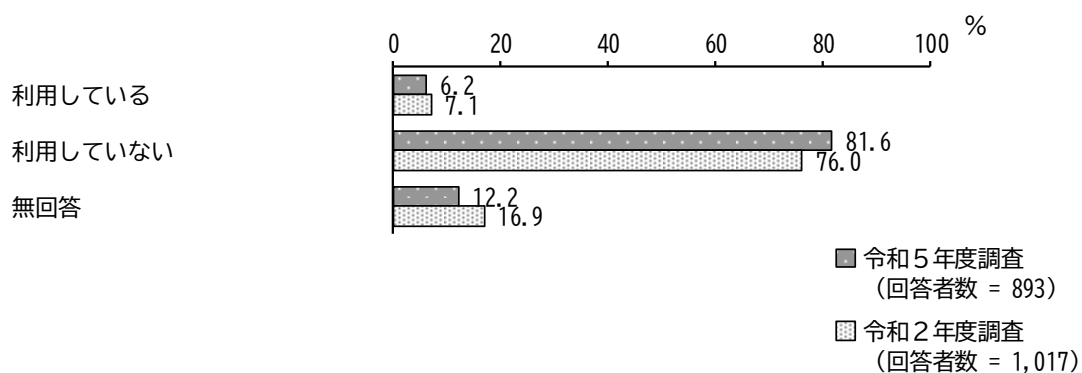
問 31 あなたは次のサービス等を利用していますか。また、今後利用したいと考えますか。(①から⑩のそれぞれについて、「現在利用しているか」と「今後利用したいか」の両方を回答(番号に○)してください)

現在利用しているか

①居宅介護(ホームヘルプ)

「利用している」の割合が 6.2%、「利用していない」の割合が 81.6%となっています。

令和2年度調査と比較すると、「利用していない」の割合が増加しています。



【障害種別】

障害種別にみると、発達障害で「利用していない」の割合が高くなっています。

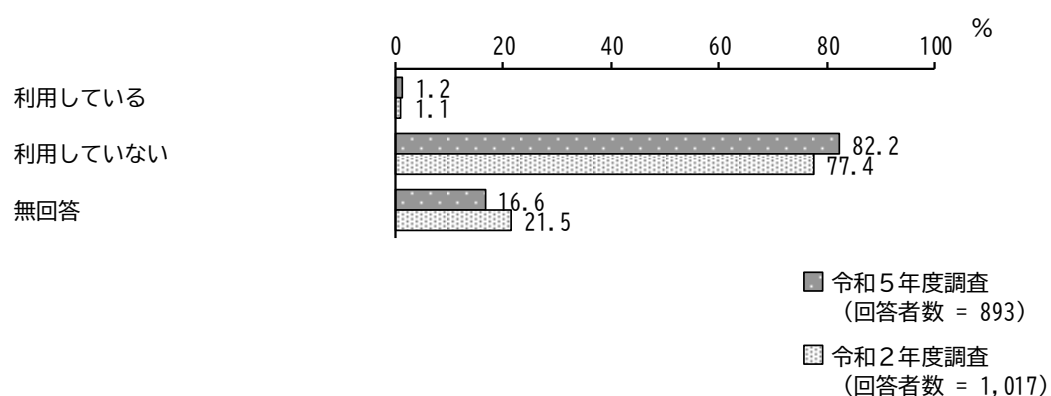
単位：％

区分	回答者数 (件)	利用 している	利用 していない	無 回 答
全 体	893	6.2	81.6	12.2
身体障害	330	9.1	76.7	14.2
知的障害	346	7.5	82.4	10.1
精神障害	171	7.0	81.3	11.7
発達障害	230	3.0	93.0	3.9
難病	57	12.3	78.9	8.8
高次脳機能障害	27	29.6	63.0	7.4
強度行動障害	129	6.2	82.9	10.9

②重度訪問介護

「利用している」の割合が 1.2%、「利用していない」の割合が 82.2%となっています。

令和 2 年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



【障害種別】

障害種別にみると、発達障害で「利用していない」の割合が高くなっています。

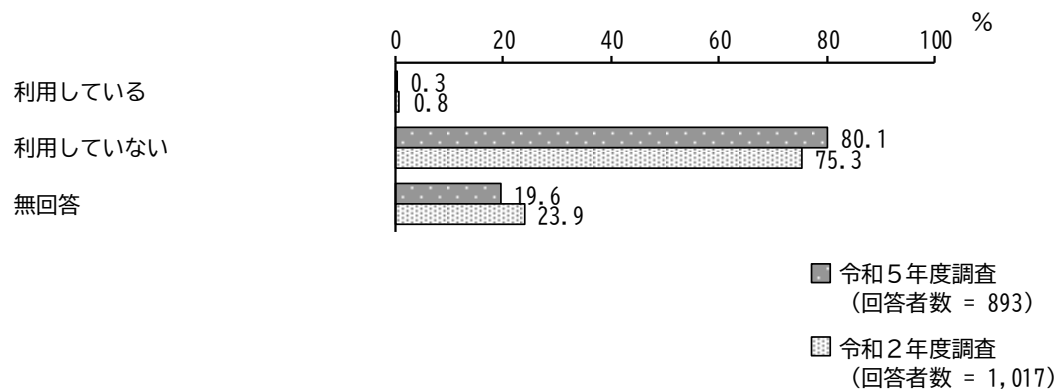
単位：％

区分	回答者数 (件)	利用 している	利用 していない	無 回 答
全 体	893	1.2	82.2	16.6
身体障害	330	2.7	77.0	20.3
知的障害	346	1.4	84.4	14.2
精神障害	171	0.6	83.6	15.8
発達障害	230	0.4	93.5	6.1
難病	57	5.3	82.5	12.3
高次脳機能障害	27	3.7	70.4	25.9
強度行動障害	129	1.6	82.2	16.3

③同行援護

「利用している」の割合が 0.3%、「利用していない」の割合が 80.1%となっています。

令和2年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



【障害種別】

障害種別にみると、発達障害で「利用していない」の割合が高くなっています。

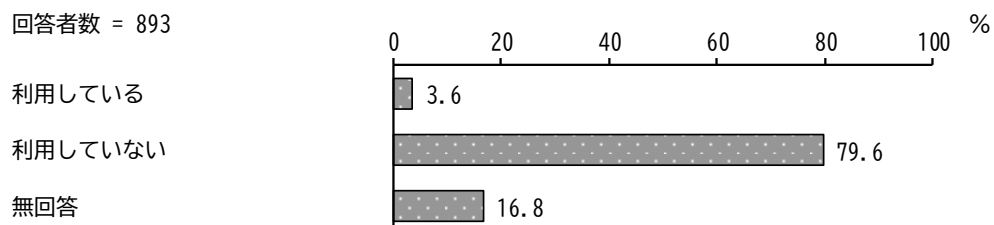
単位：％

区分	回答者数 (件)	利用 している	利用 していない	無 回 答
全 体	893	0.3	80.1	19.6
身体障害	330	0.3	74.5	25.2
知的障害	346	0.3	81.8	17.9
精神障害	171	－	81.3	18.7
発達障害	230	－	94.3	5.7
難病	57	－	80.7	19.3
高次脳機能障害	27	3.7	63.0	33.3
強度行動障害	129	1.6	76.7	21.7

④行動援護

「利用している」の割合が 3.6%、「利用していない」の割合が 79.6%となっています。

回答者数 = 893



【障害種別】

障害種別にみると、発達障害で「利用していない」の割合が高くなっています。

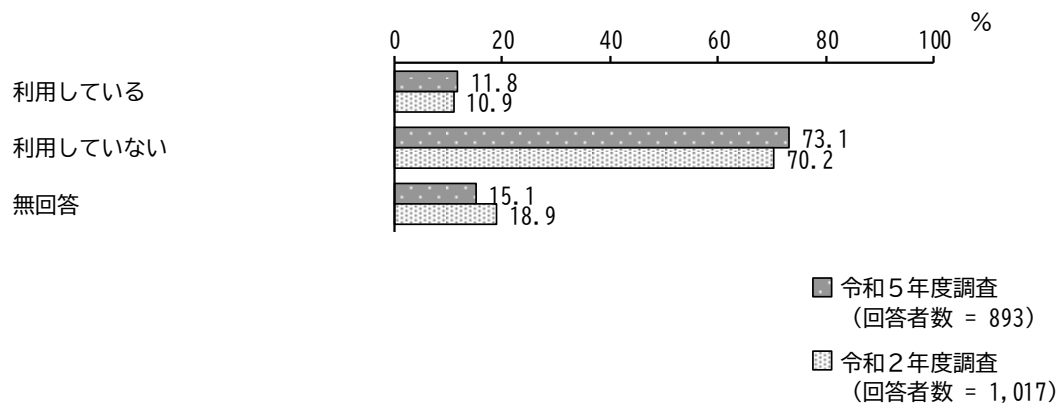
単位：％

区分	回答者数 (件)	利用 している	利用 していない	無 回答
全 体	893	3.6	79.6	16.8
身体障害	330	2.4	73.3	24.2
知的障害	346	7.5	81.2	11.3
精神障害	171	2.9	81.9	15.2
発達障害	230	2.6	92.6	4.8
難病	57	1.8	80.7	17.5
高次脳機能障害	27	7.4	63.0	29.6
強度行動障害	129	8.5	79.1	12.4

⑥生活介護

「利用している」の割合が11.8%、「利用していない」の割合が73.1%となっています。

令和2年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



【障害種別】

障害種別にみると、強度行動障害で「利用している」の割合が高くなっています。

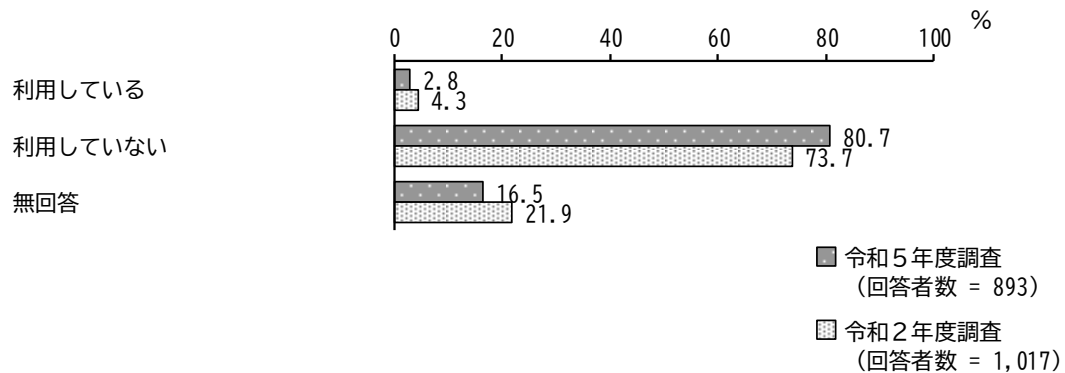
単位：％

区分	回答者数 (件)	利用 している	利用 していない	無 回 答
全 体	893	11.8	73.1	15.1
身体障害	330	14.2	66.4	19.4
知的障害	346	22.0	66.8	11.3
精神障害	171	8.2	77.2	14.6
発達障害	230	5.7	89.1	5.2
難病	57	21.1	68.4	10.5
高次脳機能障害	27	14.8	59.3	25.9
強度行動障害	129	30.2	55.8	14.0

⑦自立訓練(機能訓練)

「利用している」の割合が 2.8%、「利用していない」の割合が 80.7%となっています。

令和2年度調査と比較すると、「利用していない」の割合が増加しています。



【障害種別】

障害種別にみると、発達障害で「利用していない」の割合が高くなっています。

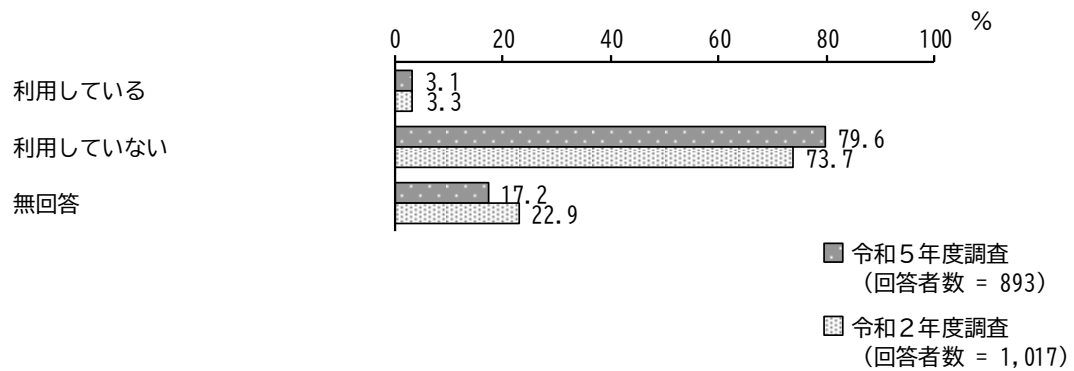
単位：％

区分	回答者数 (件)	利用 している	利用 していない	無 回答
全 体	893	2.8	80.7	16.5
身体障害	330	3.3	77.3	19.4
知的障害	346	1.4	83.2	15.3
精神障害	171	4.7	79.5	15.8
発達障害	230	1.3	93.0	5.7
難病	57	5.3	86.0	8.8
高次脳機能障害	27	14.8	63.0	22.2
強度行動障害	129	0.8	81.4	17.8

⑧自立訓練(生活訓練)

「利用している」の割合が 3.1%、「利用していない」の割合が 79.6%となっています。

令和2年度調査と比較すると、「利用していない」の割合が増加しています。



【障害種別】

障害種別にみると、発達障害で「利用していない」の割合が高くなっています。

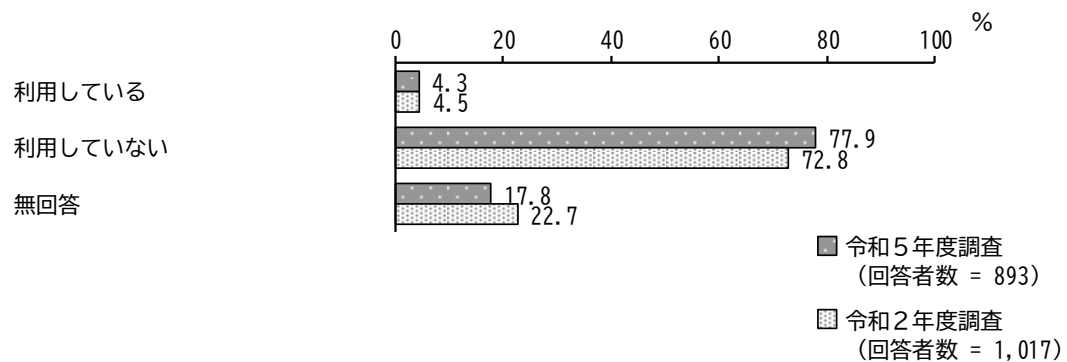
単位：％

区分	回答者数 (件)	利用 している	利用 していない	無 回答
全 体	893	3.1	79.6	17.2
身体障害	330	1.8	75.5	22.7
知的障害	346	3.2	82.7	14.2
精神障害	171	7.0	77.2	15.8
発達障害	230	2.6	90.9	6.5
難病	57	7.0	78.9	14.0
高次脳機能障害	27	3.7	66.7	29.6
強度行動障害	129	1.6	81.4	17.1

⑨就労移行支援

「利用している」の割合が 4.3%、「利用していない」の割合が 77.9%となっています。

令和2年度調査と比較すると、「利用していない」の割合が増加しています。



【障害種別】

障害種別にみると、発達障害で「利用していない」の割合が高くなっています。

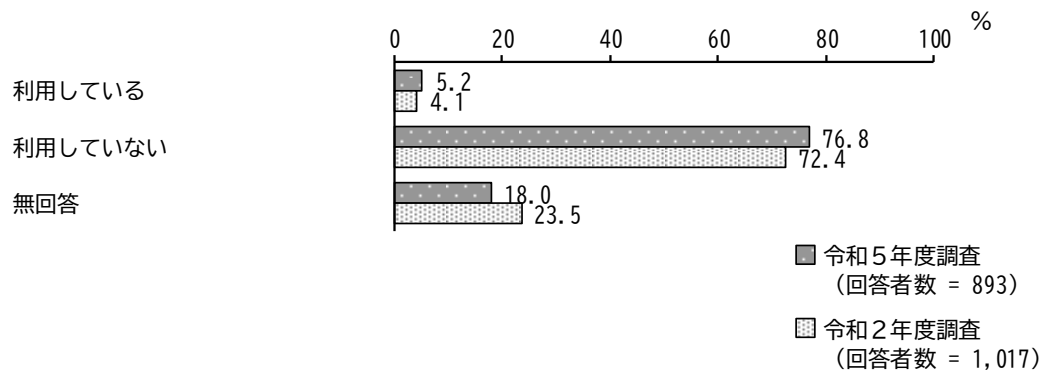
単位：％

区分	回答者数 (件)	利用 している	利用 していない	無 回 答
全 体	893	4.3	77.9	17.8
身体障害	330	1.8	75.5	22.7
知的障害	346	3.8	80.3	15.9
精神障害	171	8.8	77.2	14.0
発達障害	230	4.3	89.1	6.5
難病	57	5.3	82.5	12.3
高次脳機能障害	27	7.4	63.0	29.6
強度行動障害	129	3.1	79.1	17.8

⑩就労継続支援(A型)

「利用している」の割合が 5.2%、「利用していない」の割合が 76.8%となっています。

令和2年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



【障害種別】

障害種別にみると、発達障害で「利用していない」の割合が高くなっています。

単位：％

区分	回答者数 (件)	利用 している	利用 していない	無 回答
全 体	893	5.2	76.8	18.0
身体障害	330	3.0	74.2	22.7
知的障害	346	4.3	79.8	15.9
精神障害	171	14.6	70.8	14.6
発達障害	230	3.0	89.6	7.4
難病	57	5.3	82.5	12.3
高次脳機能障害	27	—	66.7	33.3
強度行動障害	129	3.1	76.7	20.2

⑪就労継続支援(B型)

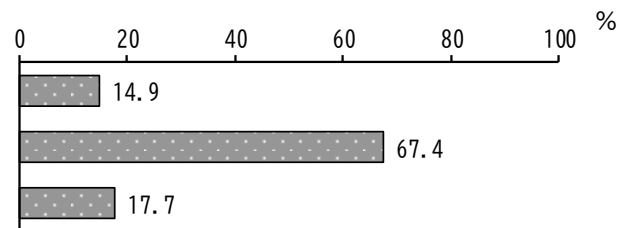
「利用している」の割合が14.9%、「利用していない」の割合が67.4%となっています。

回答者数 = 893

利用している

利用していない

無回答



【障害種別】

障害種別にみると、発達障害で「利用していない」の割合が高くなっています。

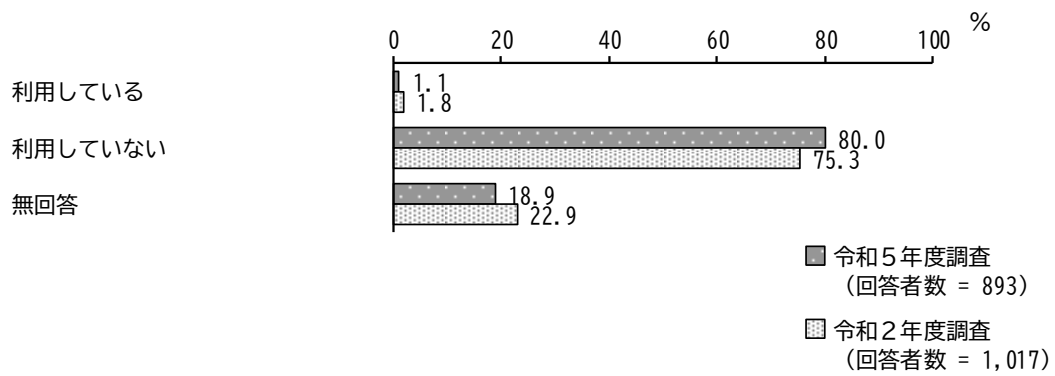
単位：%

区分	回答者数 (件)	利用 している	利用 していない	無 回 答
全 体	893	14.9	67.4	17.7
身体障害	330	5.8	70.0	24.2
知的障害	346	19.1	67.3	13.6
精神障害	171	29.2	53.8	17.0
発達障害	230	11.7	83.0	5.2
難病	57	3.5	78.9	17.5
高次脳機能障害	27	22.2	48.1	29.6
強度行動障害	129	10.9	72.1	17.1

⑫療養介護

「利用している」の割合が 1.1%、「利用していない」の割合が 80.0%となっています。

令和2年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



【障害種別】

障害種別にみると、発達障害で「利用していない」の割合が高くなっています。

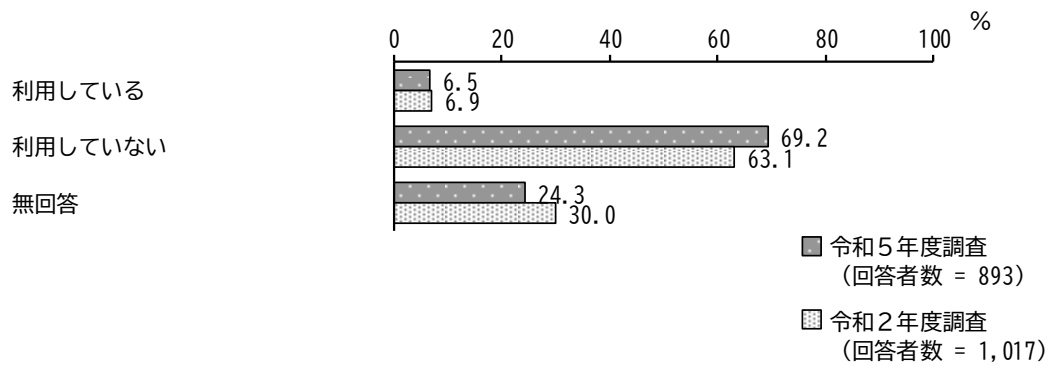
単位：％

区分	回答者数 (件)	利用 している	利用 していない	無 回 答
全 体	893	1.1	80.0	18.9
身体障害	330	1.5	75.2	23.3
知的障害	346	0.9	82.7	16.5
精神障害	171	1.2	81.3	17.5
発達障害	230	—	93.5	6.5
難病	57	1.8	84.2	14.0
高次脳機能障害	27	3.7	63.0	33.3
強度行動障害	129	1.6	79.1	19.4

⑭福祉型短期入所(福祉型ショートステイ)

「利用している」の割合が 6.5%、「利用していない」の割合が 69.2%となっています。

令和2年度調査と比較すると、「利用していない」の割合が増加しています。



【障害種別】

障害種別にみると、発達障害で「利用していない」の割合が高くなっています。

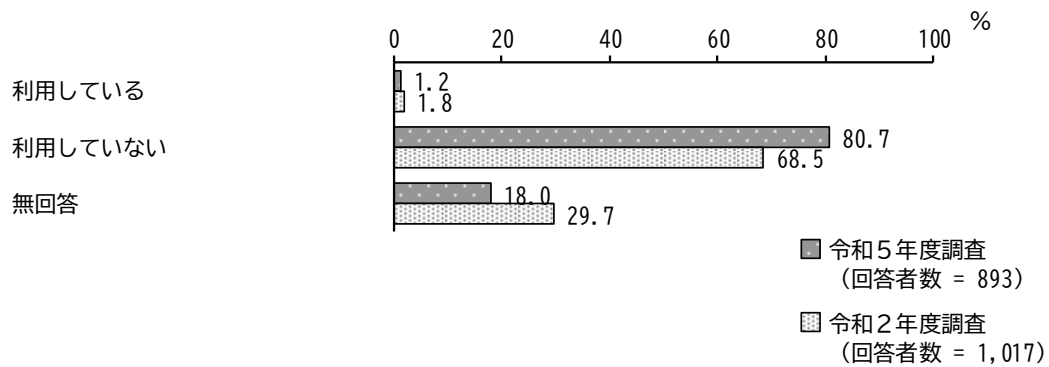
単位：％

区分	回答者数 (件)	利用 している	利用 していない	無 回 答
全 体	893	6.5	69.2	24.3
身体障害	330	7.0	63.9	29.1
知的障害	346	14.2	66.2	19.7
精神障害	171	3.5	70.8	25.7
発達障害	230	4.8	79.6	15.7
難病	57	12.3	68.4	19.3
高次脳機能障害	27	3.7	63.0	33.3
強度行動障害	129	13.2	68.2	18.6

⑮医療型短期入所(医療型ショートステイ)

「利用している」の割合が 1.2%、「利用していない」の割合が 80.7%となっています。

令和2年度調査と比較すると、「利用していない」の割合が増加しています。



【障害種別】

障害種別にみると、発達障害で「利用していない」の割合が高くなっています。

単位：％

区分	回答者数 (件)	利用 している	利用 していない	無 回答
全 体	893	1.2	80.7	18.0
身体障害	330	2.1	75.5	22.4
知的障害	346	2.6	82.9	14.5
精神障害	171	0.6	80.7	18.7
発達障害	230	－	93.9	6.1
難病	57	7.0	75.4	17.5
高次脳機能障害	27	－	70.4	29.6
強度行動障害	129	1.6	82.9	15.5

⑩就労定着支援

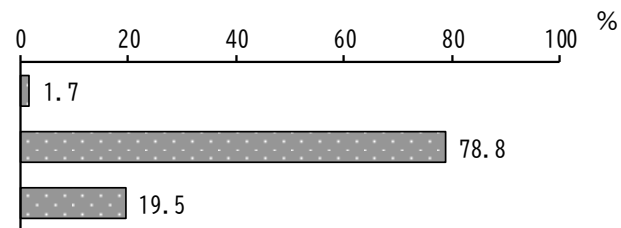
「利用している」の割合が 1.7%、「利用していない」の割合が 78.8%となっています。

回答者数 = 893

利用している

利用していない

無回答



【障害種別】

障害種別にみると、発達障害で「利用していない」の割合が高くなっています。

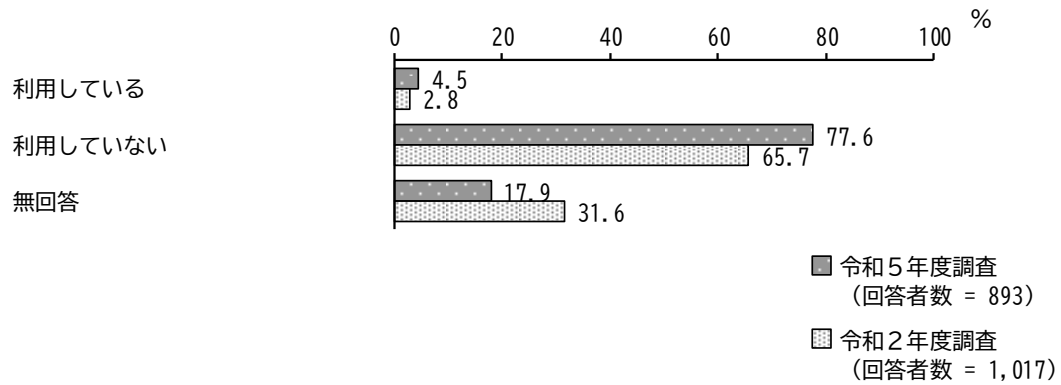
単位：%

区分	回答者数 (件)	利用 している	利用 していない	無 回 答
全 体	893	1.7	78.8	19.5
身体障害	330	0.6	74.5	24.8
知的障害	346	0.9	83.5	15.6
精神障害	171	3.5	76.6	19.9
発達障害	230	1.7	91.3	7.0
難病	57	1.8	78.9	19.3
高次脳機能障害	27	3.7	63.0	33.3
強度行動障害	129	1.6	79.8	18.6

⑰共同生活援助(グループホーム)

「利用している」の割合が 4.5%、「利用していない」の割合が 77.6%となっています。

令和2年度調査と比較すると、「利用していない」の割合が増加しています。



【障害種別】

障害種別にみると、発達障害で「利用していない」の割合が高くなっています。

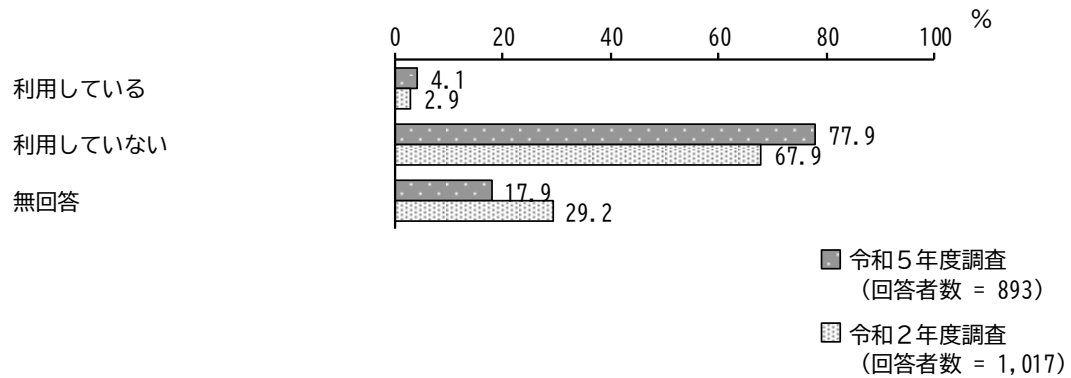
単位：％

区分	回答者数 (件)	利用 している	利用 していない	無 回 答
全 体	893	4.5	77.6	17.9
身体障害	330	2.1	74.5	23.3
知的障害	346	6.6	79.5	13.9
精神障害	171	7.6	74.9	17.5
発達障害	230	1.3	92.6	6.1
難病	57	3.5	75.4	21.1
高次脳機能障害	27	7.4	59.3	33.3
強度行動障害	129	3.1	80.6	16.3

⑱施設入所支援

「利用している」の割合が 4.1%、「利用していない」の割合が 77.9%となっています。

令和2年度調査と比較すると、「利用していない」の割合が増加しています。



【障害種別】

障害種別にみると、発達障害で「利用していない」の割合が高くなっています。

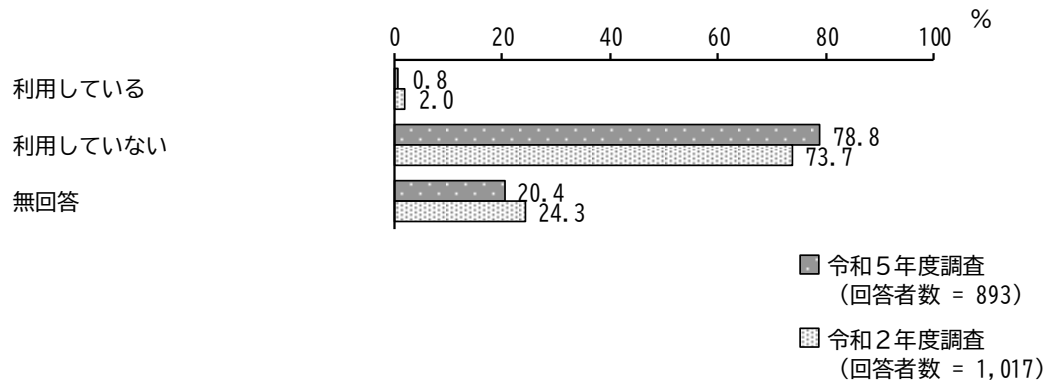
単位：％

区分	回答者数 (件)	利用 している	利用 していない	無 回 答
全 体	893	4.1	77.9	17.9
身体障害	330	3.0	73.9	23.0
知的障害	346	8.4	77.7	13.9
精神障害	171	2.3	80.1	17.5
発達障害	230	2.2	91.3	6.5
難病	57	3.5	73.7	22.8
高次脳機能障害	27	3.7	74.1	22.2
強度行動障害	129	14.7	69.0	16.3

⑨地域移行支援

「利用している」の割合が 0.8%、「利用していない」の割合が 78.8%となっています。

令和2年度調査と比較すると、「利用していない」の割合が増加しています。



【障害種別】

障害種別にみると、発達障害で「利用していない」の割合が高くなっています。

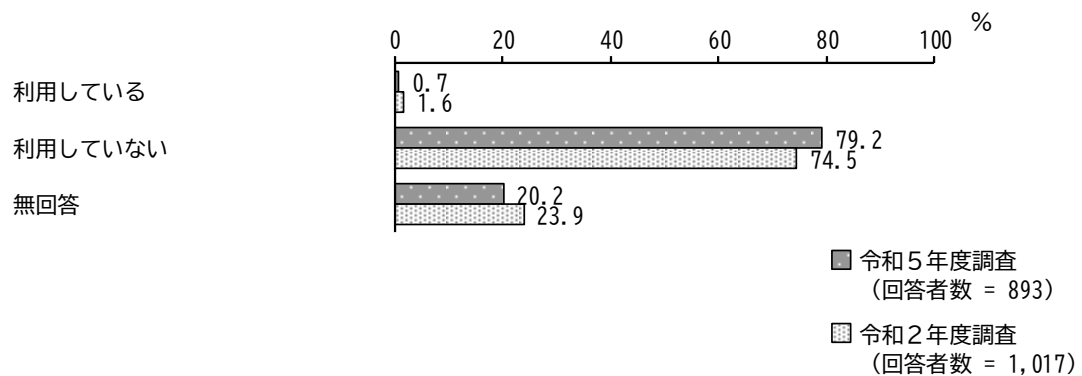
単位：％

区分	回答者数 (件)	利用 している	利用 していない	無 回 答
全 体	893	0.8	78.8	20.4
身体障害	330	0.3	73.9	25.8
知的障害	346	—	82.4	17.6
精神障害	171	2.3	78.9	18.7
発達障害	230	—	92.2	7.8
難病	57	—	77.2	22.8
高次脳機能障害	27	7.4	59.3	33.3
強度行動障害	129	1.6	78.3	20.2

⑩地域定着支援

「利用している」の割合が 0.7%、「利用していない」の割合が 79.2%となっています。

令和2年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



【障害種別】

障害種別にみると、発達障害で「利用していない」の割合が高くなっています。

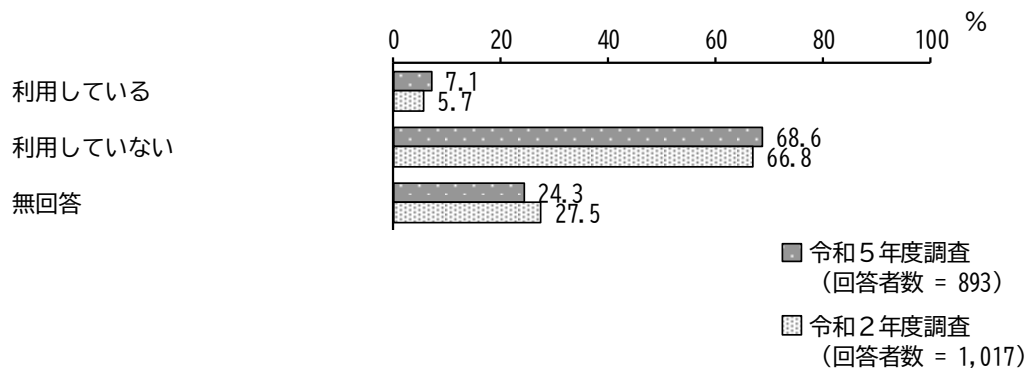
単位：％

区分	回答者数 (件)	利用 している	利用 していない	無 回 答
全 体	893	0.7	79.2	20.2
身体障害	330	0.6	73.9	25.5
知的障害	346	0.6	82.4	17.1
精神障害	171	1.2	78.4	20.5
発達障害	230	0.4	92.2	7.4
難病	57	1.8	75.4	22.8
高次脳機能障害	27	—	66.7	33.3
強度行動障害	129	1.6	78.3	20.2

②児童発達支援

「利用している」の割合が 7.1%、「利用していない」の割合が 68.6%となっています。

令和2年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



【障害種別】

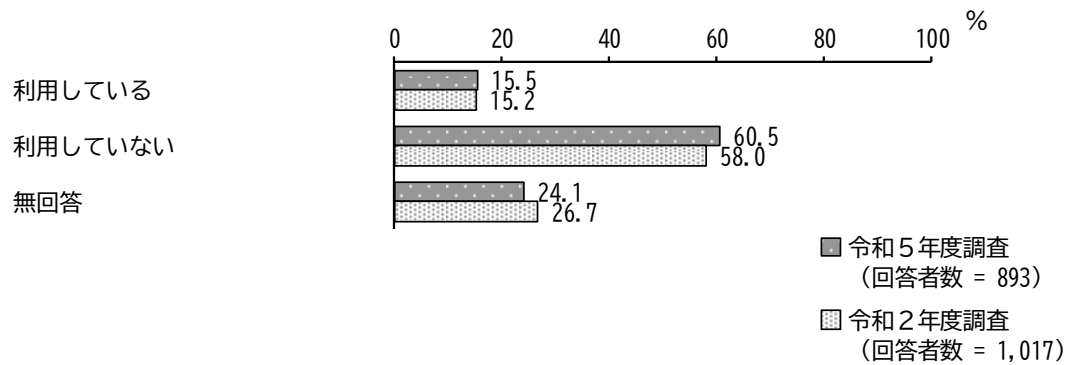
障害種別にみると、精神障害で「利用していない」の割合が高くなっています。

単位：％

区分	回答者数 (件)	利用 している	利用 していない	無 回 答
全 体	893	7.1	68.6	24.3
身体障害	330	2.1	64.5	33.3
知的障害	346	10.7	69.9	19.4
精神障害	171	4.1	75.4	20.5
発達障害	230	19.6	72.2	8.3
難病	57	14.0	61.4	24.6
高次脳機能障害	27	—	44.4	55.6
強度行動障害	129	8.5	64.3	27.1

②放課後等デイサービス

「利用している」の割合が15.5%、「利用していない」の割合が60.5%となっています。



【障害種別】

障害種別にみると、発達障害で「利用している」の割合が高くなっています。

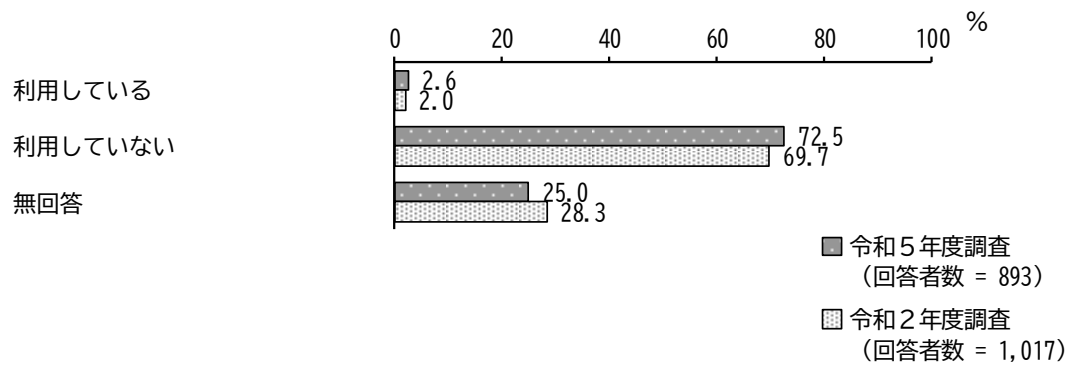
単位：％

区分	回答者数 (件)	利用 している	利用 していない	無 回答
全 体	893	15.5	60.5	24.1
身体障害	330	2.7	63.6	33.6
知的障害	346	24.9	56.6	18.5
精神障害	171	4.7	74.3	21.1
発達障害	230	43.5	49.6	7.0
難病	57	14.0	57.9	28.1
高次脳機能障害	27	7.4	37.0	55.6
強度行動障害	129	23.3	50.4	26.4

③保育所等訪問支援

「利用している」の割合が 2.6%、「利用していない」の割合が 72.5%となっています。

令和2年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



【障害種別】

障害種別にみると、発達障害で「利用していない」の割合が高くなっています。

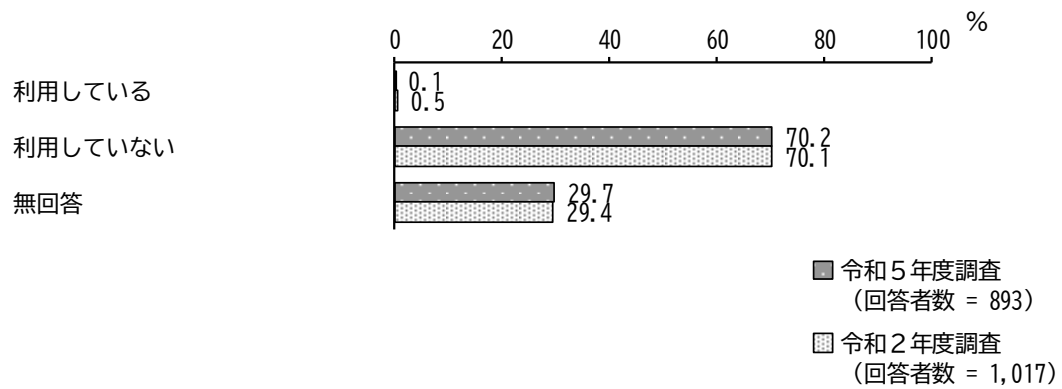
単位：％

区分	回答者数 (件)	利用 している	利用 していない	無 回 答
全 体	893	2.6	72.5	25.0
身体障害	330	—	66.1	33.9
知的障害	346	2.9	76.9	20.2
精神障害	171	1.2	77.8	21.1
発達障害	230	7.8	83.5	8.7
難病	57	1.8	68.4	29.8
高次脳機能障害	27	—	44.4	55.6
強度行動障害	129	0.8	70.5	28.7

⑤居宅訪問型児童発達支援

「利用している」の割合が 0.1%、「利用していない」の割合が 70.2%となっています。

令和２年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



【障害種別】

障害種別にみると、発達障害で「利用していない」の割合が高くなっています。

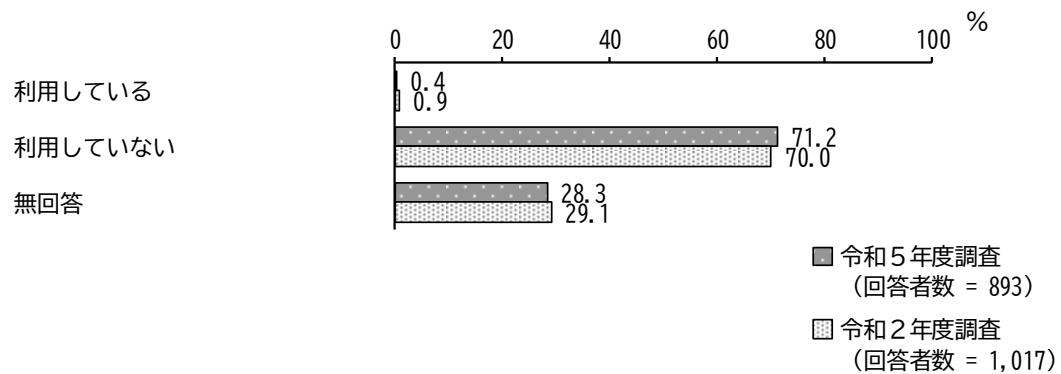
単位：％

区分	回答者数 (件)	利用 している	利用 していない	無 回 答
全 体	893	0.1	70.2	29.7
身体障害	330	—	63.3	36.7
知的障害	346	0.3	72.8	26.9
精神障害	171	—	72.5	27.5
発達障害	230	—	86.1	13.9
難病	57	1.8	64.9	33.3
高次脳機能障害	27	—	44.4	55.6

②福祉型障害児入所施設

「利用している」の割合が 0.4%、「利用していない」の割合が 71.2%となっています。

令和2年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



【障害種別】

障害種別にみると、発達障害で「利用していない」の割合が高くなっています。

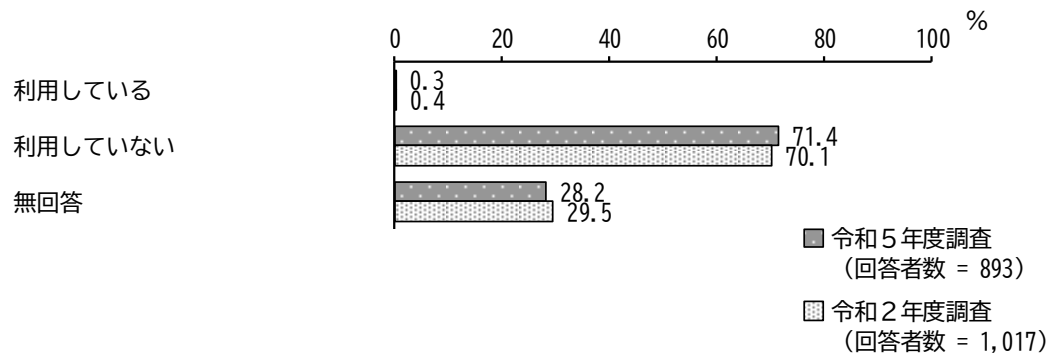
単位：％

区分	回答者数 (件)	利用 している	利用 していない	無 回答
全 体	893	0.4	71.2	28.3
身体障害	330	—	63.9	36.1
知的障害	346	0.6	74.9	24.6
精神障害	171	1.2	73.7	25.1
発達障害	230	0.9	87.4	11.7
難病	57	1.8	64.9	33.3
高次脳機能障害	27	—	44.4	55.6
強度行動障害	129	—	65.9	34.1

㊦医療型障害児入所施設

「利用している」の割合が 0.3%、「利用していない」の割合が 71.4%となっています。

令和2年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



【障害種別】

障害種別にみると、発達障害で「利用していない」の割合が高くなっています。

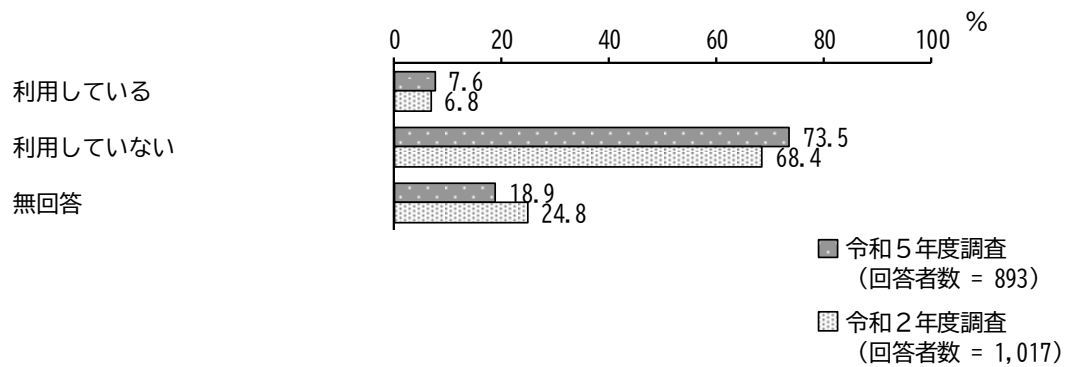
単位：％

区分	回答者数 (件)	利用 している	利用 していない	無 回 答
全 体	893	0.3	71.4	28.2
身体障害	330	—	63.9	36.1
知的障害	346	0.3	75.4	24.3
精神障害	171	0.6	74.3	25.1
発達障害	230	0.4	88.3	11.3
難病	57	1.8	66.7	31.6
高次脳機能障害	27	—	44.4	55.6
強度行動障害	129	—	66.7	33.3

㊸移動支援

「利用している」の割合が 7.6%、「利用していない」の割合が 73.5%となっています。

令和 2 年度調査と比較すると、「利用していない」の割合が増加しています。



【障害種別】

障害種別にみると、発達障害で「利用していない」の割合が高くなっています。

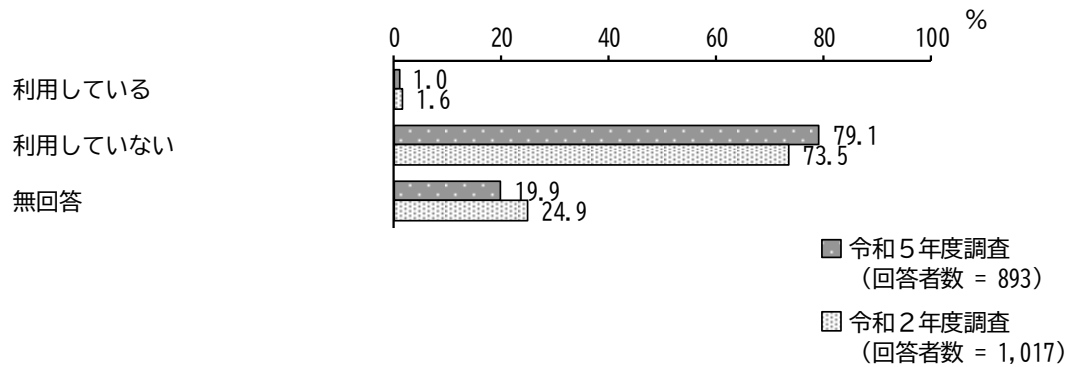
単位：％

区分	回答者数 (件)	利用 している	利用 していない	無 回 答
全 体	893	7.6	73.5	18.9
身体障害	330	6.1	68.8	25.2
知的障害	346	14.2	72.0	13.9
精神障害	171	5.3	78.4	16.4
発達障害	230	6.5	87.4	6.1
難病	57	15.8	64.9	19.3
高次脳機能障害	27	7.4	59.3	33.3
強度行動障害	129	14.0	70.5	15.5

㊹訪問入浴サービス

「利用している」の割合が 1.0%、「利用していない」の割合が 79.1%となっています。

令和2年度調査と比較すると、「利用していない」の割合が増加しています。



【障害種別】

障害種別にみると、発達障害で「利用していない」の割合が高くなっています。

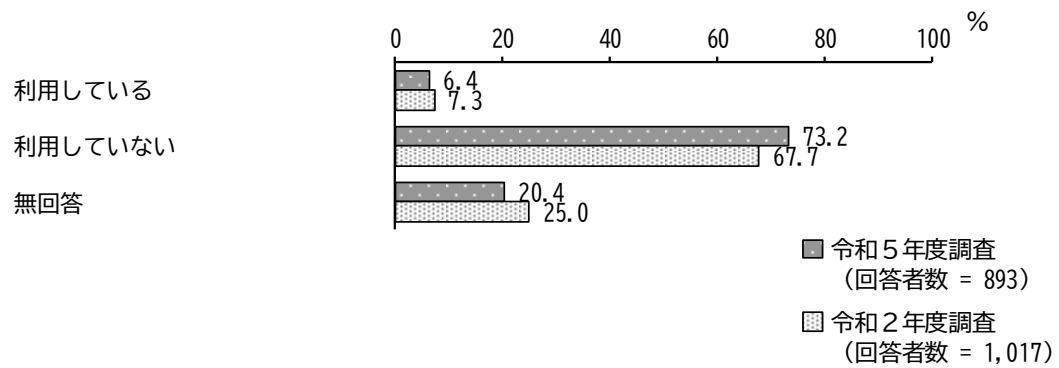
単位：％

区分	回答者数 (件)	利用 している	利用 していない	無 回 答
全 体	893	1.0	79.1	19.9
身体障害	330	1.8	74.2	23.9
知的障害	346	0.6	81.8	17.6
精神障害	171	1.2	81.3	17.5
発達障害	230	—	91.7	8.3
難病	57	5.3	75.4	19.3
高次脳機能障害	27	—	63.0	37.0
強度行動障害	129	0.8	79.8	19.4

③〇日中一時支援

「利用している」の割合が 6.4%、「利用していない」の割合が 73.2%となっています。

令和２年度調査と比較すると、「利用していない」の割合が増加しています。



【障害種別】

障害種別にみると、発達障害で「利用していない」の割合が高くなっています。

単位：％

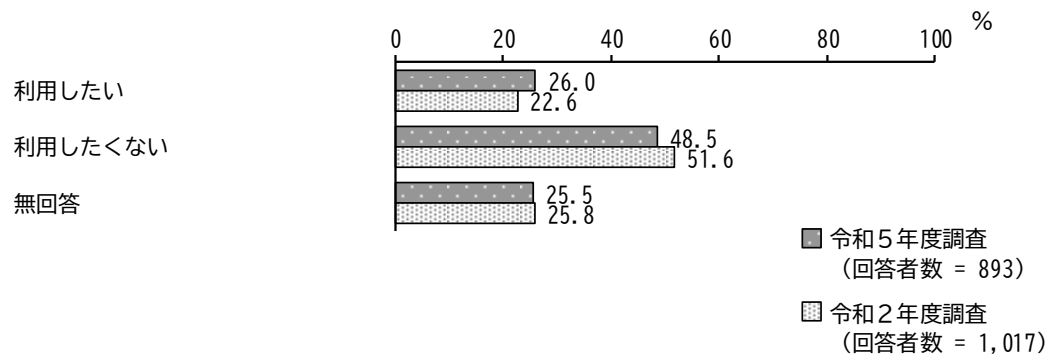
区分	回答者数 (件)	利用 している	利用 していない	無 回 答
全 体	893	6.4	73.2	20.4
身体障害	330	6.4	67.9	25.8
知的障害	346	15.0	68.5	16.5
精神障害	171	2.9	80.1	17.0
発達障害	230	8.3	84.3	7.4
難病	57	14.0	64.9	21.1
高次脳機能障害	27	－	66.7	33.3
強度行動障害	129	17.8	65.1	17.1

今後利用したいか

①居宅介護(ホームヘルプ)

「利用したい」の割合が26.0%、「利用したくない」の割合が48.5%となっています。

令和2年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



【障害種別】

障害種別にみると、発達障害で「利用したくない」の割合が高くなっています。

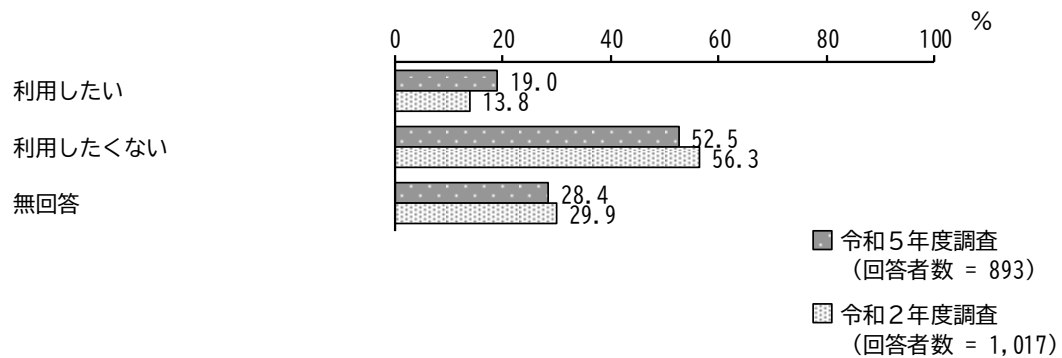
単位：％

区分	回答者数 (件)	利用 したい	利用 したくない	無 回 答
全 体	893	26.0	48.5	25.5
身体障害	330	39.1	33.6	27.3
知的障害	346	24.3	50.0	25.7
精神障害	171	24.6	51.5	24.0
発達障害	230	15.7	67.4	17.0
難病	57	42.1	35.1	22.8
高次脳機能障害	27	29.6	33.3	37.0
強度行動障害	129	21.7	52.7	25.6

②重度訪問介護

「利用したい」の割合が19.0%、「利用したくない」の割合が52.5%となっています。

令和2年度調査と比較すると、「利用したい」の割合が増加しています。



【障害種別】

障害種別にみると、発達障害で「利用したくない」の割合が高くなっています。

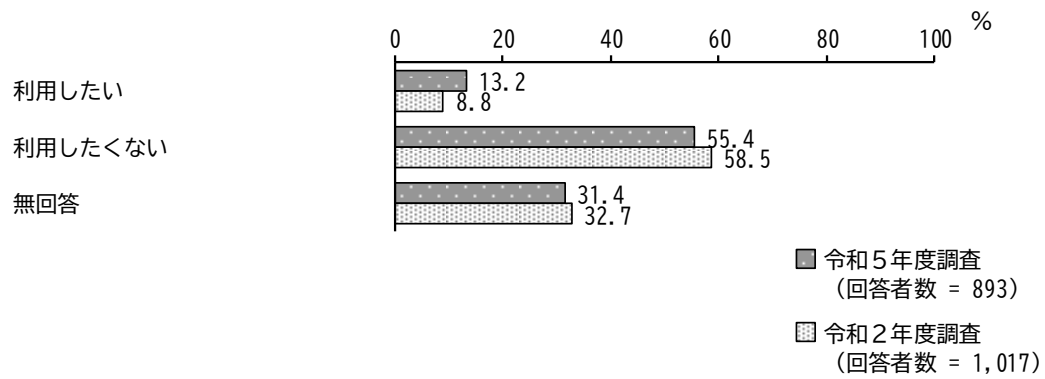
単位：％

区分	回答者数 (件)	利用 したい	利用 したくない	無 回答
全 体	893	19.0	52.5	28.4
身体障害	330	29.7	37.9	32.4
知的障害	346	17.1	55.5	27.5
精神障害	171	17.0	57.9	25.1
発達障害	230	10.9	71.3	17.8
難病	57	36.8	38.6	24.6
高次脳機能障害	27	22.2	40.7	37.0
強度行動障害	129	20.9	48.1	31.0

③同行援護

「利用したい」の割合が13.2%、「利用したくない」の割合が55.4%となっています。

令和2年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



【障害種別】

障害種別にみると、発達障害で「利用したくない」の割合が高くなっています。

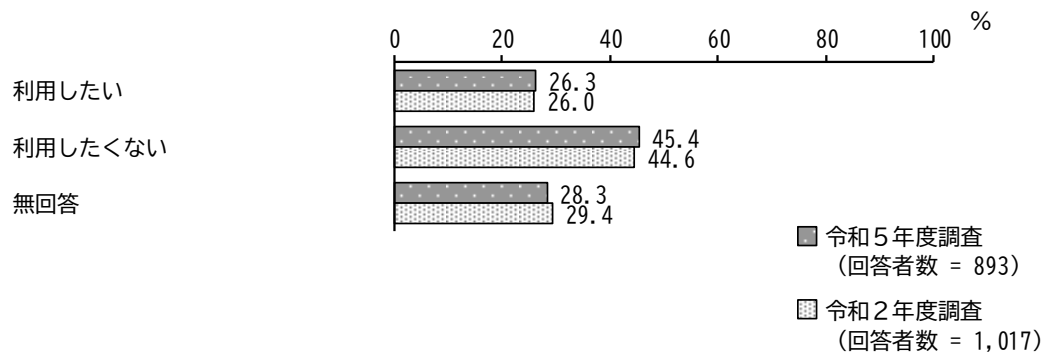
単位：％

区分	回答者数 (件)	利用 したい	利用 したくない	無 回答
全 体	893	13.2	55.4	31.4
身体障害	330	20.3	42.7	37.0
知的障害	346	8.7	60.7	30.6
精神障害	171	11.7	60.2	28.1
発達障害	230	7.8	74.3	17.8
難病	57	19.3	49.1	31.6
高次脳機能障害	27	18.5	40.7	40.7
強度行動障害	129	11.6	54.3	34.1

④行動援護

「利用したい」の割合が26.3%、「利用したくない」の割合が45.4%となっています。

令和2年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



【障害種別】

障害種別にみると、強度行動障害で「利用したい」の割合が高くなっています。

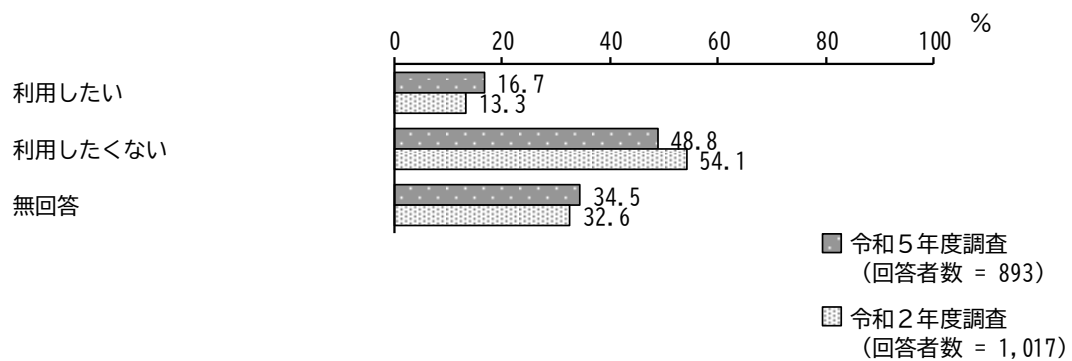
単位：％

区分	回答者数 (件)	利用 したい	利用 したくない	無 回答
全 体	893	26.3	45.4	28.3
身体障害	330	21.8	41.8	36.4
知的障害	346	39.3	38.7	22.0
精神障害	171	26.3	49.1	24.6
発達障害	230	30.9	55.7	13.5
難病	57	24.6	43.9	31.6
高次脳機能障害	27	25.9	37.0	37.0
強度行動障害	129	45.7	28.7	25.6

⑤重度障害者等包括支援

「利用したい」の割合が16.7%、「利用したくない」の割合が48.8%となっています。

令和2年度調査と比較すると、「利用したくない」の割合が減少しています。



【障害種別】

障害種別にみると、発達障害で「利用したくない」の割合が高くなっています。

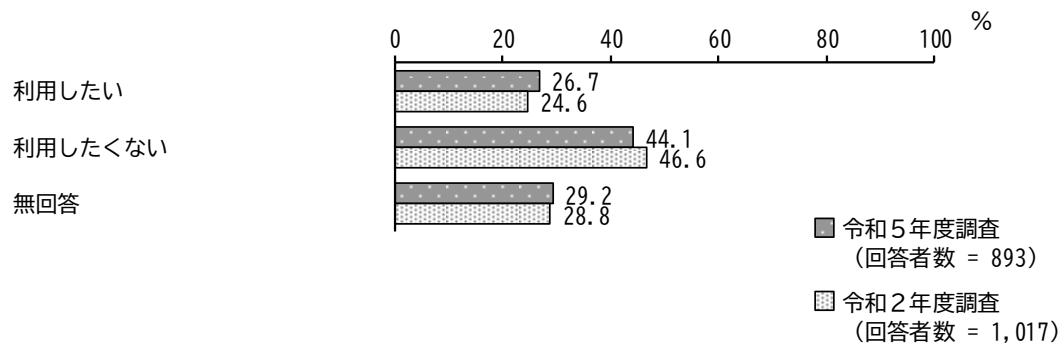
単位：％

区分	回答者数 (件)	利用 したい	利用 したくない	無 回 答
全 体	893	16.7	48.8	34.5
身体障害	330	24.5	36.4	39.1
知的障害	346	15.0	52.3	32.7
精神障害	171	14.6	53.2	32.2
発達障害	230	9.6	67.0	23.5
難病	57	29.8	40.4	29.8
高次脳機能障害	27	25.9	29.6	44.4
強度行動障害	129	17.1	45.0	38.0

⑥生活介護

「利用したい」の割合が26.7%、「利用したくない」の割合が44.1%となっています。

令和2年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



【障害種別】

障害種別にみると、難病で「利用したい」の割合が高くなっています。

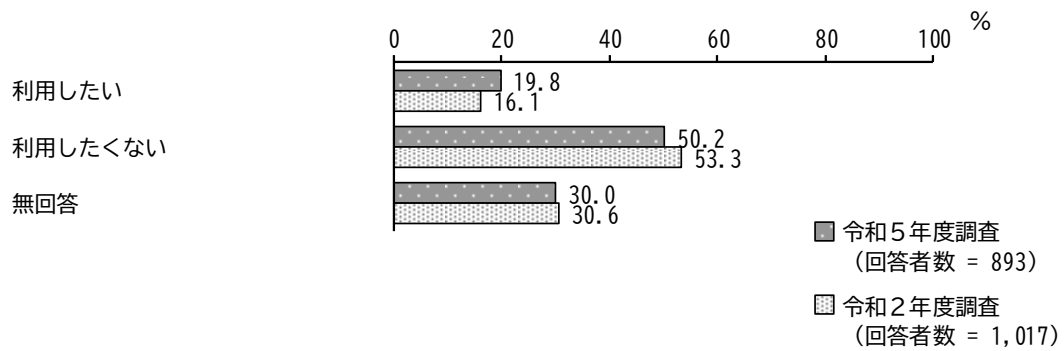
単位：％

区分	回答者数 (件)	利用 したい	利用 したくない	無 回 答
全 体	893	26.7	44.1	29.2
身体障害	330	35.8	31.5	32.7
知的障害	346	30.9	41.6	27.5
精神障害	171	21.6	52.0	26.3
発達障害	230	16.5	63.0	20.4
難病	57	45.6	24.6	29.8
高次脳機能障害	27	37.0	25.9	37.0
強度行動障害	129	38.8	28.7	32.6

⑦自立訓練(機能訓練)

「利用したい」の割合が19.8%、「利用したくない」の割合が50.2%となっています。

令和2年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



【障害種別】

障害種別にみると、発達障害で「利用したくない」の割合が高くなっています。

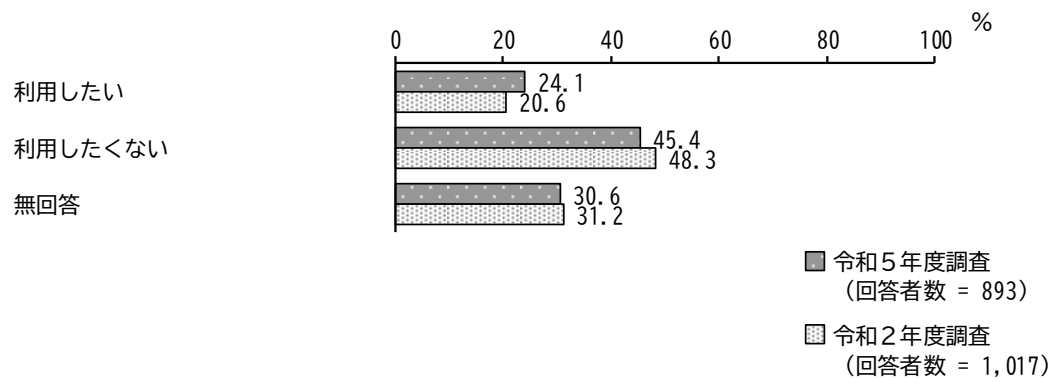
単位：％

区分	回答者数 (件)	利用 したい	利用 したくない	無 回 答
全 体	893	19.8	50.2	30.0
身体障害	330	30.0	37.3	32.7
知的障害	346	15.3	54.6	30.1
精神障害	171	19.3	54.4	26.3
発達障害	230	10.9	67.8	21.3
難病	57	26.3	45.6	28.1
高次脳機能障害	27	25.9	37.0	37.0
強度行動障害	129	19.4	45.7	34.9

⑧自立訓練(生活訓練)

「利用したい」の割合が24.1%、「利用したくない」の割合が45.4%となっています。

令和2年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



【障害種別】

障害種別にみると、強度行動障害で「利用したい」の割合が高くなっています。

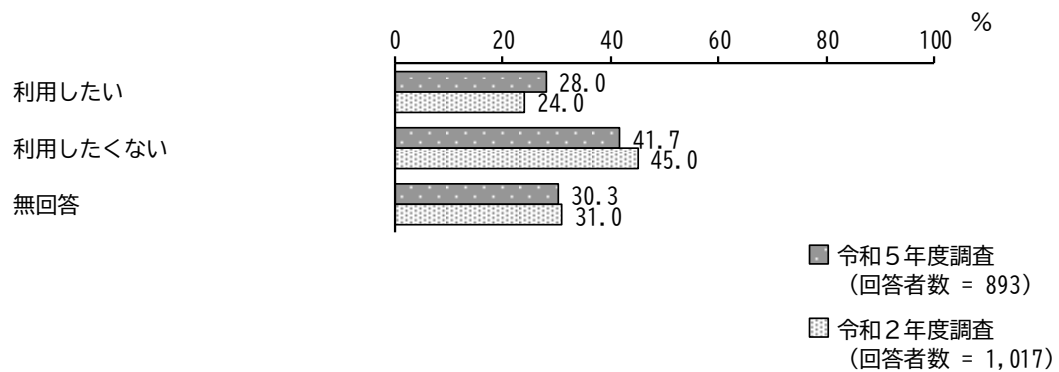
単位：％

区分	回答者数 (件)	利用 したい	利用 したくない	無 回 答
全 体	893	24.1	45.4	30.6
身体障害	330	21.2	42.4	36.4
知的障害	346	30.9	41.0	28.0
精神障害	171	26.9	45.6	27.5
発達障害	230	27.8	50.9	21.3
難病	57	24.6	43.9	31.6
高次脳機能障害	27	22.2	37.0	40.7
強度行動障害	129	34.9	32.6	32.6

⑨就労移行支援

「利用したい」の割合が28.0%、「利用したくない」の割合が41.7%となっています。

令和2年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



【障害種別】

障害種別にみると、発達障害で「利用したい」の割合が高くなっています。

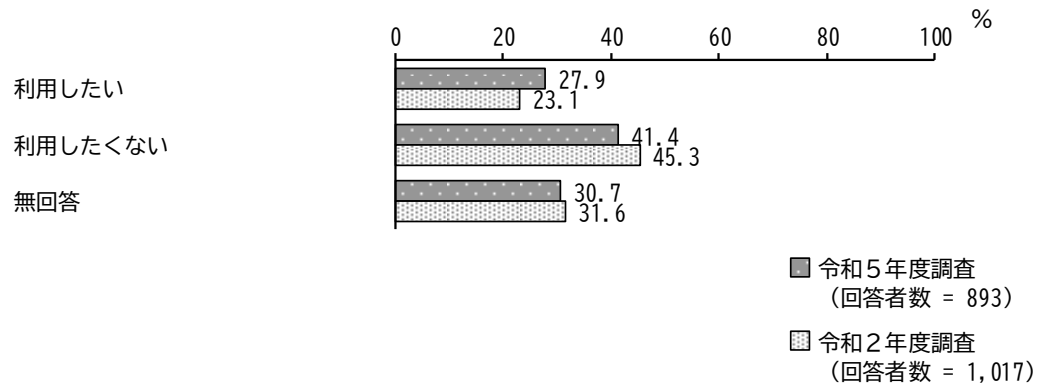
単位：％

区分	回答者数 (件)	利用 したい	利用 したくない	無 回答
全 体	893	28.0	41.7	30.3
身体障害	330	13.6	49.7	36.7
知的障害	346	32.4	39.9	27.7
精神障害	171	33.9	41.5	24.6
発達障害	230	50.0	30.9	19.1
難病	57	17.5	57.9	24.6
高次脳機能障害	27	18.5	44.4	37.0
強度行動障害	129	30.2	39.5	30.2

⑩就労継続支援(A型)

「利用したい」の割合が27.9%、「利用したくない」の割合が41.4%となっています。

令和2年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



【障害種別】

障害種別にみると、発達障害で「利用したい」の割合が高くなっています。

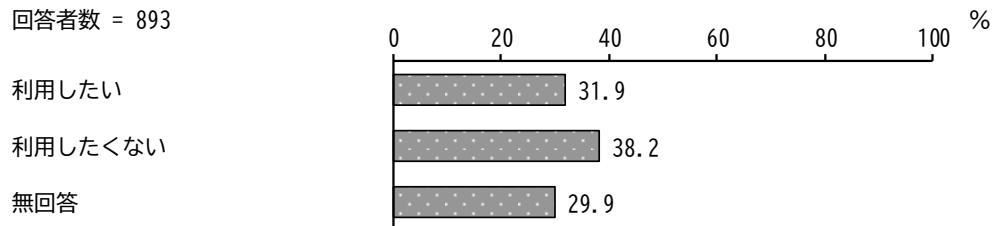
単位：％

区分	回答者数 (件)	利用 したい	利用 したくない	無 回答
全 体	893	27.9	41.4	30.7
身体障害	330	13.3	49.4	37.3
知的障害	346	33.8	38.4	27.7
精神障害	171	40.9	34.5	24.6
発達障害	230	44.8	34.8	20.4
難病	57	21.1	54.4	24.6
高次脳機能障害	27	11.1	44.4	44.4

⑪就労継続支援(B型)

「利用したい」の割合が31.9%、「利用したくない」の割合が38.2%となっています。

回答者数 = 893



【障害種別】

障害種別にみると、難病で「利用したくない」の割合が高くなっています。

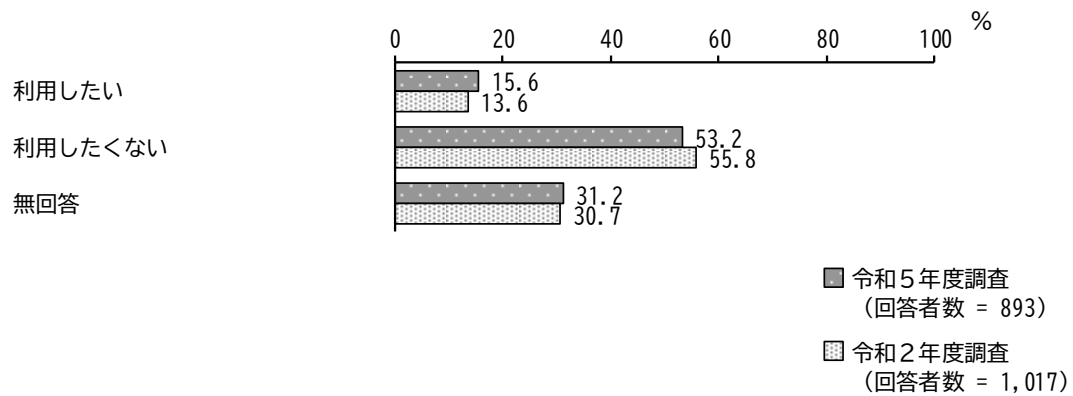
単位：%

区分	回答者数 (件)	利用 したい	利用 したくない	無 回 答
全 体	893	31.9	38.2	29.9
身体障害	330	14.8	48.5	36.7
知的障害	346	42.2	31.2	26.6
精神障害	171	39.2	33.9	26.9
発達障害	230	45.7	33.9	20.4
難病	57	17.5	57.9	24.6
高次脳機能障害	27	37.0	25.9	37.0
強度行動障害	129	34.1	32.6	33.3

⑫療養介護

「利用したい」の割合が15.6%、「利用したくない」の割合が53.2%となっています。

令和2年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



【障害種別】

障害種別にみると、発達障害で「利用したくない」の割合が高くなっています。

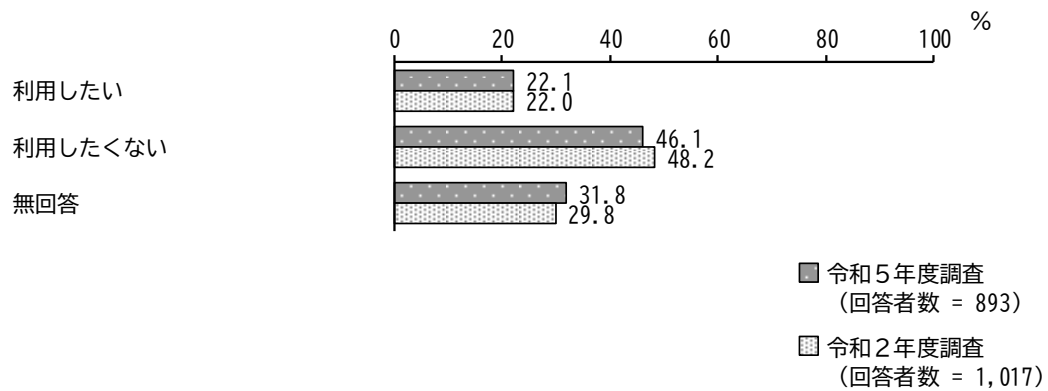
単位：％

区分	回答者数 (件)	利用 したい	利用 したくない	無 回 答
全 体	893	15.6	53.2	31.2
身体障害	330	21.8	42.4	35.8
知的障害	346	13.0	56.9	30.1
精神障害	171	15.8	57.3	26.9
発達障害	230	9.1	71.3	19.6
難病	57	29.8	45.6	24.6
高次脳機能障害	27	14.8	44.4	40.7
強度行動障害	129	17.8	46.5	35.7

⑬自立生活援助

「利用したい」の割合が22.1%、「利用したくない」の割合が46.1%となっています。

令和2年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



【障害種別】

障害種別にみると、強度行動障害で「利用したい」の割合が高くなっています。

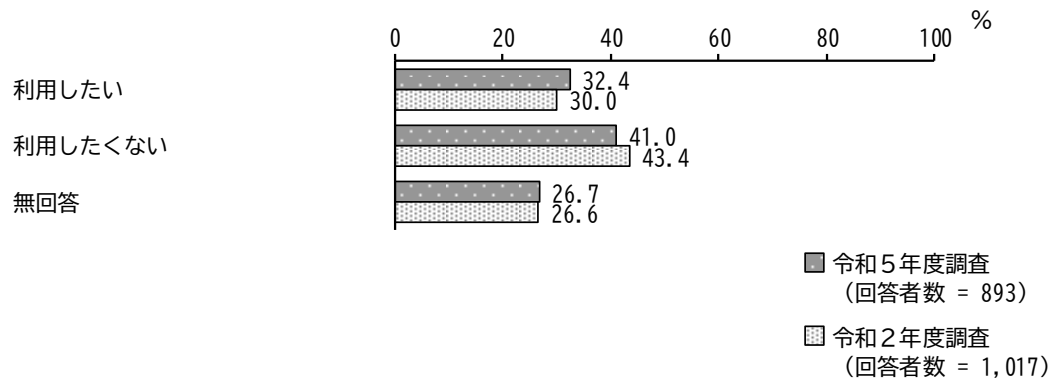
単位：％

区分	回答者数 (件)	利用 したい	利用 したくない	無 回 答
全 体	893	22.1	46.1	31.8
身体障害	330	18.8	43.9	37.3
知的障害	346	29.2	41.9	28.9
精神障害	171	20.5	50.9	28.7
発達障害	230	25.7	53.0	21.3
難病	57	24.6	47.4	28.1
高次脳機能障害	27	22.2	37.0	40.7
強度行動障害	129	29.5	38.8	31.8

⑭福祉型短期入所(福祉型ショートステイ)

「利用したい」の割合が32.4%、「利用したくない」の割合が41.0%となっています。

令和2年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



【障害種別】

障害種別にみると、高次脳機能障害で「利用したい」の割合が高くなっています。

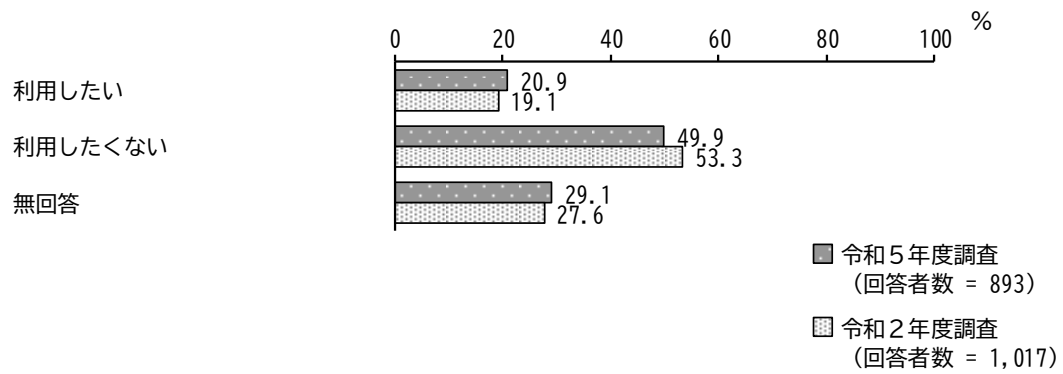
単位：％

区分	回答者数 (件)	利用 したい	利用 したくない	無 回答
全 体	893	32.4	41.0	26.7
身体障害	330	33.0	36.4	30.6
知的障害	346	45.7	32.1	22.3
精神障害	171	26.3	48.0	25.7
発達障害	230	32.6	49.1	18.3
難病	57	40.4	40.4	19.3
高次脳機能障害	27	48.1	18.5	33.3
強度行動障害	129	46.5	30.2	23.3

⑮医療型短期入所(医療型ショートステイ)

「利用したい」の割合が20.9%、「利用したくない」の割合が49.9%となっています。

令和2年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



【障害種別】

障害種別にみると、難病で「利用したい」の割合が高くなっています。

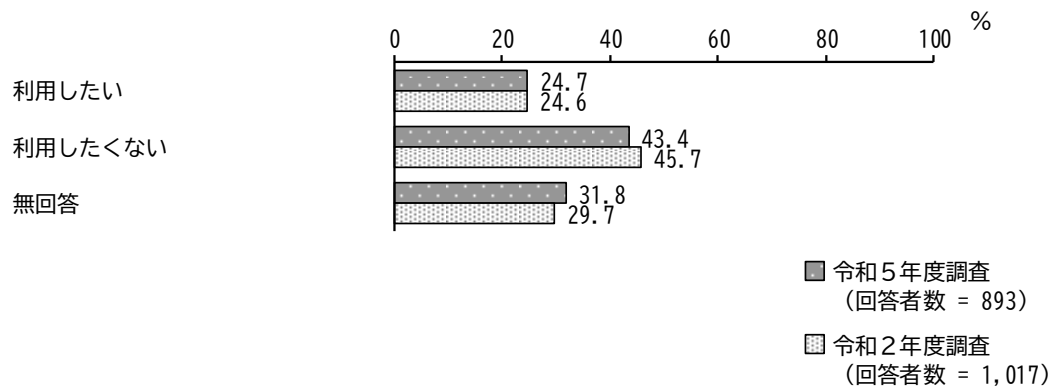
単位：％

区分	回答者数 (件)	利用 したい	利用 したくない	無 回 答
全 体	893	20.9	49.9	29.1
身体障害	330	30.3	37.6	32.1
知的障害	346	21.4	51.2	27.5
精神障害	171	18.7	54.4	26.9
発達障害	230	14.3	67.0	18.7
難病	57	42.1	42.1	15.8
高次脳機能障害	27	25.9	29.6	44.4
強度行動障害	129	27.1	43.4	29.5

⑩就労定着支援

「利用したい」の割合が24.7%、「利用したくない」の割合が43.4%となっています。

令和2年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



【障害種別】

障害種別にみると、難病で「利用したくない」の割合が高くなっています。

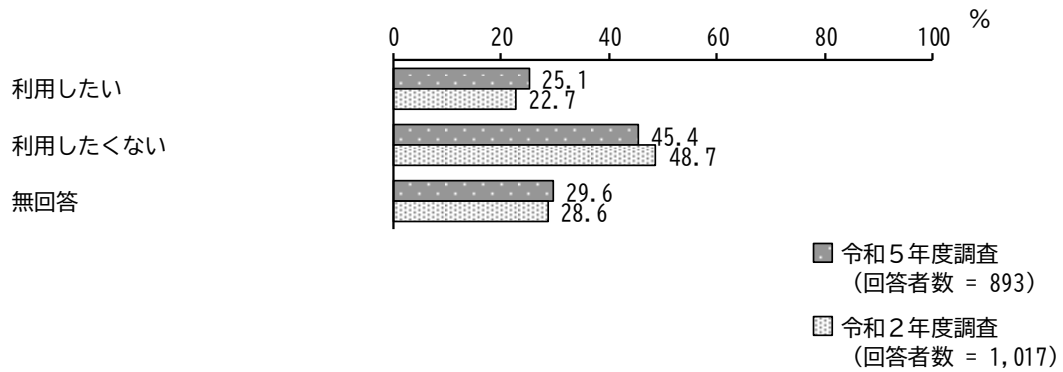
単位：％

区分	回答者数 (件)	利用 したい	利用 したくない	無 回 答
全 体	893	24.7	43.4	31.8
身体障害	330	12.7	50.3	37.0
知的障害	346	28.6	41.9	29.5
精神障害	171	32.7	38.6	28.7
発達障害	230	42.2	37.4	20.4
難病	57	17.5	61.4	21.1
高次脳機能障害	27	14.8	40.7	44.4
強度行動障害	129	28.7	37.2	34.1

⑰共同生活援助(グループホーム)

「利用したい」の割合が25.1%、「利用したくない」の割合が45.4%となっています。

令和2年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



【障害種別】

障害種別にみると、強度行動障害で「利用したい」の割合が高くなっています。

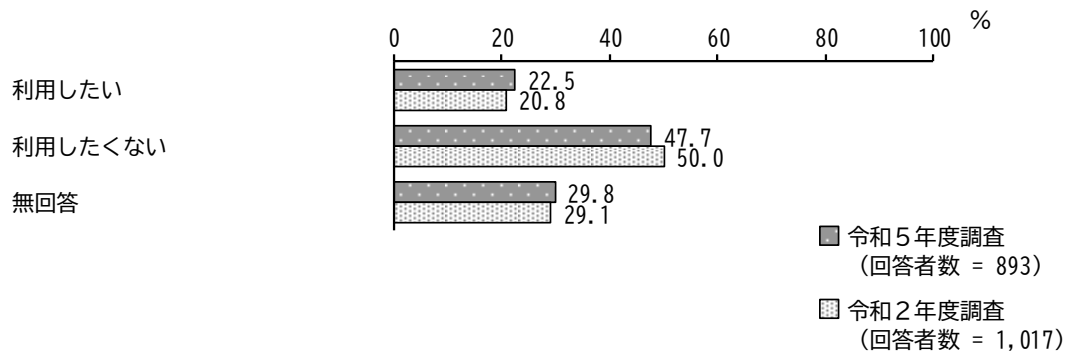
単位：％

区分	回答者数 (件)	利用 したい	利用 したくない	無 回答
全 体	893	25.1	45.4	29.6
身体障害	330	18.8	46.7	34.5
知的障害	346	39.0	35.0	26.0
精神障害	171	22.2	52.6	25.1
発達障害	230	27.8	53.5	18.7
難病	57	28.1	50.9	21.1
高次脳機能障害	27	18.5	37.0	44.4
強度行動障害	129	41.1	29.5	29.5

⑮施設入所支援

「利用したい」の割合が22.5%、「利用したくない」の割合が47.7%となっています。

令和2年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



【障害種別】

障害種別にみると、強度行動障害で「利用したい」の割合が高くなっています。

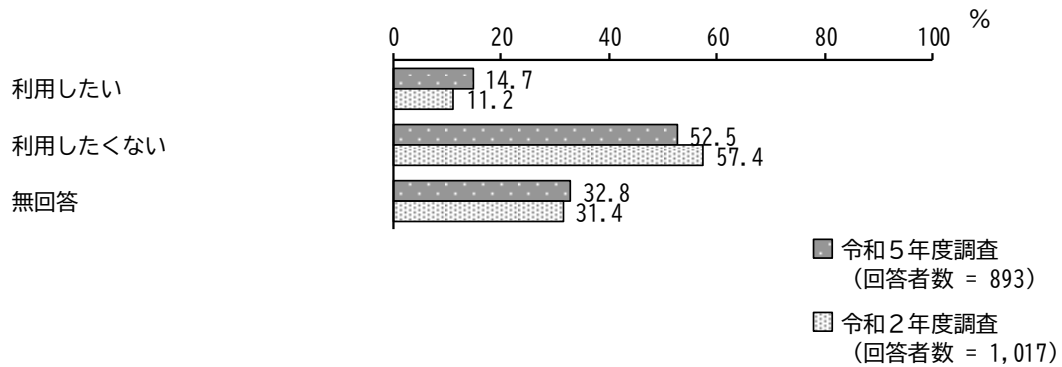
単位：％

区分	回答者数 (件)	利用 したい	利用 したくない	無 回答
全 体	893	22.5	47.7	29.8
身体障害	330	23.6	40.9	35.5
知的障害	346	31.8	42.8	25.4
精神障害	171	19.9	55.6	24.6
発達障害	230	18.7	62.2	19.1
難病	57	29.8	47.4	22.8
高次脳機能障害	27	29.6	40.7	29.6
強度行動障害	129	38.8	34.1	27.1

⑨地域移行支援

「利用したい」の割合が14.7%、「利用したくない」の割合が52.5%となっています。

令和2年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



【障害種別】

障害種別にみると、発達障害で「利用したくない」の割合が高くなっています。

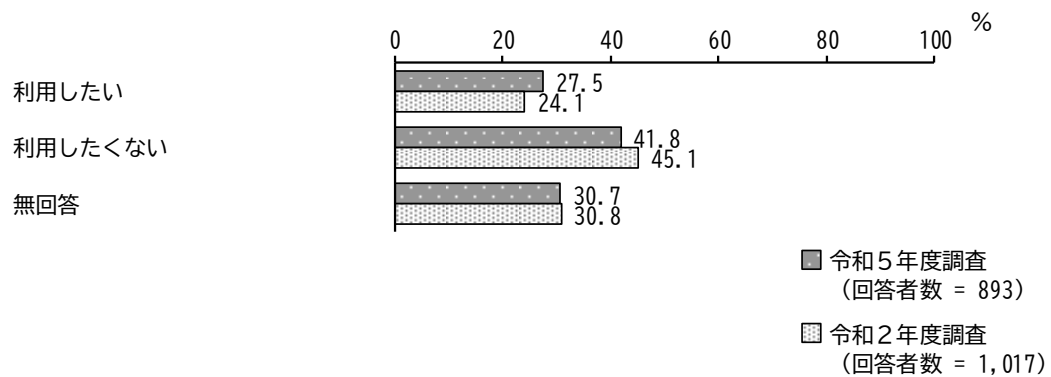
単位：％

区分	回答者数 (件)	利用 したい	利用 したくない	無 回 答
全 体	893	14.7	52.5	32.8
身体障害	330	12.4	49.4	38.2
知的障害	346	14.2	54.0	31.8
精神障害	171	23.4	48.0	28.7
発達障害	230	14.8	63.5	21.7
難病	57	12.3	61.4	26.3
高次脳機能障害	27	18.5	37.0	44.4
強度行動障害	129	15.5	48.1	36.4

⑩地域定着支援

「利用したい」の割合が27.5%、「利用したくない」の割合が41.8%となっています。

令和2年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



【障害種別】

障害種別にみると、強度行動障害で「利用したい」の割合が高くなっています。

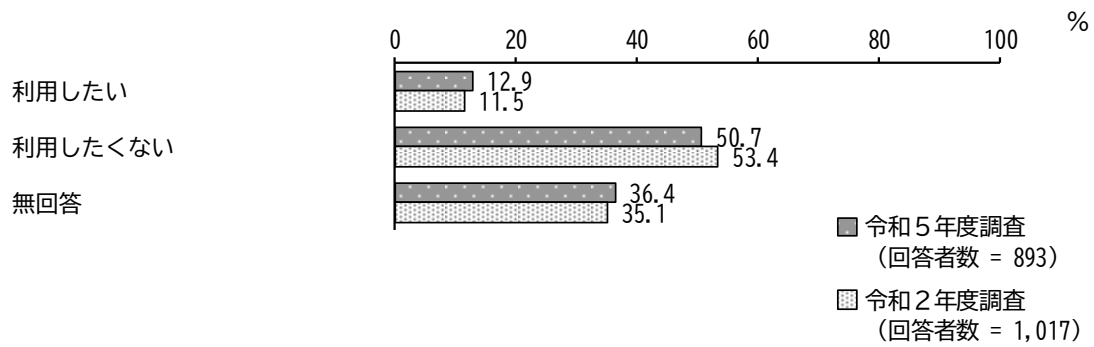
単位：％

区分	回答者数 (件)	利用 したい	利用 したくない	無 回答
全 体	893	27.5	41.8	30.7
身体障害	330	25.8	37.9	36.4
知的障害	346	30.1	41.3	28.6
精神障害	171	29.8	41.5	28.7
発達障害	230	32.6	47.4	20.0
難病	57	33.3	45.6	21.1
高次脳機能障害	27	29.6	33.3	37.0
強度行動障害	129	36.4	31.8	31.8

⑪児童発達支援

「利用したい」の割合が12.9%、「利用したくない」の割合が50.7%となっています。

令和2年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



【障害種別】

障害種別にみると、発達障害で「利用したい」の割合が高くなっています。

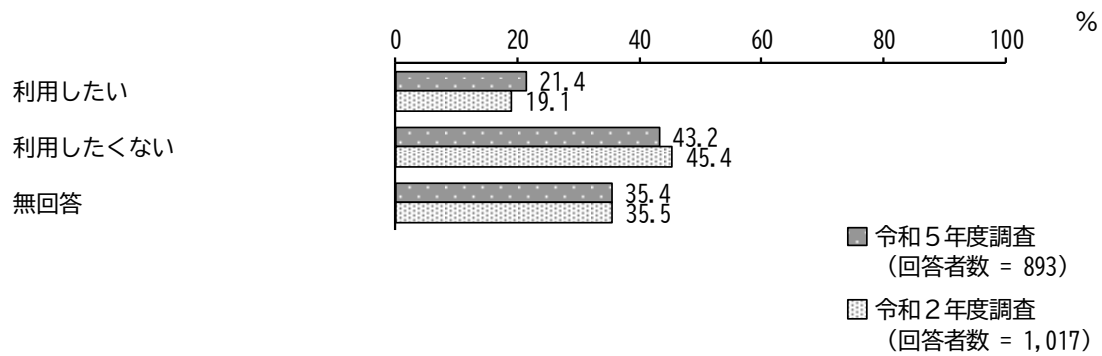
単位：％

区分	回答者数 (件)	利用 したい	利用 したくない	無 回 答
全 体	893	12.9	50.7	36.4
身体障害	330	5.8	48.5	45.8
知的障害	346	17.6	48.3	34.1
精神障害	171	12.9	56.1	31.0
発達障害	230	30.0	52.2	17.8
難病	57	21.1	50.9	28.1
高次脳機能障害	27	3.7	40.7	55.6
強度行動障害	129	17.8	41.9	40.3

②放課後等デイサービス

「利用したい」の割合が21.4%、「利用したくない」の割合が43.2%となっています。

令和2年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



【障害種別】

障害種別にみると、発達障害で「利用したい」の割合が高くなっています。

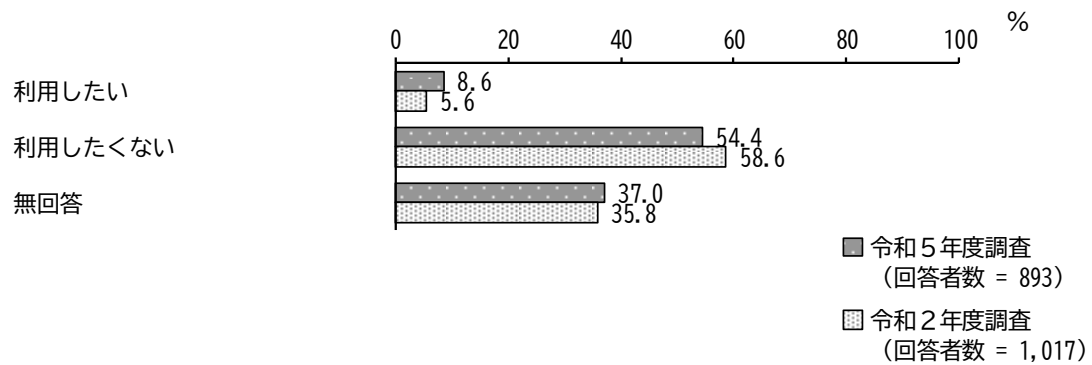
単位：％

区分	回答者数 (件)	利用 したい	利用 したくない	無 回 答
全 体	893	21.4	43.2	35.4
身体障害	330	5.8	48.2	46.1
知的障害	346	31.5	37.6	30.9
精神障害	171	13.5	55.6	31.0
発達障害	230	54.8	30.0	15.2
難病	57	22.8	45.6	31.6
高次脳機能障害	27	11.1	33.3	55.6
強度行動障害	129	30.2	30.2	39.5

③保育所等訪問支援

「利用したい」の割合が 8.6%、「利用したくない」の割合が 54.4%となっています。

令和2年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



【障害種別】

障害種別にみると、精神障害で「利用したくない」の割合が高くなっています。

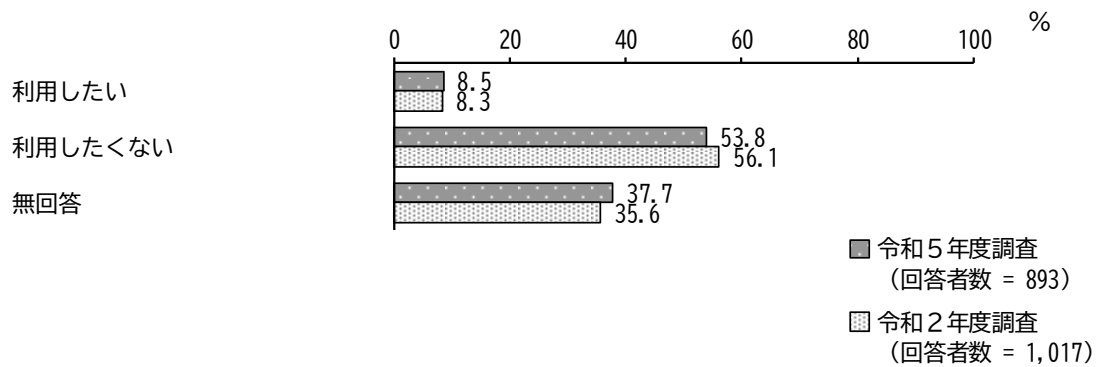
単位：％

区分	回答者数 (件)	利用 したい	利用 したくない	無 回 答
全 体	893	8.6	54.4	37.0
身体障害	330	3.0	50.9	46.1
知的障害	346	10.1	56.1	33.8
精神障害	171	8.8	59.6	31.6
発達障害	230	21.3	58.7	20.0
難病	57	10.5	57.9	31.6
高次脳機能障害	27	3.7	40.7	55.6
強度行動障害	129	10.1	48.8	41.1

④医療型児童発達支援

「利用したい」の割合が 8.5%、「利用したくない」の割合が 53.8%となっています。

令和２年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



【障害種別】

障害種別にみると、発達障害で「利用したくない」の割合が高くなっています。

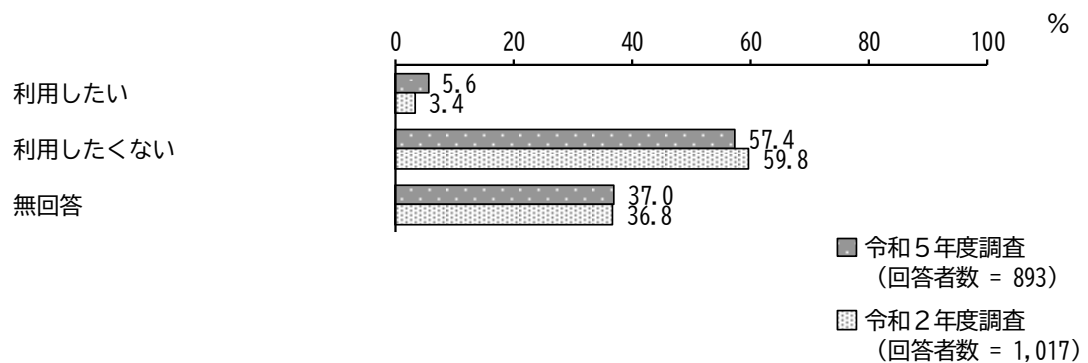
単位：％

区分	回答者数 (件)	利用 したい	利用 したくない	無 回 答
全 体	893	8.5	53.8	37.7
身体障害	330	4.5	48.2	47.3
知的障害	346	12.7	53.8	33.5
精神障害	171	9.9	59.6	30.4
発達障害	230	15.7	61.3	23.0
難病	57	15.8	52.6	31.6
高次脳機能障害	27	7.4	37.0	55.6
強度行動障害	129	15.5	44.2	40.3

⑤ 居宅訪問型児童発達支援

「利用したい」の割合が 5.6%、「利用したくない」の割合が 57.4%となっています。

令和 2 年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



【障害種別】

障害種別にみると、発達障害で「利用したくない」の割合が高くなっています。

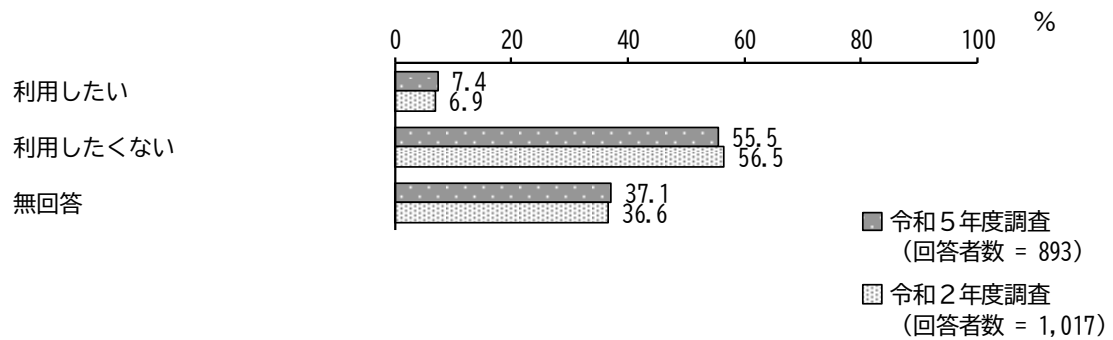
単位：％

区分	回答者数 (件)	利用 したい	利用 したくない	無 回答
全 体	893	5.6	57.4	37.0
身体障害	330	3.6	50.6	45.8
知的障害	346	8.1	58.1	33.8
精神障害	171	7.0	62.0	31.0
発達障害	230	8.7	70.0	21.3
難病	57	10.5	59.6	29.8
高次脳機能障害	27	3.7	40.7	55.6
強度行動障害	129	8.5	50.4	41.1

②福祉型障害児入所施設

「利用したい」の割合が 7.4%、「利用したくない」の割合が 55.5%となっています。

令和 2 年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



【障害種別】

障害種別にみると、発達障害で「利用したくない」の割合が高くなっています。

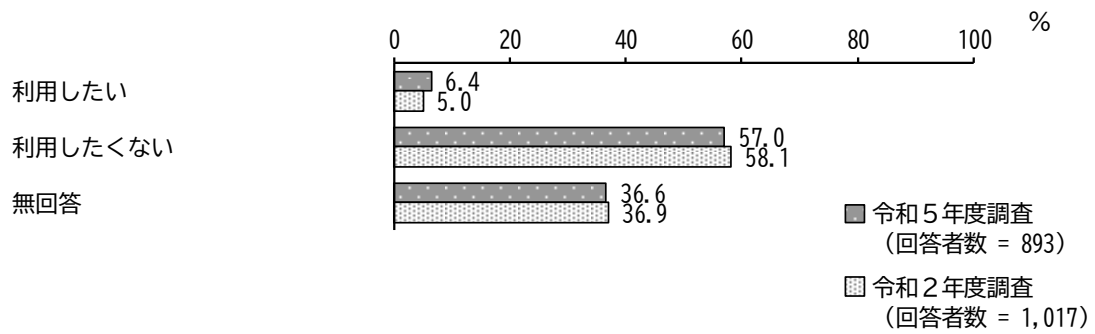
単位：％

区分	回答者数 (件)	利用 したい	利用 したくない	無 回 答
全 体	893	7.4	55.5	37.1
身体障害	330	3.0	50.0	47.0
知的障害	346	12.7	53.8	33.5
精神障害	171	9.4	60.2	30.4
発達障害	230	13.9	64.8	21.3
難病	57	14.0	56.1	29.8
高次脳機能障害	27	3.7	40.7	55.6
強度行動障害	129	14.0	46.5	39.5

㊦医療型障害児入所施設

「利用したい」の割合が 6.4%、「利用したくない」の割合が 57.0%となっています。

令和2年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



【障害種別】

障害種別にみると、発達障害で「利用したくない」の割合が高くなっています。

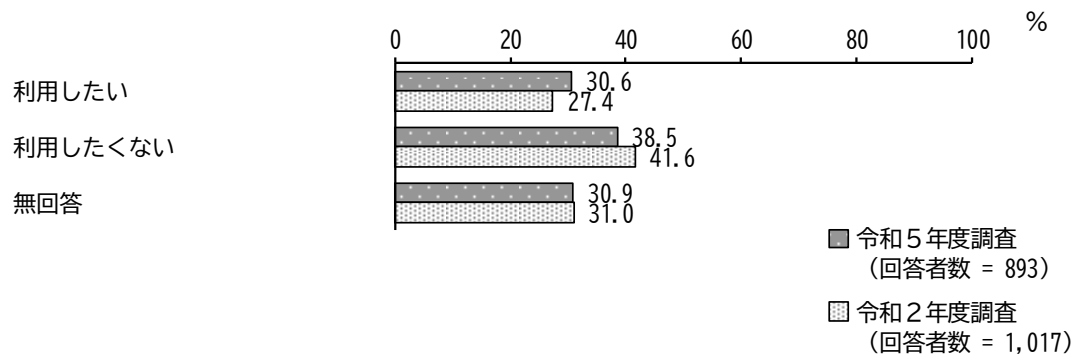
単位：％

区分	回答者数 (件)	利用 したい	利用 したくない	無 回 答
全 体	893	6.4	57.0	36.6
身体障害	330	3.0	50.9	46.1
知的障害	346	9.8	57.2	32.9
精神障害	171	9.9	60.2	29.8
発達障害	230	10.0	69.6	20.4
難病	57	12.3	57.9	29.8
高次脳機能障害	27	3.7	40.7	55.6
強度行動障害	129	11.6	48.8	39.5

㊫移動支援

「利用したい」の割合が30.6%、「利用したくない」の割合が38.5%となっています。

令和2年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



【障害種別】

障害種別にみると、強度行動障害で「利用したい」の割合が高くなっています。

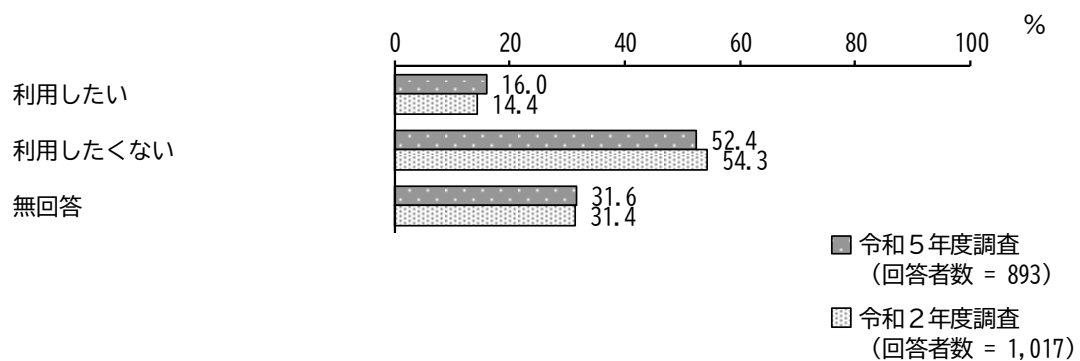
単位：％

区分	回答者数 (件)	利用 したい	利用 したくない	無 回答
全 体	893	30.6	38.5	30.9
身体障害	330	32.7	29.7	37.6
知的障害	346	41.3	33.5	25.1
精神障害	171	26.9	46.2	26.9
発達障害	230	27.8	51.7	20.4
難病	57	42.1	29.8	28.1
高次脳機能障害	27	37.0	22.2	40.7
強度行動障害	129	44.2	24.8	31.0

㊹訪問入浴サービス

「利用したい」の割合が16.0%、「利用したくない」の割合が52.4%となっています。

令和2年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



【障害種別】

障害種別にみると、発達障害で「利用したくない」の割合が高くなっています。

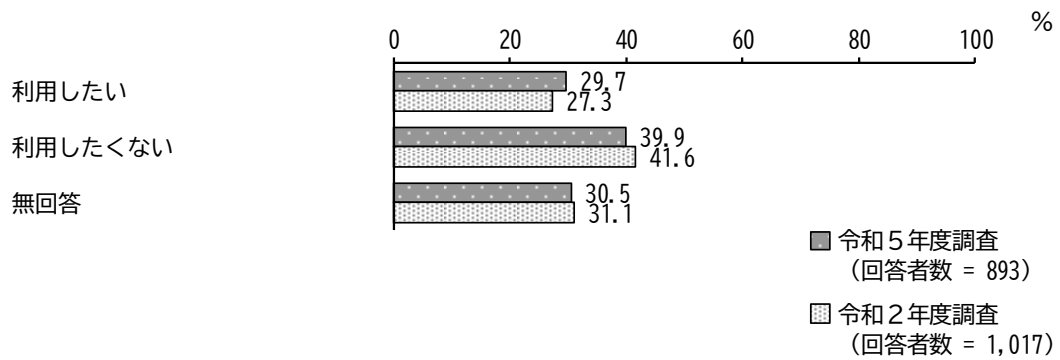
単位：％

区分	回答者数 (件)	利用 したい	利用 したくない	無 回 答
全 体	893	16.0	52.4	31.6
身体障害	330	24.8	39.4	35.8
知的障害	346	13.3	57.5	29.2
精神障害	171	17.0	54.4	28.7
発達障害	230	9.6	70.0	20.4
難病	57	28.1	49.1	22.8
高次脳機能障害	27	22.2	37.0	40.7
強度行動障害	129	16.3	48.8	34.9

③⑩日中一時支援

「利用したい」の割合が29.7%、「利用したくない」の割合が39.9%となっています。

令和2年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



【障害種別】

障害種別にみると、知的障害で「利用したい」の割合が、強度行動障害で「利用したい」の割合が高くなっています。

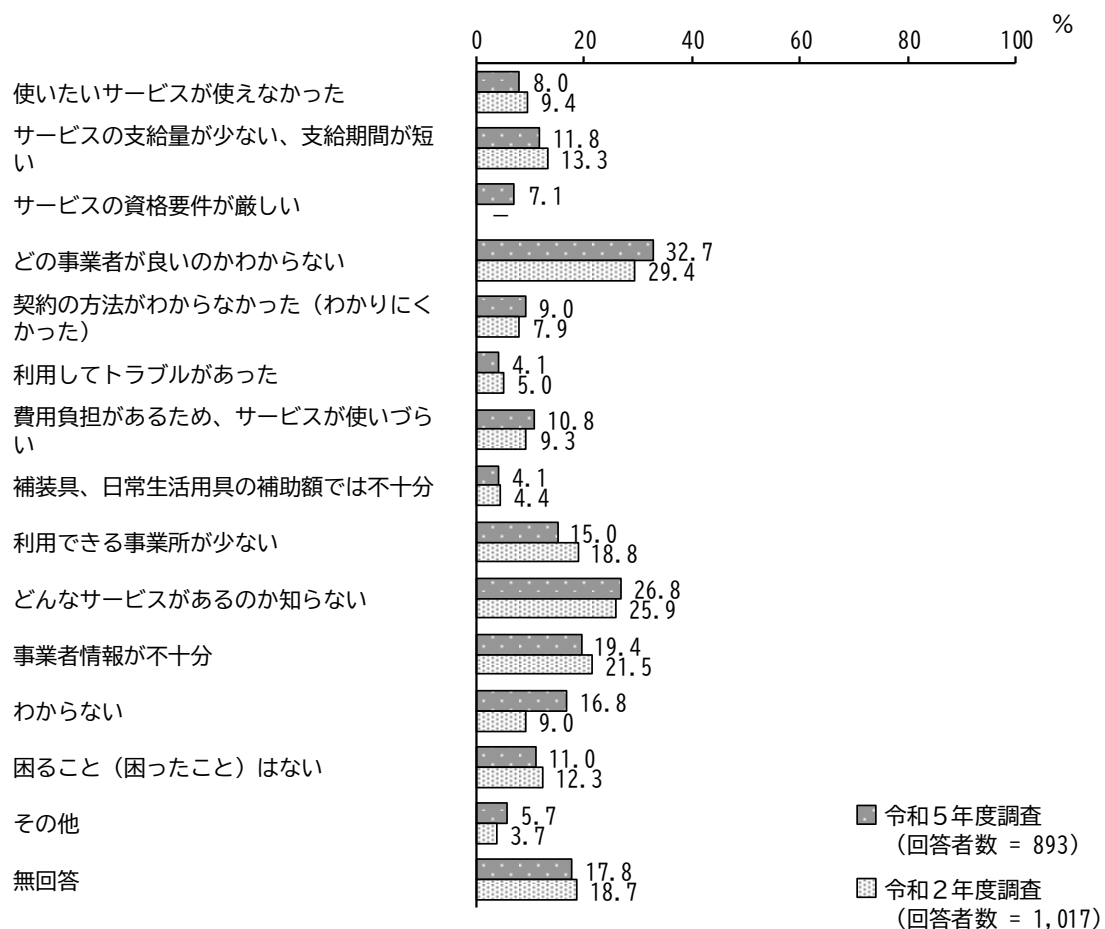
単位：％

区分	回答者数 (件)	利用 したい	利用 したくない	無 回 答
全 体	893	29.7	39.9	30.5
身体障害	330	26.1	37.0	37.0
知的障害	346	46.5	28.3	25.1
精神障害	171	22.2	50.9	26.9
発達障害	230	38.3	43.0	18.7
難病	57	42.1	38.6	19.3
高次脳機能障害	27	37.0	25.9	37.0
強度行動障害	129	46.5	24.0	29.5

問 32 福祉サービスを利用するときに何か困ること（困ったこと）がありますか。
（あてはまるものすべてに○）

「どの事業者が良いのかわからない」の割合が 32.7%と最も高く、次いで「どんなサービスがあるのか知らない」の割合が 26.8%、「事業者情報が不十分」の割合が 19.4%となっています。

令和2年度調査と比較すると、「わからない」の割合が増加しています。



【障害種別】

障害種別にみると、発達障害で「どの事業者が良いのかわからない」の割合が高くなっています。

単位：％

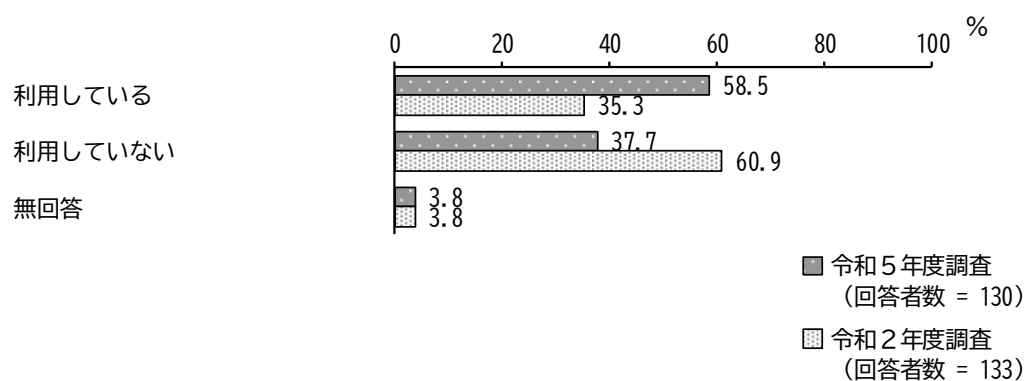
区分	回答者数 (件)	使いたいサービス が使えなかった	サービスの支給量 が少ない、支給期 間が短い	サービスの資格要 件が厳しい	どの事業者が良い のかわからない	契約の方法がわか らなかった(わか りにくかった)	利用してトラブ ルがあった	費用負担があるた め、サービスが使 いづらい
全 体	893	8.0	11.8	7.1	32.7	9.0	4.1	10.8
身体障害	330	6.4	8.8	8.2	24.5	6.7	3.0	8.8
知的障害	346	13.6	18.5	9.0	40.8	9.0	5.8	12.7
精神障害	171	7.0	9.9	7.6	33.3	15.8	8.2	12.9
発達障害	230	11.3	17.4	7.0	47.0	13.0	5.2	18.7
難病	57	10.5	12.3	10.5	29.8	7.0	5.3	17.5
高次脳機能障害	27	7.4	7.4	11.1	29.6	11.1	—	11.1
強度行動障害	129	16.3	21.7	11.6	35.7	10.1	8.5	17.8

区分	補装具、日常生活 用具の補助額では 不十分	利用できる事業所 が少ない	どんなサービスが あるのか知らない	事業者情報が不十 分	わからない	困ること(困った こと)はない	その他	無回答
全 体	4.1	15.0	26.8	19.4	16.8	11.0	5.7	17.8
身体障害	9.4	10.0	26.7	15.5	18.2	11.2	5.5	24.2
知的障害	4.3	26.3	25.1	23.7	15.0	9.8	6.1	9.8
精神障害	4.1	14.6	34.5	22.2	18.7	12.9	5.3	12.9
発達障害	1.7	21.3	29.1	28.7	13.0	10.4	6.5	8.3
難病	12.3	22.8	31.6	19.3	12.3	8.8	5.3	15.8
高次脳機能障害	—	11.1	18.5	11.1	18.5	7.4	3.7	29.6
強度行動障害	6.2	22.5	24.0	25.6	17.8	6.2	5.4	14.7

問 33 12 歳以下（小学生以下）で児童発達支援又は放課後等デイサービスを利用している方にお聞きします。
あなたは、保育所、幼稚園、放課後児童クラブ（学童保育）を利用していますか。
（○は1 つだけ）

「利用している」の割合が 58.5%、「利用していない」の割合が 37.7%となっています。

令和 2 年度調査と比較すると、「利用している」の割合が増加しています。



【障害種別】

障害種別に見ると、大きな差はみられません。

単位：％

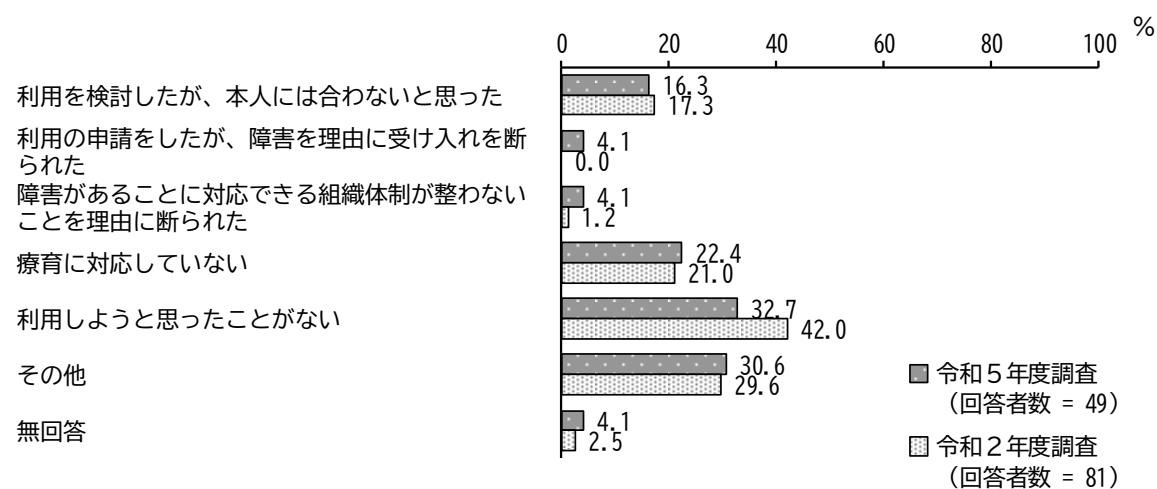
区分	回答者数 (件)	利用 している	利用 していない	無 回答
全 体	130	58.5	37.7	3.8
身体障害	6	66.7	33.3	—
知的障害	70	57.1	38.6	4.3
精神障害	9	66.7	22.2	11.1
発達障害	104	54.8	41.3	3.8
難病	9	55.6	33.3	11.1
高次脳機能障害	1	—	100.0	—
強度行動障害	23	52.2	26.1	21.7

【問 33 で、「2. 利用していない」と答えた方にお聞きします。】

問 34 利用していない理由は何ですか。（あてはまるものすべてに○）

「利用しようと思ったことがない」の割合が 32.7%と最も高く、次いで「療育に対応していない」の割合が 22.4%、「利用を検討したが、本人には合わないと思った」の割合が 16.3%となっています。

令和2年度調査と比較すると、「利用しようと思ったことがない」の割合が減少しています。



【障害種別】

障害種別にみると、大きな差はみられません。

単位：％

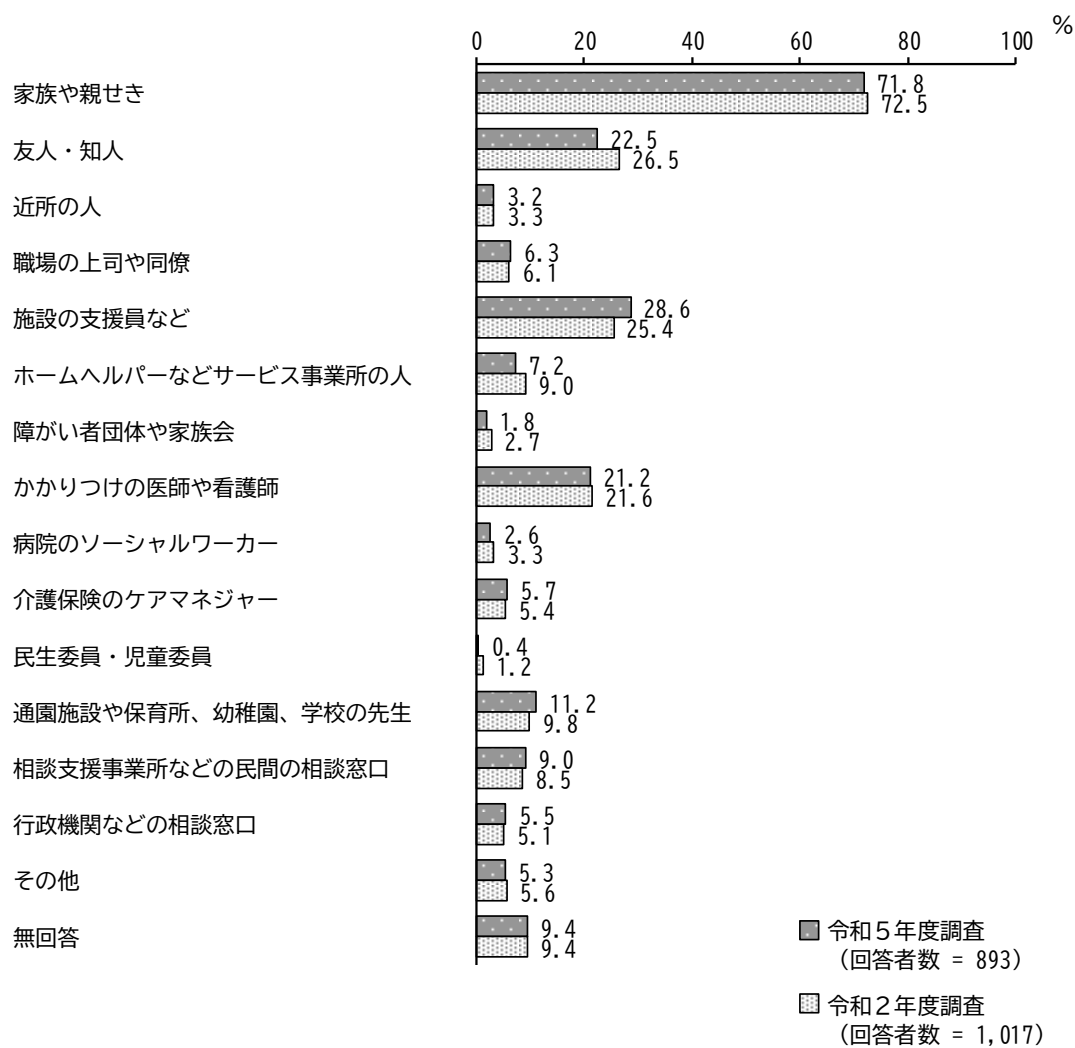
区分	回答者数(件)	利用を検討したが、本人には合わないと思った	利用の申請をしたが、障害を理由に受け入れを断られた	障害があることに対応できる組織体制が整わないことを理由に断られた	療育に対応していない	利用しようと思ったことがない	その他	無回答
全 体	49	16.3	4.1	4.1	22.4	32.7	30.6	4.1
身体障害	2	—	—	—	50.0	50.0	—	—
知的障害	27	18.5	7.4	7.4	22.2	33.3	25.9	3.7
精神障害	2	—	—	—	50.0	—	—	50.0
発達障害	43	14.0	2.3	2.3	20.9	34.9	32.6	2.3
難病	3	—	33.3	33.3	—	66.7	—	—
高次脳機能障害	1	—	—	—	—	100.0	—	—
強度行動障害	6	—	16.7	16.7	—	33.3	16.7	33.3

(6) 相談相手について

問 35 あなたは、普段、悩みや困ったことをどなたに相談しますか。
(あてはまるものすべてに○)

「家族や親せき」の割合が71.8%と最も高く、次いで「施設の支援員など」の割合が28.6%、「友人・知人」の割合が22.5%となっています。

令和2年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



【障害種別】

障害種別にみると、発達障害で「家族や親せき」の割合が高くなっています。

単位：％

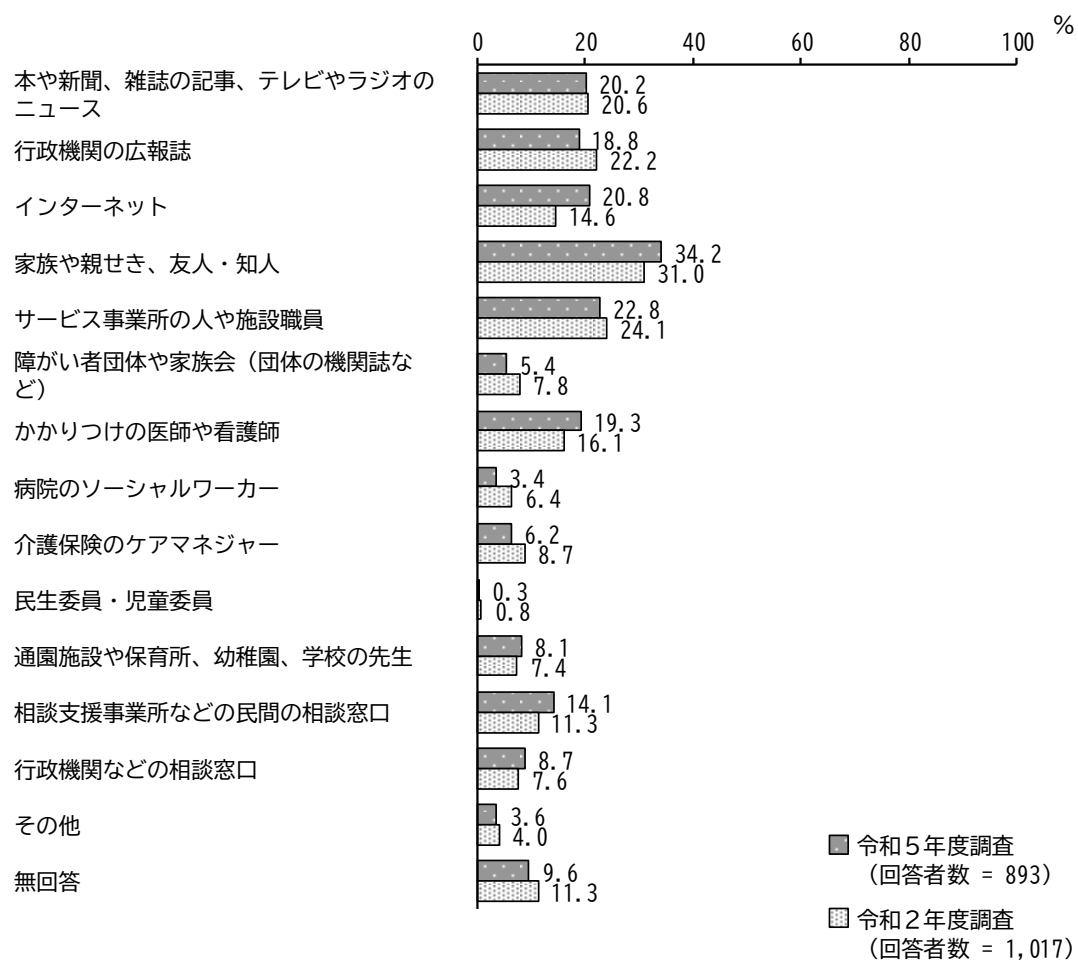
区分	回答者数 (件)	家族や親せき	友人・知人	近所の人	職場の上司や同僚	施設の支援員など の人	ホームヘルパーな どサービス事業所	障がい者団体や家 族会	かかりつけの医師 や看護師
全 体	893	71.8	22.5	3.2	6.3	28.6	7.2	1.8	21.2
身体障害	330	70.6	20.0	4.5	4.2	15.5	9.1	1.8	19.7
知的障害	346	68.8	18.2	2.3	5.2	43.1	6.9	4.3	18.8
精神障害	171	68.4	30.4	5.3	13.5	31.6	10.5	1.2	34.5
発達障害	230	85.2	27.0	3.5	6.1	38.7	6.1	1.7	24.3
難病	57	78.9	17.5	1.8	5.3	31.6	8.8	7.0	35.1
高次脳機能障害	27	66.7	11.1	—	3.7	22.2	14.8	—	18.5
強度行動障害	129	55.8	16.3	3.1	3.9	41.9	10.1	5.4	28.7

区分	病院のソーシャル ワーカー	介護保険のケアマ ネジャー	民生委員・児童委 員	の先生 所、幼稚園、学校	通園施設や保育 所の民間の相談窓 口	相談支援事業所な どの民間の相談窓 口	行政機関などの相 談窓口	その他	無回答
全 体	2.6	5.7	0.4	11.2	9.0	5.5	5.3	9.4	
身体障害	1.5	10.9	0.9	2.7	4.5	5.2	3.6	11.2	
知的障害	1.4	1.4	0.3	17.6	14.7	6.4	5.8	9.5	
精神障害	7.6	5.3	－	2.9	9.4	9.4	9.4	7.0	
発達障害	1.7	0.9	0.4	31.3	13.9	4.3	5.7	3.9	
難病	7.0	7.0	－	12.3	14.0	12.3	－	8.8	
高次脳機能障害	3.7	11.1	－	7.4	3.7	7.4	7.4	11.1	
強度行動障害	3.1	4.7	－	14.0	11.6	8.5	8.5	14.0	

問 36 あなたは障害のことや福祉サービスなどに関する情報を、どこから知ることが多いですか。(あてはまるものすべてに○)

「家族や親せき、友人・知人」の割合が 34.2%と最も高く、次いで「サービス事業所の人や施設職員」の割合が 22.8%、「インターネット」の割合が 20.8%となっています。

令和2年度調査と比較すると、「インターネット」の割合が増加しています。



【障害種別】

障害種別にみると、高次脳機能障害で「サービス事業所の人や施設職員」の割合が高くなっています。

単位：％

区分	回答者数 (件)	本や新聞、雑誌の 記事、テレビやラ ジオのニュース	行政機関の広報誌	インターネット	家族や親せき、友 人・知人	サービス事業所 の人や施設職員	障がい者団体や家 族会(団体の機 関誌など)	かかりつけの医師 や看護師
全 体	893	20.2	18.8	20.8	34.2	22.8	5.4	19.3
身体障害	330	27.0	24.2	17.6	30.3	14.2	3.9	19.1
知的障害	346	10.4	13.9	14.7	41.6	31.2	11.8	13.9
精神障害	171	19.3	21.1	27.5	28.7	21.6	2.9	29.2
発達障害	230	16.1	11.3	30.4	46.1	31.7	3.0	24.8
難病	57	24.6	19.3	21.1	36.8	19.3	17.5	28.1
高次脳機能障害	27	33.3	7.4	29.6	37.0	40.7	3.7	18.5
強度行動障害	129	8.5	13.2	12.4	31.0	37.2	10.9	24.8

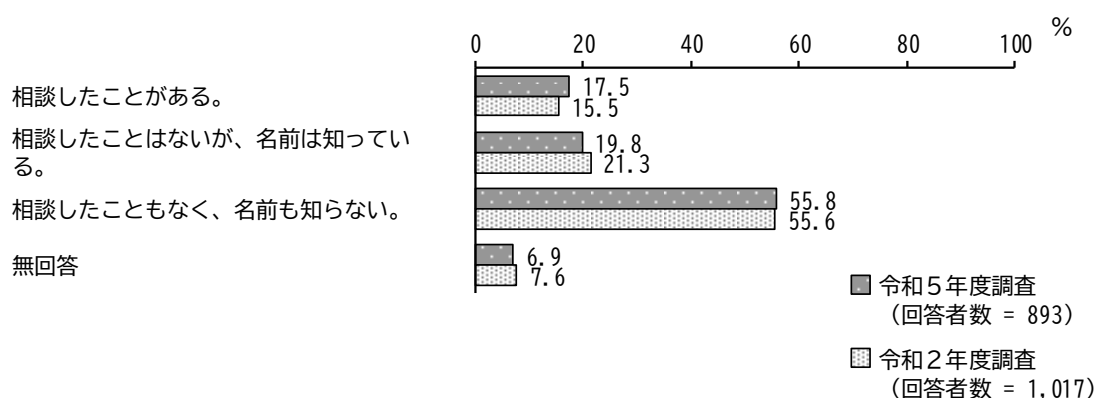
区分	病院のソーシャル ワーカー	介護保険のケアマ ネジャー	民生委員・児童委 員	通園施設や保育 所、幼稚園、学校 の先生	相談支援事業所な どの民間の相談窓 口	行政機関などの相 談窓口	その他	無回答
全 体	3.4	6.2	0.3	8.1	14.1	8.7	3.6	9.6
身体障害	1.8	12.1	0.6	1.5	8.5	7.0	2.7	11.5
知的障害	—	1.2	0.3	13.3	23.4	10.4	4.6	8.7
精神障害	11.7	5.3	—	2.3	14.0	13.5	3.5	5.8
発達障害	0.9	0.9	—	20.9	20.0	7.8	3.5	3.9
難病	3.5	10.5	1.8	8.8	22.8	10.5	—	5.3
高次脳機能障害	7.4	18.5	—	7.4	7.4	3.7	3.7	7.4
強度行動障害	3.1	4.7	—	16.3	22.5	10.9	7.0	9.3

【加古川市障がい者基幹相談支援センターについてお聞きします。】

問 37 あなたは、「加古川市障がい者基幹相談支援センター」に相談したことがありますか。(○は1つだけ)

「相談したこともなく、名前も知らない。」の割合が 55.8%と最も高く、次いで「相談したことはないが、名前は知っている。」の割合が 19.8%、「相談したことがある。」の割合が 17.5%となっています。

令和2年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



【障害種別】

障害種別にみると、高次脳機能障害で「相談したこともなく、名前も知らない。」の割合が高くなっています。

単位：％

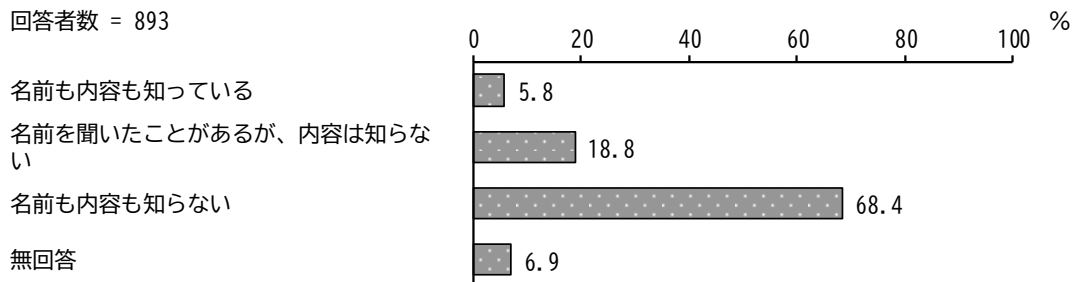
区分	回答者数(件)	相談したことがある。	相談したことはないが、名前は知っている。	相談したこともなく、名前も知らない。	無回答
全 体	893	17.5	19.8	55.8	6.9
身体障害	330	10.9	22.4	59.1	7.6
知的障害	346	18.5	20.8	55.5	5.2
精神障害	171	28.1	12.3	53.8	5.8
発達障害	230	22.6	19.1	53.5	4.8
難病	57	12.3	26.3	50.9	10.5
高次脳機能障害	27	11.1	11.1	66.7	11.1
強度行動障害	129	19.4	24.0	48.1	8.5

(7) 権利擁護について

問 38 あなたは、障害者差別解消法を知っていますか。(○は1つだけ)

「名前も内容も知らない」の割合が 68.4%と最も高く、次いで「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」の割合が 18.8%となっています。

回答者数 = 893



【障害種別】

障害種別にみると、難病で「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」の割合が高くなっています。

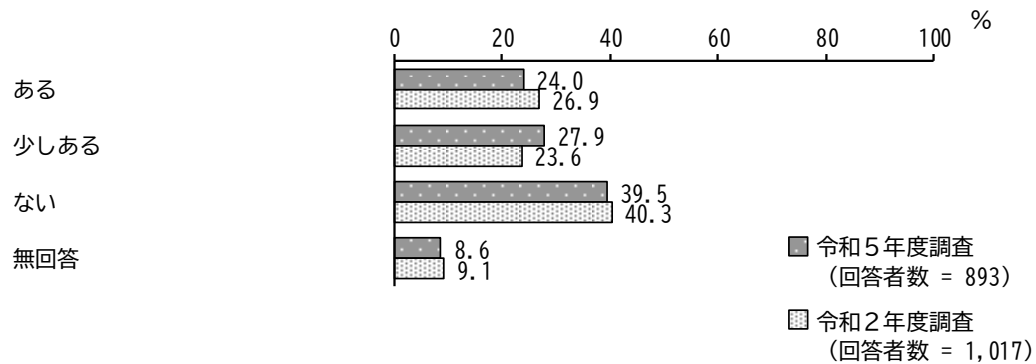
単位：％

区分	回答者数 (件)	名前も内容も知っ ている	名前を聞いたこと があるが、内容は 知らない	名前も内容も知ら ない	無回 答
全 体	893	5.8	18.8	68.4	6.9
身体障害	330	6.1	19.4	64.2	10.3
知的障害	346	6.6	19.9	68.2	5.2
精神障害	171	4.7	18.7	71.9	4.7
発達障害	230	5.2	17.4	74.8	2.6
難病	57	3.5	26.3	64.9	5.3
高次脳機能障害	27	3.7	18.5	63.0	14.8
強度行動障害	129	6.2	15.5	72.1	6.2

問 39 あなたは、障害があることで差別や嫌な思いをする（した）ことがありますか。
（○は1つだけ）

「ない」の割合が39.5%と最も高く、次いで「少しある」の割合が27.9%、「ある」の割合が24.0%となっています。

令和2年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



【障害種別】

障害種別にみると、精神障害で「ある」の割合が高くなっています。

単位：％

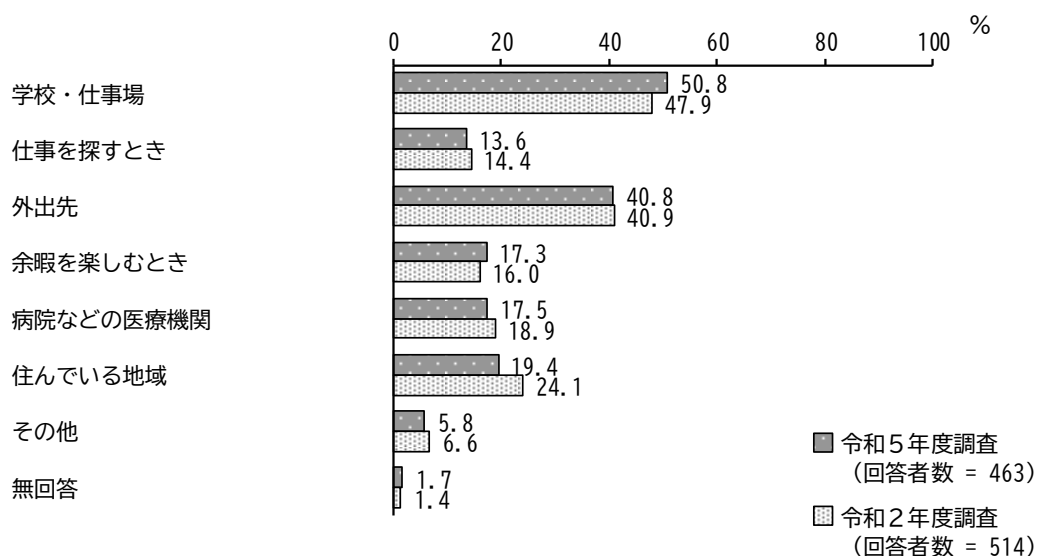
区分	回答者数 (件)	ある	少しある	ない	無回答
全 体	893	24.0	27.9	39.5	8.6
身体障害	330	17.3	23.3	47.9	11.5
知的障害	346	31.5	32.1	28.0	8.4
精神障害	171	35.7	24.0	35.1	5.3
発達障害	230	28.7	34.3	31.3	5.7
難病	57	17.5	24.6	47.4	10.5
高次脳機能障害	27	25.9	33.3	18.5	22.2
強度行動障害	129	34.1	35.7	20.9	9.3

【問 39 で、「1. ある」または「2. 少しある」と答えた方にお聞きします。】

問 40 どのような場所で差別や嫌な思いをしましたか。（あてはまるものすべてに○）

「学校・仕事場」の割合が 50.8%と最も高く、次いで「外出先」の割合が 40.8%、「住んでいる地域」の割合が 19.4%となっています。

令和2年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



【障害種別】

障害種別にみると、難病で「外出先」の割合が高くなっています。

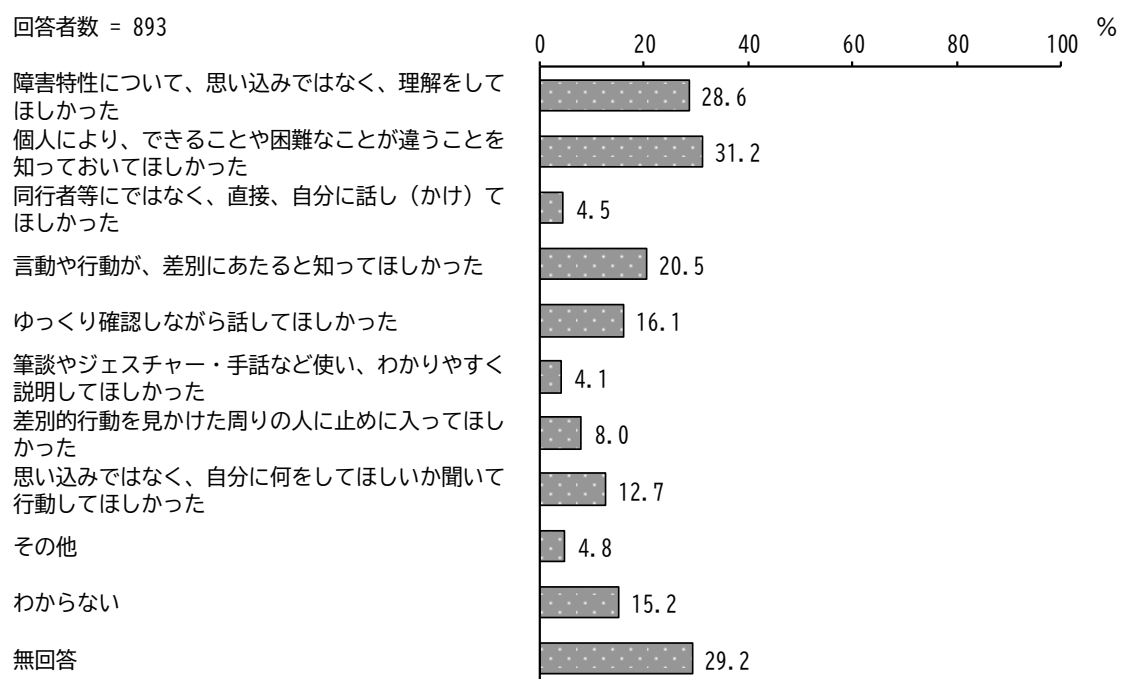
単位：％

区分	回答者数 (件)	学校・仕事場	仕事を探すとき	外出先	余暇を楽しむとき	病院などの医療機関	住んでいる地域	その他	無回答
全 体	463	50.8	13.6	40.8	17.3	17.5	19.4	5.8	1.7
身体障害	134	35.8	17.2	47.8	17.2	19.4	18.7	6.7	2.2
知的障害	220	53.6	7.7	46.8	25.5	15.9	21.8	3.6	0.9
精神障害	102	51.0	28.4	31.4	10.8	23.5	26.5	10.8	2.9
発達障害	145	66.2	6.2	43.4	17.9	15.9	15.2	4.1	1.4
難病	24	33.3	20.8	62.5	20.8	16.7	12.5	8.3	4.2
高次脳機能障害	16	37.5	25.0	6.3	12.5	25.0	6.3	12.5	6.3
強度行動障害	90	45.6	11.1	47.8	23.3	22.2	21.1	6.7	3.3

問 41 あなたが、差別を受けたり、いやな思いを感じたりしたときに、どのような対応（配慮）をしてほしかったですか。（あてはまるものすべてに○）

「個人により、できることや困難なことが違うことを知っておいてほしかった」の割合が 31.2%と最も高く、次いで「障害特性について、思い込みではなく、理解をしてほしかった」の割合が 28.6%、「言動や行動が、差別にあたると知ってほしかった」の割合が 20.5%となっています。

回答者数 = 893



【障害種別】

障害種別にみると、発達障害で「個人により、できることや困難なことが違うことを知っておいてほしかった」の割合が高くなっています。

単位：％

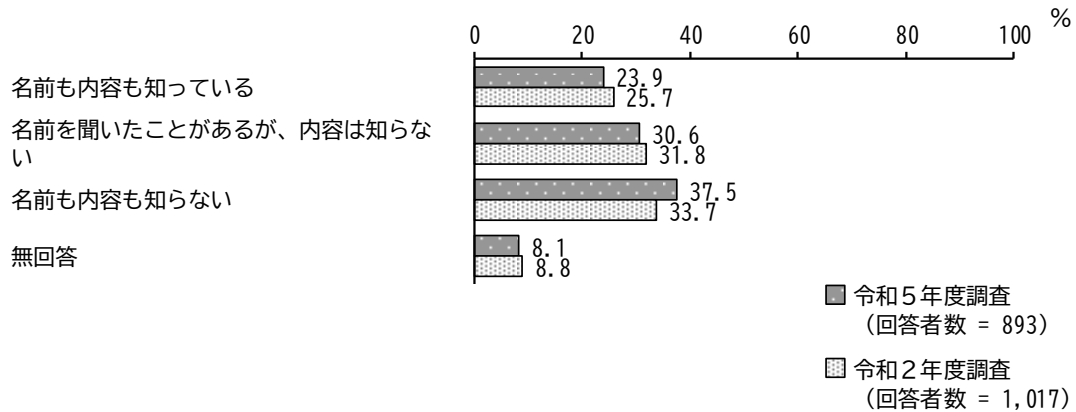
区分	回答者数 (件)	障害特性について、思い込みではなく、理解をしてほしかった	個人により、できることや困難なことが違うことを知っておいてほしかった	同行者等ではなく、直接、自分に話し(かけ)てほしかった	言動や行動が、差別にあたりと知ってほしかった	ゆっくり確認しながら話してほしかった
全 体	893	28.6	31.2	4.5	20.5	16.1
身体障害	330	16.1	22.1	4.5	13.6	12.1
知的障害	346	36.7	36.4	5.2	27.5	20.5
精神障害	171	36.8	35.7	5.3	32.2	17.0
発達障害	230	42.6	46.5	4.8	24.3	23.0
難病	57	24.6	29.8	7.0	17.5	10.5
高次脳機能障害	27	25.9	33.3	－	11.1	11.1
強度行動障害	129	31.0	41.9	3.9	27.9	16.3

区分	筆談やジェスチャー・手話など使い、わかりやすく説明してほしかった	差別的行動を見かけた周りの人に止めに入っ てほしかった	思い込みではなく、自分は何をしてほしいか聞いて行動してほしかった	その他	わからない	無回答
全 体	4.1	8.0	12.7	4.8	15.2	29.2
身体障害	6.1	4.8	10.6	3.6	16.7	39.7
知的障害	5.2	12.1	13.3	5.8	17.6	18.5
精神障害	3.5	13.5	14.0	6.4	13.5	21.6
発達障害	5.2	11.3	16.5	5.2	13.9	17.0
難病	3.5	7.0	10.5	3.5	14.0	36.8
高次脳機能障害	－	7.4	11.1	11.1	3.7	33.3
強度行動障害	4.7	14.0	12.4	5.4	15.5	19.4

問 42 成年後見制度について知っていますか。(○は1つだけ)

「名前も内容も知らない」の割合が37.5%と最も高く、次いで「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」の割合が30.6%、「名前も内容も知っている」の割合が23.9%となっています。

令和2年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



【障害種別】

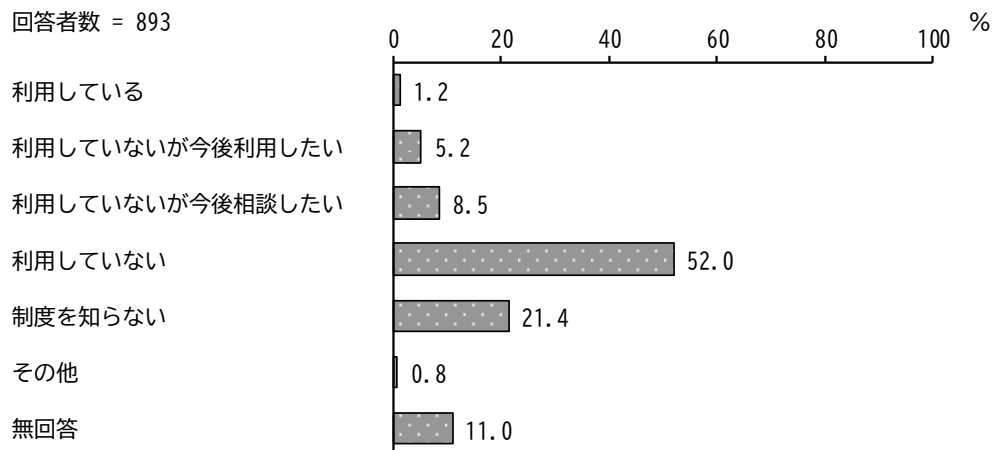
障害種別にみると、発達障害で「名前も内容も知らない」の割合が高くなっています。

単位：％

区分	回答者数 (件)	名前も内容も知っ ている	名前を聞いたこと があるが、内容は 知らない	名前も内容も知ら ない	無回 答
全 体	893	23.9	30.6	37.5	8.1
身体障害	330	27.3	30.0	30.3	12.4
知的障害	346	23.7	27.2	43.4	5.8
精神障害	171	19.9	35.7	39.8	4.7
発達障害	230	20.4	29.6	47.4	2.6
難病	57	24.6	36.8	29.8	8.8
高次脳機能障害	27	18.5	37.0	25.9	18.5
強度行動障害	129	26.4	25.6	38.8	9.3

問 43 あなたは成年後見制度を利用していますか。(○は1つだけ)

「利用していない」の割合が 52.0%と最も高く、次いで「制度を知らない」の割合が 21.4%となっています。



【障害種別】

障害種別にみると、発達障害で「制度を知らない」の割合が高くなっています。

単位：％

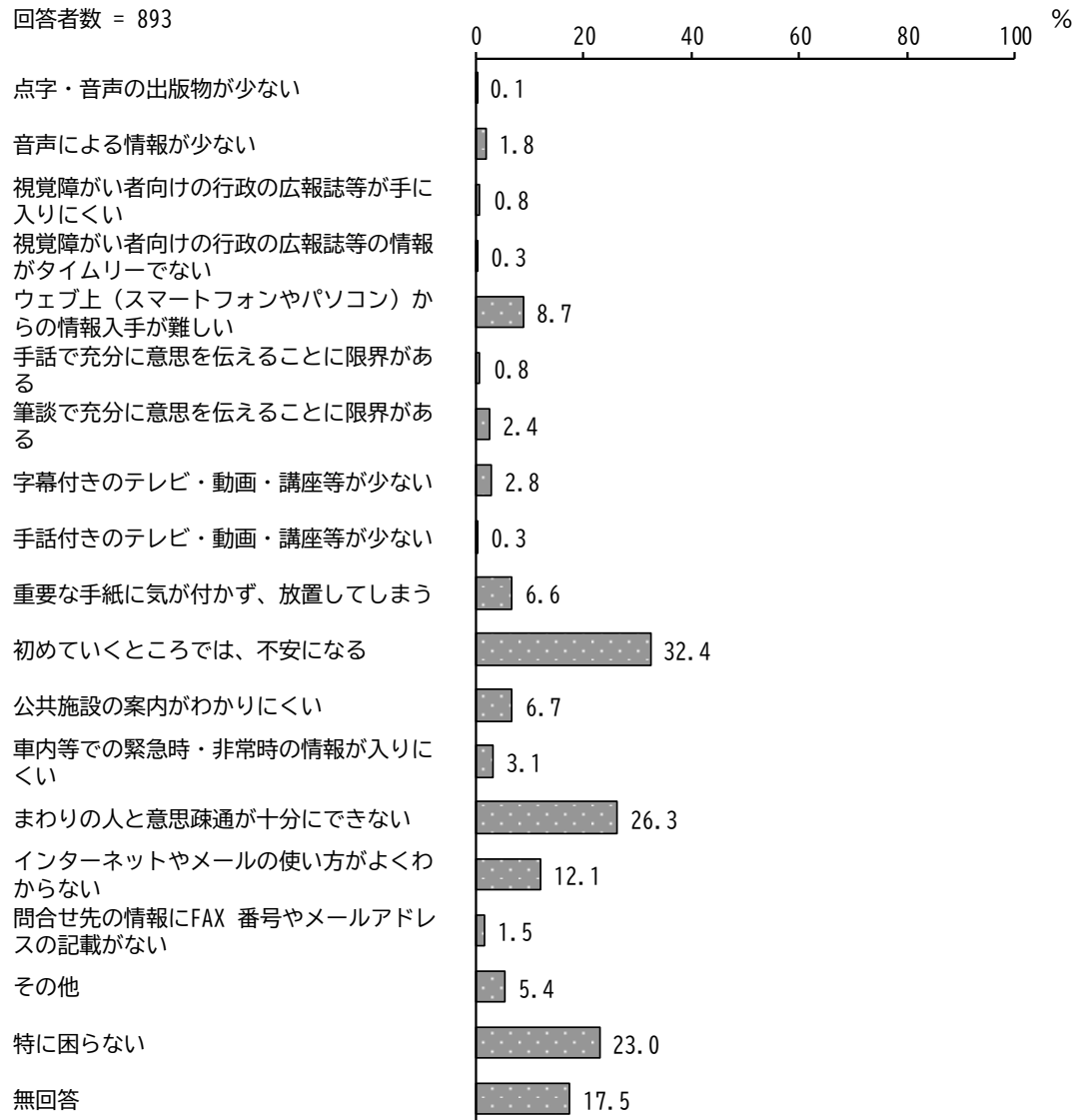
区分	回答者数 (件)	利用 している	利用 していない が 今後利用 したい	利用 していない が 今後相談 したい	利用 していない	制度を 知らない	その他	無 回答
全 体	893	1.2	5.2	8.5	52.0	21.4	0.8	11.0
身体障害	330	1.2	3.6	4.8	52.7	19.1	0.6	17.9
知的障害	346	1.2	7.5	14.2	47.4	22.3	1.2	6.4
精神障害	171	1.8	4.7	5.8	51.5	26.3	2.3	7.6
発達障害	230	—	5.7	10.9	50.0	27.8	0.4	5.2
難病	57	1.8	5.3	14.0	45.6	21.1	—	12.3
高次脳機能障害	27	3.7	7.4	7.4	48.1	11.1	—	22.2
強度行動障害	129	0.8	10.9	14.7	41.1	20.9	2.3	9.3

(8) コミュニケーションについて

問 44 あなたが情報入手する際や、コミュニケーションをとる際に困ることはなんですか。(○は3つまで)

「初めていくところでは、不安になる」の割合が 32.4%と最も高く、次いで「まわりの人と意思疎通が十分にできない」の割合が 26.3%、「特に困らない」の割合が 23.0%となっています。

回答者数 = 893



【障害種別】

障害種別にみると、知的障害で「まわりの人と意思疎通が十分にできない」の割合が高くなっています。

単位：％

区分	回答者数（件）	点字・音声の出版物が少ない	音声による情報が少ない	視覚障がい者向けの行政の広報誌等が手に入りにくい	視覚障がい者向けの行政の広報誌等の情報がタイムリーでない	ウェブ上（スマートフォンやパソコン）からの情報入手が難しい	手話で充分に意思を伝えることに限界がある	筆談で充分に意思を伝えることに限界がある	字幕付きのテレビ・動画・講座等が少ない	手話付きのテレビ・動画・講座等が少ない
全 体	893	0.1	1.8	0.8	0.3	8.7	0.8	2.4	2.8	0.3
身体障害	330	—	1.8	1.2	0.3	10.3	1.5	4.2	4.5	0.6
知的障害	346	—	1.7	0.6	0.3	6.1	0.9	2.0	1.4	0.6
精神障害	171	0.6	0.6	0.6	0.6	11.1	—	1.2	1.2	—
発達障害	230	—	1.7	0.4	—	5.2	0.4	1.3	2.2	0.4
難病	57	—	3.5	1.8	—	10.5	1.8	5.3	3.5	—
高次脳機能障害	27	—	—	—	—	7.4	—	—	—	—
強度行動障害	129	—	1.6	—	—	5.4	0.8	3.1	—	—

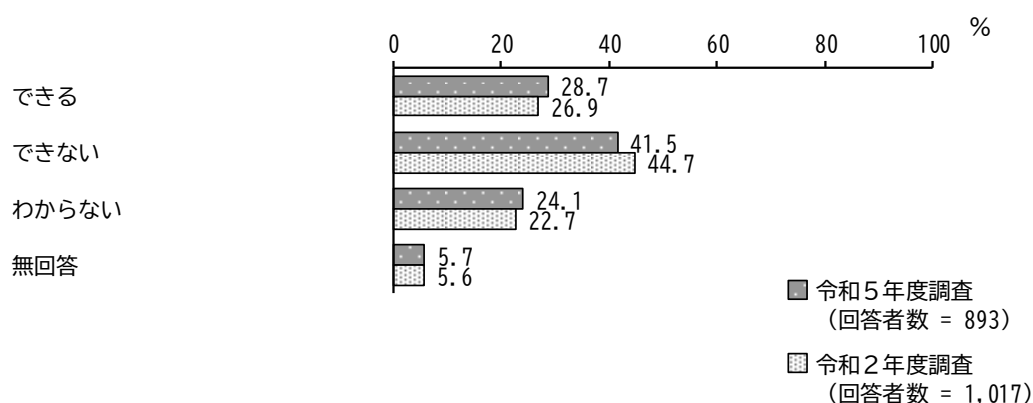
区分	重要な手紙に気が付かず、放置してしまう	初めていくところでは、不安になる	公共施設の案内がわかりにくい	車内等での緊急時・非常時の情報が入りにくい	まわりの人と意思疎通が十分にできない	インターネットやメールの使い方がよくわからない	問合せ先の情報にFAX番号やメールアドレスの記載がない	その他	特に困らない	無回答
全 体	6.6	32.4	6.7	3.1	26.3	12.1	1.5	5.4	23.0	17.5
身体障害	3.9	21.5	6.4	2.7	14.8	15.5	1.8	3.6	30.0	20.0
知的障害	8.1	39.6	7.5	5.8	45.4	11.0	0.9	7.8	12.7	16.2
精神障害	7.6	39.2	8.2	2.9	24.0	11.7	3.5	3.5	24.6	14.6
発達障害	9.1	47.4	4.8	3.5	41.3	6.5	0.4	8.7	16.1	13.9
難病	1.8	26.3	1.8	1.8	29.8	8.8	5.3	12.3	17.5	21.1
高次脳機能障害	11.1	18.5	3.7	—	33.3	14.8	—	—	25.9	25.9
強度行動障害	9.3	38.8	3.1	2.3	51.9	10.1	1.6	6.2	10.1	20.2

(9) 災害時の避難等について

問 45 あなたは、火事や地震等の災害時に一人で避難できますか。(○は1つだけ)

「できない」の割合が41.5%と最も高く、次いで「できる」の割合が28.7%、「わからない」の割合が24.1%となっています。

令和2年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



【障害種別】

障害種別にみると、強度行動障害で「できない」の割合が高くなっています。

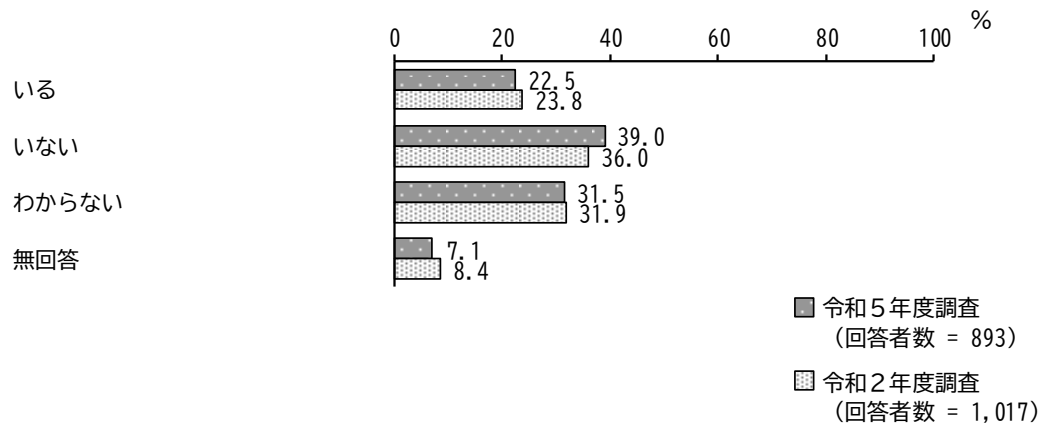
単位：％

区分	回答者数 (件)	できる	できない	わからない	無回答
全 体	893	28.7	41.5	24.1	5.7
身体障害	330	34.5	37.9	18.5	9.1
知的障害	346	10.4	63.9	22.0	3.8
精神障害	171	43.3	23.4	31.0	2.3
発達障害	230	17.8	50.9	28.3	3.0
難病	57	19.3	57.9	17.5	5.3
高次脳機能障害	27	22.2	44.4	22.2	11.1
強度行動障害	129	7.8	69.0	20.9	2.3

問 46 家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所にあなただけを助けてくれる人はいますか。(○は1つだけ)

「いない」の割合が 39.0%と最も高く、次いで「わからない」の割合が 31.5%、「いる」の割合が 22.5%となっています。

令和2年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



【障害種別】

障害種別にみると、強度行動障害で「いない」の割合が高くなっています。

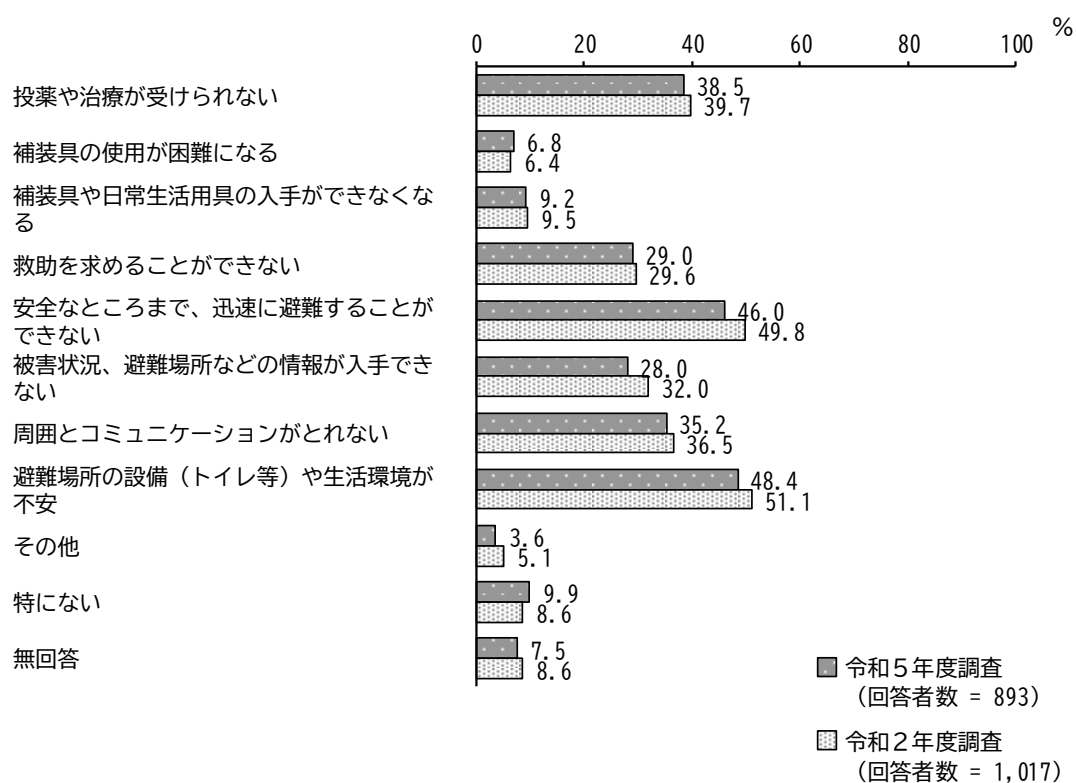
単位：％

区分	回答者数 (件)	いる	いない	わからない	無回答
全 体	893	22.5	39.0	31.5	7.1
身体障害	330	25.5	37.0	28.2	9.4
知的障害	346	17.6	44.8	31.5	6.1
精神障害	171	19.3	41.5	36.3	2.9
発達障害	230	19.1	43.9	34.3	2.6
難病	57	21.1	47.4	26.3	5.3
高次脳機能障害	27	18.5	29.6	40.7	11.1
強度行動障害	129	10.1	52.7	31.0	6.2

問 47 火事や地震等の災害時に困ることは何ですか。（あてはまるものすべてに○）

「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」の割合が 48.4%と最も高く、次いで「安全なところまで、迅速に避難することができない」の割合が 46.0%、「投薬や治療が受けられない」の割合が 38.5%となっています。

令和2年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



【障害種別】

障害種別にみると、強度行動障害で「周囲とコミュニケーションがとれない」の割合が高くなっています。

単位：％

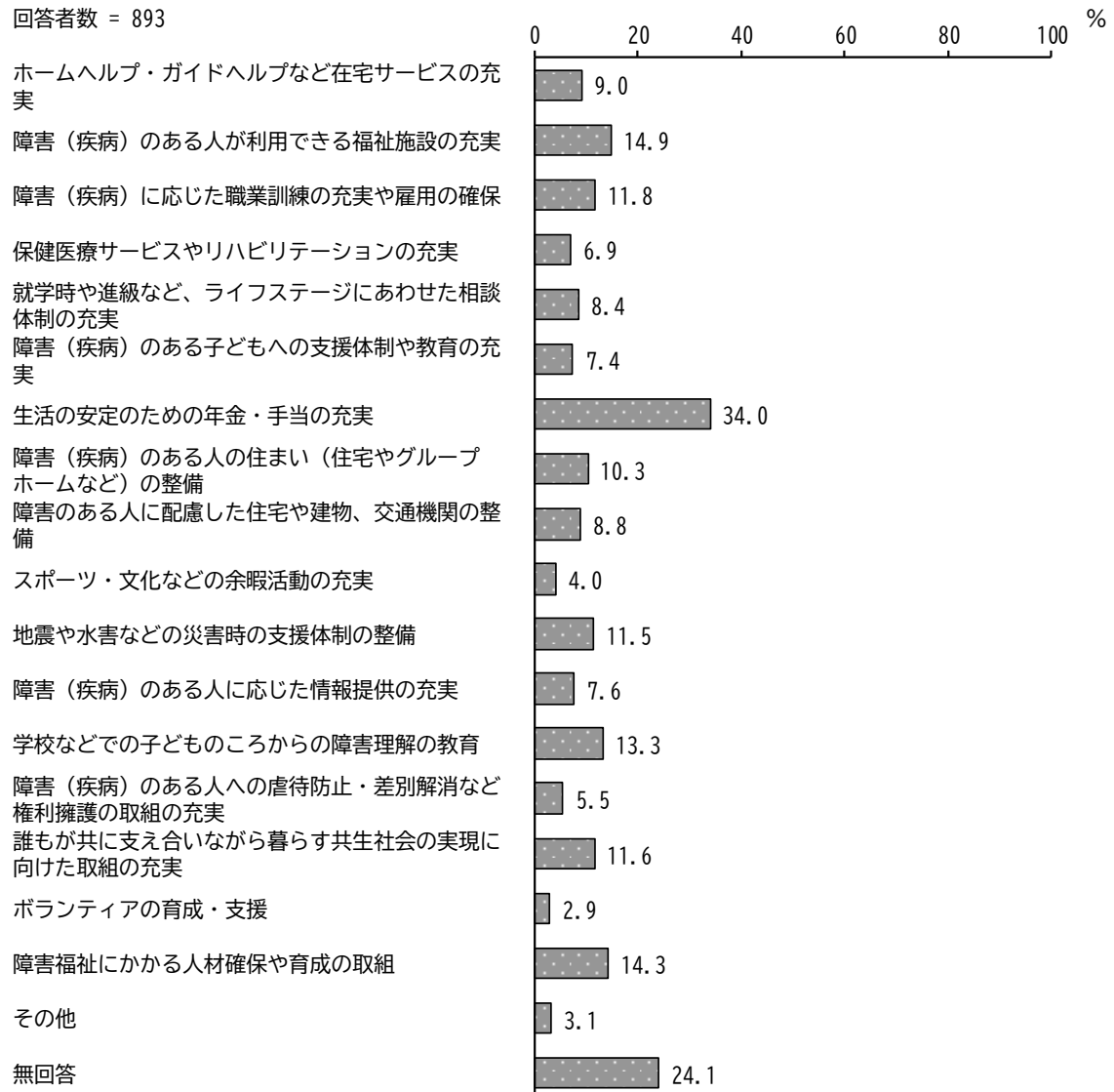
区分	回答者数（件）	投薬や治療が受けられない	補装具の使用が困難になる	補装具や日常生活用具の入手ができなくなる	補装具や日常生活用具の入手ができなくなる	救助を求めることができない	安全なところまで、迅速に避難することができない	被害状況、避難場所などの情報が入手できない	被害状況、避難場所などの情報が入手できない	周囲とコミュニケーションがとれない	避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安	その他	特にない	無回答
全 体	893	38.5	6.8	9.2	29.0	46.0	28.0	35.2	48.4	3.6	9.9	7.5		
身体障害	330	44.5	13.3	16.4	17.9	49.1	17.6	18.8	47.9	2.7	10.6	10.9		
知的障害	346	31.8	5.5	8.7	52.0	58.7	45.4	58.7	56.9	6.1	6.9	5.8		
精神障害	171	62.6	5.3	6.4	21.1	31.6	23.4	35.1	52.0	3.5	8.8	2.3		
発達障害	230	27.8	3.0	3.9	44.8	50.4	41.3	53.0	52.2	3.9	9.1	6.1		
難病	57	63.2	21.1	26.3	43.9	63.2	28.1	50.9	66.7	3.5	8.8	5.3		
高次脳機能障害	27	40.7	14.8	14.8	22.2	51.9	25.9	37.0	51.9	3.7	11.1	11.1		
強度行動障害	129	41.9	6.2	7.0	53.5	58.1	43.4	62.8	58.9	7.8	2.3	5.4		

(10) 市の施策について

問 48 障害（疾病）のある人に関する加古川市の施策のうち、あなたがもっと力を入れる必要があると思うものはどれですか。（〇は3つまで）

「生活の安定のための年金・手当の充実」の割合が 34.0%と最も高く、次いで「障害（疾病）のある人が利用できる福祉施設の充実」の割合が 14.9%、「障害福祉にかかる人材確保や育成の取組」の割合が 14.3%となっています。

回答者数 = 893



【障害種別】

障害種別にみると、発達障害で「学校などでの子どもへの障害理解の教育」の割合が高くなっています。

単位：％

区分	回答者数（件）	ホームヘルプ・ガイドヘルプなど在宅サービスの充実	障害（疾病）のある人が利用できる福祉施設の充実	障害（疾病）に応じた職業訓練の充実や雇用の確保	保健医療サービスやリハビリテーションの充実	就学時や進級など、ライフステージにあわせた相談体制の充実	障害（疾病）のある子どもへの支援体制や教育の充実	生活の安定のための年金・手当の充実	障害（疾病）のある人の住まい（住宅やグループホームなど）の整備	障害のある人に配慮した住宅や建物、交通機関の整備
全 体	893	9.0	14.9	11.8	6.9	8.4	7.4	34.0	10.3	8.8
身体障害	330	13.0	14.2	5.8	12.7	2.1	2.4	31.5	6.4	12.4
知的障害	346	7.2	18.2	10.7	3.2	9.0	10.4	35.0	17.1	7.2
精神障害	171	9.9	18.7	22.2	4.1	4.1	3.5	48.0	9.4	9.9
発達障害	230	4.3	13.9	14.8	2.2	21.7	17.4	33.5	10.0	5.2
難病	57	10.5	24.6	8.8	12.3	7.0	8.8	31.6	10.5	14.0
高次脳機能障害	27	11.1	18.5	7.4	11.1	7.4	3.7	37.0	14.8	18.5
強度行動障害	129	8.5	20.9	8.5	3.1	7.0	7.8	27.1	17.8	8.5

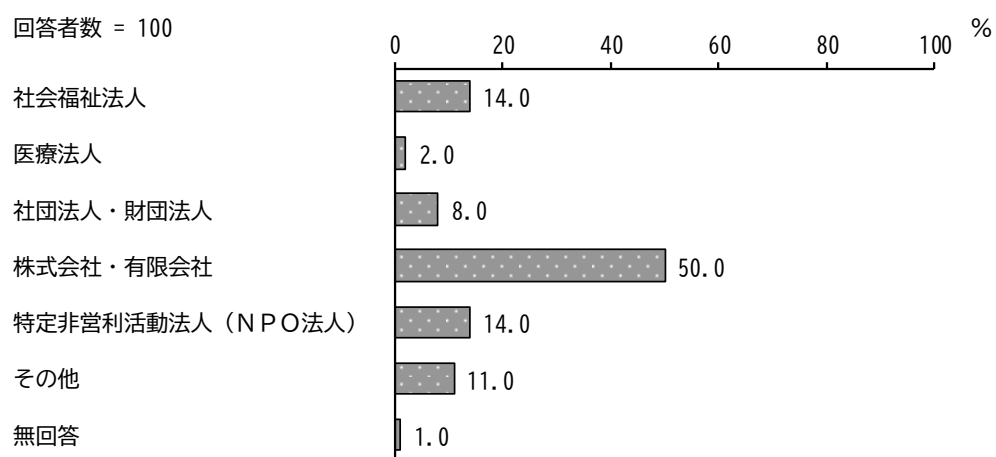
区分	スポーツ・文化などの余暇活動の充実	地震や水害などの災害時の支援体制の整備	障害（疾病）のある人に応じた情報提供の充実	学校などでの子どもへの障害理解の教育	障害（疾病）のある人への虐待防止・差別解消など権利擁護の取組の充実	誰もが共に支え合いながら暮らす共生社会の実現に向けた取組の充実	ボランティアの育成・支援	障害福祉にかかる人材確保や育成の取組	その他	無回答
全 体	4.0	11.5	7.6	13.3	5.5	11.6	2.9	14.3	3.1	24.1
身体障害	2.7	15.2	8.2	4.8	3.6	12.4	2.7	11.5	3.0	29.1
知的障害	5.8	10.1	5.5	15.0	6.6	12.4	3.5	18.5	3.8	22.8
精神障害	2.9	12.9	11.7	7.6	8.2	9.4	3.5	12.9	4.1	15.2
発達障害	5.2	10.0	7.0	30.9	7.0	11.3	1.3	15.7	0.9	22.6
難病	3.5	17.5	10.5	7.0	1.8	10.5	—	17.5	—	22.8
高次脳機能障害	3.7	18.5	3.7	11.1	3.7	3.7	3.7	22.2	—	25.9
強度行動障害	3.1	9.3	5.4	9.3	7.0	7.0	6.2	22.5	2.3	26.4

【事業所】

問1 貴法人の運営主体の種別はどれにあたりますか。(いずれか1つに○)

「株式会社・有限会社」の割合が50.0%と最も高く、次いで「社会福祉法人」、「特定非営利活動法人（NPO法人）」の割合が14.0%となっています。

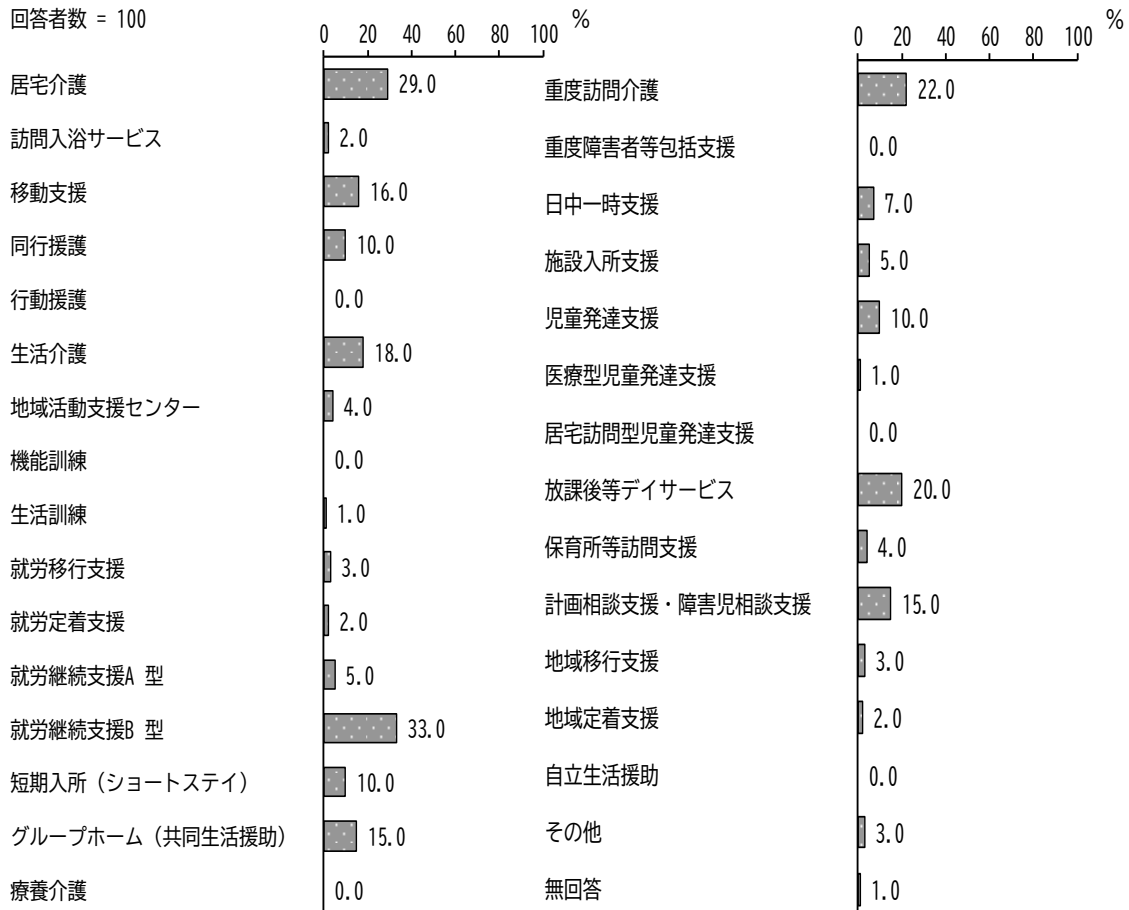
回答者数 = 100



問2 貴法人が提供しているサービスは何ですか。(あてはまるものすべてに○)

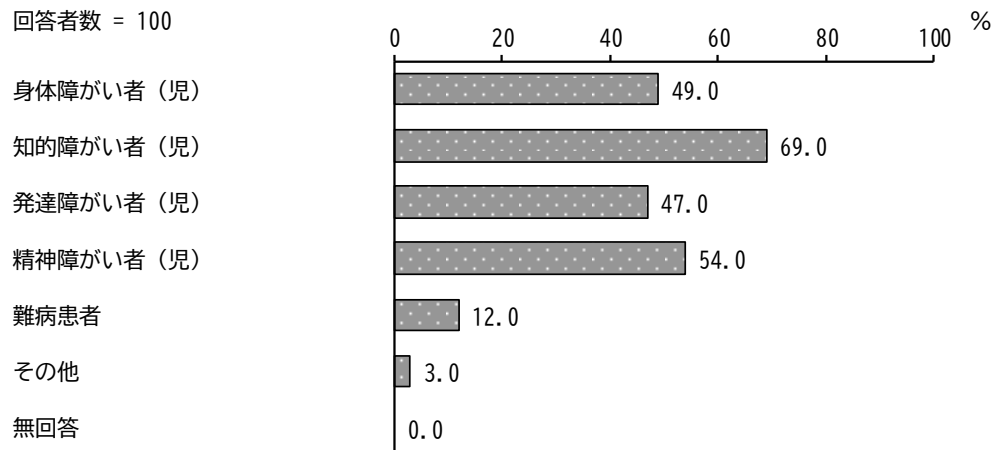
「就労継続支援B型」の割合が33.0%と最も高く、次いで「居宅介護」の割合が29.0%、「重度訪問介護」の割合が22.0%となっています。

回答者数 = 100



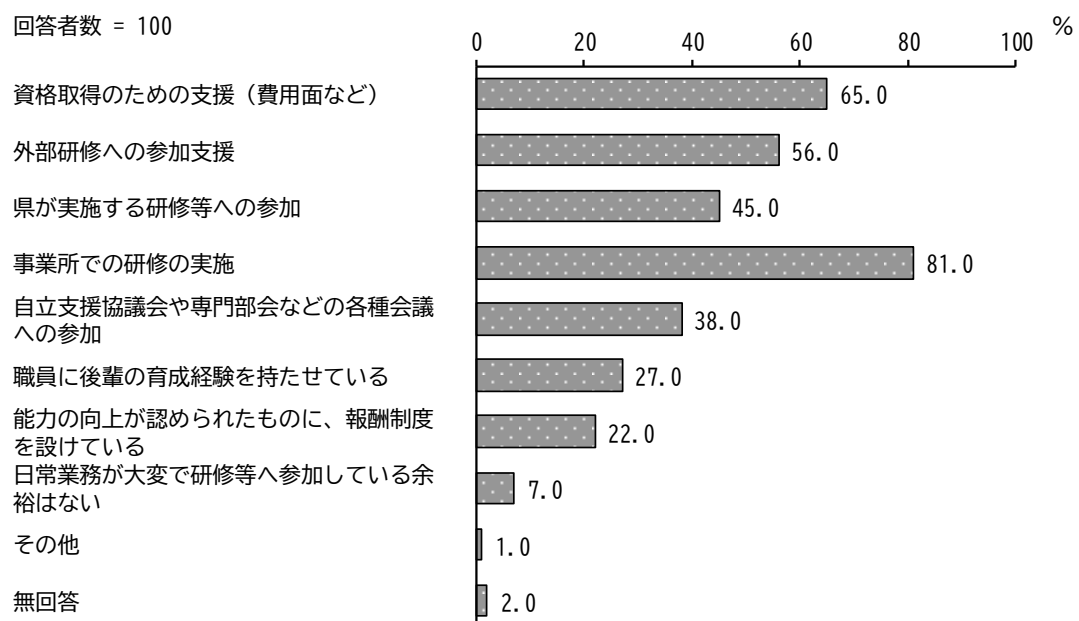
問4 貴法人が提供するサービスの利用者は、どのような方が多いですか。
(該当するものに○。複数回答可)

「知的障がい者（児）」の割合が 69.0%と最も高く、次いで「精神障がい者（児）」の割合が 54.0%、「身体障がい者（児）」の割合が 49.0%となっています。



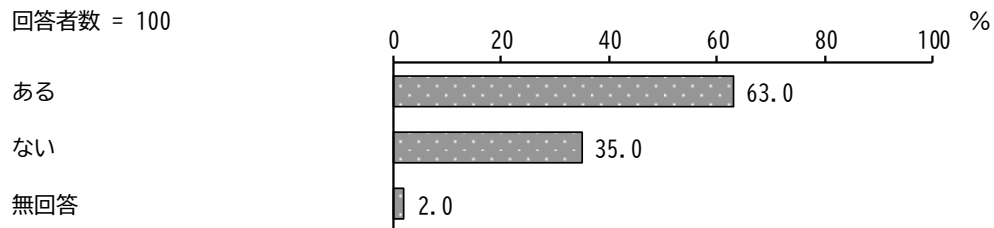
問5 貴法人では、人材育成のためにどのようなことに取り組んでいますか。
(あてはまるものすべてに○)

「事業所での研修の実施」の割合が 81.0%と最も高く、次いで「資格取得のための支援（費用面など）」の割合が 65.0%、「外部研修への参加支援」の割合が 56.0%となっています。



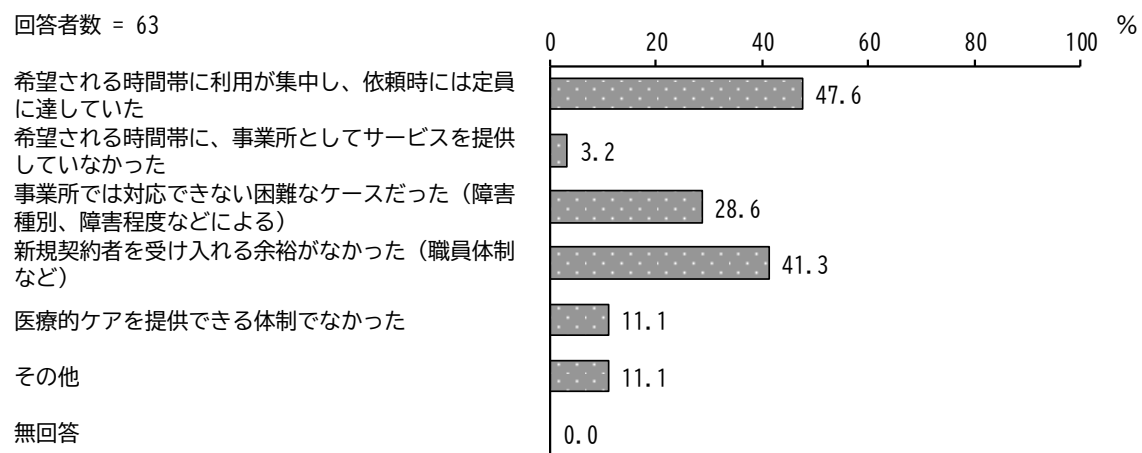
問6 貴法人では、利用者からの依頼に対して、サービスを提供できなかったことがありますか。(いずれか1つに○)

「ある」の割合が 63.0%、「ない」の割合が 35.0%となっています。



問7 貴法人で、利用者からの依頼に対して、サービスを提供できなかった理由は何ですか。(あてはまるものすべてに○)

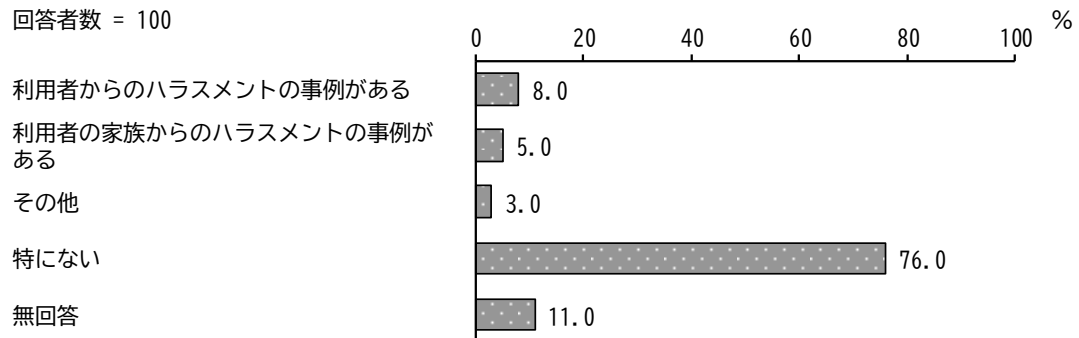
「希望される時間帯に利用が集中し、依頼時には定員に達していた」の割合が 47.6%と最も高く、次いで「新規契約者を受け入れる余裕がなかった(職員体制など)」の割合が 41.3%、「事業所では対応できない困難なケースだった(障害種別、障害程度などによる)」の割合が 28.6%となっています。



問8 貴法人では、この1年間で利用者やその家族から、暴力や暴言、契約以外のサービスの強要などのハラスメントの事例がありますか。(あてはまるものすべてに○)

「特にない」の割合が76.0%と最も高くなっています。

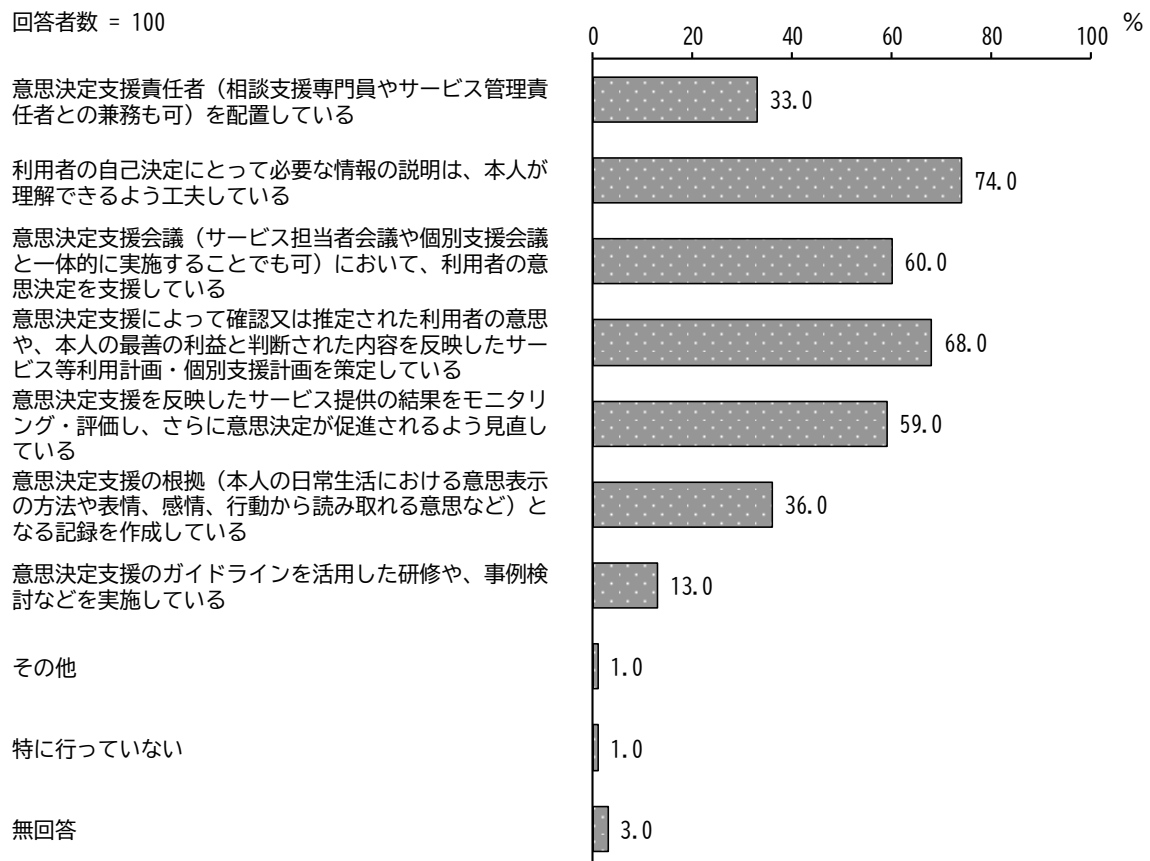
回答者数 = 100



問9 貴法人では、利用者の意思決定を支援する取り組みや相談をしていますか。
(あてはまるものすべてに○)

「利用者の自己決定にとって必要な情報の説明は、本人が理解できるよう工夫している」の割合が74.0%と最も高く、次いで「意思決定支援によって確認又は推定された利用者の意思や、本人の最善の利益と判断された内容を反映したサービス等利用計画・個別支援計画を策定している」の割合が68.0%、「意思決定支援会議（サービス担当者会議や個別支援会議と一体的に実施することでも可）において、利用者の意思決定を支援している」の割合が60.0%となっています。

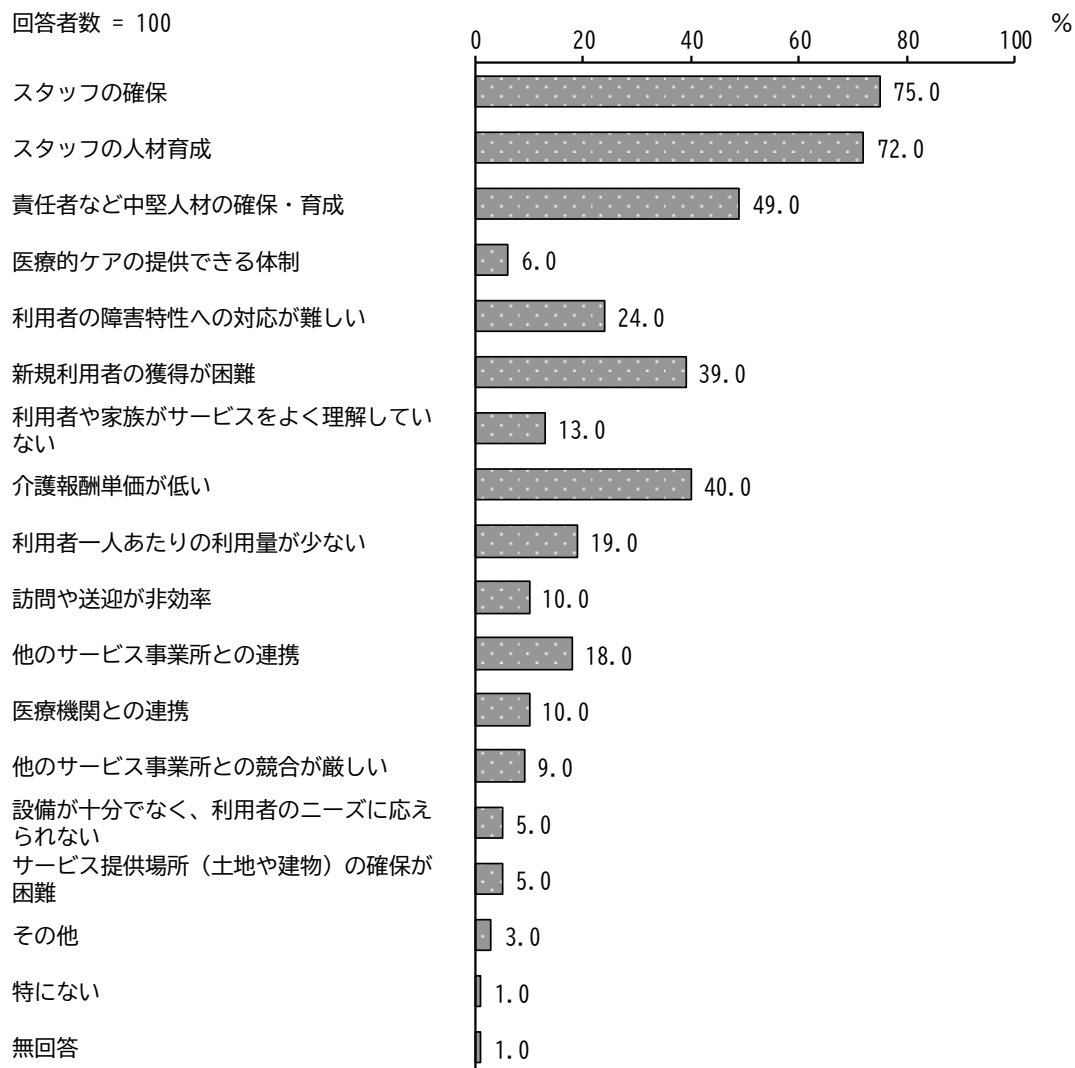
回答者数 = 100



問 10 事業を運営する上で、どのような課題がありますか。
(あてはまるものすべてに○)

「スタッフの確保」の割合が 75.0%と最も高く、次いで「スタッフの人材育成」の割合が 72.0%、「責任者など中堅人材の確保・育成」の割合が 49.0%となっています。

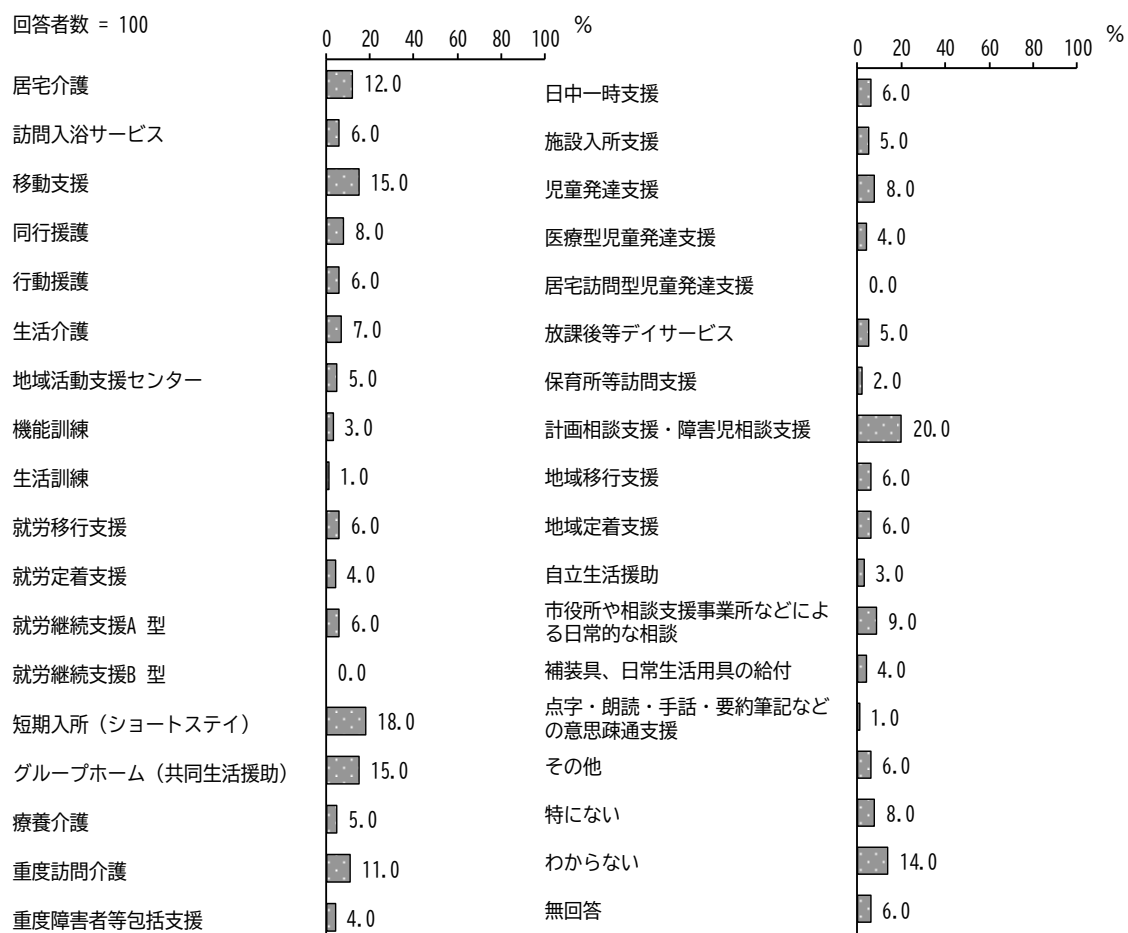
回答者数 = 100



問 11 加古川市内で不足していると思われるサービスは何ですか。
(あてはまるものすべてに○)

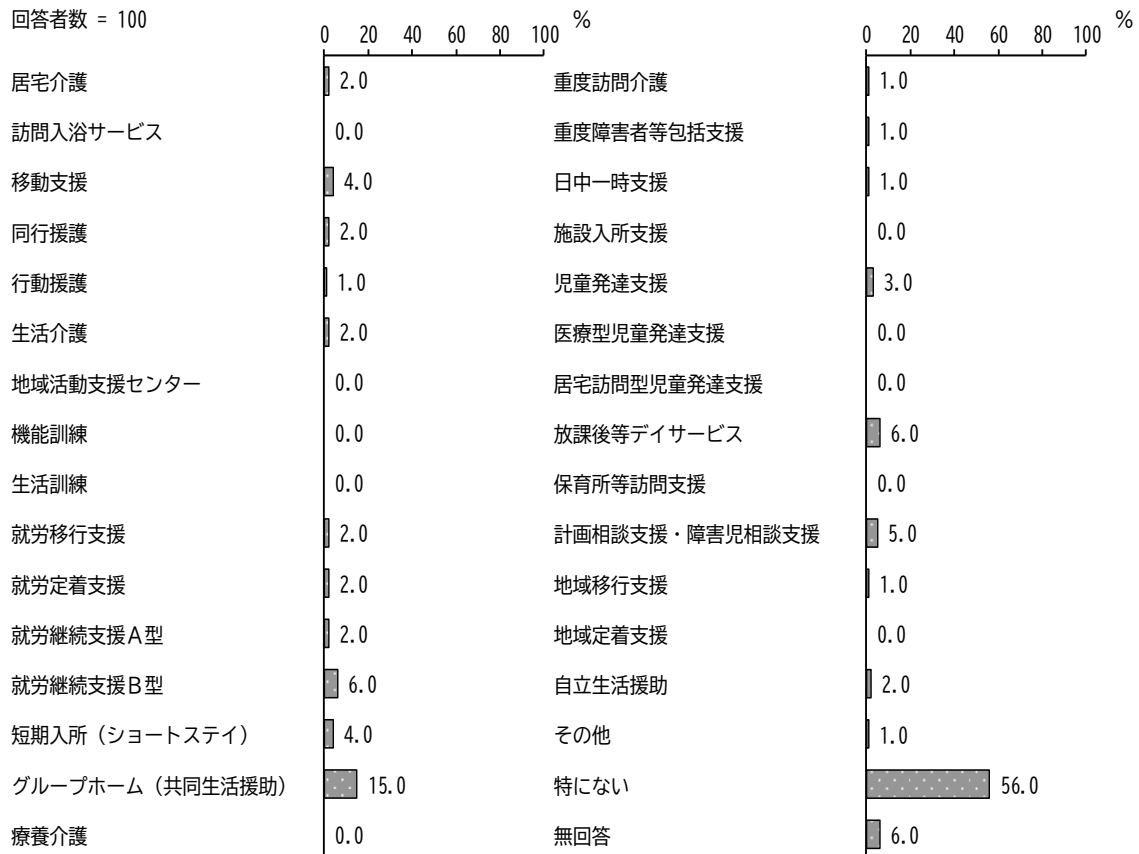
「計画相談支援・障害児相談支援」の割合が 20.0%と最も高く、次いで「短期入所（ショートステイ）」の割合が 18.0%、「移動支援」、「グループホーム（共同生活援助）」の割合が 15.0%となっています。

回答者数 = 100



問 12 将来的に参入を考えている障害福祉サービス等がありますか。
(あてはまるものすべてに○)

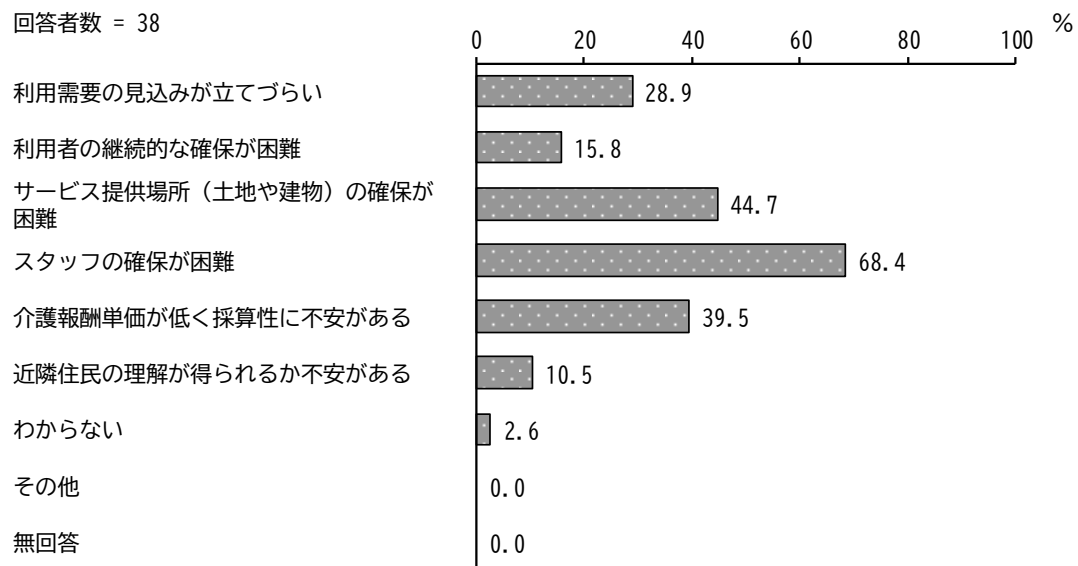
「特にない」の割合が 56.0%と最も高く、次いで「グループホーム(共同生活援助)」の割合が 15.0%となっています。



問 13 問 12 で答えた障害福祉サービスに参入する際の課題は何だと思えますか。
(あてはまるものすべてに○)

「スタッフの確保が困難」の割合が 68.4%と最も高く、次いで「サービス提供場所（土地や建物）の確保が困難」の割合が 44.7%、「介護報酬単価が低く採算性に不安がある」の割合が 39.5%となっています。

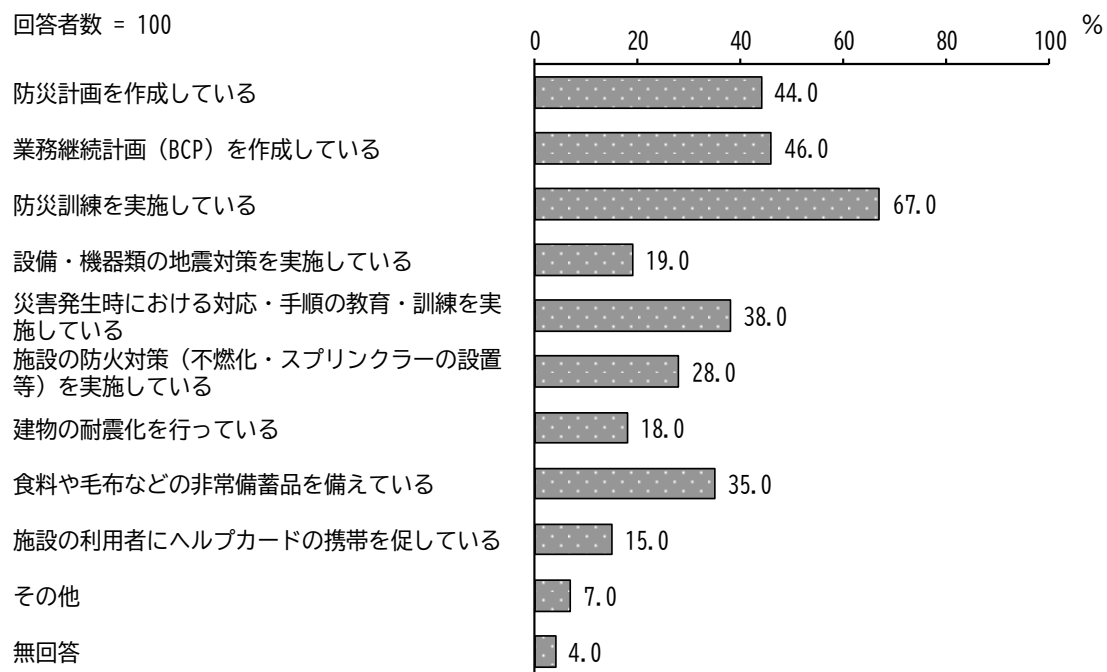
回答者数 = 38



問 14 災害時の備えとして、貴法人が取り組んでいることはありますか。
(あてはまるものすべてに○)

「防災訓練を実施している」の割合が 67.0%と最も高く、次いで「業務継続計画（BCP）を作成している」の割合が 46.0%、「防災計画を作成している」の割合が 44.0%となっています。

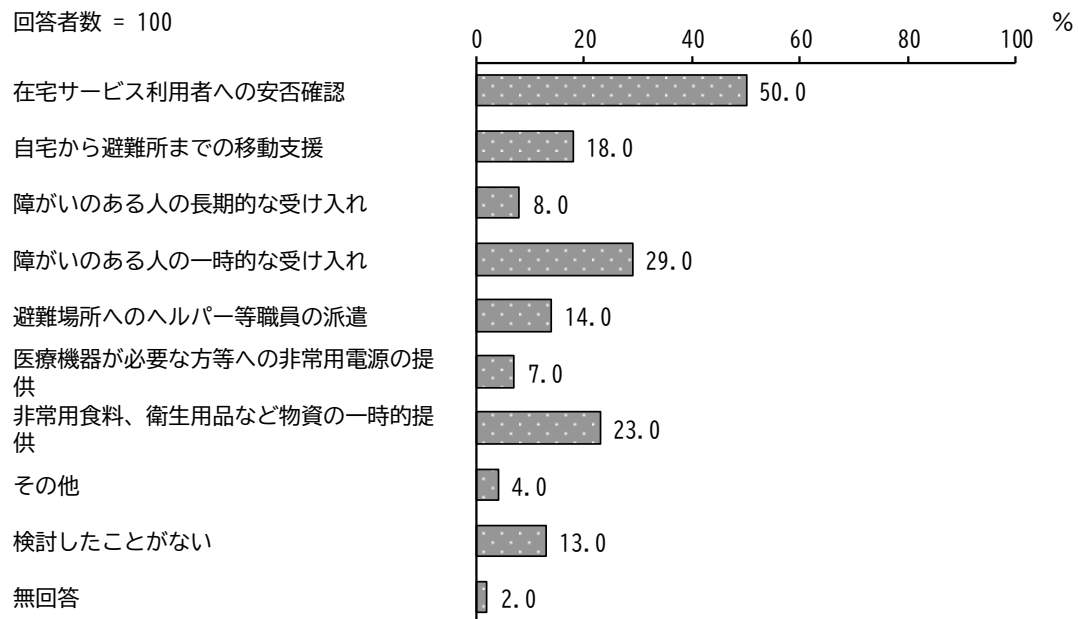
回答者数 = 100



問 15 災害時に障がいのある人への支援において協力できることはどのようなことですか。(あてはまるものすべてに○)

「在宅サービス利用者への安否確認」の割合が 50.0%と最も高く、次いで「障がいのある人の一時的な受け入れ」の割合が 29.0%、「非常用食料、衛生用品など物資の一時的提供」の割合が 23.0%となっています。

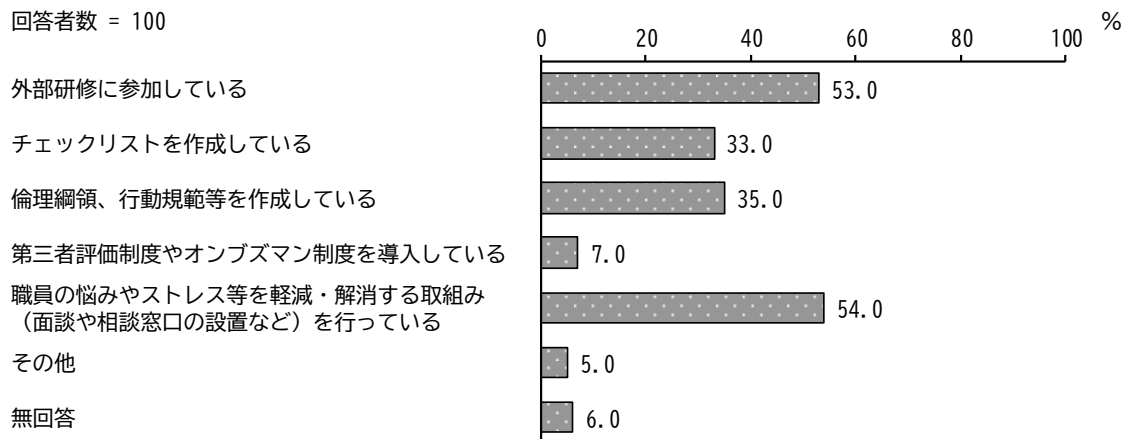
回答者数 = 100



問 16 虐待防止について、貴法人が取り組んでいることはありますか。
(あてはまるものすべてに○)

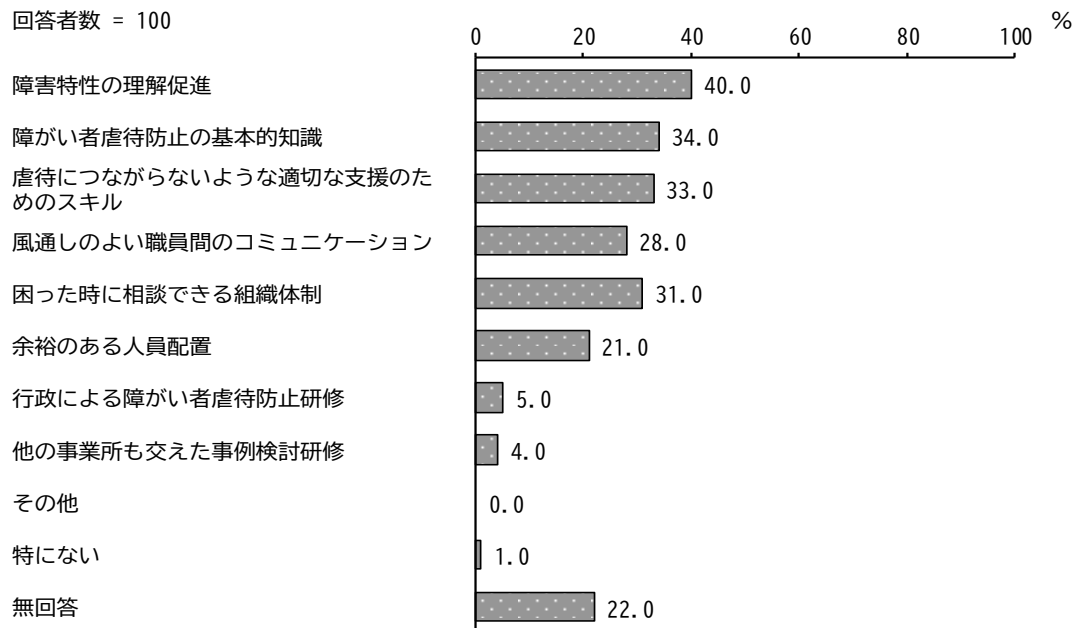
「職員の悩みやストレス等を軽減・解消する取組み（面談や相談窓口の設置など）を行っている」の割合が 54.0%と最も高く、次いで「外部研修に参加している」の割合が 53.0%、「倫理綱領、行動規範等を作成している」の割合が 35.0%となっています。

回答者数 = 100



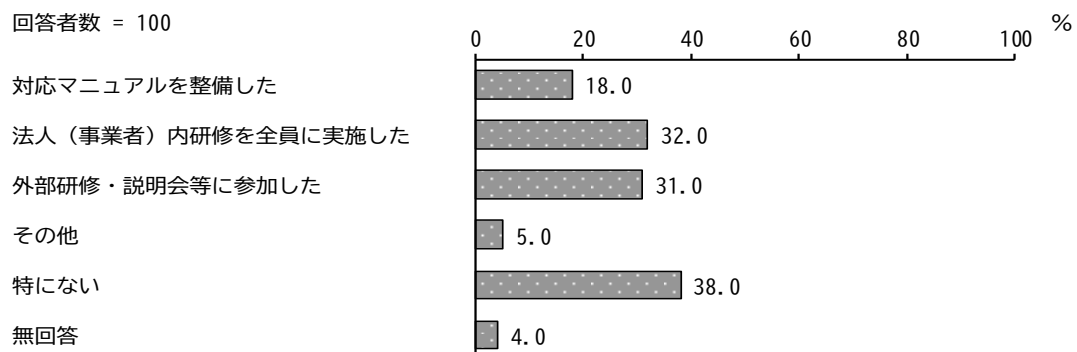
問 17 虐待防止に向けて必要だと思うもののうち、貴法人においてより強化すべきことは何だと思いますか。（あてはまるもの3つまでに○）

「障害特性の理解促進」の割合が 40.0%と最も高く、次いで「障がい者虐待防止の基本的知識」の割合が 34.0%、「虐待につながらないような適切な支援のためのスキル」の割合が 33.0%となっています。



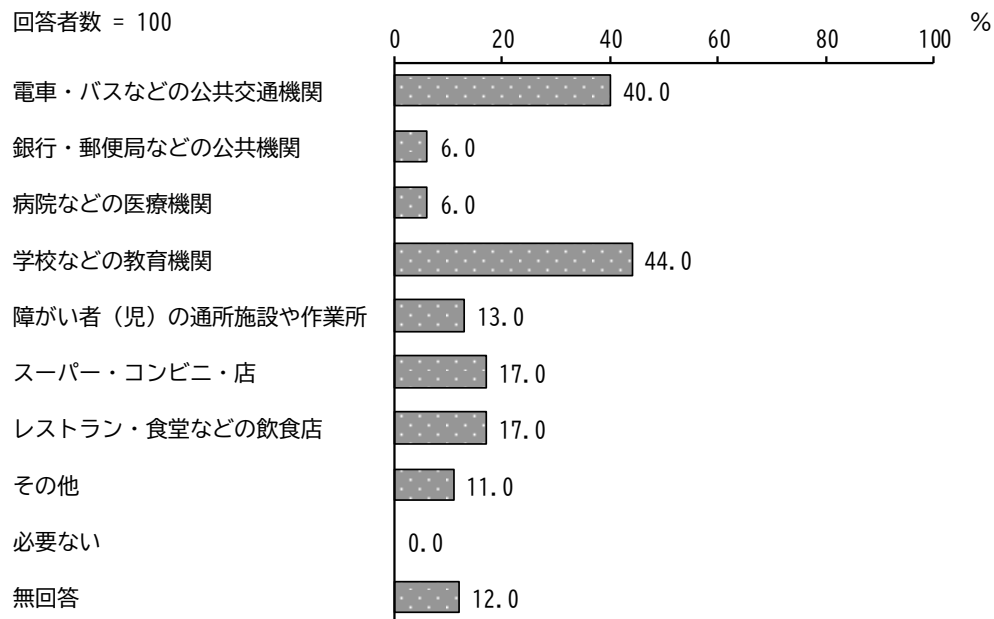
問 18 貴法人で、障害者差別解消の推進に向けて取り組んでいることはありますか。（あてはまるものすべてに○）

「特にない」の割合が 38.0%と最も高く、次いで「法人（事業者）内研修を全員に実施した」の割合が 32.0%、「外部研修・説明会等に参加した」の割合が 31.0%となっています。



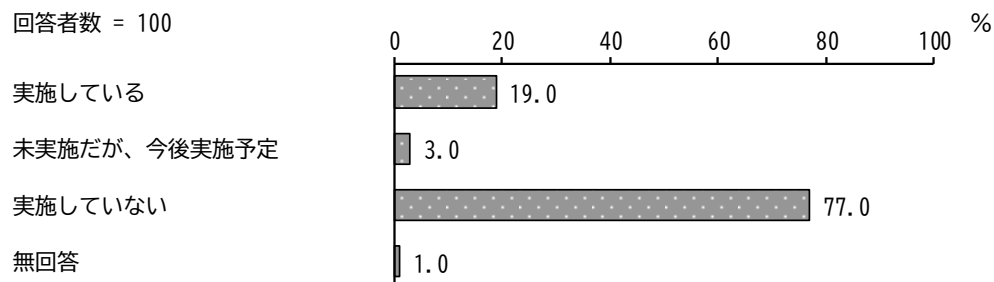
問 19 障害者差別解消の推進に向けた取り組みがどこに広まればよいと思いますか。（あてはまるもの2つまでに○）

「学校などの教育機関」の割合が 44.0%と最も高く、次いで「電車・バスなどの公共交通機関」の割合が 40.0%、「スーパー・コンビニ・店」、「レストラン・食堂などの飲食店」の割合が 17.0%となっています。



問 20 貴法人において、医療的ケア児・者に対する支援を実施していますか。（いずれか1つに○）

「実施していない」の割合が 77.0%と最も高く、次いで「実施している」の割合が 19.0%となっています。



問 21（医療的ケア児・者の支援を実施又は実施予定の法人）

① 実施している障がい児・者の人数をご記入ください。※実施予定の場合は、現段階の見込み人数(該当するものに○をして、人数を記入)

「18 歳以上」の割合が 36.4%と最も高く、次いで「就学後～18 歳未満」の割合が 13.6%となっています。

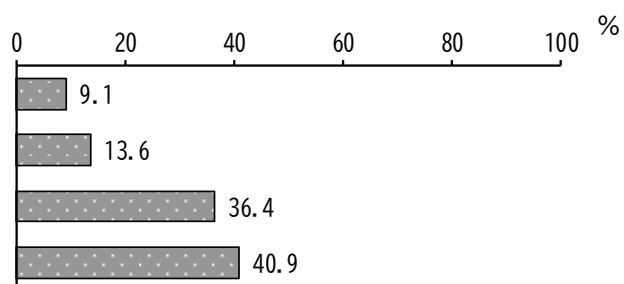
回答者数 = 22

未就学児

就学後～18歳未満

18歳以上

無回答



未就学児

「1 人」、「3 人」が 1 件となっています。

回答者数 = 22

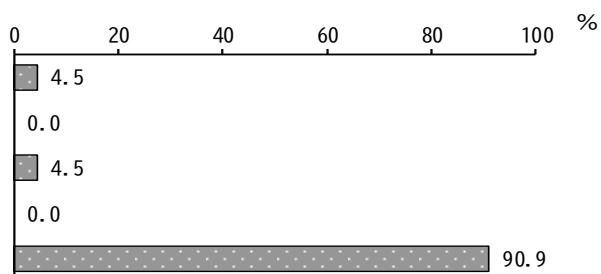
1 人

2 人

3 人

4 人以上

無回答



就学後～18 歳未満

「4 人以上」が 3 件となっています。

回答者数 = 22

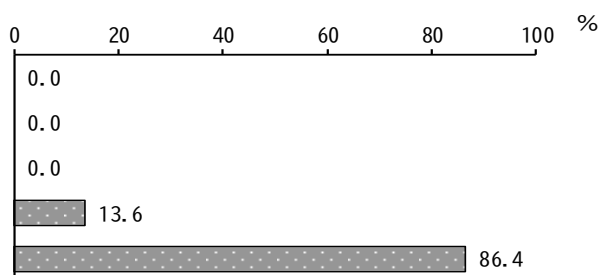
1 人

2 人

3 人

4 人以上

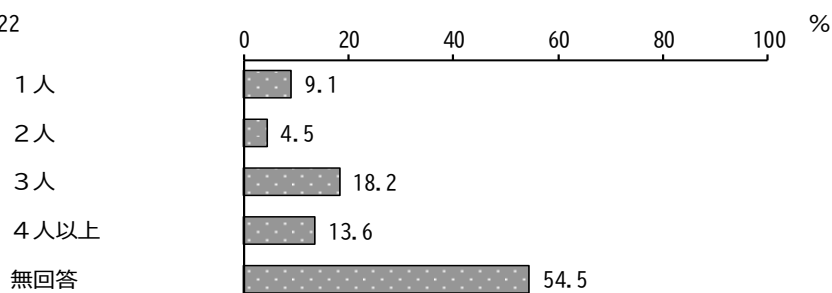
無回答



18 歳以上

「3人」の割合が 18.2%と最も高く、次いで「4人以上」の割合が 13.6%となっています。

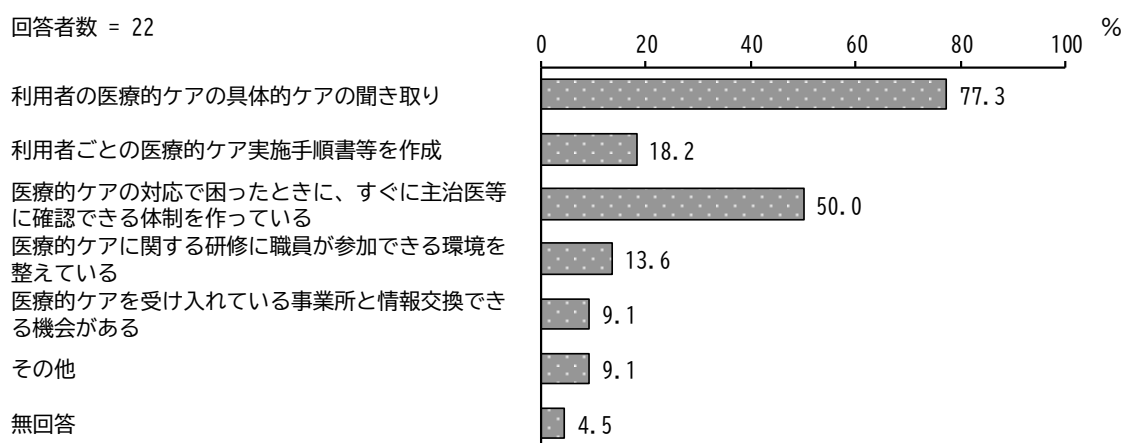
回答者数 = 22



② 医療的ケア児・者の支援を実施する(又は実施予定とする)ために、貴法人での事業運営上、どのような工夫をしていますか。1に○をつけた方は、聞き取りしている方はどなたですか。(あてはまるものすべてに○)

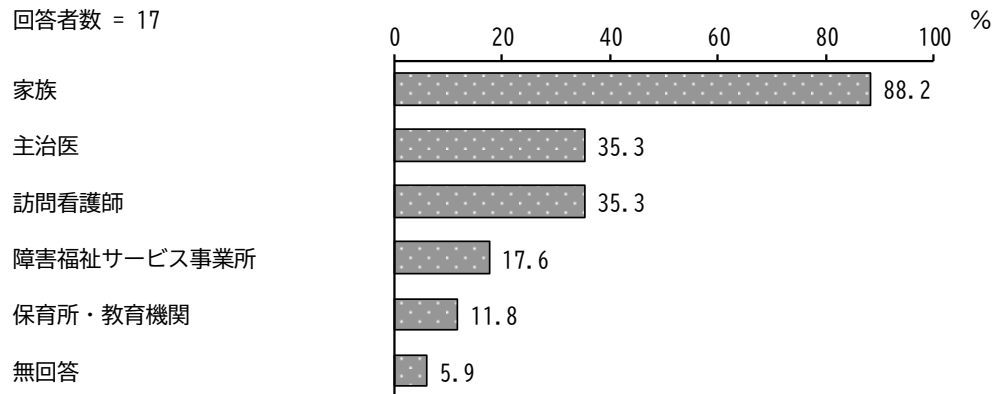
「利用者の医療的ケアの具体的ケアの聞き取り」の割合が 77.3%と最も高く、次いで「医療的ケアの対応で困ったときに、すぐに主治医等を確認できる体制を作っている」の割合が 50.0%、「利用者ごとの医療的ケア実施手順書等を作成」の割合が 18.2%となっています。

回答者数 = 22



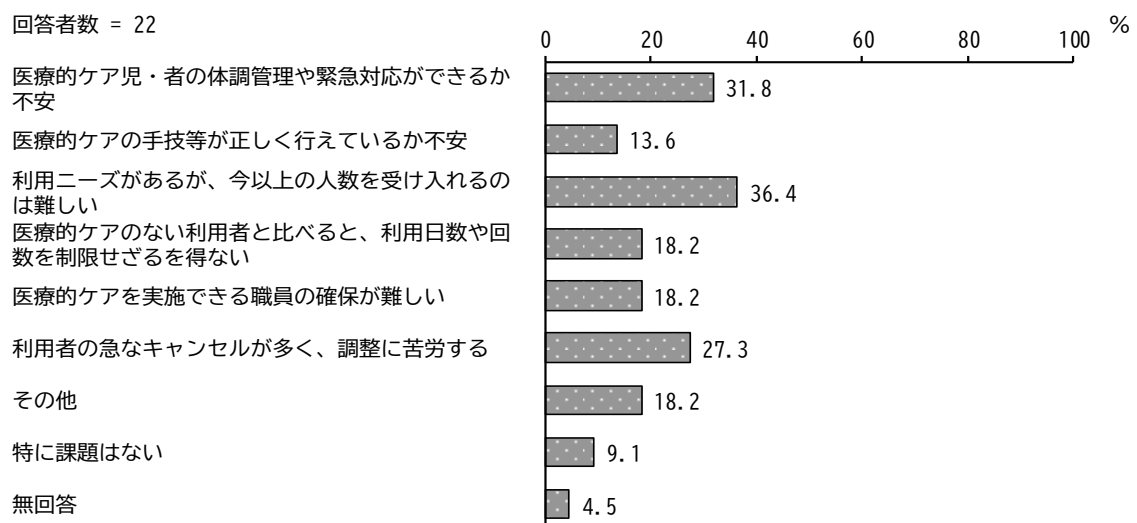
利用者の医療的ケアの具体的ケアの聞き取りをしている方(聞き取りしている方の記号に○)

「家族」の割合が 88.2%と最も高く、次いで「主治医」、「訪問看護師」の割合が 35.3%となっています。



③ 医療的ケア児・者の支援の実施に当たって生じた事業運営への影響や、円滑な事業運営を図る上での課題は何ですか。(あてはまるものすべてに○)

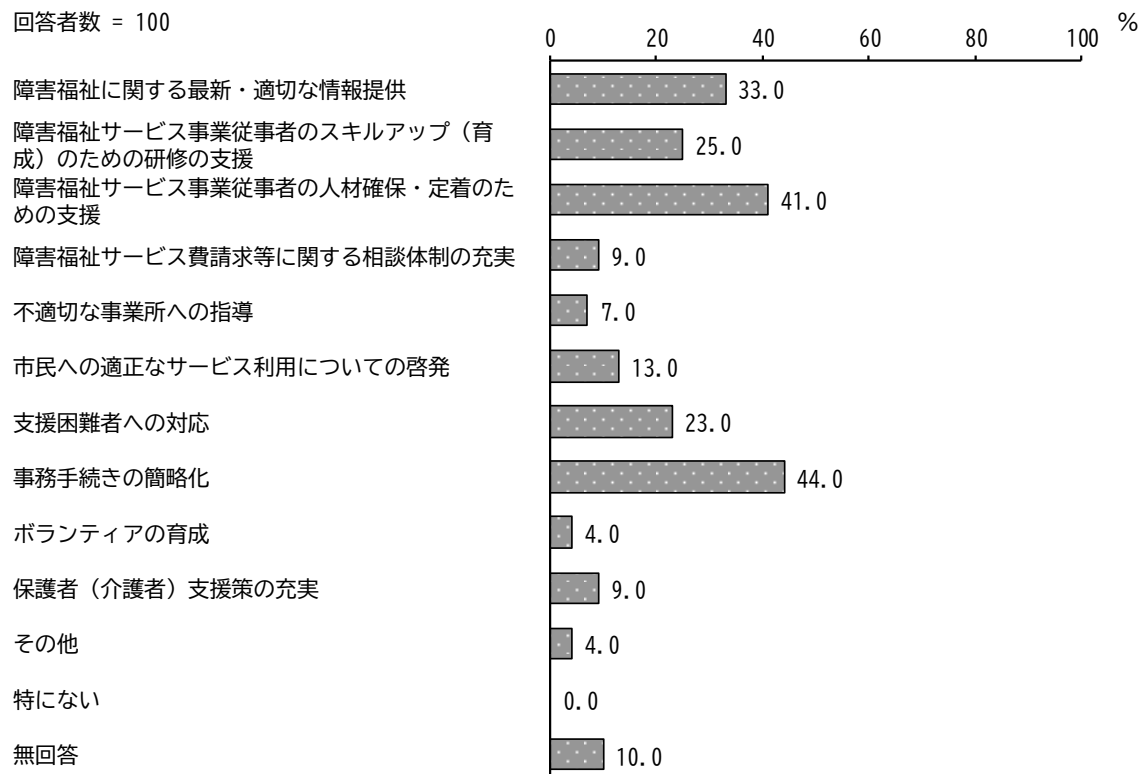
「利用ニーズがあるが、今以上の人数を受け入れるのは難しい」の割合が 36.4%と最も高く、次いで「医療的ケア児・者の体調管理や緊急対応ができるか不安」の割合が 31.8%、「利用者の急なキャンセルが多く、調整に苦勞する」の割合が 27.3%となっています。



問 22 貴法人として行政に対して望むことはどのようなことですか。
(あてはまるもの3つまでに○)

「事務手続きの簡略化」の割合が 44.0%と最も高く、次いで「障害福祉サービス事業従事者の人材確保・定着のための支援」の割合が 41.0%、「障害福祉に関する最新・適切な情報提供」の割合が 33.0%となっています。

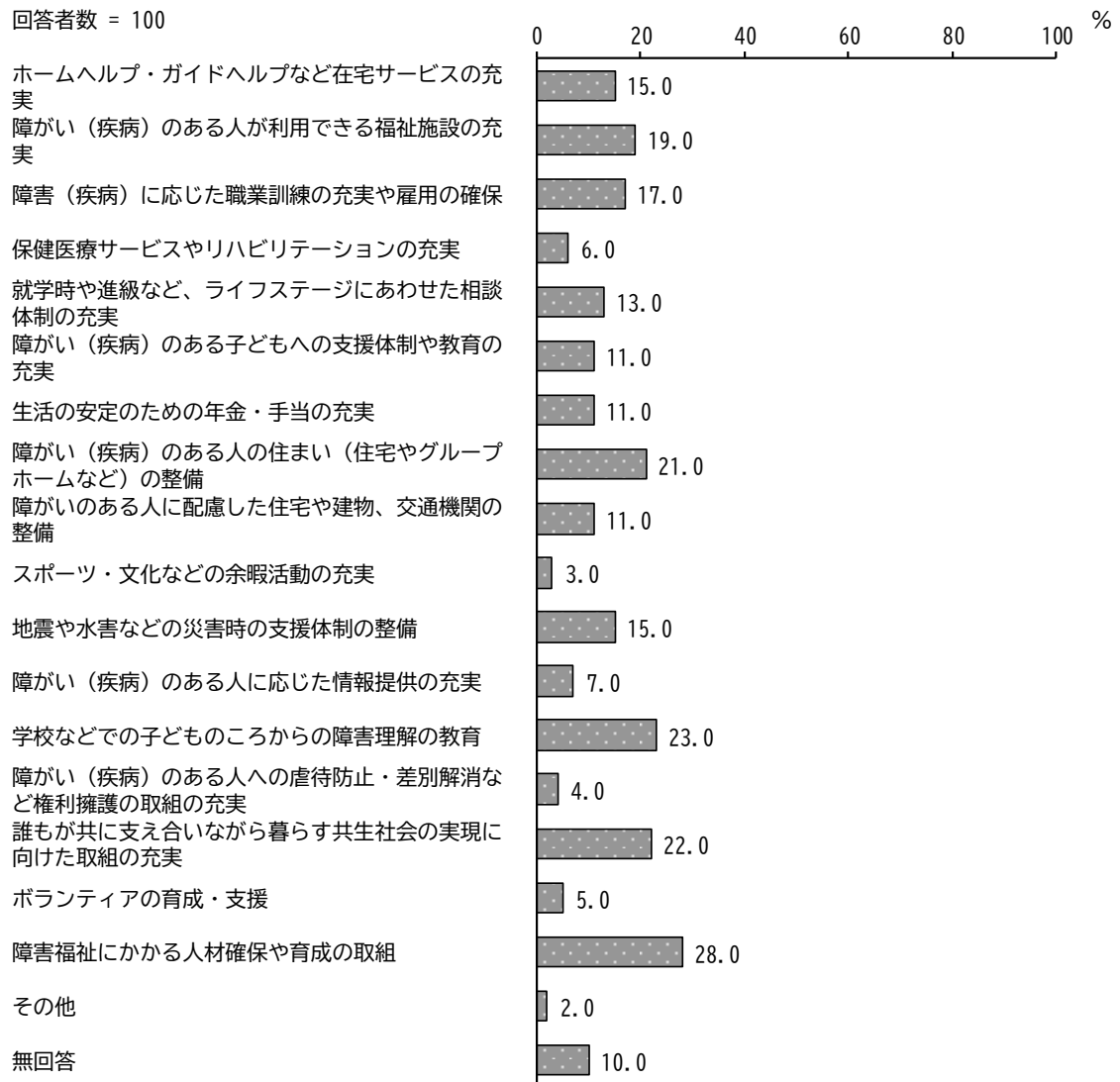
回答者数 = 100



問 23 障がい（疾病）のある人に関する市の施策のうち、貴法人がもっと力を入れる必要があると思うものをお答えください。（あてはまるもの3つまでに○）

「障害福祉にかかる人材確保や育成の取組」の割合が 28.0%と最も高く、次いで「学校などでの子どもへの障害理解の教育」の割合が 23.0%、「誰もが共に支え合いながら暮らす共生社会の実現に向けた取組の充実」の割合が 22.0%となっています。

回答者数 = 100



【自由意見】

分類	件数
市民	182
1. 福祉について	12
2. 医療、介護、施設	37
3. 障がい者支援	28
4. 手続き、相談	16
5. 情報提供、啓発	11
6. 年金について	3
7. 交通について	15
8. まちづくり	8
9. 市への要望、意見	20
10. アンケート	7
11. 日常生活、仕事	19
12. その他	6
事業所	25

3 加古川市障害者施策推進協議会委員名簿(令和5年度)

順不同・敬称略

関係機関・団体名／役職名	氏 名	備 考
加古川市社会福祉協議会 事務局長	本 山 政 幸	会 長
兵庫大学生涯福祉学部 教授	小 倉 毅	副 会 長
神戸女子大学健康福祉学部 教授	植 戸 貴 子	
加古川市身体障害者福祉協会 副会長	中 山 文 美 代	
加古川市手をつなぐ育成会 会長	楠 木 紳 子	
東播磨障害者施設ネットワーク連絡会 代表	中 嶋 ま ゆ み	
厚生労働省兵庫労働局 加古川公共職業安定所 所長	掛 川 伸 治	
兵庫県東播磨県民局 加古川健康福祉事務所 所長補佐兼地域保健課長	前 田 仁 代	
加古川市立加古川養護学校 校長	石 川 昌 澄	

4 計画策定の過程

実施年月日	会議名等	主な内容
令和 5 年 6 月 27 日	第1回施策推進協議会	・計画の概要 ・策定スケジュール ・アンケート調査
令和 5 年 8 月 7 日 ～ 8 月 18 日	障害者関係団体意見交換	・障がい者福祉 ・障害福祉サービス ・障害児通所支援 ・その他
令和 5 年 7 月 24 日 ～ 8 月 14 日	アンケート	・障害福祉サービス 受給者 …1,200 通 ・障害者手帳所持者 …800 通 - 合計 2,000 通 (有効回答率 44.7%)
令和 5 年 9 月 19 日	第2回施策推進協議会	・計画骨子案 ・成果目標 ・その他
令和 5 年 10 月 31 日	第3回施策推進協議会	・計画素案 ・パブリックコメント 実施方法
令和 5 年 11 月 8 日 ～ 12 月 7 日	パブリックコメント	・計画素案への意見
令和 5 年 12 月 26 日	第4回施策推進協議会	・パブリックコメント 結果報告 ・計画原案
令和 6 年 2 月 6 日	第5回施策推進協議会	・最終案の承認

5 用語解説

用 語		説 明
あ行		
あ	アセスメント	障害福祉サービス利用者の状態や生活状況について情報収集し、日常生活の評価から希望する生活や課題等を把握すること。
い	医学モデル	障害を個人の問題としてとらえ、障害は、病気・外傷やその他の健康状態から生じるものとする考え方。
	意思決定支援	自ら意思を決定することに困難を抱える障がい者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り本人が自ら意思決定できるよう支援し、本人の意思の確認や意思及び選好を推定し、支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益を検討するために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組みのことをいう。
	一般就労	労働関係法の適用を受けて一般企業などで働くこと。
	移動支援事業	社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動などの社会参加のための外出の際の移動を支援するサービスのこと。
	医療的ケア	たんの吸引や鼻などから管を通して栄養剤を流し込む経管栄養など、在宅で家族などが日常的に行っている医療的介助行為であり、医師法上の「医療行為」と区別されている。
	医療的ケア児	医療的ケアが必要な児童のこと。
	医療的ケア児支援法	医療的ケア児を育てる家族の負担を軽減し、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職を防止することを目的とした法律のこと。
	インクルーシブ教育システム	障がいのある人が精神的及び身体的な能力などを可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加できることを目的とし、障がいのある人と障がいのない人がともに学ぶ仕組み。
う	ウェルネス	単に運動や栄養だけでなく、幅広く生きがい、人間関係、生活環境などの要素をバランスよく保ち、より積極的で創造的なライフスタイルを目指す行動様式のこと。
か行		
か	かがわ教育ビジョン	教育基本法に示された教育の理念の実現に向けて、今後目指すべき教育の姿を明らかにするとともに、取り組むべき施策を総合的・計画的に推進するもの。

加古川歯科保健センター	障がい者診療、歯科保健指導、日曜日・祝日の救急歯科診療を行うセンターのこと。
加古川市高齢者福祉計画及び加古川市介護保険事業計画	団塊の世代が後期高齢者になる令和7年を見据え、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活が続けられるように、地域包括ケアシステムの構築に向けて、老人福祉法に基づく市町村老人福祉計画と介護保険法に基づく市町村介護保険事業計画を一体的に策定したもの。
加古川市子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法に基づき、すべての子どもが健やかに成長し、保護者が安心して子育てができる社会を目指した「子ども・子育て支援制度」を踏まえ、本市における子ども・子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定めた計画のこと。
加古川市手話言語及び障害者コミュニケーション促進条例	障がいのある人もない人も、円滑にコミュニケーションがとれることにより、互いに理解し合い、自分らしく安心して暮らすことのできる共生社会を実現させるため、市民に手話が言語であることへの理解を広めるとともに、手話、要約筆記、点字、音声、ひらがな表記など障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段の使用環境を整えることを目的とした条例のこと。
加古川市障がい者基本計画	障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」であり、障がいのある人が地域でいきいきと暮らすことができるまちづくりを進めるための理念として、本市の基本姿勢や施策の方向性を示したもの。
加古川市障がい者虐待防止センター	障がい者虐待に関する相談・通報などを受け付け、障がいのある人や養護者に対して支援を行うセンターのこと。
加古川市障害者就労施設等からの物品等の調達推進を図るための方針	障害福祉施設などが提供する物品などを積極的に発注することにより、就労する障がいのある人等の自立を促すため、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律の規定に基づき定めた方針のこと。
加古川市障害者自立支援協議会	障害福祉の関係者による連携や支援体制に関する協議を行うための協議会で、「しごと」「くらし」「こども」「差別解消」「相談支援」の5つの機能が専門部会として備わっている。
加古川市障害者施策推進協議会	障害者施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項や、障害者施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議するための協議会のこと。
加古川市障害児福祉計画	児童福祉法に基づく市町村障害児福祉計画であり、障がい児支援の提供体制の整備に関する目標、障害児通所支援や相談支

		援に関するサービス利用の見込量とその確保のための方策を定めたもの。
	加古川市障害福祉計画	障害者総合支援法に基づく市町村障害福祉計画であり、地域移行に関する数値目標、障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業に関するサービス利用の見込量とその確保のための方策を定めたもの。
	加古川市総合計画	本市の長期的なまちづくりの基本的方向や施策を総合的・体系的に示し、市政を推進するうえで指針となるもの。
	加古川市地域公共交通プラン(地域公共交通網形成計画)	将来にわたって持続可能な市民の移動手段の確保を目指し、まちづくりと連携した持続可能な公共交通網を形成するための本市の公共交通網のあり方を示すプランのこと。
	加古川市防災ポータル	加古川市の災害時のさまざまな情報をひとつのサイトに集約したインターネットサイトのこと。
	加古川市地域福祉計画	社会福祉法に基づき、「地域共生社会」の実現に向けて、自助・互助・共助・公助の連携による取組を進めるため策定した本市の地域福祉に関する総合的な計画のこと。
	加古川市立こども療育センター	療育を必要とする就学前の子どもに、保育を通じて、発達段階や特性に応じた発達支援と各家庭の状況に合わせた育児支援を行う児童福祉法に定められた福祉型児童発達支援センターのこと。 また、診療所では、運動面や体幹機能に障がいがある肢体不自由児に療育を行うとともに、ことばが遅い、落ち着きがないなど、子どもの発達や成長面に対する支援を行っている。
	かこバス	市街地の人口集中地区で、既存のバス路線や鉄道駅が近くにない地域を走るコミュニティバスのこと。
	学校園連携ユニット	中学校区を1つの単位(ユニット)とし、その地域の保育園・幼稚園・こども園・小学校・中学校・義務教育学校・特別支援学校が相互に連携し、家庭・地域とも連携を図りながら、子どもの連続した学びや育ちを支援する仕組みのこと。
き	基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、身体障害・知的障害・精神障害に関する相談支援業務を総合的に行うセンターのこと。
	基本指針	障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保に関する基本的事項など、障害福祉計画及び障害児福祉計画の作成に関する事項について、厚生労働省が定めたもの。

	義務教育学校	一人の校長のもと一つの教職員集団が、小中一貫した教育課程を編成して教育活動を行う9年制の学校のこと。
	教育基本法	教育の目的や理念、教育の実施に関する基本を定めるとともに、国や地方公共団体の責務を明らかにした法律のこと。
	強度行動障がい	自分の体を叩いたり、食べられないものを口に入れる、危険につながる飛び出しなど本人の健康を損ねる行動、他人を叩いたり物を壊す、大泣きが何時間も続くなど周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態のこと。
く	グループホーム	障がいのある人が生活上の支援を受けながら共同で生活する地域社会の中にある住居のこと。
け	計画相談支援	障害者総合支援法に基づく相談支援の一つであり、障がいのある人が自立した日常生活と社会生活を営むことができるように、障害福祉サービス等を申請した障がいのある人のサービス等利用計画の作成や支給決定後のサービス等利用計画の見直し(モニタリング)などを行うサービスのこと。
	健康福祉事務所	健康づくり、感染症対策、精神・母子保健、難病対策、生活・食品衛生、医務、薬務、社会福祉施設の法人監査、母子寡婦福祉資金の貸付、生活保護、健康福祉に関する企画調整など、保健・医療・福祉に関わる業務を行う機関のこと。
	権利擁護	自らの意思を表示することが困難な知的障がいのある人などに代わって、援助者などが代理としてその権利やニーズの獲得を行うこと。
こ	交通バリアフリー法	高齢者、身体障がいのある人などの公共交通機関を利用した移動の利便性・安全性の向上を促進するため、鉄道駅などの旅客施設や車両、その周辺の地区におけるバリアフリー化を推進することを定めた法律のこと。
	合理的配慮	障がいのある人が日常生活や社会生活を営むうえで妨げとなる社会的障壁を取り除くために行われる配慮のこと。なお、障害者差別解消法では、障がいのある人から社会的障壁の除去を必要とする旨の意思の表明があった場合に、その実施に伴う負担が過重でないときは、行政機関などは合理的な配慮をしなければならないと規定されている。令和3年度の法改正により、令和6年4月1日から、事業者等にも義務付けられることとなる。
	子育て世代包括支援センター	保健師や助産師が妊娠・出産・育児に関する相談を受け、母子保健サービスの案内や子育て情報の提供など、安心して育児に

		取り組めるように、妊娠中から子育て期まで切れ目なく支援を行うセンターのこと。
	子育て相談センター	乳幼児の情緒、発達など、子育ての悩みについて保健師と臨床心理士が連携して対応することを目的として、育児保健課が委託している事業のこと。
	個別の教育支援計画	学校を中心とし、保護者、福祉、医療、施設の関係者らが作成する乳幼児期から学校卒業までの支援内容を記載した計画書のこと。
	個別の指導計画	学校(担任)が作成する単元、学期、学年ごとの支援内容を記載した計画書のこと。
	個別避難計画	高齢者や障がいのある人など、災害時に一人では避難することが困難な方(避難行動要支援者)一人一人の状況や避難先の情報などをあらかじめ記載した計画のこと。
	コミュニケーションボード	知的障がいのある人や自閉症の人、聴覚障がいのある人のコミュニケーション支援を目的として作成された図版。イラストを指差すことで意思を伝えることができる。
	コミュニティ交通	それぞれの地域の特性や住民のニーズに応じた交通システムのこと。
さ行		
さ	災害対策基本法	災害対策全体を体系化し、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図ることを目的とした法律のこと。
	サポートファイル	特別な支援や配慮を要する子どもたちが、一貫した支援を受けることを目的に、保護者と関係機関が子ども一人一人の情報を共有するために作成したファイルのこと。
	サービス等利用計画	障がいのある人が障害福祉サービスを適切に利用することができるように、心身の状況や置かれている環境、サービスの利用に関する意向その他の事情を考慮し、利用するサービスの種類や内容などを定めた計画のこと。
し	支援費制度	障がいのある人の自己決定を尊重し、利用者本位のサービスの提供を基本として、事業者との対等な関係に基づき、障がいのある人自らがサービスを選択し、契約によりサービスを利用する仕組みのこと。
	児童クラブ	勤務などの事情により、昼間保護者が家庭にいない児童に対し、放課後の時間帯や長期休業期間中に、家庭に代わる生活の場を確保し、適切な遊びや指導を行うことにより、児童の安全保護と健全育成を図る事業。「学童保育」とも呼ばれる。

児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行うサービスのこと。
児童発達支援センター	障がい児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、自立生活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応訓練などの支援を行う通所施設。
児童福祉法	児童の心身の健全な成長、生活の保障、愛護を理念として、その目的達成のために必要な諸制度を定めた法律のこと。
市民後見人	弁護士、司法書士等の専門職以外で、本人と親族関係がなく、社会貢献のために地方自治体等が行う後見人養成講座などにより、知識や技術を身に付けた一般市民による成年後見人等のこと。
社会教育推進員・福祉教育推進員	地域における学習・交流活動の推進や、社会教育関係団体との連携による社会教育の振興、また、「福祉のこころ」啓発による福祉教育の浸透を目的に活動する人のこと。町内会ごとに推進員を委嘱している。
社会的障壁	社会における様々な障壁(事物、制度、慣行、観念その他一切のもの)。
社会福祉協議会	民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織。昭和26年に制定された社会福祉事業法(現在の「社会福祉法」)に基づき、設置されている。
社会モデル	障害を社会によって作られた問題にとらえ、障害は、諸状態の集合体であり、その多くが社会環境によって作り出されたものとする考え方。
重症心身障がい児	重度の肢体不自由と重度の知的障害が重複した状態にある児童のこと。
就学相談	子どもの就学先を決めるための保護者、児童、教育委員会の間の話し合いと、その決定までのプロセスのこと。
就労移行支援事業所	一般就労が可能と見込まれる障がいのある人に対し、生産活動機会の提供や就労に必要な訓練、求職活動に関する支援などを行う障害福祉サービス事業所のこと。
就労継続支援事業所	生産活動機会の提供や就労に必要な訓練などを行う障害福祉サービス事業所。なお、雇用契約に基づき、継続的就労が可能な障がいのある人に対して訓練などを行う事業所を「就労継続支援A型事業所」といい、一般就労が困難な障がいのある人に対して訓練などを行う事業所を「就労継続支援B型事業所」という。

授産製品	障がいのある人が障害福祉施設などにおいて、作業訓練の一環として製作した商品のこと。
手話奉仕員	所定の講習を受けて手話の技術を習得し、聴覚に障がいのある人や音声または言語機能に障がいのある人の日常生活上の初歩的なコミュニケーションを手話により支援する人のこと。
障害支援区分	障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもの。
障害者医療費助成制度	一定の等級または判定の障害者手帳を所持している人に対して、所得要件などを満たした場合に、医療費の一部を助成する制度のこと。
障害者基本法	障がいのある人の自立や社会参加の支援などのための施策の基本となる事項を定めることなどにより、障がいのある人の自立や社会参加の支援などのための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした法律のこと。
障がい者基本計画	障害者基本法に基づき政府が策定する障がい者施策に関する基本的な計画のこと。
障害者虐待防止法	障がいのある人に対する虐待の禁止、国等の責務、障がい者虐待を受けた障がいのある人に対する保護や自立の支援のための措置などを定めた法律のこと。
障害者雇用促進法	障がいのある人の雇用義務などに基づく雇用の促進などのための措置、職業リハビリテーションの措置などを通じて、障がいのある人の職業の安定を図ることを目的とした法律のこと。
障がい者雇用率	障がいのある人が一般労働者と同じ水準において働くことを目的として障害者の雇用の促進等に関する法律に定められているもので、常用労働者の数に対する障がいのある人の雇用の割合のこと。
障害者差別解消法	障害を理由とする差別の解消を推進することにより、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すための法律のこと。
障がい者(児)歯科受診制度	加古川歯科保健センターで行う予約制の障がいのある人への歯科診療のこと。
障がい者支援施設	施設入所支援を行うとともに、生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援B型を行う施設をいう。

障害者就業・生活支援センター	障がいのある人の身近な地域で、雇用・保健福祉・教育など関係機関の連携拠点として、就業面や生活面における一体的な相談支援を行う機関のこと。
障害者週間	障がいのある人自らの自立と社会参加への意欲、国民の障がい者問題に対する理解と認識を、より一層高めるための運動を展開する期間であり、国際障害者デーであると同時に障害者基本法の公布日である12月3日から「障害者の日」である12月9日までの1週間をいう。
障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法	障がい者による情報の取得利用・意思疎通にかかる施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資することを目的とした法律のこと。
障害者職業センター	障がいのある人に対する専門的な職業リハビリテーションサービス、事業主に対する障がいのある人の雇用管理に関する相談・援助、地域の関係機関に対する助言・援助を実施する施設のこと。
障害者自立支援法	障がいのある人がその有する能力や適性に応じ、自立した日常生活と社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに関する給付その他の支援を行い、障がいのある人の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とした法律のこと。現在は障害者総合支援法に移行している。
障がい者スポーツ	障害に応じて競技規則や実施方法を変更したり、用具などを用いて障害を補ったりする工夫・適合・開発がされたスポーツのこと。
障害者総合支援法	障がいのある人の地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実など障がいのある人の日常生活と社会生活を総合的に支援することを目的として制定された法律のこと。
障害者相談員	障がいのある人の福祉の増進を図るために市長から委嘱された相談員。身体障がいのある人または知的障がいのある人本人もしくは保護者の相談に応じ、障がいのある人の自立及び更生に必要な援助を行う。
障害者の権利に関する条約	障がいのある人の人権と基本的自由の享有を確保し、その固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、必要な措置などについて定めた条約のこと。

障害児通所支援	児童福祉法に定められた児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援のこと。
障害年金	病気やけがなどによって障害の状態になったとき、生活を支えるものとして支給される年金。障害年金には、「障害基礎年金」「障害厚生年金」「障害共済年金」がある。
障害福祉サービス	障害者総合支援法に定められた居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労選択支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助(グループホーム)のこと。
障害福祉施設	障害福祉サービスを提供する事業所や障がいのある人に創作活動や就労の機会を提供する地域活動支援センターなど、障がいのある人に関する支援を行う施設のこと。
障害を理由とする差別の解消の推進に関する加古川市職員対応要領	加古川市職員が事務・事業を行うにあたり、障害者差別解消法に規定される不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供の義務について正しく理解し、障害の有無によって分け隔てることなく適切に対応するために必要な事項を定めたもの。
情報アクセシビリティ	年齢や障害の有無に関係なく、だれでも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること。
情報保障	主に、視覚や聴覚障がいのある人に対する配慮として、情報を入手するにあたり、必要なサポートを行うこと。
職業能力開発施設	すべての人が能力を高めて適した仕事に就くことができるよう、再就職に必要な技能を身に付けるための職業訓練や、仕事に就いている人のスキルアップを支援する施策などを行う施設のこと。
職場適応援助者(ジョブコーチ)	障がいのある人や家族、事業主に対して職場適応に向けたきめ細やかな人的支援を提供する専門職のこと。
触法障がい者	法律に触れる行為をした障がいのある人のこと。
自立支援医療制度	心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度のこと。
私立認可保育所	保護者が共に働いていたり、病気などの理由により、家庭で保育ができない場合に、保護者に代わって児童を保育する県の認可を受けた私立の児童福祉施設のこと。
人権啓発推進員	市長から委嘱され、市民に対する人権啓発の推進を図るために、校区人権・同和教育協議会での研修会や人権町内懇談会の企画運営などの啓発活動を行う人のこと。

	身体障害者手帳	身体障害者福祉法に掲げる身体の障がいがある人を対象として都道府県知事等が交付するもの。 各支援施策の基本となるとともに、税の控除・減免や公共交通機関の割引等についても、手帳の交付やその等級が対象の要件となっている場合がある。
す	スクールアシスタント	小学校の通常学級に在籍している行動面や学習面において適応しづらい子どもの指導補助を行う教員免許を有する職員のこと。
	スポーツ教室	障がいのある人の健康と体力の増進、残存機能の回復を図るため、適切なスポーツの紹介と指導を行い、あわせて障がい者スポーツの普及を目指す事業のこと。
せ	精神障害者社会適応訓練事業	在宅の精神障がいのある人を対象に、環境適応能力や仕事の持続力、人付き合いなどの社会生活に必要な適応能力を身に付けるため、協力事業所に委託して社会適応訓練を行う事業のこと。
	精神障害者保健福祉手帳	精神障がい者等の自立と社会参加の促進を図ることを目的として、精神障がいのため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある人を対象として都道府県知事等が交付するもの。 各支援施策の基本となるとともに、税の控除・減免や公共交通機関の割引等についても、手帳の交付やその等級が対象の要件となっている場合がある。
	精神障害にも対応した地域包括ケアシステム	精神障がい者も地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合い、教育が包括的に確保されたシステムをいう。
	成年後見支援センター	成年後見制度の周知や相談などの支援の拠点となるセンターのこと。
	成年後見制度	認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分でない人について、本人の権利を守る援助者を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度のこと。
そ	相談支援事業所	障がいのある人などの相談に応じ、助言や連絡調整などの必要な支援を行う事業所のこと。
	相談支援従事者初任者研修	相談支援専門員として、その業務に従事するために必要となる研修のこと。

	相談支援専門員	障がいのある人などの相談に応じ、助言や連絡調整、サービス等利用計画の作成などの必要な支援を行う人のこと。
	措置制度	市や県などが、要援護者に対して、社会福祉施設などへ入所または在宅サービスを利用させることを法律に従って決定する制度のこと。
た行		
た	短期入所	居宅で介護を受ける障がいのある人が、障害福祉施設などに短期間入所し、入浴や排せつ、食事などの支援を受けるサービスのこと。
ち	地域移行	障害福祉施設に入所している障がいのある人や精神科病院に入院中の精神障がいのある人などが地域での生活に移行すること。
	地域生活支援拠点等	障がいのある人の生活を地域全体で支える体制。「①地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談」、「②一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供」、「③ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受け入れ体制の確保」、「④人材の確保・養成・連携等による専門性の確保」、「⑤サービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制作り」などの役割が求められる。
	地域定着	居宅や単身などで生活する障がいのある人が、地域生活を継続していくこと。
	地域包括ケアシステム	高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むために、住まい、医療、介護、介護予防、日常生活支援が一体的に提供される体制のこと。
	聴覚障がい者FAX通報	音声による119番通報が困難な聴覚障がいのある人が、FAXにより通報できる制度のこと。
つ	通級による指導	小学校・中学校において、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童・生徒に対して、指導の一層の充実を図る観点から、特定の時間に障害に応じた特別の指導を通級の教室で行う教育方法のこと。
て	点訳奉仕員	所定の講習を受けて点訳の技術を習得し、視覚障がいのある人のために、印刷された文字や手書きの文字を点字に改め点字の書籍や文書を作成する人のこと。
と	登録ボランティア	ボランティアセンターに登録しているボランティアのこと。

	特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース)	高齢者や障がいのある人などの就職困難者を、ハローワークなどの紹介により、継続して雇用する労働者(雇用保険の一般被保険者)として雇い入れた事業主に対して助成されるもの。
	特定求職者雇用開発助成金(発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース)	発達障害者または難病患者を、ハローワークなどの紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対して助成されるもの。
	特別支援学級	障害の比較的軽い子どものために小学校・中学校に障害の種類ごとに置かれる少人数の学級のこと。
	特別支援学校	様々な障がいのある子どもたちに対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校のこと。
	特別支援教育	障がいのある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的取組みを支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導と必要な支援を行うこと。
	特別支援教育コーディネーター	特別支援教育の推進に関して中心的な役割を担い、学校園内の関係者や関係機関との連絡・調整や、保護者に対する窓口として相談業務を行う職員のこと。
	特別支援ルーム	認知面や行動面で困難を抱える子どもなど、障がいや発達に課題がある子どもに対して、一人一人の教育的ニーズを把握し適切な教育活動を行う教室のこと。
	トライアル雇用助成金(障害者トライアルコース)	就職が困難な障がい者を、ハローワークなどの紹介により、一定期間試行雇用を行う事業主に対して助成されるもの。
	トライアル雇用助成金(障害者短時間トライアルコース)	直ちに週20時間以上勤務することが難しい精神障がい者および発達障がい者の求職者について、3か月から12か月の期間をかけながら20時間以上の就業を目指して試行雇用を行う事業主に対して助成されるもの。
な行		
な	難病	発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの。

に	日中一時支援	居宅において介護者の疾病などの理由により、障害福祉施設などでの日中預りが必要な障がいのある人などについて、当該施設で宿泊を伴わない範囲で一時預りを行い、排せつ、食事の介護等の支援するサービスのこと。
	乳幼児健康診査	保護者とともに乳幼児の心身の成長、発達などの健康状態を確認し、疾病の早期発見や適切な治療を勧め、より健やかな発達を促すとともに、育児支援を行うことを目的に実施している健康診査のこと。
	乳幼児発達相談事業	乳幼児健康診査などで経過観察が必要とされ、主として精神運動発達に問題がある乳幼児とその保護者を対象とし、専門医の相談を行い、必要に応じ専門機関への紹介を行う事業のこと。
	認定こども園	教育・保育を一体的に行う施設で、いわゆる幼稚園と保育所の両方の良さをあわせ持っている施設のこと。
ね	NET119	音声による119番通報が困難な聴覚障がいのある人が、スマートフォンなどにより通報できるシステムのこと。
は行		
は	発達障害	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの。
	発達障害者支援法	発達障害を早期に発見し、発達支援を行うことに関する国と地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育における発達障がいのある人への支援、発達障がいのある人の就労の支援、発達障害者支援センターの指定などについて定めることにより、発達障がいのある人の自立と社会参加に資するよう生活全般にわたる支援を図り、発達障がいのある人の福祉の増進に寄与するために制定された法律のこと。
	発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金	発達障がいのある人や難治性疾患患者をハローワークなどの紹介により、継続して雇用する労働者（一般被保険者）として雇い入れる事業主に対する助成金のこと。
	バリアフリー	主に建築上の障壁（バリア）を除去するという意味で使われるが、高齢者や障がいのある人などのために物的環境のみならず、精神的・制度的にも、自由に社会参加できるよう生活や行動に不便な障害・障壁を除去することを指す。
	ハローワーク	事業者から求人の申込みを受け、働き口を探す人に仕事をあっせん・仲介する公的な機関のこと。

	ハートビル法	高齢者や身体障がいのある人などの自立と積極的な社会参加を促すため、不特定かつ多数が利用する建築物において、高齢者や身体障がいのある人などが円滑に利用できるような整備を促進するために制定された法律のこと。
ひ	ピアカウンセリング	障がいのある人同士または障がいのある人を家族に持つ者同士など、同じ悩みを持つ仲間が相談に乗り、悩みをその人自身で克服できるよう支援すること。
	ピアサポーター	障がいのある人が日常生活の中で直面するあらゆる問題について問題解決のための指導や助言を行う同様の立場にある人のこと。
	避難行動要支援者支援制度	市作成の「避難行動要支援者名簿」に登録された情報を町内会などの支援関係者へ提供することで、災害時に避難の誘導や補助などの支援が必要な人が、平常時から避難行動や支援方法などを本人と支援関係者の間で計画し、災害に備える制度のこと。
	兵庫県障害者権利擁護センター	障がい者虐待などに関する相談・通報窓口のこと。
	兵庫県福祉のまちづくり条例	高齢者や障がいのある人を含むすべての県民がいきいきと生活できる福祉のまちづくりを推進するために制定された条例のこと。
	兵庫ゆずりあい駐車場制度	障がいのある人などのための駐車スペースの適正利用を促すため、「兵庫ゆずりあい駐車場利用証」を交付する制度のこと。
ふ	福祉教育	福祉についての知識や理解、住民参加を促すために、講習、広報などの手段により行う教育のこと。
	福祉的就労	一般就労が困難な障がいのある人が、就労継続支援事業所など福祉的な観点に配慮された環境で就労すること。
	福祉バス	老人クラブなどの高齢者団体や障がい者団体などの活動支援、外出支援のために運行しているバスのこと。
	福祉避難所	避難所での生活が困難で配慮を要する人を受け入れるため、バリアフリー化された特別養護老人ホームや障害福祉施設などの施設との協定に基づき開設する二次避難所のこと。
	ふれあい作品展	障がいのある人が日頃の趣味・学習活動の中から製作した作品を展示し、一般市民の理解と関心を高めるとともに、作品の製作を通して文化と生きがいの高揚を図り、積極的な社会参加の意欲を育てる事業のこと。

ハ	ペアレントトレーニング	子どもの行動変容を目的として、保護者がほめ方や指示などの具体的な養育スキルを獲得するためのプログラムのこと。
	ヘルプカード	緊急連絡先や必要な支援内容などをカードに記載し、障がいのある人などが災害時や日常生活の中で困ったときに、周囲に自己の障害への理解や支援を求めるためのもの。
ホ	保育所等訪問支援	障がいのある児童が集団生活を営む保育所などの施設を訪問し、その施設における障がいのある児童の集団生活への適応のための専門的な支援・相談などを行うサービスのこと。
	放課後子ども教室	放課後や週末などに学校の施設などを活用し、地域住民の参画を得て子どもたちに学習や様々な体験・交流活動の機会を提供する事業。本市では「チャレンジクラブ」として、小学校や公民館で実施している。
	放課後等デイサービス	障がいのある学齢期の児童が、学校の授業終了後や休日において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流を促進するサービスのこと。
	防災ネットかこがわ	地震や台風などの災害が起きたとき、携帯電話やパソコンを使って、避難勧告や危険水位情報などの緊急情報を見ることができるシステム。メールアドレスを登録することにより、避難勧告などの緊急情報が更新されるたびに「お知らせメール」が配信される。そのほか、緊急時だけでなく、災害が起こっていないときも、休日の救急医療機関の案内や市内で行われるイベントの情報などを掲載している。
	法人後見	社会福祉法人や社団法人、特定非営利活動法人などの法人が、成年後見人、保佐人若しくは補助人となり、判断能力が低下した人の保護・支援を行うこと。
	補助指導員	小学校・中学校に在籍する肢体に障がいのある児童・生徒や重度の知的障がい・情緒障がいのある児童・生徒に対し、校内における移動介助、身辺処理に関する介助、学習活動時における介助などを行う職員のこと。
	ボランティアセンター	ボランティア活動への理解を深め、参加を促進するための拠点として、社会福祉協議会に設置されているセンターのこと。
ま行		
み	見守り事業	ふだんの暮らしの中で、定期的な声かけや見守りが必要な高齢者や障がいのある人の世帯を対象に、週に一度昼食を届けることで孤立を防ぐ地域の見守り活動のこと。事業を通じて民生委員・児童委員をはじめ、地域のボランティアの協力を得て、住

		民主主体の支援ネットワークを強化し、地域の福祉力を高めている。
	民生委員・児童委員	厚生労働大臣から委嘱され、地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助や情報提供を行い、社会福祉の増進に努める人であり、児童委員を兼ねている。児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援などを行う人である。
も	モニタリング	サービス等利用計画の作成後、サービス等利用計画の実施状況を把握し、利用者の状態や生活状況を確認して必要に応じサービス等利用計画を見直すこと。
や行		
や	ヤングケアラー	法令上の定義はないが、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもとされている。
ゆ	優先調達	障害福祉施設などから優先的・積極的に物品などを調達すること。
	ユニバーサルデザイン	障害の有無、年齢、性別、人種などにかかわらず多様な人々が利用しやすいよう、あらかじめ都市、モノ、生活環境などをデザインするという積極的な考え方。
よ	要約筆記	話し手の内容の要点を筆記して聴覚障がいのある人に伝えること。一般的にはOHP(オーバー・ヘッド・プロジェクター)を使用し、内容をTP(トランス・ペアレन्シー)に書き、スクリーンに投影する方法が用いられる。
ら行		
ら	ライフステージ	人の一生を段階ごとに区分したもの。通常は、幼年期・少年期・青年期・壮年期・老年期に分ける。
り	リハビリテーション	障がいのある人の身体的、精神的、社会的な自立能力向上をめざす総合的なプログラムであるとともに、それにとどまらず障がいのある人のライフステージのすべての段階において全人間的復権に寄与し、障がいのある人の自立と参加をめざす考え方。
	療育支援	障害の早期発見・早期治療または訓練などによる障害の軽減や基礎的な生活能力の向上を図るため実施する医学的治療や保育その他の支援(相談や指導、診断、検査、訓練など)。
	療育手帳	知的障がい者等への一貫した指導・相談を行うとともに、これらの人に対して各種の援助措置を受けやすくするため、知的障

		害と判定された人に対して、都道府県知事等が交付するもののこと。
	臨床心理士	心理学に基づく知識や技術を用いて、人のこころの問題をサポートする専門職のこと。
ろ	朗読奉仕員	所定の講習を受けて朗読の技術を習得し、視覚障がいのある人のために、声の図書(録音テープ)の作成や対面朗読などをする人のこと。

加古川市障がい者基本計画・

第7期加古川市障害福祉計画・第3期加古川市障害児福祉計画

加古川市 福祉部 障がい者支援課

〒675-8501 兵庫県加古川市加古川町北在家2000番地

電 話 (079)427-9372

F A X (079)422-8360

<http://www.city.kakogawa.lg.jp>